

富山県地域防災計画

雪害編

修 正 案

凡例

下線 修正箇所

令和 3 年 12 月修正

富山県防災会議

富山県地域防災計画

雪害編

富山県防災会議

富山県地域防災計画（雪害編）用語例

1 防災関係機関の用語例

- (1) 防災関係機関：県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、自衛隊、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者をいう。（防災関係機関のうち特にある機関を取り出し、「県、市町村及び防災関係機関は……」等と用いている場合、その「防災関係機関」は特に例示している機関以外の防災機関をさす。）
- (2) 指定地方行政機関：災害対策基本法（[昭和36年法律第223号](#)。以下「[災対法](#)」という。）第2条第4号で定める行政機関であり、本計画では、富山県を管轄する管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、地方整備局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部、管区气象台、[管区海上保安本部](#)及び[地方環境事務所](#)をいう。
- (3) 指定公共機関：[災対法](#)第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、[北陸電力送配電株式会社](#)、関西電力株式会社、[関西電力送配電株式会社](#)及び日本通運株式会社をいう。
- (4) 指定地方公共機関：[災対法](#)第2条第6号で定める公共機関等であり、本計画では、富山地方鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、加越能バス株式会社、日本海ガス株式会社、高岡ガス株式会社、一般社団法人日本コミュニティーガス協会北陸支部、一般社団法人富山県エルピーガス協会、一般社団法人富山県トラック協会、北日本放送株式会社、富山テレビ放送株式会社、株式会社チューリップテレビ、株式会社北日本新聞社株式会社、[株式会社北國新聞社](#)、富山エフエム放送株式会社、一般社団法人富山県ケーブルテレビ協議会、公益社団法人富山県医師会、公益社団法人富山県看護協会、公益社団法人富山県薬剤師会、一般社団法人富山県歯科医師会、社会福祉法人富山県社会福祉協議会、土地改良区及び指定水防管理団体をいう。
- (5) ライフライン機関：当計画では、電力、ガス、上下水道、通信の各機関をさす。

2 特定の用語に含まれる範囲、意味

- (1) 雪害：災害対策基本法第2条第1号に定める豪雪等により生ずる被害をいう。
- (2) 発災時：初期の雪害発生時をいう。
- (3) 雪害時：豪雪等により生じる被害の開始から終息までをいう。

3 語の読み替え

県各部局の名称は、県災害対策本部を設置したときは、「富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」に定める名称に読み替える。

富山県地域防災計画（雪害編）の体系

第1章 総 則	基本方針	第1節	計画の目的
		第2節	防災の基本方策
	役割分担	第3節	防災関係機関等の責務
		県の概況	第4節
第2章 雪害予防対策	雪害に強い県土づくり		第1節
		第2節	雪崩対策等の推進
		第3節	都市基盤等の耐雪化
		第4節	交通対策
	防災体制づくり	第5節	防災活動体制の整備
		第6節	救援・救護体制の整備
		第7節	農林水産業の雪害予防
		第8節	商工業の雪害予防
	雪害への日常の備え	第9節	防災行動力の向上
		第10節	調査研究
第3章 雪害応急対策	災害未然防止活動	第1節	予警報の伝達
		迅速、的確な初動態勢	第2節
	第3節		情報の収集、伝達
	第4節		交通の確保
	第5節		自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪
	第6節		災害救助法の適用
	第7節		広域応援要請
	各種の被災者救援活動		第8節
		第9節	医療救護活動
		第10節	避難活動
		第11節	交通規制・輸送対策
		第12節	飲料水・食料・生活必需品等の供給
		第13節	廃棄物処理・防疫・食品衛生対策
		第14節	警備活動
		第15節	遺体の搜索、処理及び埋葬
	社会諸機能の応急復旧活動	第16節	ライフライン施設等の応急復旧対策
		第17節	公共建物等の応急復旧対策
		第18節	農林水産業の被害拡大防止
		第19節	商工業の被害拡大防止
		第20節	応急住宅対策
		第21節	教育・金融・労働力確保対策
	第4章 雪害復旧対策	応急公用負担	第22節
第1節			民生安定のための緊急対策
第2節			激甚災害の指定
		第3節	公共土木施設の災害復旧計画

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	2
第1 計画の目的	2
第2 計画の性格	2
第3 計画の構成	2
第2節 防災の基本方策	4
第1 防災についての考え方	4
第2 防災の各段階における基本方策	4
第3 各種計画等の作成	6
第3節 防災関係機関等の責務	7
第1 防災関係機関等の責務	7
第2 防災関係機関等の業務大綱	9
第3 役割分担	16
第4節 県内の降積雪の状況と雪害	17
第1 降積雪の状況	17
第2 社会環境の変化	18
第3 過去の主な雪害	19
第2章 雪害予防対策	26
第1節 雪害に強い県土づくり	27
第1 除排雪の推進	27
第2 防災関連施設等整備事業関係	27
第3 建築物の耐雪化、無雪化事業関係	28
第4 産業の振興、無雪化等	28
第2節 雪崩対策等の推進	29
第1 雪崩危険箇所の把握	29
第2 雪崩危険箇所の予防措置	29
第3 警戒避難体制の確立	30
第4 融雪期における土砂災害対策	30
第3節 都市基盤等の耐雪化	31
第1 建築物の安全確保	31
第2 ライフライン施設の耐雪化	33
第3 廃棄物処理施設の耐雪化	42

第4	危険物施設等の耐雪化	43
第5	郵政事業の運営確保	46
第6	消流雪用水の確保等	47
第4節	交通対策	48
第1	交通安全対策及び交通流の円滑化対策	48
第2	道路交通対策	49
第3	鉄軌道交通対策	52
第4	バス交通対策	53
第5	航空交通対策	53
第5節	防災活動体制の整備	54
第1	防災拠点施設の整備	55
第2	気象観測施設の整備等	57
第3	救助用資機材の整備	57
第4	通信連絡体制の整備	58
第5	業務継続体制の確保	61
第6	緊急輸送ネットワークの整備	62
第7	航空防災体制の強化	65
第8	相互応援体制の整備	68
第9	災害復旧・復興への備え	79
第6節	救援・救護体制の整備	81
第1	消防体制の確立	81
第2	医療救護体制の整備	83
第3	緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保	87
第4	越冬用食料の安定供給確保	96
第5	孤立集落の予防	97
第6	災害救援ボランティア活動の支援	98
第7節	農林水産業の雪害予防	101
第1	作目別予防対策	101
第2	経営指導等による事前措置	103
第8節	商工業の雪害予防	104
第1	中小企業の雪害対策施設の普及	104
第2	生産及び出荷の確保計画	104
第9節	防災行動力の向上	105
第1	防災意識の高揚	105
第2	自主防災組織の強化	109
第3	地域ぐるみ除排雪	114
第4	防災訓練の充実	114

第5	要配慮者の安全確保	116
第10節	調査研究	120
第3章	雪害応急対策	122
第1節	予警報の伝達	123
第1	雪等に関する予警報の種類及び発表基準	123
第2	伝達体制	124
第2節	応急活動体制	127
第1	県の活動体制	127
第2	市町村の活動体制	134
第3	防災関係機関の活動体制	135
第4	災害救援ボランティアの受入れ	135
第5	帰宅困難者対策	137
第3節	情報の収集・伝達	139
第1	被害状況等の収集・伝達活動	139
第2	通信連絡体制	144
第3	広報及び広聴活動	146
第4節	交通の確保	151
第1	道路交通の確保	151
第2	交通安全対策及び交通流の円滑化対策	161
第3	公共交通の確保	163
第5節	自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪	169
第1	自主防災活動	169
第2	地域ぐるみ除排雪	170
第6節	災害救助法の適用	171
第1	災害救助法の適用	171
第2	救助実施体制	171
第7節	広域応援要請	174
第1	相互協力	174
第2	応援要請	179
第8節	救助・救急活動	186
第1	冬期警戒体制	186
第2	救助活動	187
第3	救急活動	188
第4	消防応援要請	189
第5	惨事ストレス対策	190

第9節	医療救護活動	191
第1	冬期活動体制	192
第2	連絡体制	192
第3	災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣	194
第4	富山県ドクターヘリの派遣	194
第5	医療救護班の派遣	195
第6	医療救護所の設置及び運営	195
第7	後方医療体制	195
第8	医薬品、血液の供給体制	196
第9	医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応	196
第10	被災地における保健医療の確保	196
第11	精神保健医療体制	197
第10節	避難活動	199
第1	避難の勧告、指示及び誘導	199
第2	指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用	202
第3	避難所の設置・運営	203
第4	要配慮者への援護	206
第5	精神保健対策	208
第6	飼養動物の保護等	209
第11節	交通規制・輸送対策	211
第1	交通情報の収集伝達及び規制の実施	211
第2	緊急交通路の確保	212
第3	災害時における車両の移動等	214
第4	輸送車両、船舶、航空機の確保	214
第12節	飲料水・食料・生活必需品等の供給	219
第1	飲料水の確保	219
第2	食料・生活必需品の供給	219
第3	物価安定・消費者保護対策	222
第13節	廃棄物処理・防疫・食品衛生対策	225
第1	し尿処理	226
第2	ごみ、がれき等廃棄物の処理	226
第3	産業廃棄物処理	227
第4	防疫対策	228
第5	食品衛生対策	229
第14節	警備活動	231
第1	犯罪の予防、取締り	231
第2	行方不明者の捜索	233

第15節	遺体の捜索、処理及び埋葬	235
第1	遺体の捜索	235
第2	遺体の処理	235
第3	遺体の埋葬	236
第16節	ライフライン施設等の応急対策	237
第1	電力施設	238
第2	ガス施設	239
第3	上水道施設	242
第4	下水道施設	242
第5	通信施設	244
第6	危険物施設等	244
第7	郵政事業	245
第17節	公共建物等の応急対策	247
第1	医療施設	247
第2	社会福祉施設等	247
第3	卸売市場	247
第4	社会教育施設	248
第5	文化財	248
第18節	農林水産業の被害拡大防止	249
第1	稲作	249
第2	麦	249
第3	果樹	249
第4	園芸用施設	249
第5	畜産	249
第6	林産	249
第19節	商工業の被害拡大防止	250
第1	輸送手段の確保	250
第2	緊急金融措置等による中小企業経営の維持、安定確保	250
第20節	応急住宅対策	251
第1	応急仮設住宅の確保	251
第2	被災住宅の応急修理	253
第3	建設資機材等の調達	254
第21節	教育・金融・労働力確保対策	255
第1	応急教育等	255
第2	応急金融対策	260
第3	労働力の確保	261
第22節	応急公用負担等の実施	263

第1	災害対策基本法に基づく応急公用負担	263
第2	他の法律に規定する公用負担	265
第4章	雪害復旧対策	269
第1節	民生安定のための緊急対策	269
第1	被災者の生活確保	270
第2	中小企業、農林漁業者に対する支援	279
第3	税の徴収猶予及び減免等	281
第4	郵政業務に係る災害特別事務取扱い等	282
第2節	激甚災害の指定	283
第1	激甚災害指定手続	283
第2	特別財政援助額の交付手続等	288
第3節	公共土木施設の災害復旧計画	291
第1	災害復旧計画の策定等	291
第2	大規模災害時等の指導・助言制度の活用	291
第3	大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用	292

富山県地域防災計画の沿革

第 1 章

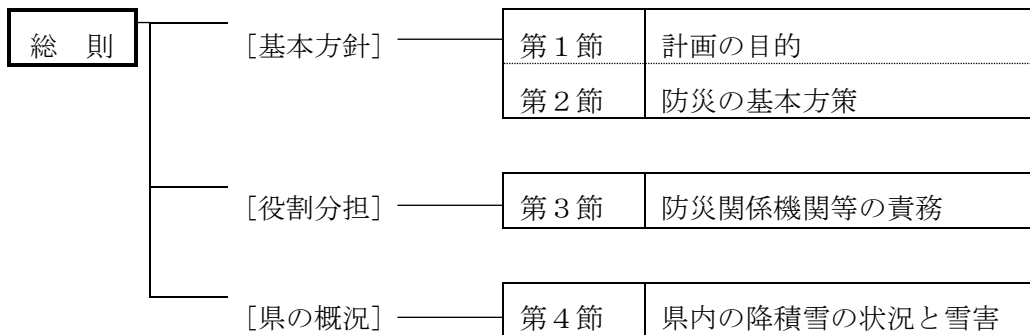
総 則

第1章 総 則

この章では、まず「計画の目的」及び「防災の基本方策」について明らかにし、次に、「防災関係機関等の責務」として、県、市町村、防災関係機関等がそれぞれ果たすべき責務と役割を示す。

さらに、県内の降積雪の状況や社会環境の変化、県内における過去の主な雪害を示し、県の概況や過去の雪害時における教訓を再認識し雪害対策に万全を期する。

計画の体系

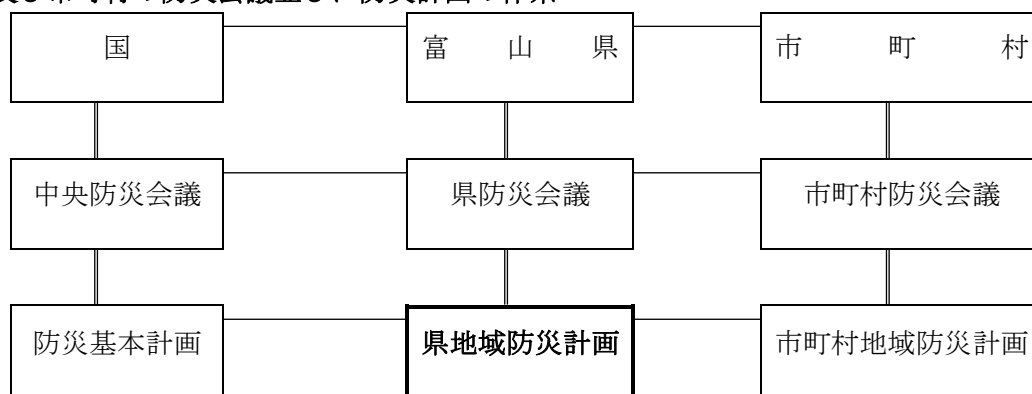


第1節 計画の目的

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、富山県防災会議が策定する計画であり、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、県の地域における雪害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県の地域、そして県民の生命、身体及び財産を雪害から保護することを目的とする。

国、県及び市町村の防災会議並びに防災計画の体系



第2 計画の性格

- 1 この計画は、富山県の地域に係る雪害対策について定めるものとする。
- 2 この計画は、県、市町村、防災関係機関及び県民等が雪害対策に取り組むための基本方針であり、総合的で具体的かつ実践的な雪害対策を定めるものである。
- 3 この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正する。したがって、各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年、県防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに、計画修正案を県防災会議に提出するものとする。

第3 計画の構成

この計画は、計画編と資料編から構成する。

計画編の構成は次の4章による。

1 第1章 総 則

この計画の基本方針、防災関係機関等の業務大綱・役割分担、本県の特質など計画の基本とな

る事項を示す。

2 第2章 雪害予防対策

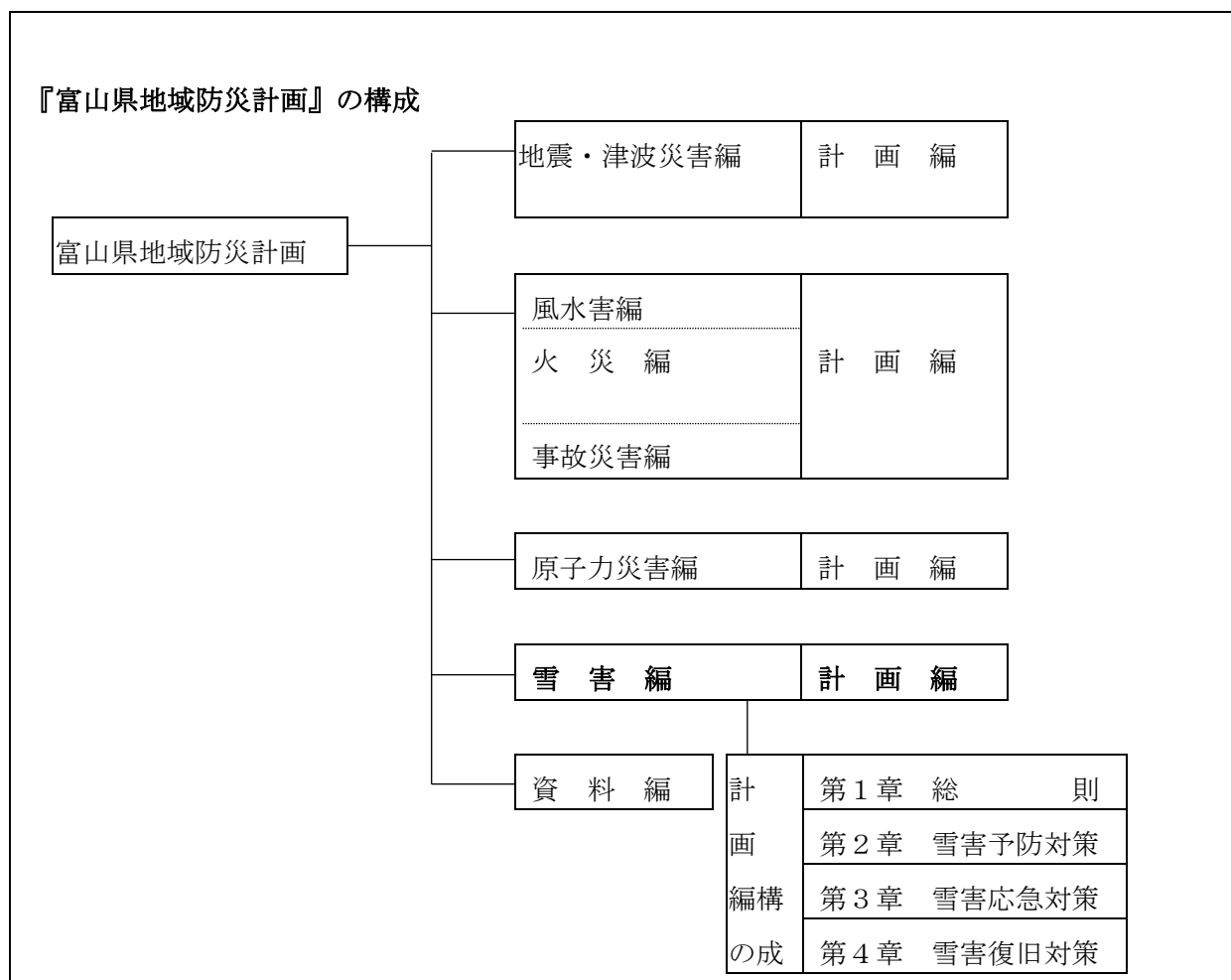
雪害発生に備えて、都市基盤等の耐雪化や交通施設の整備、防災活動体制や救援・救護体制の整備を示すとともに、平常時からの教育、広報等による防災行動力の向上を図る事項等を示す。

3 第3章 雪害応急対策

雪害が発生した場合又はそのおそれがある場合の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、交通の確保、防災関係機関による各種の雪害応急対策及び災害救助法の適用等に係る対策を示す。

4 第4章 雪害復旧対策

民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定、速やかな災害復旧を図るための事項を示す。



第2節 防災の基本方策

第1 防災についての考え方

防災とは、地震、集中豪雨や豪雪などの災害が発生しやすい自然条件下に加え、都市化の進展に伴い、密集した人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本県において、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策のひとつである。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

第2 防災の各段階における基本方策

防災には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興の各段階があり、それぞれにおいて、国、公共機関、県・市町村及び事業者・県民が一致協力して総力をあげて災害対策をとることが被害の軽減につながる。特に、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動の展開が必要である。なお、災害対策についての各段階における基本方策は次のとおりである。

1 計画的で周到な雪害予防対策

- (1) 雪害に強い県土づくりを実現するため、ライフライン施設等の都市基盤等の耐雪化などの防災都市づくりや雪崩対策等の雪対策事業を推進するとともに、交通施設の整備及び除雪体制を一層充実強化する。
- (2) 防災の体制づくりを確立するため、防災拠点施設・通信連絡体制・緊急輸送ネットワーク等の整備をはじめ航空防災体制の強化、相互応援体制の整備、災害対応業務のデジタル化の促進により防災活動体制を整備するとともに、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資等の確保、孤立集落の予防体制の強化、防災ボランティア活動の支援等により救援・救護体制を整備する。
- (3) 農林水産業や商工業における産業被害を防止し、社会経済活動の安定確保を図るため事業者等への指導、雪害対策施設の普及等を一層推進する。
- (4) 日常から雪害に備えるために、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災意識の高揚、自主防災組織・地域ぐるみ除排雪組織の育成強化、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施・充実、要配慮者^{※1}等に対する防災上の措置等により防災行動力を向上させるとともに、各種の雪害対策調査研究を推進する。

※1 要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。（災害対策基本法第8条第2項第15号）

2 迅速で円滑な雪害応急対策

- (1) 気象予警報を迅速、的確に伝達するとともに、住民への周知徹底を図る。

特に雪崩危険箇所等においてその危険性があるときは、住民への周知徹底を図るとともに、速やかに避難勧告・指示を発する等の災害未然防止活動を実施する。

- (2) 県民生活の安定確保及び各種の応急対策の実施のため、道路交通・公共交通の確保を図るとともに、自主防災活動や地域ぐるみ除排雪を県民総ぐるみで推進する。

- (3) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行い、迅速、的確な初動態勢をとるために、雪害に対応した非常配備体制、応急活動対策を早急にとるとともに、発災直後の被害規模及び被害拡大の危険性の早期把握や被害に関する迅速な情報の収集・伝達を行う。

また、被害が甚大な場合は、速やかに災害救助法の適用をはたらきかけるとともに、広域応援を要請する。

- (4) 人命救助を最重点とした緊急救援・救護のため、被災者に対する救助・救急活動を速やかに実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。

- (5) 被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動を支え、また被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の搜索等、各種の被災者救援活動を行う。

- (6) 社会諸機能の応急復旧活動として、電力・ガス・上下水道・通信の各ライフライン施設や公共土木施設・社会公共施設等の応急復旧対策を速やかに講ずるとともに、自宅が被災した避難者救援のための応急住宅対策を実施する。また、応急教育、応急金融対策を講ずるとともに応急復旧活動のための労働力を確保する。

- (7) 農林水産業や商工業の産業被害の拡大防止を図り、社会経済活動の安定確保を図る。

3 速やかな雪害復旧対策

- (1) 民生安定のための緊急対策として、生活相談、義援金・救援物資の取扱い、資金援助、雇用確保など、自立的生活再建を支援することにより被災者の生活確保、被災した中小企業者・農林漁業者への融資による支援、税の徴収猶予や減免等の措置を講じる。

- (2) 被災地域の迅速な復旧を進めるため、激甚災害指定を促進するとともに、災害復旧計画の策定、大規模災害時の指導・助言制度の活用による公共土木施設の災害復旧を図る。

県、市町村その他の防災関係機関は、相互に連携をとりつつ、こうした災害対策の基本事項を積極的に推進するとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第3 各種計画等の作成

1 各種計画の作成

本計画及び国の各省庁が別に定める防災業務計画に基づき、市町村その他の防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割、地域の実態を考慮しつつ防災に関する計画を作成、修正する必要がある。また、市町村地域防災計画の修正にあたっては、本計画に示された市町村の実施すべき事項をとり入れるとともに、市町村の自然条件、社会的条件を勘案し、防災の第一線機関として総合的で具体的かつ実践的な計画に修正する必要がある。

2 行動要領（マニュアル）の作成

県、市町村その他の防災関係機関は、各機関における防災計画を効果的に推進するため、他部局・機関との連携を図りつつ、次の対策を実行するものとする。

- (1) 各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員への周知徹底
- (2) 防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検
- (3) 他の計画（県及び市町村の開発計画、財政計画等）について、防災の観点からの各種施策への反映

第3節 防災関係機関等の責務

第1 防災関係機関等の責務

県、市町村及び防災関係機関並びに県民・事業所は、本計画に基づき次の雪害対策を計画的かつ着実に推進するものとする。

また、災害級の大雪※1による被害が予想される場合には、災害級の大雪時におけるタイムライン（以下「タイムライン」という。）に基づき、関係機関ごとの段階的な行動を共有し、円滑な連携のもと、速やかに対応するものとする。

※1 災害級の大雪：顕著な大雪に関する富山県気象情報が発表される場合を想定。平地で3時間当たり一定量の降雪の深さ（東部南・西部北24cm以上、東部北・西部南20cm以上）があり、それが継続するおそれがある場合に発表。

1 県

- (1) 雪害から県土を守るため、雪崩防止事業等の雪対策事業を計画的に推進する。また、防災拠点施設の建設、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。
- (2) 市町村が実施する地域防災拠点施設及び防災行政無線の整備、消防力の強化等に対し財政的支援を行う。
- (3) 市町村を包括する立場から、災害状況の把握、市町村間の調整等、広域的な総合調整を行う。
- (4) 市町村その他の防災関係機関との連携を強化し、国との連絡調整、消防、警察、自衛隊、伏木海上保安部その他関係機関との調整を行い、総合的な防災対策を推進する。
- (5) 県民の自主防災意識の高揚及び防災に関する知識、技術の習得のため、リーダー研修や訓練等自主防災活動の普及啓発に努めるとともに、市町村が推進する自主防災組織や地域ぐるみ除排雪組織の育成を支援する。
- (6) 大雪による被害が予想される場合には、富山地方気象台等と連携し、速やかに状況把握のための情報を収集し、必要とされる情報を発信する。

2 市町村

- (1) 雪に強いまちづくりのための事業等を推進するとともに、防災上重要な庁舎、学校、病院等公共建物及び公共土木施設の耐雪性を強化する。
- (2) 地域防災拠点施設及びコミュニティ防災拠点施設や住民への確かな情報を伝達するための防災行政無線を計画的に整備する。
- (3) 雪崩災害や融雪に伴う土砂災害を未然に防止するため、住民への危険箇所の周知徹底、警戒避難体制の整備を図る。
- (4) 降積雪期における消防活動体制の確立や消防水利を確保するとともに、豪雪等による道路交通の途絶時や孤立集落発生時においてヘリコプター等を活用するため場外離着陸場を確保する。

- (5) 水・食料・生活必需物資等の備蓄、避難所の施設設備の整備充実、ライフライン関係機関との相互連携による各種防災対策を推進する。
- (6) 住民の自主防災意識の高揚を図るため、地域の防災拠点施設に除雪機器・救助資機材を計画的に配備するなど自主防災組織や地域ぐるみ除排雪組織の育成を積極的に推進し、地域の防災力を高めるとともに、住民に対し研修、広報、訓練を実施し、防災活動の普及啓発に努める。

3 防災関係機関

- (1) 県民生活に密着する電力、ガス、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。
- (2) 道路管理者や公共交通機関は、施設等の耐雪化、除雪体制の強化、防災資機材等の整備充実などにより交通の確保に努める。
- (3) 救助活動等を実施する消防、警察及び自衛隊並びに公的医療関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し応急活動の総合力の向上に努める。
- (4) 報道機関は、気象予警報を受信したときは、速やかに放送を行い、県民に対して周知するよう努めるとともに、災害に関する情報の提供に努める。

4 県民

- (1) 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐雪化や屋根雪下ろしの励行、最低3日分の飲料水・越冬用食料等の備蓄や雪崩危険箇所等における自主避難など自ら雪害に備えるための対策を講ずる。
- (2) 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織や地域ぐるみ除排雪組織の結成、育成に努めるとともに、積極的に除排雪活動を行う。
- (3) 地域の防災拠点に配備された救助等資機材を活用した防災訓練を通じて、防災活動に必要な知識、技術の習得に努め地域の防災力の向上に努める。

5 事業所・企業

- (1) 県、市町村が行う雪に強いまちづくりのための事業等に積極的に参加するとともに、建築物の耐雪化に努める。
- (2) 消防防災計画及び事業継続計画（BCP）の策定や自衛消防隊の設置・訓練を行い、事業所・企業の防災力を向上させるとともに、地域の除排雪活動に積極的に参加し、地域の一員としての総合的な防災活動を推進し、県及び市町村は、防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、こうした取組みに資する情報提供等を進めるものとする。
- (3) 県及び市町村は、事業所・企業の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰等により、企業等の協力による地域の防災力向上を図る。

第2 防災関係機関等の業務大綱

県、市町村並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び県内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等は、それぞれ防災に寄与するものとする。

また、災害による被害を軽減するために、行政による「公助」だけでなく、自ら身を守る「自助」や防災行政への寄与・協力、自主防災組織やコミュニティの強化、住民、ボランティア、企業等の連

携も含めた「共助」が必要である。

このため、県民及び事業所・企業は、日頃から自主的に災害に備えるとともに、行政をはじめ防災関係機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。特に、事業所・企業においては、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識し、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるとともに、災害により帰宅が困難な従業員の保護のために、非常食料の備蓄その他の対応策を講ずるなど、防災対策を推進するものとする。

なお、各機関等が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 防災関係機関の業務大綱

(1) 県

事務又は業務の大綱	
1	富山県防災会議に関する事
2	雪害対策の組織の整備に関する事
3	気象予警報等の情報伝達に関する事
4	雪害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事
5	被災者の救援、救護に関する事
6	自衛隊及び他都道府県に対する応援要請に関する事
7	雪害時における交通規制及び輸送確保に関する事
8	公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事
9	雪崩等に対する応急措置に関する事
10	非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事
11	災害救援ボランティアの受入調整等に関する事
12	児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事
13	雪害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事
14	被災産業に対する融資等に関する事
15	市町村等が処理する雪害対策の総合調整に関する事

(2) 市町村

事務又は業務の大綱	
1	市町村防災会議に関する事
2	雪害対策の組織の整備に関する事
3	気象予警報の情報伝達に関する事
4	防災行政無線等情報伝達システムの整備に関する事
5	避難指示等に関する事
6	被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事
7	被災者の救助、救護に関する事
8	雪害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事
9	消防活動及び水防対策に関する事
10	水道事業の雪害対策に関する事
11	児童、生徒に対する応急教育に関する事
12	公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事
13	雪崩等に対する応急措置に関する事
14	飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事
15	災害救援ボランティアの受入調整等に関する事
16	自主防災組織の育成指導と地域住民の雪害対策の促進に関する事
17	要配慮者の避難支援に関する事

(3) 指定地方行政機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
中部管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関する事 2 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関する事 3 管内各県警察の相互援助の調整に関する事 4 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事 5 情報の収集及び連絡に関する事
北陸総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報通信の確保に関する事 2 雪害時における非常通信の運用監督に関する事 3 非常通信協議会の育成指導に関する事
北陸財務局 富山財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資に関する事 2 雪害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事 3 主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会いに関する事 4 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 5 避難場所として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舍）の情報収集及び情報提供に関する事
東海北陸厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 雪害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整
富山労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 雪害時における工場、事業場の労働災害の防止に関する事 2 雪害時における雇用対策に関する事
北陸農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関する事 2 農地及び農業用施設の災害復旧事業費の緊急査定に関する事 3 農地及び農業用施設の災害復旧融資対策に関する事 4 雪害時における応急食糧の緊急引渡しに関する事 5 政府所有米穀の売却及び雪害時における応急供給に関する事 6 応急用食料・物資の支援に関する事
中部森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林、治山による雪害予防に関する事 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び防災管理に関する事 3 国有林野の雪災防止等保安全管理に関する事
中部経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業の被害情報に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関する事 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関する事 4 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関する事
中部近畿産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安に関する事
北陸地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報等の水防情報に関する事 2 黒部川流域及び常願寺川流域の砂防工事に関する事 3 富山湾沿岸の海岸保全施設に関する工事に関する事 4 利賀川における利賀ダムの建設工事に関する事 5 利賀川に係る河川の管理に関する事 6 一般国道8号、41号、156号、160号及び470号の改築及び修繕工事、維持その他の管理に関する事 7 一般国道359号の改築工事に関する事 8 港湾の整備、利用、保全及び管理に関する事 9 航路の整備、保全及び管理に関する事 10 国が行う海洋汚染の防除に関する事 11 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他管理に関する事 12 土砂災害緊急情報の発表等に関する事

	13 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関する事
北陸信越運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 雪害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者の安全運行の確保に関する事 2 雪害時における自動車の調達、あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導に関する事 3 自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事 4 雪害時における船舶調達、あっせんに関する事 5 雪害時における水上輸送及び港湾荷役作業措置に関する事 6 船舶及び鉄軌道の事故災害の防止対策に関する事
大阪航空局 小松空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 雪害時における富山空港の措置に関する事 2 航空災害の防止対策及び応急措置に関する事
東京管区気象台 富山地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、<u>地動</u>、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 4 防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
第九管区海上保安本部 伏木海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害時における救助及び救難に関する事 2 海上交通の安全確保及び治安の維持に関する事 3 海上災害の防止対策及び応急措置に関する事 4 船舶等への気象警報の伝達等に関する事 5 災害時における援助に関する事
国土地理院 北陸地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関する事 2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関する事 3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
<u>中部地方環境事務所</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>有害物質等の発生による汚染状況の情報収集及び提供に関する事</u> 2 <u>災害時における廃棄物に関する事</u>

(4) 指定公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 北陸支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 雪害時における郵政事業運営の確保に関する事 2 雪害時における郵政事業（郵便、郵便貯金、簡易保険）に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事 3 被災地域の地方公共団体に対する簡易生命保険資金による短期融通に関する事
日本銀行富山事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 通貨の円滑な供給確保に関する事 2 雪害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関する事
西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道輸送の安全確保に関する事 2 雪害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関する事
中日本高速道路株式会社 金沢支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 北陸自動車道（木之本 I C～朝日 I C）及び東海北陸自動車道（白川郷 I C～小矢部砺波 J C T）<u>及び舞鶴若狭自動車道（敦賀 J C T～小浜 I C）</u>の維持、管理、すること
西日本電信電話株式会社 株式会社 N T T ドコモ 北 陸 支 社 K D D I 株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 2 雪害時における緊急通話の確保に関する事

ソフトバンク株式会社	
日本赤十字社 富山県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 雪害時における医療救護に関すること 2 雪害時の血液製剤の供給に関すること 3 義援金の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関すること 4 その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、災害救護に必要な業務に関すること
日本放送協会 富山放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること 2 雪害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること 3 社会事業団等による義援金品の募集の周知に関すること
独立行政法人 国立病院機構	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護班の編成及び派遣に関すること 2 所管の県内施設及び近県施設による罹災疾病者の収容、治療に関すること 3 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援にあたらせる。
北陸電力株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 雪害時における電力供給の確保に関すること
<u>北陸電力送配電株式会社</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</u> 2 <u>災害時における電力供給の確保に関すること</u>
関西電力株式会社 北陸支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 雪害時における電力融通に関すること
<u>関西電力送配電株式会社</u> <u>北陸電力本部</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</u> 2 <u>災害時における電力融通に関すること</u>
日本通運株式会社 富山支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 雪害時における緊急輸送の確保に関すること

(5) 自衛隊

機関等の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第14普通科連隊 陸上自衛隊第382施設中隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団	<ol style="list-style-type: none"> 1 雪害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること 2 雪害時における応急復旧活動に関すること

(6) 指定地方公共機関等

機関等の名称	事務又は業務の大綱
鉄軌道・バス事業会社 (富山地方鉄道(株)) あいの風とやま鉄道(株) 加越能バス(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 雪害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 雪害時における被災地との交通の確保に関すること
ガス供給事業会社等 (日本海ガス(株)) 高岡ガス(株) (一社)日本コミュニティガス協会北陸支部 (一社)富山県エルピィガス協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 雪害時におけるガスの安定供給の確保に関すること 2 ガス施設の防護管理及び災害時の応急措置並びに復旧に関すること 3 県民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること
自動車運送事業会社 (一社)富山県トラック協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 雪害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること 2 雪害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること
報道機関	

北日本放送(株) 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 <u>(株)北國新聞社富山本社</u> 富山エフエム放送(株) (一社)富山県ケーブルテレビ協議会	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること 2 雪害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること
(公社)富山県医師会 (公社)富山県看護協会 (公社)富山県薬剤師会 (一社)富山県歯科医師会	1 雪害時における医療救護活動に関すること
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること
指定水防管理団体	1 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること

2 県民及び事業所・企業のとるべき措置

(1) 県 民

ア 雪害を防止するため、地域住民と相互に協力するとともに、県及び市町村が行う防災事業に協力し、県民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めるものとする。

イ 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐雪化や屋根雪下ろしの励行、飲料水・越冬用食料等の備蓄や雪崩危険箇所等における自主避難など、自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市町村が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや、転倒及び屋根雪の落下に注意するものとする。

ウ 災害級の大雪による被害が予想される場合には、除雪作業を速やかに行うために、車での不要不急の外出を控える。

エ 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織や地域ぐるみ除排雪組織の結成、育成に努めるものとする。

(2) 事業所・企業

ア 自衛消防隊を組織し消防防災体制を整備するとともに、県及び市町村が実施する防災事業に協力するものとする。

イ 事業活動にあたっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、雪害を防止するため最大の努力を払うものとする。

ウ 雪害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

エ 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワー

クの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3 役割分担

1 防災関係機関等の役割分担

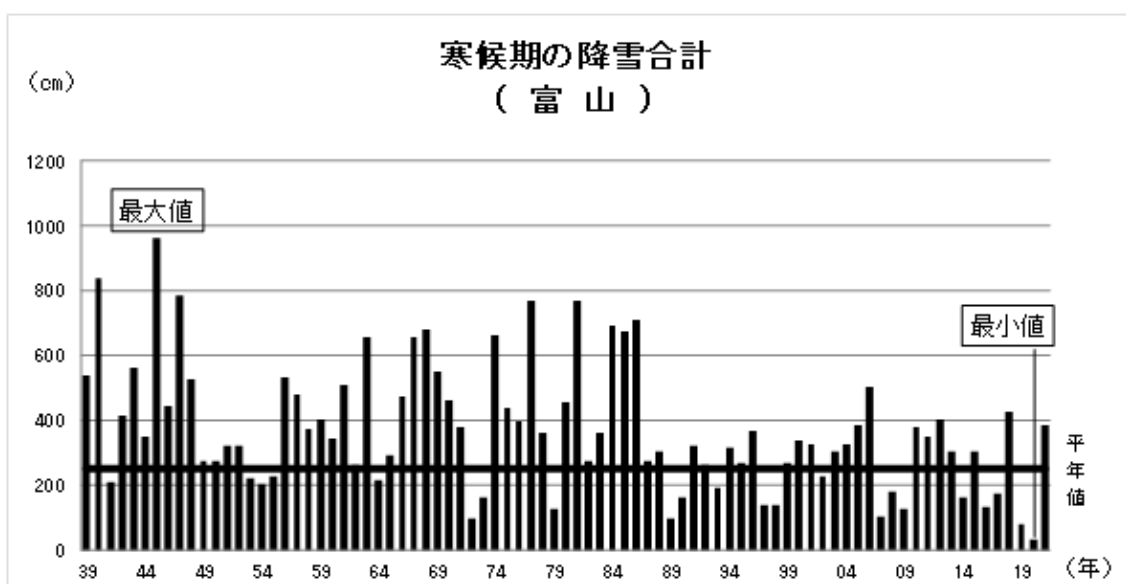
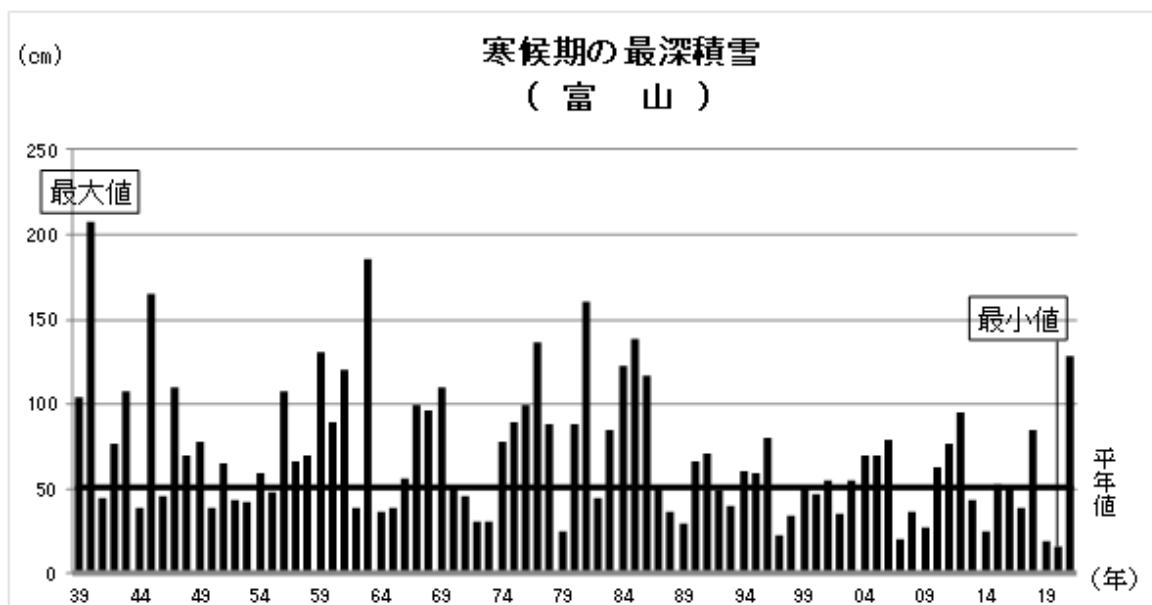
本計画において、県、市町村その他の防災関係機関の雪害対策において果たすべき役割を明確に定めるものとし、県及び市町村は、地域の実情に配慮しつつ、役割に基づく雪害対策を計画的かつ着実に推進するものとする。

各防災関係機関等の役割分担については、資料編に掲載する。

第4節 県内の降積雪の状況と雪害

第1 降積雪の状況

富山地方気象台における観測開始以来（1939年：昭和14年～）の最深積雪及び降雪量の状況は下図のとおりである。



※1 「年」の区分は寒候期（前年8月1日～当該年7月31日）による。

※2 平均は、1991年～2020年の30年平均値である。

最深積雪 51 cm

降雪量 253 cm

(資料 「2-2 大雪年の降積雪の年極値」「2-3 雪密度等」)

第2 社会環境の変化

雪害は、気象、地形等の自然条件に起因するものに加えて、人口密集や都市化等の社会的条件によっても被害が拡大するおそれがある。

被害を拡大する災害要因としては、主として次のような点が指摘されている。

1 都市化の進展

市街地の拡大に伴って、既成市街地における建物の高層化、密集化が進行する一方、旧市街地の一部では老朽化が進んでおり、こうした状況は、豪雪時における被災人口の増大、被害拡大の社会的要因となっている。

2 交通機関の発達

自動車、鉄道、航空等の高速交通機関は著しく発達し、県民の利便性を向上させてきたと言えるが、反面これらへの依存度が高くなればなるほど、一旦、豪雪により交通がストップした場合には、県民生活、社会経済活動においてより一層の混乱を招くことが予想される。

また、車社会の発達は、豪雪時には大量の路上放置車両の発生により除排雪活動や各種の応急対策に支障をきたす危険性も内包している。

3 生活環境の変化

生活様式の近代化により、電力、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設やコンピューター、情報通信ネットワークへの依存度が高まる中で、豪雪時にこうした施設の被害が発生した場合には、その復旧に時間を要することが懸念され、さらには二次災害の危険性にも注意しなければならない。また、利用者にとっては、情報の不足や生活の不便性等により生活面での不安が増大する危険性がある。

4 コミュニティ活動の停滞

本県においても、都市化の進展、通勤者の増大等により、特に市街地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されているところである。また、高齢化、国際化等の進展により、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者^{※1}の増加が見られる。地域において、被害を少しでも軽減するには、「みんなのまちはみんなを守る」という地域における事業所や住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織や地域ぐるみ除排雪組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。

5 感染症対策の観点を取り入れた防災

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

こうした社会環境の変化によって被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられる。現状ではこうした新しい災害要因への対応は決して十分なものとはいえない。したがって、被害を軽減するためには、こうした様々な環境の変化に的確に対応しながら、防災意識の高揚等の活動を不断に続けていくことが必要である。

富山県における社会環境の推移

	1980年	1990年	2000年	2010年	2015年
人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,093,247人	1,066,328人
人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	257.4人	251.0人
世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	383,439世帯	391,171世帯
電力使用量	7,700百万kWh	9,519百万kWh	10,594百万kWh	11,863百万kWh	10,981百万kWh
上水道普及率	84.8%	89.9%	91.8%	93.2%	93.2%
下水道普及率	16.5%	26.2%	54.5%	78.6%	83.3%
固定電話加入数	321千台	405千台	417千台	294千台	177千台
携帯電話契約数	—	—	404千件	851千件	1,042千件
自動車保有台数	413,872台	633,162台	839,246台	875,299台	897,193台
老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	30.5%
外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	13,695人

(資料：富山県各種統計ほか)

第3 過去の主な雪害

県内に特に大きな被害をもたらした豪雪として、「38豪雪」、「56豪雪」、「59豪雪」、「令和3年1月の大雪」がある。

1 「38豪雪」(昭和38年1月～3月：1963年)

(1) 気象の状況【資料：「富山県気象災異誌」 昭和46年3月富山県・富山地方気象台発行】

昭和37年末から本格的な冬型の気圧配置となり、そのまま昭和38年1月になっても崩れず、特に中旬から下旬にかけての異常寒波は連日猛吹雪となって雪が降り続き記録的な豪雪となった。最深積雪は、富山186cm(1月26日・累年記録第2位)、伏木225cm(1月27日・同第1位)であった。

1月の降雪状況は、2～3日は平野部で20～40cm、山間部で70～100cm、11～12日は西部平野部で70cm前後、15～16日は西部一帯に猛吹雪があり、15日、石動地区に50cm、16日は全般に40～60cmの降雪をみた。18～19日に今度は山沿地域に60～90cmの降雪、21～

22日は県内全般に猛吹雪となり、21日は平野部で30～60cm、22日は西部平野部に50cmの降雪があった。23～25日は再び猛吹雪で連日30～70cmの降雪があった。さらに26日には、西部平野部で50cmの降雪があり、26～27日は平野部での最深積雪を記録した。

(2) 降積雪の状況【資料：「富山県積雪調査資料」昭和48年3月富山県発行 他】

区分	観測所	氷見 (中田)	伏木	富山	上市 (伊折)	福光 (太美)	八尾	小部	利賀	上平 (西赤尾)	泊	魚津	砺波	猪谷 (細入)
降雪の総量(cm)		621	748	657	1104	848	705	875	1091	1339	328	410	728	955
降雪の最深(cm)		47	72	65	55	60	71	70	60	80	35	43	60	67
期 日		1/22	1/25	1/25	1/ 2	1/24	1/24	1/22	1/16	1/24	1/16	1/23	1/25	1/24
積雪の最深(cm)		190	225	186	270	275	213	288	400	330	93	130	237	182
期 日		1/27	1/27	1/26	2/ 3	1/27	1/25	1/26	1/25	1/26	1/26	1/26	1/26	1/25
積雪日数(日)		78	83	84	125	105	92	93	142	113	77	66	97	91

(3) 被害の状況【資料：「北陸地方豪雪による災害状況・緊急要望事項・恒久対策・融雪期対策 第6報」 昭和38年2月 富山県豪雪非常災害対策本部発行】

人	死 者	15人	住 家	全 壊	52棟	非住家被害 学 校 等	非住家被害	451棟
	行方不明	1人		半 壊	135棟		学 校 等	752箇所
	負 傷 者	39人		床上浸水	277棟			
				床下浸水	2,392棟			

◇特記事項

- ・1月23日～28日、北陸本線がほぼ全面運休となったほか、県内の交通機関は麻痺状態。
- ・富山市総曲輪通り（1月26日）及び高岡市御旅屋通り（1月28日）でアーケード落下
- ・高岡市公会堂倒壊（1月27日）

(4) 主な雪害対策の状況【資料：前同】

ア 対策組織

昭和38年1月31日「富山県豪雪非常災害対策本部」設置（同年6月3日廃止）

イ 県の主な予算措置

- (ア) 1月31日、臨時県議会が開催され、道路除雪費54,730千円、緊急融資金120,000千円、法外援護費5,020千円その他県有建物の除雪費等225,800千円を議決。
- (イ) 2月6日、融雪期対策としての地すべり防除工事費など、45,174千円を専決処分。

ウ 自衛隊の活動状況

国鉄関係への救援として、1月22日、富山操車場への金沢からの207名を皮切りに、23日には590名、27日にはさらに500名が派遣された。

一方、1月30日防衛庁長官に対し道路輸送の確保を図るため自衛隊員とショベルドーザー10台とダンプトラック50台の派遣を要請し、県内主要11路線延長222kmの除雪計画を策定し、除排雪にあたった。

この結果、2月5日（最高時）における自衛隊の配置状況は、県道、主要駅において2,131人、2月22日（撤収時）までの延出動人員は26,710人となった。

エ 県民総ぐるみ除雪

連日の降雪により、道路交通が著しく阻害され、最悪の状態になったため県では、各報道機関の全面的な協力のもとに「県民総ぐるみ除雪実施計画」を策定して、1月25日から1月27日までの3日間に強力に実施するよう市町村長に通知した。

この運動の結果、延出動人員が40万3千名に達し、さらに2月15日まで延長して実施することにした。

オ 災害救助法の適用

福野町及び福光町に災害救助法を適用し、孤立地区へ自衛隊ヘリコプターによる緊急物資の空輸を実施した。

2 「56豪雪」(昭和56年1月～3月：1981年)

(1) 気象の状況【資料：「災害の記録」昭和63年3月富山県発行】

県内は55年12月26日頃から冬型の気圧配置が強まり、27日から降雪が続き29日には富山市で88cmの積雪となった。29日以降小康状態となったものの、1月2日から再び冬型の気圧配置に戻り、平地の降雪量は連日30cmを超えた。13日には富山の積雪が160cmに達し、山間部でも450cmを超えて、一部地域では38豪雪を上回るどころもでた。

この間の強い寒波は3波あり、第1波(12月27日～30日)は県東部の里雪型と山雪型であり、第2波(1月2日～8日)は前半山雪型、後半里雪型、第3波(1月10日～17日)は山雪型と里雪型が交錯して襲ったため山沿い地方はもとより、平地においても短時間に多くの積雪をみた。

このため、屋根雪おろし中の転落、用水への転落、建物等の損壊、用水溢水による床上・床下浸水などが続出するとともに、県内交通機関は麻痺状態に陥るなど、県民生活に大きな影響が出た。

(2) 降積雪の状況(昭和55年12月～56年4月)【資料：「気象年報」富山地方気象台発行 他】

区分	観測所	氷見	伏木	富山	上市	福光	八尾	小部	利賀	上平	泊	魚津	砺波	猪谷
降雪の総量(cm)		529	617	771	1131	1064	985	698	2061	1355	387	642	607	918
降雪の最深(cm)		40	49	79	68	75	74	55	140	73	42	50	39	78
期 日		1/12	1/12	1/12	12/27	1/ 5	12/28	1/11	12/28	1/12	12/27	1/10	1/ 5	12/28
積雪の最深(cm)		145	148	160	262	225	232	186	430	395	124	156	181	251
期 日		1/15	1/14 1/15	1/13	2/27	1/14 1/15	1/15	1/15	1/15	1/15	1/17	1/17	1/14	1/13
積雪日数(日)		86	92	99	128	115	106	102	146	139	86	105	102	111

(3) 被害の状況【資料：「災害の記録」昭和63年3月富山県発行】

人的	死者	24人	住	全壊	16棟	道 路	1,802箇所
	負傷者	1,154人		半壊	47棟		橋りょう
			一部破損	1,164棟	河 川	69箇所	
			床上浸水	100棟	港 湾	7箇所	
			床下浸水	1,682棟	水 道	179箇所	
			非住家被害	1,963棟	清掃施設	17箇所	
			学 校	501箇所	崖くずれ	7箇所	

病 院	1 5 箇所	鉄道不通	1 箇所
		船舶被害	5 隻

◇特記事項

- ・ 1月3日、富山市北部を中心に着雪の重みによって高圧送電鉄塔11基が倒壊。
- ・ 1月6日時点（ピーク時）で、12市町村、37集落、452世帯、1,650人の孤立集落発生

(4) 主な雪害対策の状況【資料：「56年豪雪状況報告」昭和56年3月富山県雪害対策本部発行】

ア 対策組織

- (ア) 県 昭和56年1月6日「富山県雪害対策本部」設置（3月20日解散）
- (イ) 市町村 全市町村で対策本部設置（災害対策基本法に基づくもの33、任意設置2）

イ 主な県の予算措置

- (ア) 道路除雪経費 1,652,700千円（既定332,700千円, 1/7専決800,000千円, 2/10専決520,000千円）
- (イ) 道路損傷復旧費 200,000千円（2/10専決）
- (ウ) 豪雪対策緊急融資 625,000千円（1/14専決）
- (エ) 中小企業特別経営安定資金 1,250,000千円（2月補正）
- (オ) 世帯更生資金 12,000千円（1/14専決）
- (カ) 除雪給付金支給事業 20,000千円（1/14専決）
- (キ) 地域ぐるみ除排雪対策費 100,000千円（1/14専決）
- (ク) 公共施設等災害復旧費 100,000千円（1/14専決）
- (ケ) 災害弔慰金 27,000千円（2/10専決17,250千円、2月補正9,750千円）
- (コ) 麦飼料作物緊急融雪対策事業 4,610千円（2/10専決）
- (サ) 果樹施設等被害特別対策事業費 23,990千円（2/10専決）
- (シ) 園芸施設被害特別対策事業 4,389千円（2月補正）
- (ス) 県有建物除雪及び修繕費 70,000千円（2/10専決）

ウ 自衛隊の活動状況

(ア) 高岡市への出動

1月12日、輸送道路確保のため陸上自衛隊第10師団長へ災害派遣要請。第321地区施設隊により県道伏木港線、市道佐野下黒田線、県道富山高岡線の除排雪を実施（1月16日撤収）

(イ) 利賀村への出動

1月14日、緊急物資（燃料）輸送のためヘリコプターの派遣要請を行い、富山空港で待機するも、悪天候により空輸は中止。（翌15日、県及び利賀村による陸路からの輸送に成功したため、1月15日撤収）

(ウ) 八尾町・利賀村への出動

1月17日、輸送道路確保のため派遣要請。第321地区施設隊及び金沢駐屯地第302地区施設隊により、県道八尾古川線、上百瀬折線の除排雪を実施。（1月22日撤収）

エ 孤立集落対策

1月21日、民間ヘリコプター借り上げにより3町2村21集落93世帯に緊急物資空輸
 オ 地域ぐるみ除排雪

1月14日、富山県雪害対策本部長より「地域ぐるみ除排雪運動について」の提唱がなされ、1月25日まで全市町村において1～4回行われ、延59回延人員234,000人が参加した。

3 「59豪雪」(昭和59年1月～3月：1984年)

(1) 気象の状況【資料：「災害の記録」昭和63年3月富山県発行】

1月3日、山間部を中心にまとまった降雪となり、平地で20～30cm、山間部で170cmの積雪に達した。1月15～17日は、強い冬型が持続し里雪型の大雪となり、積雪は平地で50～60cm、山間部で200～250cmに達した。1月21日～29日頃まで冬型が続き山里混合の降り方となり、積雪は多い所で平地でも100cmを超え、山間部では300cm近くに達した。

この後一旦小康状態となったが、2月2日頃から再び冬型の気圧配置となり大雪が降り続き、9～10日には県内各地で最深積雪を観測した。

2月中旬は小康状態となり、積雪も徐々に減少したが、2月末から3月上旬にかけて一時冬型の気圧配置が強まり、積雪はこの降雪により再び増加し、平地で70～90cm、山間部の多い所で300cmに戻った。

まとまった雪としてはこれが最後となったが、気温が低く、春分を迎えても平地で60cm、山間部で300cmの積雪があり、富山地方气象台における積雪長期継続期間としては最長の109日を記録した。

59豪雪は、異常低温の中で比較的密度の小さい軽い雪として降ったものとみられ、また主な降雪が10日ごとの間隔で降ったため、その間に多少の小康もあって沈下が大きく効いた結果、積雪は「38豪雪」、「56豪雪」ほど伸びなかった。

しかし、この低温の結果、道路の雪は圧雪となり、また融雪が遅れて積雪期間としては最長の記録となったことにより、県民生活に大きな影響を与えた。

(2) 降積雪の状況(昭和58年11月～59年5月)【資料：「気象年報」富山地方气象台発行 他】

区分	観測所	氷見	伏木	富山	上市	福光	八尾	快部	利賀	上平	泊	魚津	砺波	猪谷
降雪の総量(cm)		507	563	694	1122	867	971	698	1855	1580	587	831	898	1256
降雪の最深(cm)		25	40	40	48	40	48	30	65	76	29	42	33	98
期 日		1/15	1/16	1/16	1/28 2/ 6	12/17	2/ 6	2/ 3 2/ 6	1/25	1/25	1/ 5	2/ 6	1/16	2/ 3
積雪の最深(cm)		100	95	122	224	172	203	128	360	275	92	140	119	262
期 日		2/ 9	2/ 9 2/10	2/10	2/ 8 2/10	2/ 9	2/ 9	2/ 9	2/10	2/10	2/17	2/ 7	2/10	2/10
積雪日数(日)		100	106	111	141	119	119	111	166	149	81	107	91	131

(3) 被害の状況【資料：「災害の記録」昭和63年3月富山県発行】

人	死 者	21人	住 家	全 壊	3棟	学 校	9箇所
	的 負 傷 者	87人		半 壊	1棟	道 路	564箇所
		一部破損		32棟	橋りょう	1箇所	
		床上浸水		16棟	社会福祉施設	9箇所	
		床下浸水		216棟			
		非住家被害	138棟				

(4) 主な雪害対策の状況【資料：「59年豪雪状況報告」昭和59年3月富山県59雪害対策本部発行】

ア 対策組織

- (ア) 県 昭和59年2月10日「富山県59雪害対策本部」設置（3月23日解散）
- (イ) 市町村 32市町村で対策本部設置（災害対策基本法に基づくもの10、任意設置22）

イ 主な県の予算措置

- (ア) 道路除雪経費 1,800,000千円
(既定530,000千円, 2/7専決500,000千円, 2/16専決770,000千円)
- (イ) 雪害対策緊急融資 1,000,000千円 (2/16専決750,000千円, 2月補正250,000千円)
- (ウ) 災害弔慰金等補助金 28,125千円 (2月補正)
- (エ) 麦飼料作物等緊急融雪対策事業

ウ 地域ぐるみ除排雪

- (ア) 県地域ぐるみ除排雪モデル事業による実施
 - ・ 1月22日 県道富山高岡線 高岡市野村地内
 - ・ 1月29日 県道富山高岡線 小杉町三ヶ地内
- (イ) 市町村における地域ぐるみ除排雪
 - 23市町で実施、うち6市町で「一斉除排雪デー」を設定して実施。
 - ・ 2月11、12日 滑川市、小杉町、大門町、福野町
 - ・ 2月11日 福岡町
 - ・ 2月12日 婦中町

4 令和3年1月の大雪【資料：「令和3年1月7日から11日にかけての大雪に関する富山県気象速報」 富山地方気象台作成】

(1) 気象の状況 (1/7~1/11)

7日から10日にかけて北陸地方の上空5500メートル付近に氷点下35度以下の寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となった。このため県内は7日午後から所により強い雪となり、11日朝にかけて断続的に降り続き、大雪となった。

(2) 降積雪の状況 (1/7~1/11)

この期間における最深積雪は、朝日で115センチ(11日11時)、氷見で99センチ(9日19時)、魚津で85センチ(11日10時)、伏木で115センチ(9日21時)、富山で128センチ(10日2時)、砺波で127センチ(10日9時)、秋ヶ島で106センチ(11日10時)、猪谷で98センチ(11日6時)となった。

(3) 被害の状況 (冬期)

ア 人的被害

(ア) 死者 5人

(イ) 負傷者 99人

イ 住家被害

(ア) 半壊 4 棟

(イ) 一部損壊 18 棟

(ウ) 床下浸水 3 棟

ウ 非住家被害

(ア) 全壊 4 棟

(イ) 半壊 2 棟

エ 特記事項

(ア) 大規模な道路渋滞の発生

特に、東海北陸自動車道においては、大規模な車両の立ち往生が発生し、自衛隊災害派遣要請がなされた。

(イ) 孤立集落の発生

大雪による倒木等の影響で氷見市及び小矢部市において孤立集落が発生した。

a 氷見市

胡桃、床鍋、老谷、上中、三尾、葛葉

b 小矢部市

久利須

(4) 主な雪害対策の状況（冬期）

ア 対策組織

令和3年1月10日「富山県雪害対策本部」設置（同年1月20日閉鎖）

イ 自衛隊災害派遣要請

東海北陸自動車道における大規模な車両の立ち往生発生を受け、令和3年1月10日、自衛隊災害派遣要請を行った。

ウ 災害救助法の適用

東海北陸自動車道における車両の立ち往生及び孤立集落の発生を受け、県は、4市に対して災害救助法を適用した。（法適用日：令和3年1月9日）

(ア) 災害救助法適用市町村

砺波市、小矢部市、南砺市（車両の立ち往生）

氷見市（孤立集落の発生）

(イ) 法適用日

令和3年1月9日（4市とも）

(ウ) 備考

災害救助法施行令第1条第1項第4号適用（4市とも）

第 2 章

雪害予防対策

第2章 雪害予防対策

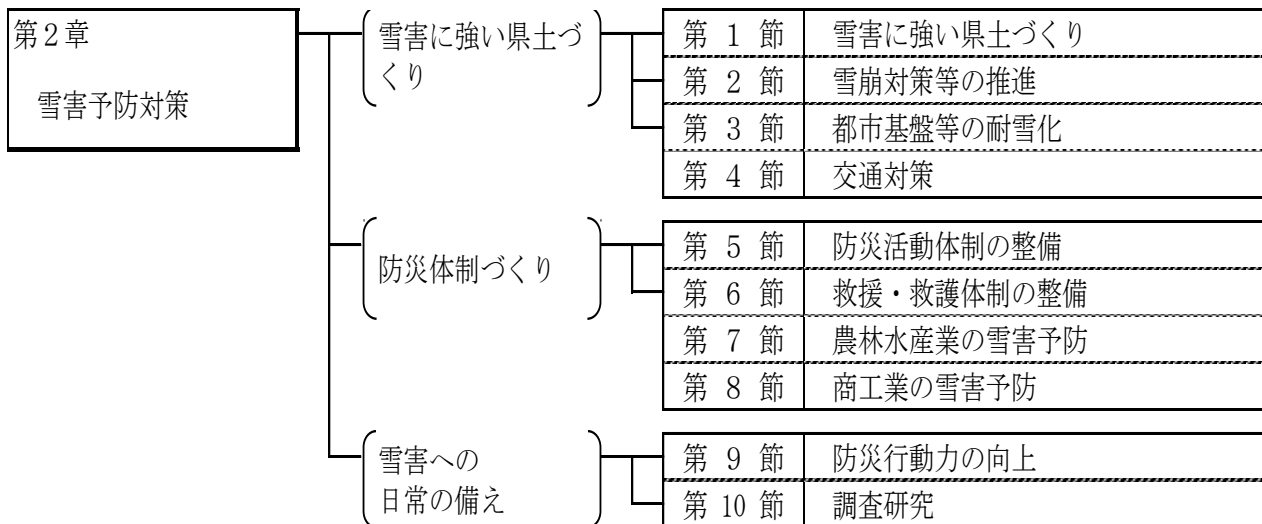
雪害は、地震のように突然、大規模な被害が発生するというものではないが、逆に長期間にわたりかつ県下一円に被害が発生することとなる。

雪害については、事前にその予測が可能であり、絶えず効果的な雪害予防対策を推進することで、被害の防止及び軽減を図ることが可能である。

特に、ハード面の整備推進はもちろんであるが、雪害が長期間にかつ広い範囲にわたることから、県民の雪害への適応力、抵抗力を向上させ県民総ぐるみの雪害予防体制を構築することが重要である。

本県の雪害予防対策として、計画的に防災基盤の整備を促進し、雪害に強い県土づくりを進めること、また、防災拠点施設、通信施設の整備や救助・救急、医療救護体制の整備を促進し、防災への体制づくりを行うこと、さらには、防災教育・訓練、自主防災組織や地域ぐるみ除排雪組織の強化による防災行動力の向上を図るなど、雪害への日常の備えについての防災計画を策定し、本県における雪害防止対策の効果的な推進に努めるものとする。

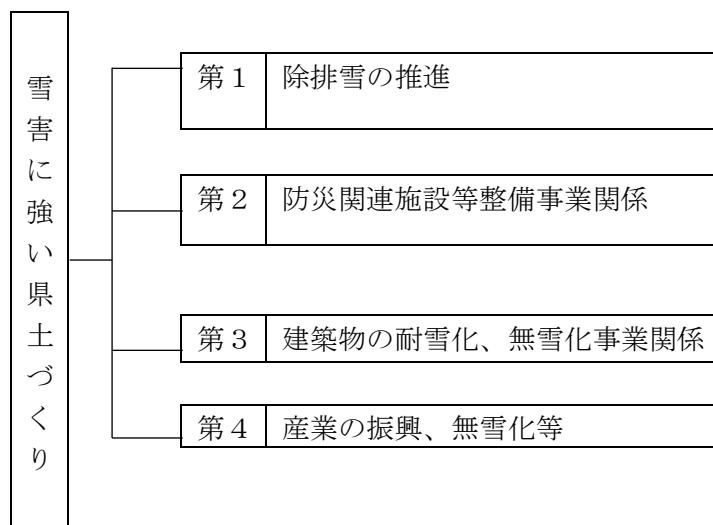
計画の体系



第1節 雪害に強い県土づくり

県及び市町村等は、雪害に強い県土づくりのため、各種施策を計画的に推進する。

対策の体系



第1 除排雪の推進（各防災関係機関）

地域ぐるみで雪害を克服するために次の事業を実施する。

区 分	制 度 名	事 業 概 要	事業主体	所 管
地域ぐるみ除排雪	富山県地域ぐるみ除排雪促進事業	市町村が地域住民と連携して行う地域ぐるみ除排雪体制の整備及び小型除雪機械等の整備に対する助成	市町村	県
	富山県NPO等除排雪活動推進モデル事業	市町村がNPO等と連携して行う除排雪活動に必要となる小型除雪機、スコップ、スノーダンプ等の購入費、事業用チラシの印刷費に対する助成		
市街地雪処理	富山県まちづくり総合支援事業補助金	雪に強い快適なまちづくりのために実施する消雪、流雪、雪捨場等の克雪施設の整備事業及び親雪施設の整備事業への助成	市町村	県
山村雪対策	一般補助施設整備事業債（豪雪対策事業分）	市町村道整備、除雪機械、防雪施設の整備のための地方債に関する財政措置	豪雪地帯市町村	総務省
	防災対策事業債（自然災害防止事業分）	市町村地域防災計画に記載されている雪に関する危険箇所の防雪施設整備のための地方債に関する財政措置		
道路交通体系	社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業	地方道の除雪、防雪関連施設の整備のための助成等	県 市町村	国土交通省

第2 防災関連施設等整備事業関係（各防災関係機関）

災害の防止、防災活動の推進のため、次の事業を実施する。

区 分	制 度 名	事 業 概 要	事業主体	所 管
通信施設	消防防災無線（市町村）整備事業	市町村と集落等を結ぶ防災行政用無線の整備のための助成	市町村	消防庁 県
自主防災組織の育成	コミュニティ防災資機材等整備事業	自主防災組織の資機材の整備のための事業	市町村	消防庁 県

消防施設整備	消防施設整備事業	消防用施設、資機材の整備のための助成	市町村	消防庁 県
医療対策	医療用雪上車整備事業	孤立集落の医療活動用雪上車の整備のための助成	特別豪雪地帯町村	厚生労働省
雪崩防止	雪崩防止事業	雪崩防止林造成事業の助成	県	林野庁

第3 建築物の耐雪化、無雪化事業関係（各防災関係機関）

建築物の耐雪化推進のため、次の事業を実施する。

区分	制度名	事業概要	事業主体	所管
文教施設	学校施設環境改善交付金事業	公立小中学校、特別支援学校等の危険校舎改築に対する補助	県、市町村	文部科学省
社会福祉施設	社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）	社会福祉施設等の新增築の事業費単価のかさ上げ（特別豪雪地帯分）	県、市町村 社会福祉法人	厚生労働省

第4 産業の振興、無雪化等（各防災関係機関）

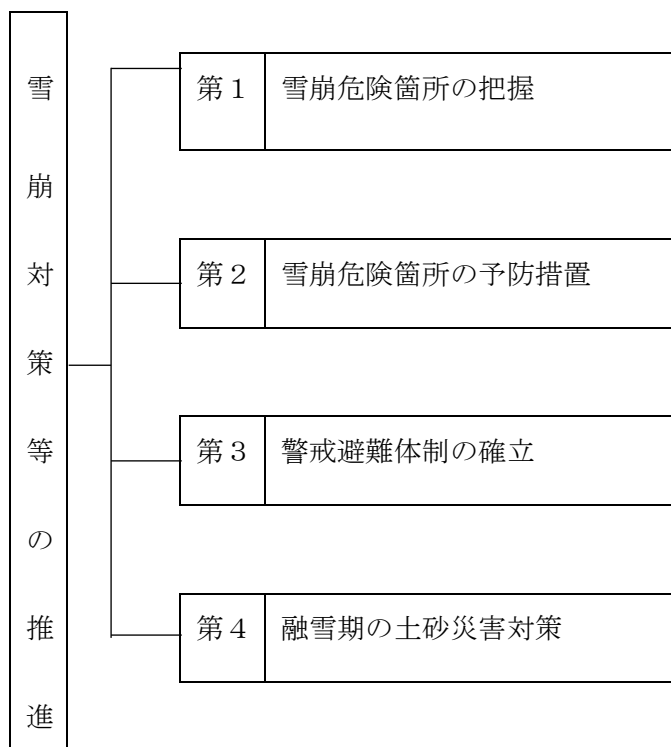
農林業、商工業の振興等のため、次の事業を行う。

区分	制度名	事業概要	事業主体	所管
農林業	農山漁村地域整備交付金	農山漁村において防災・減災対策を推進	県、市町村	農林水産省
	農村地域防災減災事業	農業用排水施設や農道を補強等地域防災機能の増進	県、市町村 土地改良区	農林水産省
中小企業	中小企業高度化資金融資制度（共同防災施設事業及び安全衛生設備リース事業）	組合等で設置する消融雪設備等設置資金の融資等	組合等	中小企業庁（県）

第2節 雪崩対策等の推進

雪崩及び融雪に伴う土砂災害による被害を未然に防止し、一旦雪崩等が発生した場合の被害軽減を図るため、関係機関は、雪崩危険箇所等の調査、研究を実施し、その実態を把握するとともに、巡視や有害行為の禁止、警戒避難体制の確立等の予防措置を推進するものとする。

対策の体系



第1 雪崩危険箇所の把握（中部森林管理局、北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部）

県は、雪崩危険箇所について調査、研究を実施し、その実態把握に努めるとともに、その資料、情報を市町村及びその他防災関係機関に提供するものとする。

区 分	摘 要
雪崩危険箇所（国土交通省）	豪雪地帯対策特別措置法により指定された豪雪地帯で、雪崩の被害想定区域内に、人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、要配慮者利用施設、駅、旅館等のある場合を含む）ある箇所
雪崩危険箇所（林野庁）	過去においてなだれが発生したか、又は発生するおそれのある箇所、かつ、人家・公共施設等の保全対象に被害を与えたか、又は与えるおそれのある箇所

（資料「3-1 災害危険地域一覧表」「3-1 3-1 雪崩危険箇所（建設）」「3-1 3-2 雪崩危険箇所（林野）」）

第2 雪崩危険箇所の予防措置（中部森林管理局、北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部）

県及び市町村は、雪崩危険箇所における防止施設の整備等に加え、雪崩危険箇所の公表・周知徹底及

び適切な土地利用の誘導等、雪崩危険箇所の予防措置に努めるものとする。

- 1 県は、雪崩災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発、指導の徹底を図るものとする。
- 2 県は、危険箇所のうち、危険度が高く、保全対象となる人家又は公共的な施設の多い箇所から順次、計画的に雪崩防止事業を実施するとともに、防止施設の維持管理の徹底を図る。
さらに、雪崩防止施設の整備のみならず、情報システムの整備や警戒避難体制の整備等、ソフト対策の推進に努めるものとする。
また、緊急性を勘案しながら、雪崩防止林造成事業を計画的に実施するものとする。
- 3 県及び市町村は、関係機関と協力して、危険箇所等の存在、日常の防災活動、融雪時の対応、雪崩に関する情報等について、パンフレット、広報誌等を積極的に活用し、またハザードマップの作成・配布に努め住民に周知徹底を図る。
特に、危険箇所にある要配慮者利用施設に対する周知徹底を図るとともに、その情報連絡・警戒避難体制等の整備に努める。
- 4 市町村は、当該危険箇所等の巡視を行い、異常現象等の早期発見に努めるものとする。また、関係機関と協力して、雪崩災害に対する総合的な防災訓練を実施するよう努める。

第3 警戒避難体制の確立（中部森林管理局、北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部）

雪崩災害は、突発的に発生することが多いので、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、平常時からその体制整備に努めることが重要である。

市町村は、各々の危険箇所における警戒避難体制の整備を図るため、市町村地域防災計画において、次の事項を定めるよう努める。

- 1 地域特性を考慮した警戒又は避難を行うべき基準（警戒避難基準）の設定
- 2 予報、警報及び避難の勧告又は指示の伝達方法の周知
- 3 適切な避難方法、避難場所の選定及び周知
- 4 危険が増大した場合の避難実施責任者、避難方法、避難場所、伝達方法等

第4 融雪期における土砂災害対策（中部森林管理局、北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部）

融雪期には雪崩発生の危険性に加え、土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び山地災害危険箇所等における土砂災害発生の危険性も高い。

各関係機関においては、雪崩対策と同様に各種の予防対策を実施し、被害の防止及び軽減を図るものとする。

- （資料「3-2 急傾斜地崩壊危険箇所」「3-7 土石流危険溪流」「3-3 急傾斜地崩壊危険区域」「3-8 崩壊土砂流出危険地区」「3-4 地すべり危険箇所（国土交通省）」「3-9 山腹崩壊危険地区」「3-5 地すべり危険地区（林野庁）」「3-10 砂防指定地」「3-6 地すべり危険箇所（農林水産省）」）

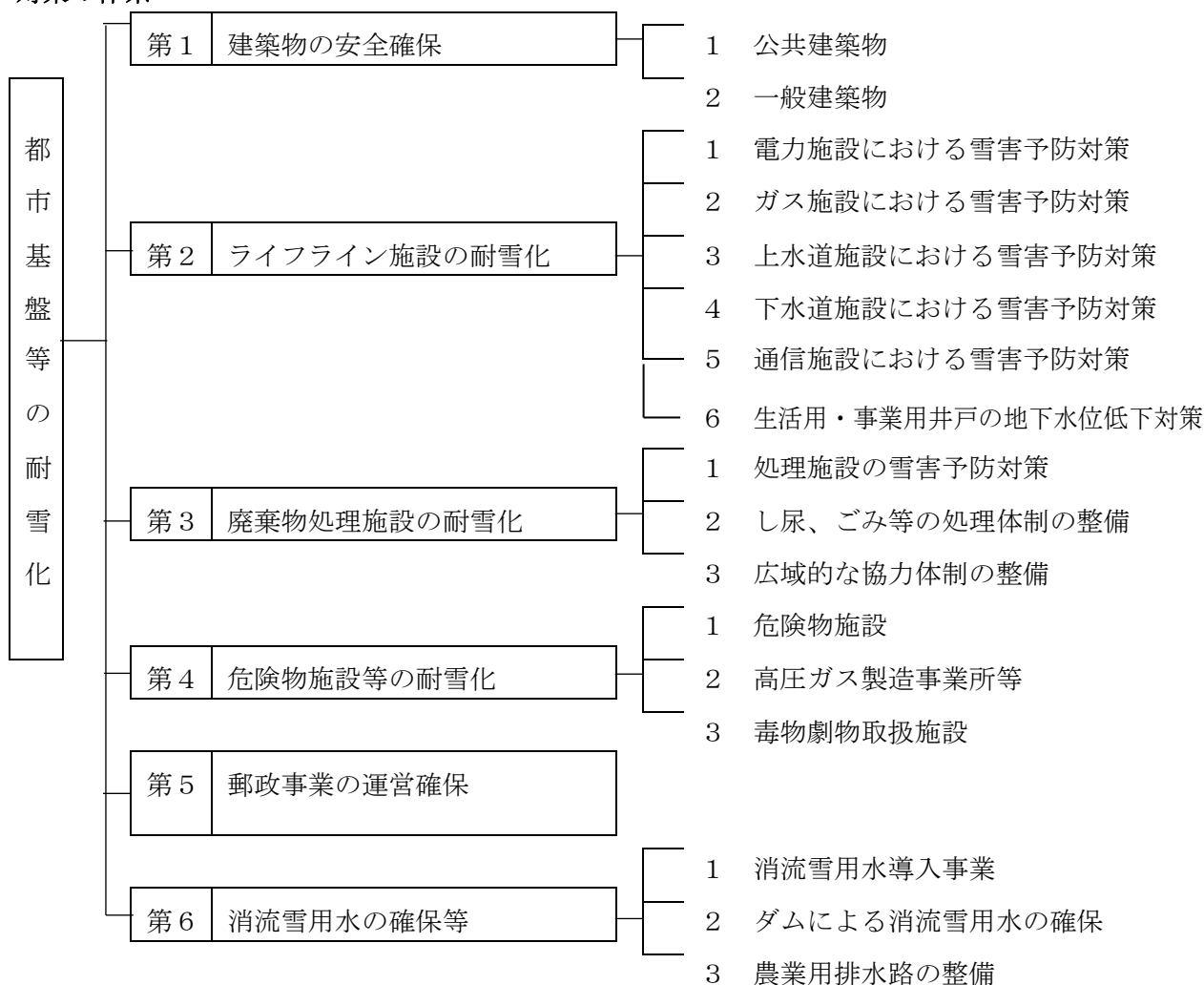
第3節 都市基盤等の耐雪化

雪害の軽減を図り、安定した日常生活、社会経済活動のためには、無雪害まちづくりを進めるとともに、建築物、ライフライン施設、廃棄物処理施設、危険物施設等などの耐雪化を進めることが必要である。また、豪雪時における郵政事業の円滑な運営確保も必要である。

さらに、除排雪に伴う河川等の溢水による浸水被害を防止し、円滑な除排雪作業を実施するため、消流雪用水の確保等の対策を推進するものとする。

このため、各関係機関は、これらの雪害予防対策を積極的に推進するものとする。

対策の体系



第1 建築物の安全確保（県経営管理部、県厚生部、県土木部、県教育委員会）

多雪地帯である本県の建築物は、雪おろしの慣習等により経験的に一定の耐雪性能を有してきた。しかし、近年建築物の大規模化に伴い、大スパン構造物や大きな屋根面積をもつ構造物が増加しており、また、一般住宅においては、世帯の小規模化、高齢化による雪おろし手の不足などが生じている。このため公共建築物や防災上重要な建築物については必要な耐雪性を確保するとともに、一般建築物にお

いても耐雪性能の向上及び無雪害化を図るものとする。

1 公共建築物

(1) 文教施設

文教施設は多数の児童生徒を収容する施設であると同時に、災害時には避難施設としても利用されるものであることから、耐雪性能の確保を積極的に図るものとする。

ア 新設施設等の耐雪構造化

施設管理者又は管理者は、新設又は増改築にあたっては、余裕ある耐雪構造の確保を図るとともに 応急計画の作成など十分な雪害対策を講じておくものとする。

イ 老朽施設の点検、補修

施設管理者又は管理者は、毎年降雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修、補強を行うとともに、予測される雪害に対し、除雪計画及び応急計画の作成など事前に十分な雪害対策を講じておくものとする。

ウ 校舎等の除雪計画の作成

県及び市町村は、各学校に対し事前に個々の建築物の状況に応じた除雪計画を作成するよう指導するものとする。

なお、県立学校の積雪許容限度（雪おろし基準）は次のとおりになっている。

(ア) 昭和48年以前建築の校舎等	1. 00メートル
(イ) 昭和49年から55年までの校舎等	1. 50メートル
(ウ) 昭和56年以降の校舎等	1. 75メートル

エ 冬期分校及び寄宿舎の設置

冬期間の積雪による通学困難を解消し、円滑な学校教育を確保するため、冬期分校及び寄宿舎を設置するものとする。

(2) 社会福祉施設

ア 新設施設等の耐雪構造化

施設利用（入所）者の大半は、身体的弱者であり緊急時における困難を伴う場合が多いので、施設管理者又は設置者は、新築又は増改築に際し余裕ある耐雪構造の確保と利用者の利便を考慮した構造とするとともに、緊急時の避難計画等の作成など十分な雪害対策を講じておくものとする。

イ 既存施設の点検、補修

施設管理者は、毎年降雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修、補強を行うとともに、予測される雪害に対し、除雪計画及び応急計画の作成など事前に十分な雪害対策を講じておくものとする。

(3) 医療施設

ア 新設施設等の耐雪構造化

収容患者の安全確保のため施設管理者又は設置者は、新築又は増改築に際し余裕ある耐雪

構造の確保を行うとともに、緊急時の避難計画等の作成など十分な雪害対策を講じておくものとする。

イ 老朽施設の点検、補修

収容患者の安全確保や高圧ガス、放射性物資等の危険物の安全管理を図るため、老朽施設又は耐雪性能の不十分な施設においては、施設管理者は、毎年降雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修、補強を行うとともに、予測される雪害に対し、除雪計画及び応急計画の作成など事前に十分な雪害対策を講じておくものとする。

(4) その他の公共施設

庁舎、社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに災害時の応急活動の拠点となるものであり、これらの施設の耐雪性能の確保が必要である。

ア 新設施設等の耐雪構造化

庁舎管理者等は、新設又は増改築にあたっては、余裕ある耐雪構造の確保を図るとともに応急計画の作成など十分な雪害対策を講じておくものとする。

イ 老朽施設の点検、補修

庁舎管理者等は、毎年降雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修、補強を行うとともに、予測される雪害に対し、除雪計画及び応急計画の作成など事前に十分な雪害対策を講じておくものとする。

2 一般建築物

(1) 耐雪性の向上

県及び市町村は、一般建築物の耐雪性の向上のため、建築物の用途、規模、敷地の状況等に応じた建築物の耐雪構造化、消融雪施設の設置や自然落雪方式の採用による雪おろしの省力化等の指導を積極的に推進するものとする。

(2) 雪の滑落等による被害の防止

県等は、雪止めの設置等、雪の滑落や雪おろし作業による二次的被害を防止するための措置について啓発を図る。

第2 ライフライン施設の耐雪化

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため、降積雪時においても、その機能を発揮できるよう被害防止策を施すとともに、系統多重化等による代替性の確保を進める。

また、都市整備計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。

さらに、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン機関を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

る。

1 電力施設における雪害予防対策（県企業局、北陸電力、北陸電力送配電、関西電力、関西電力送配電）

県及び電力会社は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、対策の実施に当たっては、必要に応じて市町村との協力を努めるものとする。

（1）設備面の対策

電力供給設備においては降積雪時における電力供給を確保するため、被害防止の諸施策を推進する。各電気設備の保全については各種指針に基づき巡視、点検を実施し、機能維持に努めるとともに、設備改修にあたっては、現行各基準に基づき設計する。

ア 発電設備

過去に発生した雪害の実態をふまえ、現行の各種設計基準に基づいて設計する。

必要に応じて、雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

イ 送電設備

送電用鉄塔は経済産業省の「電気設備の技術基準」で設計条件が定められており、設計にあたっては、氷雪・風圧及び不平均張力による荷重により設計する。送電用鉄塔については耐雪結構を採用し、短絡防止のためのスペーシングを確保するほか、降雪期前に周辺樹木の伐採を行う。

ウ 変電設備

雪害のおそれのある箇所については、雪崩防護柵の取付け、ヒーターの取付け等を実施する。

エ 配電設備

配電設備は、氷雪・風圧及び不平均張力による荷重により設計し、着雪、冠雪被害のおそれのある箇所には、難着雪電線の採用、冠雪防止器の取付け、樹木伐採等を行う。また、雪崩発生危険地域では施設の設置を極力回避し、やむを得ず設置する場合は必要に応じて防雪杭、支線耐雪器の取付け等による積雪移動圧・沈降圧対策を行う。

オ 通信設備

保安用社内専用回線の主な伝送路の多ルート化等を実施する。

（2）体制面の対策

雪害時においては、迅速、的確な復旧が不可欠であり、日常から組織、情報連絡体制の強化及び資機材・車両等の確保体制を充実するとともに、防災関連マニュアルの整備に努める。

ア 体制の整備

（ア）雪害の発生又は発生が予想される場合の防災体制の発令及び各体制別組織構成・要員の確保等並びに権限・指揮命令系統の確立と周知徹底を行う。

（イ）大規模災害を想定した社内防災訓練を実施するとともに、地方自治体の訓練に参加する。

(ウ) 社外応援体制を確立する。

- a メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出し体制の整備、出動体制の確保、応急復旧用資機材の備蓄の依頼、必要により契約の締結
- b 電力会社間の応援体制の充実

(エ) 「非常災害時の従業員行動方針」、「防災カード」の常時携帯により、災害時における対応要領について周知徹底する。

イ 情報連絡体制の整備

(ア) 地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との連携の強化を推進する。

(イ) 社内情報連絡体制の強化と徹底を行う。

- a 就業時間内・外における情報報告ルートの確立
- b 連絡手段の多様化
 - (a) 衛星通信システムの導入
 - (b) 災害時優先電話の登録
 - (c) ファクシミリ、携帯電話等の配備

ウ 資機材・車両等の確保

(ア) 災害復旧用資機材を確保する。

- a 移動変電所の配置
- b 復旧用車両の燃料確保
- c 資機材の搬送対策の検討・整備

(イ) 災害用車両を整備する。

- a 災害現場での応援隊サポート及び指揮用サポートカー
- b 50ヘルツと60ヘルツに切り替えできる高圧発電機車

(ウ) 食料、宿泊施設、作業用品、燃料を備蓄（確保）する。

(エ) 救護班を確保する。

(オ) 非常通信協議会との連携を強化する。

エ 広報サービス体制の整備

(ア) 雪害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策のPRを適宜、継続実施する。

(イ) 各種懇談会等を通じ、安全措置のPRのほか、重要施設を有する需要者に対しては非常用発電設備の設置を適宜呼びかける。

2 ガス施設における雪害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県危機管理局、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部、（一社）富山県エルピーガス協会）

ガスは、県民生活及び経済社会の広範な分野で欠くことのできないエネルギー源であり、常に

安定供給の維持に努め、使用者の利益に供するとともに、公共の安全確保のため、設備の耐雪化、保安防災対策の強化を推進する。

(1) 都市ガス

冬期間における雪害予防に充分留意し、施設の耐雪化及び保全に万全を期す。

ア 冬期安定供給等の確保

積雪時のガスの安定供給を確保するために、ガス原料の輸送体制の確立を図るとともに、道路等の閉鎖による輸送停止に備え、ガス原料の備蓄の増強を行う。

イ 供給施設の耐雪化

(ア) 設備の新・増設にあたっては、ガス事業法を遵守し、耐雪化及び保全に万全を期す。

(イ) 設備の定期点検、検査計画に基づく総合的な強度診断を励行し、十分な強度と機能の維持に努める。

(ウ) ガス製造及び供給の制御用コンピュータ設備は、計測用機器類とともに雪害に対する強度向上を推進し、データバックアップの充実に努める。

(エ) ガスの製造及び供給の維持には電力や水も不可欠であり、雪害時の停電や断水に備え、非常用電源設備の拡充や水源の確保に努める。

(オ) 屋外管及びメーター類などの屋外露出設備の耐雪化を図る。

ウ 需要家設備

ガスを使用する建物のうち、地下街、地下室でのガス設備を有する建物及び公共建物等や病院その他不特定多数の人々が入り出す建物の導管には、緊急遮断バルブの設置を促進し、かつ当該建物の保安管理者とも平常時より密接な連携体制をとり、ガス事故防止に万全を期す。

また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、排気筒などの屋外露出設備の耐雪化を図り、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーター^{*1}の設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置、加熱防止（機能）装置）付き機器やガス警報器の普及促進に努める。

エ 防災システム、情報収集システムの充実

雪害発生時には、迅速かつ確実な被害情報の収集、把握と適切な措置対応が二次災害を未然に防止する。このため、次のシステム、設備の拡充、整備に努める。

(ア) 防災システム

ガス設備被害状況の把握と速やかな対応のため、次の設備を整備拡充する。

a 保安設備の遠隔操作

供給所設備及び主要導管設備等は、緊急時遠隔操作によりコントロール可能なシステムの推進に努める。

b 導管網のブロック化

導管網の被災状況に応じて、早期復旧を考慮した効率的なガス遮断を行うためのブロック化の推進に努める。

c 導管網の圧力と流量監視

導管網の主要な地点に、テレメーター、テレコンを設置し、供給区域内の導管内圧力を監視し、ガバナ^{*2}には、圧力及び流量等の集中監視システムの導入促進に努め、常時監視体制を充実する。

(イ) 通信設備

非常時又は非常事態が予測される場合に、緊急連絡がとれるように、次の設備を設置拡充する。

- a 災害時優先電話
- b 専用回線電話
- c 無線電話
- d 固定無線局、移動無線局

オ 雪害時にとるべき措置についての広報、周知

積雪時や除雪作業時の注意事項について、事前にガスの使用者に周知、広報を積極的に実施するものとする。

カ 防災体制の整備と教育訓練の実施

雪害発生時には、迅速かつ適切な措置が何より大切である。このため、日頃から緊急時における災害対策本部を中心とした組織体制を具体的に定めておき、常に見直しに努めるとともに、万一の事態に即応できるように個々の役割と緊急時になすべき事項について周知徹底及び教育を行う。

また、防災機関等が行う各種訓練には積極的に参加するとともに、次に掲げる自主防災訓練の実施に努める。

- (ア) 社員及び関連会社員の非常召集訓練
- (イ) 予警報等の伝達、対応訓練
- (ウ) 雪害時の情報伝達、連絡（通信）訓練
- (エ) 設備の応急措置及び復旧訓練

※1 マイコンメーター

ガスメーターにマイコンチップを組み込み、通常使用されるガスの量以上に大量のガスが流れ（ガス漏れ）たり、異常に長時間使用（消し忘れ）すると自動的にガスを遮断するガスメーター。また大きな地震が発生すると、これを感知し遮断する機能もある。

※2 ガバナ

ガスを広い地域の隅々まで送り届けるため、製造所等からガス導管に高い圧力でガスを送り出すが、各家庭に届けられる前に使用できる圧力（低圧）に調整する装置。

（資料 「3-18 都市ガス施設」 「3-19 簡易ガス施設」）

(2) LPガス

積雪時におけるLPガスの安定供給、一般家庭におけるLPガス設備の耐雪性を強化するため、販売店等は供給体制の確保、安全機器の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対し、積雪時にとるべき行動について、啓発活動を推進する。

ア 安定供給の確保

(ア) 降積雪時におけるLPガスの安定供給のため、LPガス容器の大型化、複数化を進め、一般家庭におけるLPガス設備の供給能力の向上を図る。

(イ) 冬期LPガス容器配送計画を策定し、円滑な供給体制の確立を図る。

イ 設備の保護対策

(ア) 屋外配管は極力短くし、屋外配管部分は軒下など雪の影響を受けにくい場所又は雪面以上となる高い位置とする。また、ゴム管はなるべく使用しないようにする。

(イ) ガス容器、調整器及びメーターは、雪の影響を受けにくい軒下や収納庫に設置する。軒下に設置する場合は、屋根雪の落下防止を行うとともに容器等の保護をし、危険な状態やマイコンメーターの異常警報を発見しやすい場所を選定するものとする。

ウ 安全器具の普及促進

ガス漏れ又は火災防止のため、安全機器の普及促進に努める。

エ 消費者に対する周知啓発活動

(ア) 消費者に対し除雪や雪おろしの際の注意事項や異常時の使用停止等、消費者がとるべき行動について啓発活動に努める。

(イ) 冬期間は、暖房等のため部屋が密閉されることが多く、一酸化炭素中毒事故の発生が懸念されるので、部屋の換気や排気筒の損傷の点検等について、周知、啓発に努める。

3 上水道施設における雪害予防対策（県厚生部、県企業局、市町村）

水道事業者は、水道施設の耐雪化に努めるとともに、除排雪による二次的な被害の防止に努めるものとする。

(1) 施設の耐雪化

水道事業者は、積雪、雪崩による施設の破損及び凍結による空気弁・給水栓等屋外施設の破損、停電による機能停止等の被害が想定されるため、設計、施工時に積雪荷重及び凍結防止設備、予備電源等の耐雪化に十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。

また、通常行う定期点検・整備を確実に実施し、施設の不良箇所を補強する。

(2) 除排雪による被害の防止

水源地・消火栓等の施設が除排雪による影響を受けないよう標識又は柵等で注意を喚起するとともに、これら施設を地下式構造とするなど施設の保護対策を講ずる。

(3) 応急給水用資機材の整備拡充

水道事業者は、応急給水に使用する給水車、給水タンク、消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の整備拡充を図る。

また、資機材の民間借上げについては、事前に十分協議し文書による取決めを行う。

(資料「5-8 応急給水用具等」「5-14 県内の上水道資機材等の保有状況」)

(4) 支援体制等の確立

豪雪時には、人力、装備、資機材等のすべてにわたり、被災水道事業者の現有力だけでは対

処することが困難な場合も想定されるので、水道事業者は、平常時から支援体制及び受入体制を整備する。

(5) 図面等の整備

水道事業者は、災害復旧活動等を迅速かつ円滑に行うため、平常時から各種の図面、図書類を整備する。

(6) 防災訓練

水道事業者は、防災関係機関が行う各種訓練に積極的に参加するとともに、自主防災訓練の実施に努める。

4 下水道施設における雪害予防対策（県土木部、市町村）

(1) 処理場・ポンプ場の耐雪化

流入水量の増大、低温による処理機能の低下、積雪による施設の損壊、凍結による機器の破損、停電等が予想されるため、下水道管理者は適正な運転管理を行うとともに、施設の耐雪化を図る。

ア 処理場・ポンプ場の主要構造物は、積雪に耐えられる構造とするとともに、敷地内の除排雪を励行する。

イ 積雪時においても、排水機能が保持されるよう機械・電気設備の保守点検に努める。

ウ 停電、断水対策として自家発電設備の整備や受電設備の多回線化及び燃料・冷却水等の確保に努める。

(2) 管路施設の防護

ア 雪の投棄による管路の閉塞、汚水処理能力の低下が予想されるため、公共下水道管理者は汚水管路への排雪を防止するとともに、雨水管路等の排流雪施設としての活用についての検討を進めるものとする。

イ 特に重要な幹線については、施設のバイパス化、複数化や雨水管渠の活用等によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入を図る。

ウ 排水機能を確保するため、公共下水道管理者は、施設の清掃、浚渫、補修及び改良等に努める。

(3) 施設の点検等

ア 平常時の点検は、「下水道維持管理指針」に準拠して実施し、施設の被害を最小限にとどめ、二次災害の防止を図るとともに、脆弱箇所を把握に努める。

イ 下水道台帳は、災害時に迅速かつ確実にデータの提供が可能となるようシステム化を図る。

また、システム化されていない場合は、代替性の確保のため、下水道台帳の分散保管を図る。

ウ 応急復旧マニュアルを整備する。

(4) 応急復旧のための体制整備

応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平常時から諸体制を確立

し整備する。

ア 下水道担当部局の防災組織、配備体制

地域防災計画に基づく災害対策本部の下位組織として、下水道施設の防災対策をふまえた防災活動が円滑に実施できるよう、体制を整備する。

イ 民間企業との協力体制

応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、下水道施設メンテナンス業者等、民間業者との協力体制を整備する。

ウ 他地方公共団体との相互応援体制

雪害時の役務及び機材等の提供について、他地方公共団体と相互援助体制を整備する。

エ 応急対策用機器及び資機材

雪害時の応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、必要機材を備蓄、整備する。

オ 防災訓練

雪害時の対応が円滑かつ的確にできるよう、緊急連絡伝達方法、応急対策の実施方法、応急対策用機材の運転及び取扱方法について、定期的に防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

(5) ライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡体制の強化

雪害時におけるライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡の混乱を防止し、的確な状況把握や指示ができるよう、情報連絡体制を整備する。

ア 連絡担当窓口及び責任者の設置

各関係機関に連絡担当窓口及び責任者を設置して、全て連絡窓口を通して連絡を行うものとする。また、連絡責任者は、事務連絡を総括し、情報の整理、管理を行う。

イ 連絡方法

情報連絡は、一般電話、県防災行政無線で行い、必要に応じて、各種専用電話を利用する。また、直接連絡が不可能な時は、他機関を経由する方法で連絡する。

ウ 連絡内容の統一と書式化

雪害対策に必要な情報、被害報告及び応急措置に関する情報等の収集、伝達を迅速かつ正確に行うため、あらかじめ、報告内容等を選択できる書式を定め、各機関で常備し、連絡は相互にこの書式を用いて行う。

5 通信施設における雪害予防対策（NTT西日本、NTTドコモ北陸、各防災関係機関）

降積雪時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施のうえからも極めて重要な問題であり、公衆通信、専用通信、放送等の施設の耐雪性確保に努める。

県及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、対策の実施に当たっては、必要に応じて市町村との協力を努めるものとする。

る。

(1) 公衆通信

降積雪時においても、通信が確保できるよう設備の耐雪化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を講ずる。

ア 施設の防災対策

(ア) 発電装置は、給水、燃料配管のフレキシブル^{※1}、トレンチ化^{※2}等の対策により安全性を強化する。

(イ) 地下管路は、管路継ぎ手、マンホール取り付けに安全対策を実施する。

(ウ) 事務室設置のシステム、端末設備は、転倒防止及び転落防止対策を実施し、災害発生後のサービス提供を可能とする。また、重要な社内システムの電源は、無停電化する。

(エ) 水防扉の設置及び下水管、マンホール、とう道^{※3}からの局舎内への浸水防止対策を実施する。

イ 通信網の防災対策

(ア) 信頼性の高い伝送路を構築するため、主要な伝送路は多ルート構成、若しくはループ構成とし主要な中継交換機は分散設置を行う。

(イ) 地中設備は、アクセス系ケーブル^{※4}の地中化を推進する。

(ウ) 電話輻輳時における災害復旧機関の通信を確保するため、災害時優先電話の適用範囲の改善を行い、指定公共機関の責任者自宅まで拡大する。

(エ) 全国からの安否確認、見舞電話による電話の輻輳を防止するため、ボイスメールによる全国利用型の伝言ダイヤルサービス（災害用伝言ダイヤル「171」）を提供する。

ウ 防災機器の整備

(ア) 交換局、伝送路、電源の各種被災に対応できる非常用無線装置、移動用電源車、応急復旧ケーブルなどの災害対策機器及び応急復旧資材の確保に努める。

(イ) 非常用衛星通信装置（ポータブル衛星・超小型衛星通信装置）の配備に努める。

エ 防災に関する訓練

災害時に備え、平時から復旧員の確保、設備の復旧を円滑、速やかに行うため、次の訓練の実施に努めるとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

(ア) 災害予報及び警報伝達の訓練

(イ) 災害時における通信の疎通訓練

(ウ) 設備の災害応急復旧訓練

(エ) 職員の非常召集訓練

※1 フレキシブル化 地震による管路の振動を、自在継ぎ手で吸収可能な弾力性のある配管系統にすること

※2 トレンチ化 ケーブル、管路等を固定せずに、配管溝を設け設置する方式にすること

※3 とう道 ケーブルの収容及び保守作業空間を確保するため、地中に構築されたコンクリート構造物

※4 アクセス系ケーブル 交換局からビル、住宅等の建物までの通信ケーブル

(2) 専用通信

専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時において、重要な役割を果たすことが期待されている。現在、気象台、国土交通省、J R、中日本高速道路（株）さらに電力・ガス会社、私鉄等において専用通信が設置されており、各機関は次の点に留意し、防災対策を推進する。

ア 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、ルートの上重化等を促進する。

イ 装置・機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機等資機材の整備充実に努める。

ウ 定期点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

エ 防災訓練等の実施

平素から関係者による防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

6 生活用・事業用井戸の地下水位低下対策（県生活環境文化部）

消融雪施設の一斉稼働による地下水位低下時の地下取水障害の未然防止のため、リアルタイムで地下水位の監視とリアルタイム情報提供を行うとともに、冬期間の「注意喚起水位」指標を活用して地下水位低下時に節水呼びかけを行い、地下水位の速やかな回復に努める。

第3 廃棄物処理施設の耐雪化

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の雪による被害を最小限に止めるとともに、雪害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。

このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の耐雪化に努めるとともに、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐雪化に努める。

県は、被災状況により、広域的な処理が必要な場合を想定し、廃棄物処理の協力体制を整備する。

1 処理施設の雪害予防対策（県生活環境文化部、市町村）

（1）一般廃棄物処理施設

積雪による施設の損壊、凍結による機器の破損、停電等が予想されるため、市町村は適切な維持管理を行うとともに、必要な設備、機器の充実に努め、廃棄物処理施設の耐雪化を図る。

また、今後、建設する施設については、ごみ処理施設性能指針等の基準に従うとともに、耐雪化に努める。

（2）産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の管理者は、必要に応じて、施設の耐雪化に努める。

2 し尿、ごみ等の処理体制の整備（県生活環境文化部、市町村）

（1）冬期収集体制

市町村等は、住民に対し、積雪期前のし尿のくみとりの実施を呼びかけるとともに、積雪時のごみ収集計画の周知徹底を図る。

（2）処理施設の応急復旧資機材等の整備

市町村は、し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

（3）ごみ、災害廃棄物等の仮置場の確保等

豪雪時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。

県は、市町村に対し、災害廃棄物等の処理に係る助言など技術的支援を行う。

（4）避難所等の仮設（簡易）トイレの確保

市町村は、雪圧による家屋の倒壊、凍結による断水等により便所が使用できなくなることが予想されるため、避難所等に仮設（簡易）トイレの確保に努める。

3 広域的な協力体制の整備（県生活環境文化部）

県は、し尿、ごみ、災害廃棄物等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保について、市町村、近県及び関係団体を含めた協力体制を整備する。

（資料「9-10 し尿処理施設一覧」「9-11 ごみ処理施設一覧」）

第4 危険物施設等の耐雪化

危険物施設、高圧ガス製造事業所等、毒物劇物取扱施設の雪害及び爆発、火災、漏洩などの二次災害を防止するため、県及び市町村は予防対策の指導を徹底するとともに、事業者等においては施設の耐雪化及び保安体制の確立を図る。

1 危険物施設（**県危機管理局**、市町村）

雪害により危険物施設において、火災や漏えいが発生した場合には、周辺地域への延焼等により多大な被害が生ずるおそれがある。

このため、県及び市町村は、立入検査により危険物施設の耐雪化や維持管理、危険物の貯蔵、取扱い基準の遵守等について指導を徹底し、危険物施設からの出火、漏えい等の防止に努める。

また、少量危険物貯蔵取扱所については、市町村火災予防条例の規定に基づき指導する。

（1）県及び市町村等の措置

ア 保安確保の検査及び指導

県及び市町村は、危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱いの方法が消防法令に定められた基準に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要に応じ危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、雪害防止上必要な助言又は指導を行う。

イ 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上、保安意識の高揚に努める。

ウ 危険物輸送の安全化

県、市町村及び警察は、危険物の移送、運搬車両について常置場所における立入検査や路上取締りを実施し、標識の掲示、消火器の設置等を徹底するとともに、移動タンク貯蔵所については危険物取扱者の乗車、免状の携帯及び移送に関する基準の遵守、運搬車両については運搬容器、積載方法及び運搬方法の技術上の基準の遵守を徹底するなど、危険物輸送における災害防止に努める。

(2) 危険物施設の管理者等の措置

ア 施設の耐雪化等

(ア) 融雪装置の設置

- a 屋外タンクのうち、フローティングルーフ型については融雪装置が設置されているが、大型のコーンルーフ型及びカバードフロート型にも設置するよう努める。
- b 給油取扱所のキャノピー、大規模な一般取扱所等除雪困難な施設に、融雪装置を設置するよう努める。

(イ) 施設の耐雪化

- a 建築構造の耐雪化を図る。
- b 落雪や除排雪による損傷を防止するために、配管経路、接合部、弁類のレイアウトを十分検討するとともに、保護方針を講ずる。

(ウ) 凍結防止対策

消火配管、バルブ、ポンプ等の凍結防止対策を十分検討し、保護対策を講ずる。

イ 自主防災体制の確立

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程等に雪害防止対策を設け、内容を常に見直し、事業実態に合ったものとするとともに、除雪計画の策定、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間で相互応援協定を締結し、自衛消防隊の協力体制の確立、防災資機材の確保などに努める。

ウ 防災資機材の備蓄

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄の強化や除雪資機材の整備に努める。

(資料「3-17 危険物施設」)

2 高圧ガス製造事業所等（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、**県危機管理局**）

雪害により高圧ガスの製造事業所や貯蔵所において、爆発や漏えいが発生した場合には、周辺地域の公共の安全に大きな影響が生じるおそれがある。

このため、県は、高圧ガスの製造及び貯蔵等関係施設の耐雪化や適正な維持・管理、高圧ガスの取扱基準の遵守等について、保安検査や立入検査の実施をはじめとする措置を講ずるとともに、関係団体との連携協力により自主保安体制の推進を図り、高圧ガスによる事故の未然防止に努める。

（1）県の措置

ア 保安確保の検査及び指導

県は、高圧ガス関係施設の位置、構造及び設備の状況、取扱いの方法が、高圧ガス関係法令に定められた基準に適合しているかについて保安検査や立入検査を実施し、必要に応じ、事業所の長に対し、雪害防止上必要な指導や命令を行う。

イ 高圧ガス取扱者に対する保安教育

県は、保安係員等高圧ガスの取扱い作業従事者に対し、高圧ガス保安に関する講習を実施し、その資質の向上、保安意識の高揚に努める。

ウ 高圧ガス輸送の安全

県は、高圧ガス積載走行車両の転倒や転落、高圧ガス容器の落下や流出等を防止するとともに、警戒標識の表示、消火器や防災資機材の携帯等の輸送従事者の義務を遵守させるために、車両の常置場所における立入検査や路上での取締りを実施し、車両等の保安管理の徹底及び保安意識の高揚に努める。

エ 関係保安団体との連携・協力

県は、高圧ガス取扱者の保安意識の高揚や事業所の自主保安活動をより一層推進するため、高圧ガス安全協会等の関係保安団体と連携・協力して、保安講習会の開催、消費者保安の啓発及び防災訓練の実施等、各種事業を推進し、事故の未然防止に努める。

（2）事業所の措置

ア 屋外設備の耐雪化

（ア）**配管類**

屋外配管は極力短くし、また軒下に設置するなど雪の影響を受けないようレイアウトに配慮する。また、必要に応じ配管サポートで強化する。

（イ）ガス設備

屋外の設備は、屋根雪落下や除雪、雪おろしの衝撃により破損しないよう保護措置を行う。

イ 自主保安体制の確立

事業所の長は、危害予防規程に雪害対策に関する事項を設け、内容を常に見直し、事業実態に適合したものとするよう努めるとともに、除雪計画の策定、危険予知活動等の安全教育や防災訓練を実施し、安全意識の高揚を図るなど、自主保安体制の確立に努める。

また、自衛消防隊の隣接事業所との相互応援協定等の相互協力の促進に努める。

ウ 防災資機材の整備

事業所の長は、高圧ガスの種類や量に応じた消火薬剤、保護具等防災資機材や除雪資機材の整備に努める。

エ 通信設備の確保

事業所の長は、緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制を整備し、伝達手段の確保に努める。

オ 運転の緊急停止

大規模な製造事業所においては、異常警報器等と連動して危険度に応じて関係機器等を自動遮断するシステムの導入に努める。

カ 防災活動

事業所の長は、災害に対応した緊急操作、行動等のシステム化を進めるとともに、定期的な操作訓練及び防災訓練等を実施し、二次災害の防止に努める。

(資料「3-20 高圧ガス製造、貯蔵、販売所」)

3 毒物劇物取扱施設（県生活環境文化部、県厚生部）

雪害により毒物劇物多量保有施設の損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため、雪害予防対策を講じなければならない。このため、県は、毒物劇物取扱施設の取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物取締法に基づいて、監視指導を行っている。

毒物劇物取扱施設であって、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法令により予防対策が指導されている。また、前二法により規制を受けない施設については、次の事項を重点として立入指導を強化する。

- (1) 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤あるいは貯留槽等の設置措置を推進する。
- (2) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止規程を制定させる等の自主災害防止対策を推進する。(資料「3-22 毒物劇物製造、販売所等」)

第5 郵政事業の運営確保（日本郵便株式会社北陸支社）

降積雪時における郵政事業の円滑な運営確保は、県民生活の安定、社会経済活動うえからも極めて重要な問題であることから、日本郵便株式会社北陸支社は次のとおり雪害予防対策を推進する。

- 1 郵便局舎等の耐雪構造化
- 2 降積雪時の郵便の配送、取扱い及び配達確保を図るための車両、集配施設、用具及び人員の整備充実
- 3 郵便の運送及び集配の委託を受けている受託者及び運送業者に対する運送施設等の整備についての協力要請

4 積雪の著しい地区の運送及び集配の確保計画の作成

第6 消流雪用水の確保等（県土木部、県農林水産部、市町村）

除排雪に伴う河川、農業用排水路等の溢水による浸水被害を防止し、円滑な除排雪作業を実施するため、県等は消流雪用水の確保等の各種対策を推進する。

1 消流雪用水導入事業

県は、水量の豊富な河川から市街地を流れる中小河川等に消流雪用水を供給する導水路等の整備を推進し、河道疎通能力の阻害となる河道内の堆雪の排除により、溢水被害を防止する。

2 ダムによる消流雪用水の確保

県及び市町村は、地域の治水対策及び安定した消流雪用水の確保等を図るダムの整備を推進する。

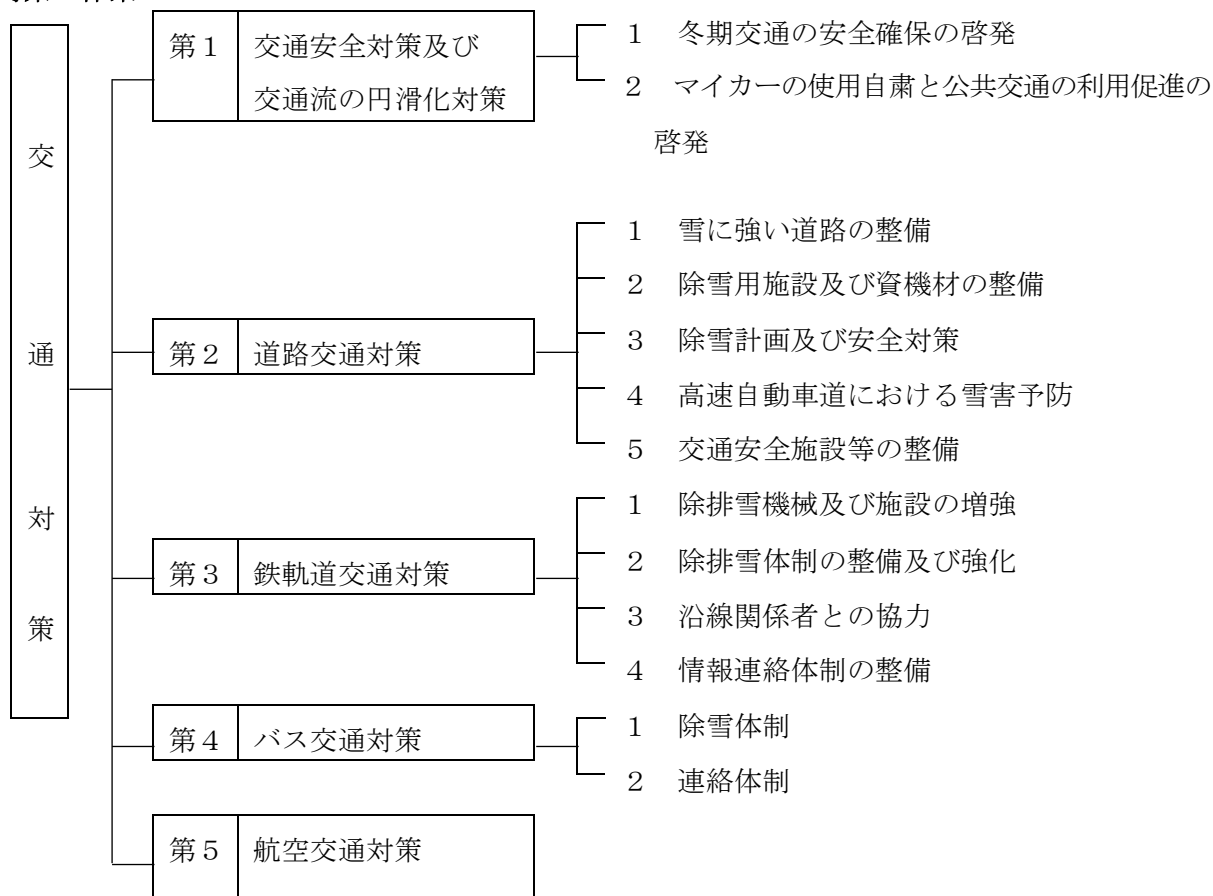
3 農業用排水路の整備等

県は、農業用排水路への流雪による溢水被害を未然に防止するため、市町村及び土地改良区等との連携のもとに、流雪可能な農業用排水路の整備を推進するとともに、施設の点検と冬期の適正な通水管理を行うよう指導するものとする。

第4節 交通対策

雪による交通障害を排除することは、雪害対策の根幹である。そのため各関係機関は諸施設等の整備や降積雪期における交通確保に関する各種計画を積極的に推進する。

対策の体系



第1 交通安全対策及び交通流の円滑化対策（県生活環境文化部、県警察本部）

1 冬期交通の安全確保の啓発

県、市町村及び各関係機関等は、冬期の交通事故や交通渋滞の発生を防止するため、スノータイヤ、チェーンの装着、路上駐車禁止など交通の安全確保をラジオ、テレビ、新聞、広報誌、インターネット等を利用し啓発する。

2 マイカーの使用自粛と公共交通の利用促進の啓発

県、市町村及び各関係機関等は、冬期交通の円滑化を図るため、マイカーの使用自粛及びバス等公共交通の利用促進をラジオ、テレビ、新聞、広報誌、インターネット等を利用し啓発するとともに、事業所等に対し協力を呼びかける。

ただし、災害級の大雪による被害が予想される場合には、外出そのものの自粛を呼びかけるものとする。

第2 道路交通対策（中部管区警察局、北陸地方整備局、県土木部、県警察本部、市町村、中日本高速道路㈱金沢支社）

1 雪に強い道路の整備

冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定や産業活動を確保するためには、除排雪作業を効率的に実施できるような広幅員道路の整備や消流雪施設の整備を進めることが必要である。また、山間地道路においては、雪崩防止柵、スノーシェッド等の雪崩対策施設の整備を図るほか、狭隘な市街地道路ではその拡幅及びバイパス整備並びに危険箇所の局部改良等の整備促進が必要である。このため道路管理者は大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じてその体系的整備を進めるものとする。

具体的な当面の対策としては、次のとおりである。

（1）交差点の改良整備

右折車線の設置等の交差点の局部改良を行い、交通渋滞の解消を図る。

（2）停車帯等の整備

バス停車帯等の整備を行い、バス等大型車両通行の円滑化を図る。

（3）橋梁の新設等

橋梁の新設、架替えを行い、都市間及び市街地と郊外の交通の分散と交通容量の増大を図る。

（4）堆雪帯の確保及び交通障害箇所等の整備

堆雪帯をもった広幅員道路の整備を進め、除雪による道路幅の狭小化を防止し通行に十分な道路幅を確保するとともに、山間地等の交通障害箇所の改良を行い交通の円滑化を図る。

（5）消融雪施設の整備

機械除雪の困難な市街地等の道路において、次の条件に該当する箇所で水源が確保できる場所には必要に応じて消雪パイプ等を設置する。なお、地下水を水源とする場合は、地域への影響、地下水位の低下を考慮するとともに河川水の利用も検討する。

ア 道路幅員が狭く、家屋が連担している除排雪作業の困難なところ

イ 橋梁の取付部や立体交差等で坂路の勾配が急なところ

ウ 主要な交差点で除排雪作業の困難なところ

エ 中抜け区間の解消により機械除雪の効率化が図られるところ

（6）流雪溝の整備

市街地において道路や屋根雪等の処理が必要で、かつ地域の住民が管理運営を行える箇所については、流雪溝の整備を進める。

（7）雪崩対策施設の整備

雪崩危険箇所には、スノーシェッド、雪崩防止柵等の設置を進め、山間地における交通の確保を図る。

(8) 吹きだまり障害等の緩和

地吹雪、吹きだまり障害を緩和するため、吹きだまり防止柵の整備を図る。

2 除雪用施設及び資機材の整備

道路管理者は、各路線や地域の実情に応じ除雪用施設及び資機材の整備を図る。

(1) 除雪機械の整備

除雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう民間における除雪機械の保有状況を把握し、協力体制を確立しておく。

また、安定的な除雪体制の維持のため、除雪機械を運転する除雪オペレーターの確保に努める。

(2) 排雪場所の確保

除排雪作業を効率よく実施するために、必要に応じて事前に関係機関等と協議を行い、運搬排雪時の雪捨場の確保を図る。

(3) 凍結防止剤の配備

勾配の急な区間等における車両スリップ防止のため、凍結防止剤の配備を行う。

(4) 除雪基地等の整備

各路線における除雪基地には、除雪機械等を配備するとともに、機械の格納及び凍結防止剤の保管施設、並びにオペレーターの詰所及び積雪計等の気象観測施設の整備を図る。

3 除雪計画

(1) 作成方針

各道路管理者は、次の点に留意しそれぞれ道路除雪計画を策定する。

ア 適切な冬期道路網が確保されるよう、他の道路管理者とも十分連携し策定する。

特に隣接県、隣接市町村及び他管内との境界にある道路の除雪分担及び交差点除雪の受け持ち等について十分調整する。

イ 除雪業務分担の決定にあたっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できるよう計画する。

ウ 計画全般について、関係機関と十分連絡協議し、調整を図る。

(2) 各機関の除雪計画

ア 北陸地方整備局富山河川国道事務所は、毎年11月に「北陸地方整備局道路除雪計画」に基づき「富山河川国道事務所道路除雪計画」を策定する。

イ 県は、毎年11月に「道路除雪計画」を策定し、各種会議において各機関との連絡調整を図る。

ウ 市町村は、降積雪期前に関係機関と協議のうえ、地域の実情に応じた「市町村道路除雪計画」を策定する。

4 雪害予防

(1) 集中的な大雪への対応

ア 道路管理者は、特に集中的な大雪時においては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

イ 道路管理者は、集中的な大雪に備えて、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握するとともに、関係機関等と連携して、降雪の予測精度も考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。また、集中的な大雪時の道路交通を確保するための合同実働訓練を実施するものとする。

(2) 道路情報システムの整備

ア 道路管理者は、道路交通情報、除雪情報、災害情報及び気象情報など道路に関する各種情報の収集と伝達に関する情報システムの整備並びに諸施設の整備に努める。

イ 県管理道路については、「除雪情報システム」により、県内各地に設置されている積雪センサー、路面凍結センサー、路面監視カメラから得られる気象情報・路面状況などを一元的にとりまとめ、除雪の効率化に努めるとともに、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所について広報媒体等を用いて周知する等、適時適切な情報提供を行う。

(3) 倒木の未然防止

道路管理者は、沿道の倒木による被害を防止するため、倒木のおそれがある樹木を把握し、必要に応じて関係者の協力を得て伐採する等、被害の予防に努める。

(4) 落雪事故の防止

道路管理者及び県警察本部は、標識や跨道橋等からの落雪による事故を防止するため、雪庇の状況を把握し、適時適切に雪庇除去を行う等、事故の予防に努める。

- (資料 「 6-1 県内道路整備状況」「10-1 県管理道路土木事務所別除雪延長」
「10-2 県除雪機械の配置計画」「10-3 県管理道路雪寒対策施設の整備状況」
「10-4 富山県除雪体制系統図」「10-5 国土交通省管理道路防雪施設設置状況」
「10-6 国土交通省管理道路情報板設置状況」
「10-7 国土交通省現有除雪機械の配置（民間貸与）」「10-8 国土交通省歩道試験除雪計画」
「10-9 国土交通省富山河川国道事務所除雪区間」
「10-10 除雪ステーション設置計画及び工区分」
「10-11 国土交通省北陸地方整備局雪寒体制発令基準」)

5 高速自動車道における雪害予防

北陸自動車道、東海北陸自動車道及び能越自動車道は、その整備進展に伴い県民生活及び社会経済活動の大動脈となっており、特に豪雪時には海と山に囲まれた本県においては、その交通確保は非常に重要である。

このため、高速道路管理者（中日本高速道路(株)金沢支社、富山県道路公社）は、施設の耐雪化、

除雪体制の整備等を一層推進する。

(1) 施設の耐雪化

高速自動車道では、冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保するために、除雪作業を効率的に行えるよう、切土部と橋梁高架部には堆雪余裕幅を設けてあるとともに、山間部の切土法面の雪崩が予想される箇所には雪崩予防柵、トンネル坑口部にはロードヒーティングなどが設置されており、これらの維持管理に万全を期す。

(2) 道路情報の周知

気温、路温、降雪、風向、風速、雨量などの気象観測装置を各インターチェンジ間の主要河川付近に設置しており、これらの維持管理に万全を期す。

6 交通安全施設等の整備

県警察本部は、冬期間における交通の安全と円滑を図るため、信号機、道路標識等の交通安全施設を適正に維持管理するとともに、雪の影響を軽減化するよう周辺の環境や視認性に配慮しつつ交通安全施設の整備を図る。

第3 鉄軌道交通対策（JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各道路管理者）

1 除排雪機械及び設備の増強

鉄軌道事業者は、除排雪機械の能力強化とポイント消融雪装置等の地上設備の増強を重点とし、冬期輸送の確保を図る。

2 除排雪体制の整備及び強化

鉄軌道事業者は、積雪量等の状況に応じた除排雪車両の出動について、使用標準及び出動標準を定めるとともに、除雪要員について民間の協力を得て要員を確保し、また緊急時に備えあらかじめ土木建設業者から必要人員の応援を確保しておく。

JRでは沿線市町村の協力を得て「除雪協力会」を結成し、除雪要員の確保を図っている。

3 沿線関係者との協力

鉄軌道事業者は、各関係機関等との協力体制を確立し、降積雪時における安定運行及び事故防止を図る。

(1) 踏切事故防止

踏切除雪については、あらかじめ責任者を定め、除雪体制を強化するとともに、散水式消雪装置の設置推進を図る。

また、踏切事故防止のため市町村等を通じ沿線住民に広報しておく。

(2) 道路管理者等との協力体制

道路管理者と事前に協議し、除雪協力体制を確立しておくとともに、雪害による運送の渋滞

を防止するため、県、市町村、警察、地域住民に対しあらかじめ道路除雪について協力を依頼する。

(3) 沿線住民への協力依頼

沿線の樹木の倒壊を防止するため、支障のおそれのあるものを事前に調査し、関係者の協力を得て伐採し、事故防止に努める。

また、沿線市街地住民とのトラブルを防止するため、除排雪、消融雪等について理解と協力を求めて、支障を起こさないようにする。

4 情報連絡体制の整備

鉄軌道事業者は、運行状況の把握と迅速、的確な利用者への情報提供を行うため情報連絡体制の整備を図る。

(1) 内部連絡体制

駅、列車及び保線区等との間の情報連絡について、無線・有線設備、要員等の充実強化を図るとともに、日頃からの点検整備に努める。

(2) 利用者に対する情報提供

利用者に対する情報サービスについて、電話の開設、各駅情報係の設置を図るほか、報道機関に対して、事前に協力を要請する。

(3) 無人駅の連絡通報体制

無人駅からの利用者に対する利便を図るため、無人駅連絡装置を導入し、列車運行に乱れがある場合に使用し旅客不案内の解消を図る。

第4 バス交通対策（富山地方鉄道、加越能バス、市町村等）

1 除雪体制

バス事業者は、道路管理者と事前に協議し、除雪協力体制を確立しておく。

2 連絡体制

バス事業者は、全線の運行を把握し、利用者に対し的確に情報提供できるようバスロケーションシステム等情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携体制の整備を図っておく。

第5 航空交通対策（県地方創生局）

富山空港は、国内線及び国際線の路線拡充によりその重要性はよりいっそう高まってきており、県は冬期間における就航率の向上、安全運航の確保を図るため施設の耐雪化、除雪体制の強化を図る。

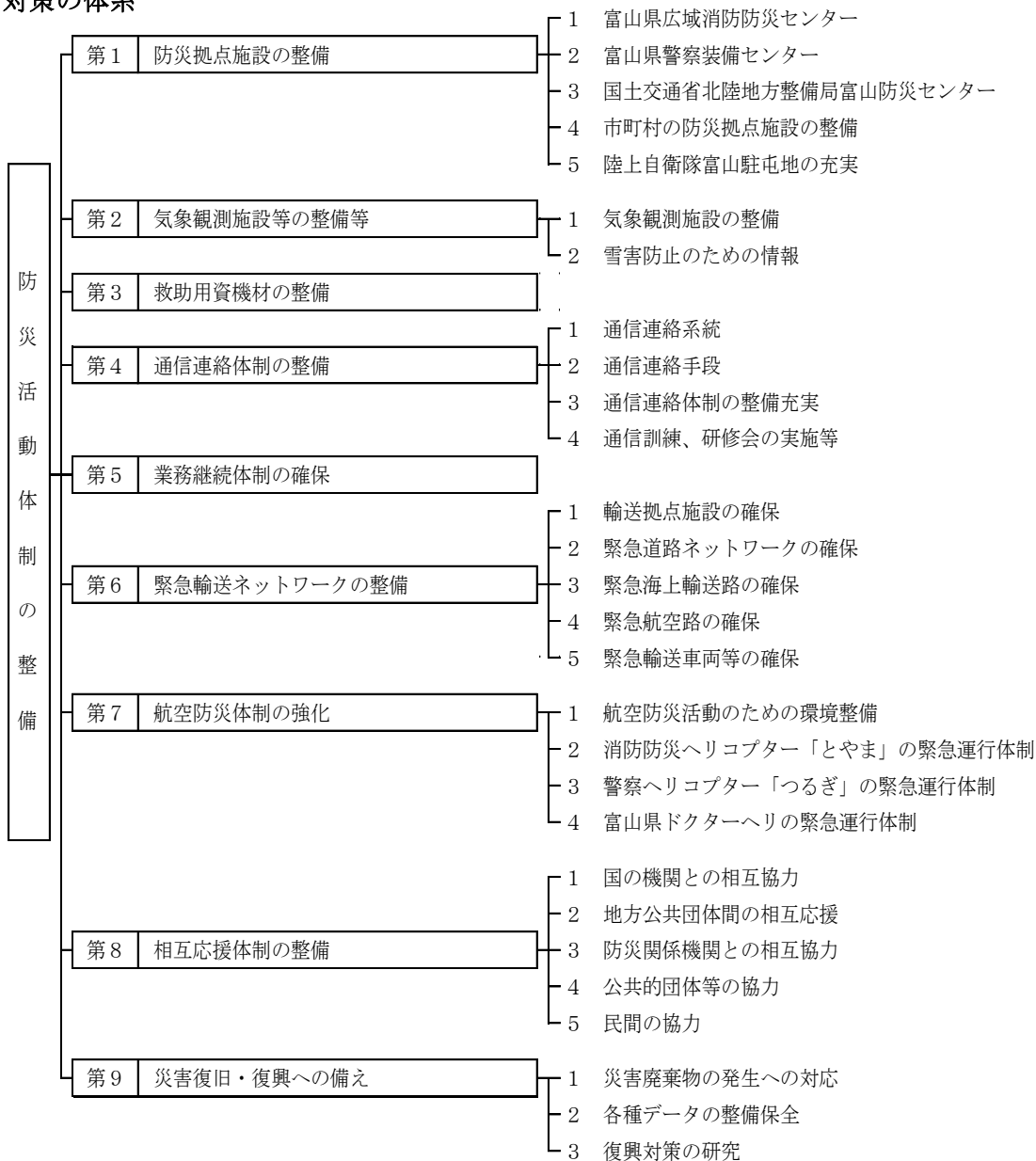
第5節 防災活動体制の整備

雪害に迅速、的確に対応し、被害を最小限にとどめるには、防災関係機関において速やかに初動活動体制を整え、所管する防災機能を十分に発揮することが重大な使命である。

この使命を遂行するためには、災害対策活動の拠点となる庁舎等の整備を進めるとともに、情報収集や避難誘導、救助・救急活動が広域的にしかもできるかぎり早急に行える体制を確立することが必要である。

本県の防災体制づくりとして、今後も防災拠点施設や防災活動の拠点となる庁舎等を整備するとともに、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備、災害対策本部の機能の充実・強化、通信ネットワークの強化による通信連絡体制の整備、緊急輸送体制や航空防災体制の整備強化、さらには、相互応援体制の整備等による連携した広域的な支援体制を充実させるなど、防災活動体制の整備に努めるものとする。

対策の体系



第1 防災拠点施設の整備

県は、広域的な災害時において、災害対策本部のバックアップ機能やヘリポート等を備えた、応援の後方支援基地として、また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設の整備、充実に努める。

また、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。

1 富山県広域消防防災センター（県危機管理局）

県は、大規模かつ広域的な災害時においては、災害応急活動の支援拠点として、また平常時においては防災に関する啓発、教育、訓練のセンターとしての機能を有する「富山県広域消防防災センター」を設置する。

（1）防災拠点施設の役割・機能

ア 災害時における役割・機能

（ア）備蓄機能等

- ・呉羽山断層帯被害想定調査を踏まえた食料、生活必需品の追加備蓄や、緊急用資機材等を保管するための備蓄倉庫
- ・飲料水等を確保するための耐震性貯水槽

（イ）輸送拠点機能

- ・応援物資及び備蓄物資の荷捌場（グラウンド、屋内訓練場）
- ・臨時ヘリポート、トラック待機場（放水訓練場）

（ウ）受援機能

- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊等応援部隊の集結・活動基地

（エ）災害対策本部の代替機能

イ 平常時における役割・機能

- ・防災関係者の研修の場
- ・県民の防災教育の場

2 富山県警察装備センター（県警察本部）

県警察本部は、平成15年度から使用を開始した富山県警察装備センターにおいて、警察活動のうち、大量の人員を動員する大規模事件・事故対策活動及び大規模災害に対応する。

また、同センターを災害時における機動隊、警察災害派遣隊の集結拠点とする。

3 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター（北陸地方整備局）

北陸地方整備局は、管内西部地区の災害に対して、速やかに災害現地で災害活動を行うための防災拠点として富山防災センターを設置し、必要な災害対策機械を配備する。同センターは、被災自治体からの要請により、災害対策機械を派遣し、自治体と協力して災害対応を行うための支援基地

となる。

(機能)

- ア 災害復旧に必要な資機材の備蓄、災害対策用機械の基地
- イ 災害発生時の情報の収集、発信基地
- ウ 災害対策の訓練、研修機能

4 市町村の防災拠点施設の整備（市町村）

市町村は、大規模な災害時においては、災害応急活動の拠点や住民の避難場所として、また平常時においては、自主防災組織・災害救援ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する地域防災拠点施設を整備する。なお、市においては、地域防災拠点施設とともに富山県広域消防防災センターに準じた役割、機能を有する施設の整備に努めるものとする。

(1) 地域防災拠点施設の役割

- ア 災害時における役割・機能
 - (ア) 市町村等の現地活動拠点
 - (イ) 自主防災活動の拠点
 - (ウ) 応援部隊の活動拠点
 - (エ) 避難施設

イ 平常時

- (ア) 自主防災組織等の研修、訓練場
- (イ) 住民の憩いの場

(2) 地域防災拠点施設の施設設備（例示）

- | | | |
|---------|----------|--------|
| ア 情報連絡室 | イ 医療救護室 | ウ 備蓄倉庫 |
| エ 研修室 | オ 耐震性貯水槽 | カ 広場 |

5 陸上自衛隊富山駐屯地の充実（自衛隊）

自衛隊は、大規模災害時における救援活動を速やかに実施するため、その活動の拠点施設となる富山駐屯地の機能強化に努めるものとする。

- ア 自衛隊の本県における重要な活動拠点としての機能強化
- イ 大量の救援物資の輸送や迅速な人命救助の観点から大型ヘリコプターの活用など機能強化

6 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

国、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第2 気象観測施設の整備等

降積雪等による被害の未然防止及び軽減のためには、気象等の状況を的確に把握し、速やかに雪害未然防止対策をとることが必要である。このため、県、市町村及び防災関係機関は気象観測施設の整備に努めるとともに、雪害の防止に必要な情報の収集に努め、関係機関に対し、適時適切に伝達するものとする。

1 気象観測施設の整備（各防災関係機関）

県、市町村及び関係機関は、気象等の実態を把握するために気象観測施設の整備に努める。

（資料「4-1 気象観測施設」）

2 雪害防止のための情報（各防災関係機関）

（1）県

県は、雪害の防止に必要な情報の収集に努め、市町村、その他関係機関に対し、適時適切に伝達する。

ア 除雪情報

イ 降積雪に関する情報

ウ その他必要な情報

（2）市町村

市町村は、当該地域にかかる雪害の防止に必要な情報、伝達について、市町村地域防災計画に定めておく。

（3）その他の機関

その他の機関は、所掌業務にかかる雪害の防止に必要な情報の収集に努め、状況に応じて県、市町村等に伝達する。（資料「11-1 気象等に関する情報」）

第3 救助用資機材の整備（自衛隊、北陸地方整備局、県土木部、県警察本部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

県、市町村及び防災関係機関は、雪害の発生に備えて、除排雪機械、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材など救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、雪害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておくものとする。

なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用資機材等を借上げできるよう協力体制を確立しておくものとする。

（資料「4-17 警察災害警備用装備資機材」「4-18 救助活動のための機械器具等の保有状況」

「4-22 国土交通省富山防災センターの装備資機材」「5-8 応急給水用具等」

「5-11 日本赤十字社富山県支部災害救護装備状況」）

第4 通信連絡体制の整備

県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等通信路の多ルート化の推進に努める。

また、緊急情報連絡体制を確保するため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。

さらに、災害情報の通信及び広報手段として、インターネット、地上デジタル放送や携帯端末をはじめとするITの積極的な活用を図り、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

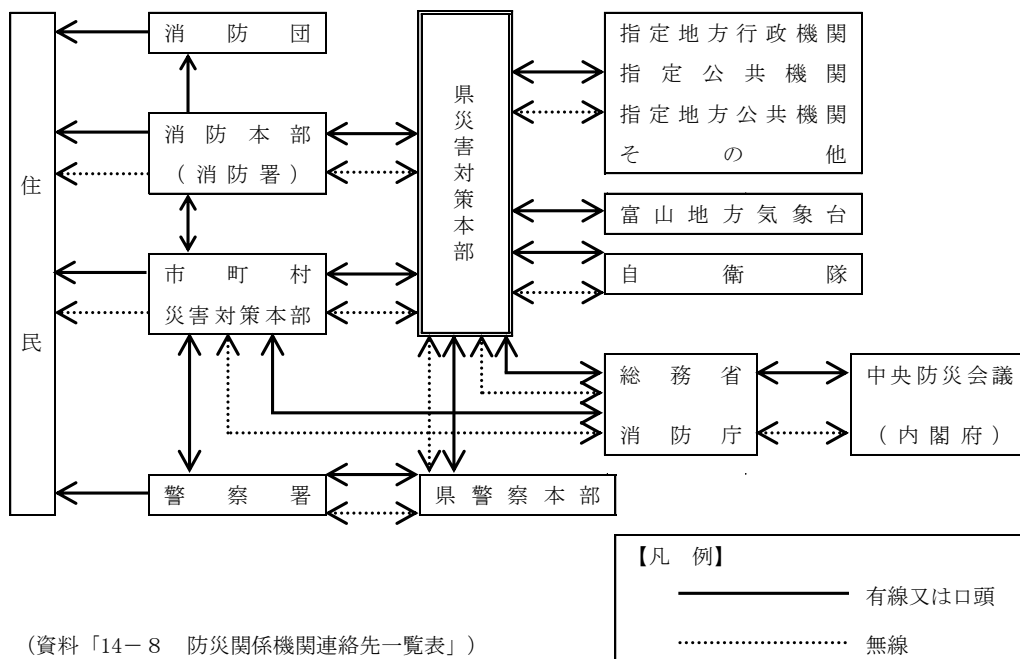
特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

1 通信連絡系統（各防災関係機関）

県災害対策本部を中心とした通信連絡系統については、次のとおりである。

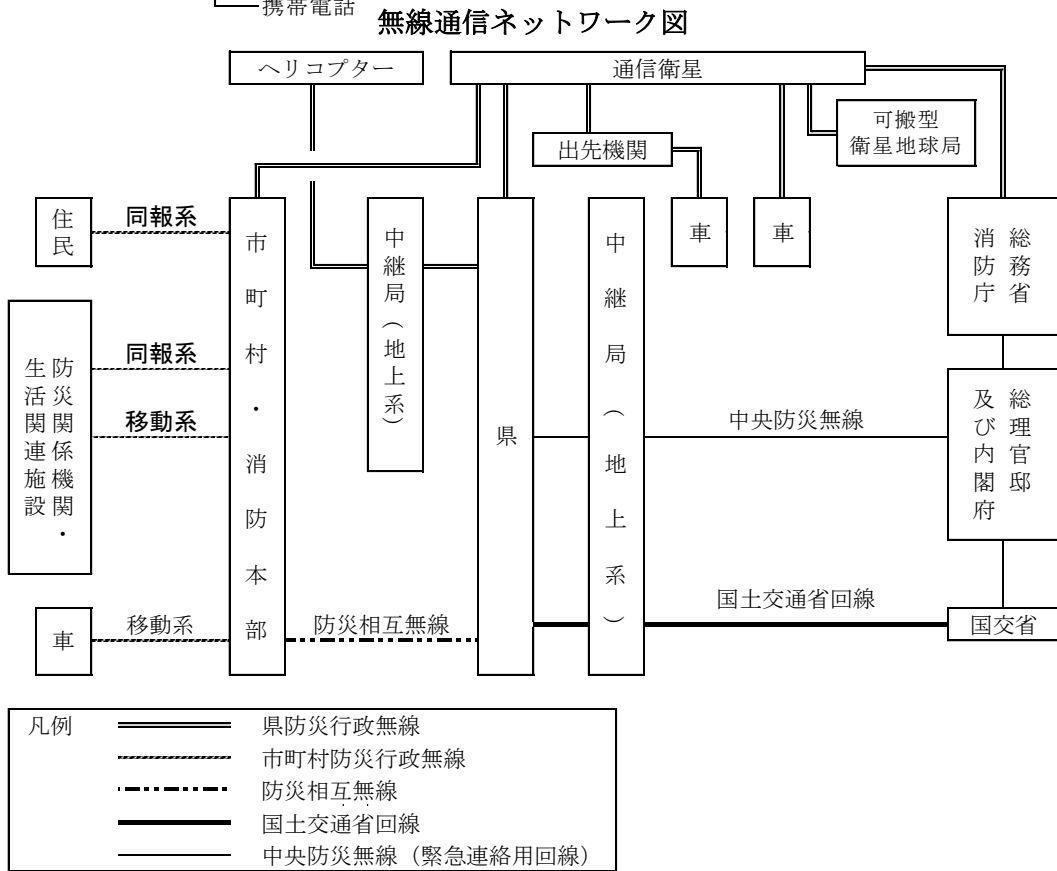
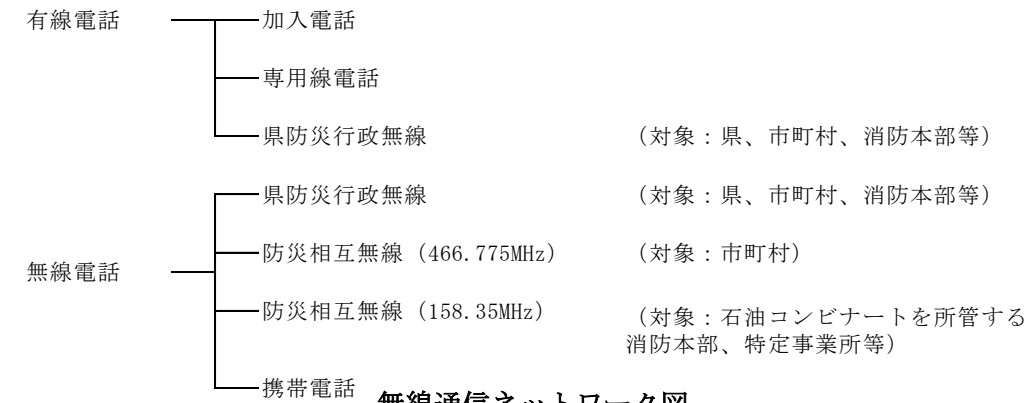
通信連絡系統図



(資料「14-8 防災関係機関連絡先一覧表」)

2 通信連絡手段（各防災関係機関）

通信連絡手段としては、次の種類の有線・無線電話を備えている。



3 通信連絡体制の整備充実（北陸地方整備局、県危機管理局、県経営管理部、県土木部、市町村）

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時における基幹的な重要通信施設であり、その機能を十分発揮できるよう非常用電源設備を配置し、電気安定供給を図るなど、停電対策を講ずるものとする。

(資料「7-1 富山県防災行政無線整備状況」「7-2 富山県防災行政無線系統図」)

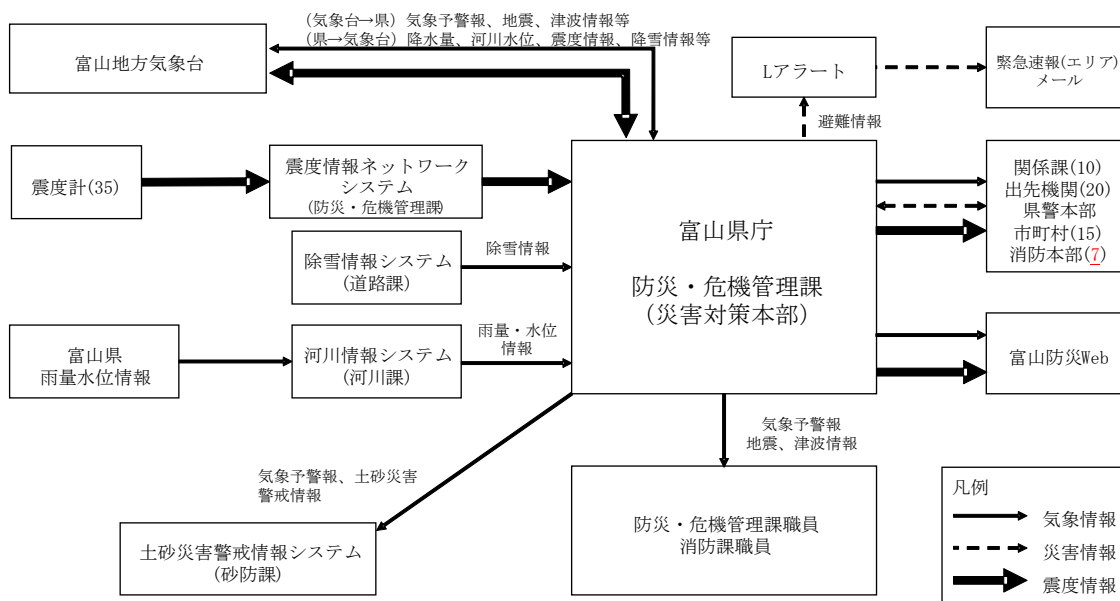
(2) 県総合防災情報システム

平成17年9月から稼働した県総合防災情報システムにより、各防災関係機関に対して、気象情報、河川情報、除雪情報、土砂災害危険度情報等の災害関連情報を一元的に、また、GIS（地理情報システム）を活用し、視覚的にわかりやすい情報提供に努める。

県民に対しては、インターネット及び携帯電話（富山防災WEBページ、緊急速報メール）やケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）、必要に応じて臨時災害放送局（コミュニティ放送局を含む）を通じて、災害や防災の情報の提供に努める。

また、平成28年8月にシステムを更新し、市町村が発する災害情報をテレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するLアラート（災害情報共有システム）との連携を開始したところであるが、引き続き伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

富山県総合防災情報システム



(3) 市町村防災行政無線の整備促進

市町村が使用する防災行政無線には、次の2種類がある。

- ア 被害状況を把握するため、市町村役場と災害現場との間の通信を行う移動系無線
- イ 災害情報等の周知徹底を図るため、市町村役場と屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機とを結ぶ同報系無線

本県の整備率は、全国平均を上回っているものの、まだ整備されていない市町村もあるため、整備率の向上に努めるとともに、防災行政無線の整備にあたっては、デジタル化を推進する。県は、市町村防災行政無線の整備を促進する。

市町村は、災害時に避難場所となる学校や救援物資の物流拠点となる施設との通信ネットワークにも配慮し整備に努めるものとする。

また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星通信の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(資料 「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」)

(4) 非常通信体制の強化

県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星通信等の整備充実に努める。

また、警察、消防、水防、鉄道、電気等の事務又は事業を行う機関やアマチュア無線連盟などの非常通信協議会構成員に属する無線局による通信系統を利用することにより、災害に関する通信を確保するよう、非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化するものとする。

(資料 「7-4 富山県消防無線配置図」 「7-5 富山県防災相互通信無線局」

「7-7 富山県非常通信用無線局」 「7-8 富山地区非常通信協議会構成員名簿」)

4 通信訓練、研修会の実施等（各防災関係機関）

災害時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

第5 業務継続体制の確保

県、市町村等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に、県、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県、市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用等の人材確保方法をあらかじめ整えるように努めるものとする。

県、市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

第6 緊急輸送ネットワークの整備

県及び市町村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、国、県及び市町村は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

1 輸送拠点施設の確保（県関係部局、市町村）

県及び市町村は、被災地外からの救援物資（水、食料、生活必需物資等）の受入れ、管理、仕分け、搬出や積み換えを行う輸送拠点施設をあらかじめ指定しておくとともに、災害時には輸送拠点施設、輸送機関と緊密に連携し、救援物資の円滑な受入れ・搬出が行えるよう体制の整備に努める。

なお、被害の状況により、あらかじめ指定していた輸送拠点施設が確保できない場合又は被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物資の量や規模を勘案して、他に適切な施設がある場合は、その施設を輸送拠点施設として選定し関係機関へ連絡するものとする。

また、災害時には、輸送拠点施設において、救援物資の受入れ・管理・仕分け・搬出の業務や、災害対策本部、輸送機関との連絡が円滑に行われるよう、体制の整備に努める。

県内における主な輸送拠点施設

区分	名称	所在地
陸上輸送拠点施設	富山市公設地方卸売市場	富山市掛尾町500
	高岡市地方卸売市場	高岡市下黒田777
	富山産業展示館	富山市友杉1682
	富山県総合体育センター	富山市秋ヶ島183
	富山県産業創造センター	高岡市二塚322-5
	富山県空港スポーツ緑地	富山市秋ヶ島287
	第一倉庫(株) (富山第1号倉庫)	入善町上飯野343
	魚津海陸運輸倉庫(株) (魚津海陸物流事業協同組合第1倉庫)	魚津市住吉 3956-12
	富山倉庫(株) (富山東1号倉庫)	上市町久金新315
	(株)日立物流 (富山物流センターA)	上市町久金312
	(株)日立物流 (富山物流センターB)	上市町久金312
	(株)日立物流 (富山物流センターC)	上市町久金312
	富山県トラック(株) (富山東物流センター)	富山市水橋沖188
	日本通運(株) (富山物流センター)	富山市新庄本町2-8-59
	(株)中央倉庫 (A号倉庫)	射水市橋下条1926-4
	(株)中央倉庫 (B号倉庫)	射水市橋下条1926-4
	トナミ運輸(株) (小杉流通センター)	射水市流通センター青井谷2-1-1

	(株)日立物流 (富山西物流センター)	射水市流通センター青井谷1-10-2
	伏木海陸運送(株)(第1CFS)	高岡市石丸705-1、4
	荻布倉庫(株) (21号, 221号, 222号, 23号, 24号)	高岡市荻布字川開688
	京神倉庫(株) (北陸流通センターA号倉庫)	砺波市西中631-6
	東砺倉庫(株)(小矢部倉庫)	小矢部市浅地字浄土寺193
	トナミ運輸(株)(小矢部倉庫)	小矢部市平桜 1806-4
	八嶋合名会社(本社新倉庫)	射水市庄西町 2-4-6
海上輸送拠点施設	伏木富山港	高岡市伏木地区 射水市新湊地区 富山市富山地区
	魚津港	魚津市港町
	氷見漁港	氷見市中央町～比美町
	宮崎漁港	朝日町宮崎
航空輸送拠点施設	富山空港	富山市秋ヶ島30

2 緊急道路ネットワークの確保 (県土木部)

道路は、災害時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っていることから、広域的なネットワークや陸上・海上・航空の輸送拠点と防災拠点間の連絡、それらを相互に補完するネットワークに配慮し、災害時に指定される緊急交通路の候補となる緊急輸送道路※を次のとおり指定する。

(1) 第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道(指定区間)とインターチェンジ及び輸送拠点(空港、重要港湾)を結ぶ幹線道路

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点(行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等)を連絡する幹線道路。

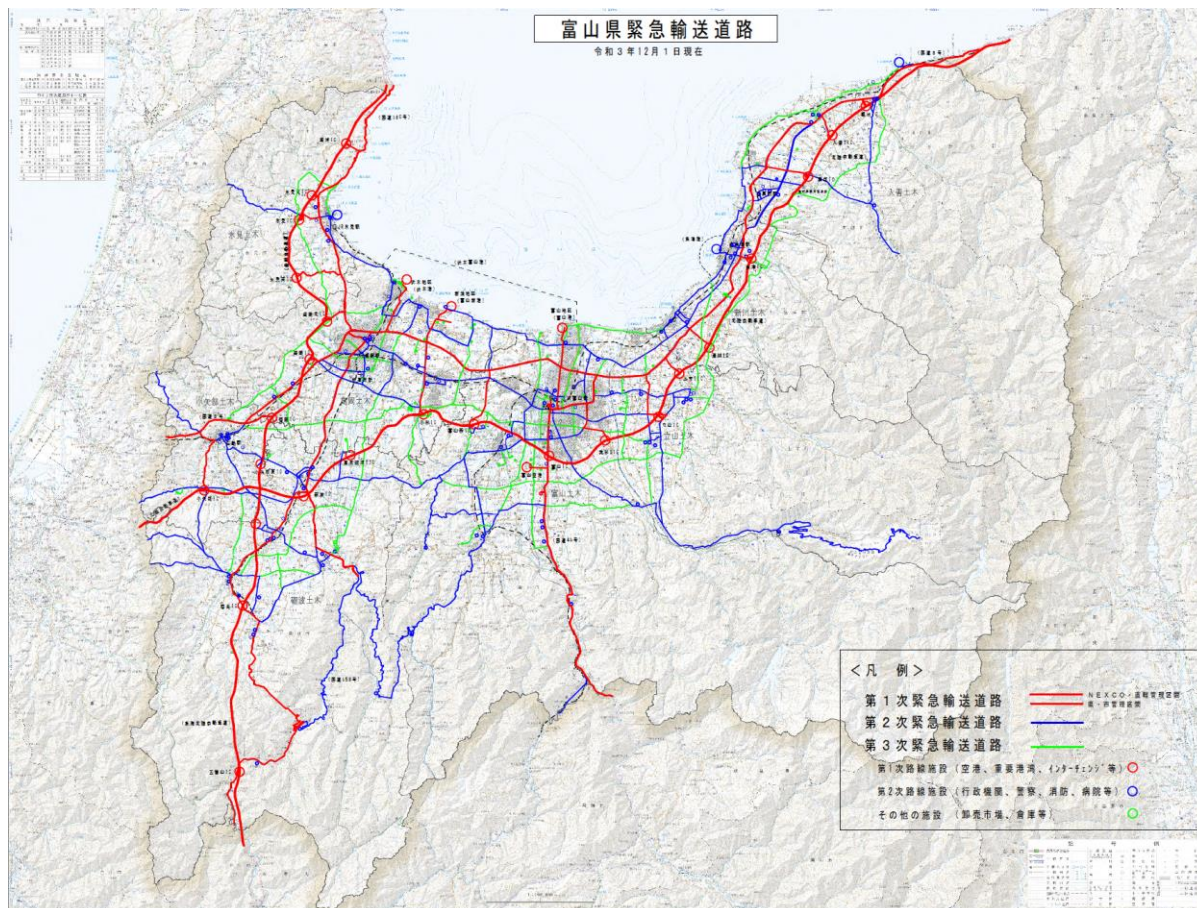
(3) 第3次緊急輸送道路

上記路線を相互に補完する幹線道路

緊急輸送道路の指定にあたっては、各市町村が実施するきめ細かい災害復旧活動を支援する観点から、市町村が指定する緊急交通路の候補となる路線とネットワークを図るよう調整するものとする。また、防災対策道路として河川敷を利用した緊急交通路や高速自動車道への緊急乗入路の活用についても必要に応じて検討する。なお、各々の道路整備状況により適宜見直しを行い、ネットワーク強化に努める。(資料「6-1-2 緊急輸送道路一覧表」)

※地域防災計画、防災業務計画及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の中で、地震防災上、緊急に整備すべき施設として位置づけられている道路

緊急輸送道路図（令和3年12月）



3 緊急海上輸送路の確保（県農林水産部、県土木部）

港湾・漁港施設は、災害時には救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送基地（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たす。

このため、県は、伏木富山港、魚津港、氷見漁港、宮崎漁港を防災の拠点として指定するとともに、今後、さらに拠点港相互の代替性の確保のほか、場外離着陸場の確保など物流拠点としての整備に努める。

また、災害後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関及び関係企業等と連携し、震災時の港湾機能の維持・継続について検討するものとし、その検討に基づき、港湾の漂流物等の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保等について協議するものとする。

4 緊急航空路の確保（県地方創生局、県厚生部、県警察本部、市町村）

空港は、災害時においても、その機能が発揮できるよう安全性確保に努める。

また、災害時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送等を迅速に行う必要があることから、ヘリポートの整備を推進するとともに、各地域に場外離着陸場を確保する。

（資料 「6－8 空港施設の現況」「8－9 場外離着陸場一覧」）

5 緊急輸送車両等の確保

県は、県保有車両等を把握しておくとともに、車両等が不足した場合に備え、必要に応じて、関係機関と協定を締結するなど、災害時において車両等が円滑に確保できる体制の整備に努める。

(資料 「8-1 県有車両車種別」「8-3 一般乗合旅客自動車運送事業者及び保有車両」
「8-4 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」)

第7 航空防災体制の強化

豪雪時における上空からの被害状況の把握、孤立集落への救援救護、道路交通の途絶に伴う救急患者の搬送など、ヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な航空防災活動の体制を強化する。

なお、県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。

1 航空防災活動のための環境整備（**県危機管理局**、**県厚生部**、**県警察本部**、**市町村**）

雪害時において消防防災ヘリコプター「とやま」や県警ヘリコプター「つるぎ」、富山県ドクターヘリが、それぞれの役割を効果的に発揮していくため、防災航空センター、県警航空隊や富山県ドクターヘリ基地病院の防災体制の充実に努めるとともに、離着陸場の整備や広域即応体制の強化に努める。

(1) 離着陸場の整備推進及び除排雪

ヘリコプターを消防防災活動に有効に活用するためには、ヘリポートのほか県内各地に臨時的に離発着する飛行場以外の離着陸場（場外離着陸場）が必要であることから、県及び市町村は活動に適した場所をあらかじめ確保又は整備するものとする。

- ア 緊急避難場所、避難所及び防災活動拠点施設若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備
- イ 救急活動において、搬送先である高次医療施設等敷地内（施設の屋上を含む）若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備
- ウ 交通遠隔地や雪害時に交通の途絶が予想される地域での離着陸場の確保又は整備

(資料 「8-9 場外離着陸場一覧」)

また、中山間地域において、緊急時臨時着陸場所を確保する。

(2) 雪害時の広域即応体制の整備

雪害時において、他県市からの消防防災ヘリコプター等の応援が円滑に行われるよう、全国に配備されているヘリコプターの運航情報や県内を含む全国各地の離着陸場の位置、面積、使用条件等をオンラインで結ぶネットワーク「ヘリコプター**動態**管理システム」を活用する。

また、消防防災、警察、医療機関、自衛隊等の各ヘリコプターを災害時において効果的に運用するため、それぞれの役割分担と緊密な連携方策を協議する組織を設置する。

さらに、ヘリコプターが上空から迅速かつ的確な活動を展開するため、県及び市町村等は防災の活動拠点となる庁舎や避難所となる学校、公的病院等の屋上に番号等を付すなど、建物の

識別標示を行うとともに、その除雪計画を作成しておく。

(資料 「8-7 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」 「8-8 自衛隊ヘリコプター諸元」)

(3) 広域的な救急搬送システムの整備

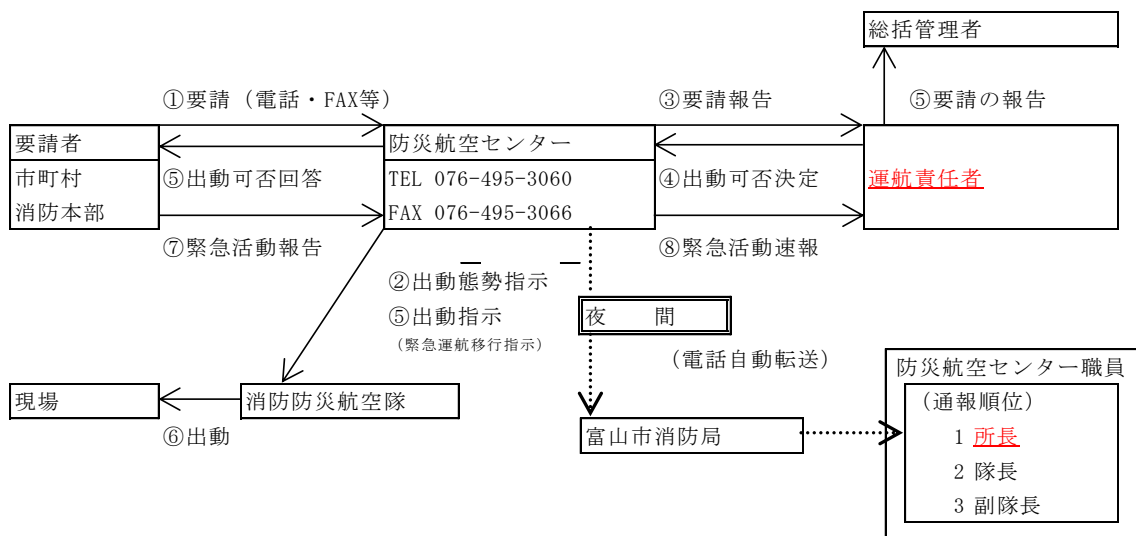
富山県ドクターヘリ及び消防防災ヘリコプターに装備の緊急医療用ベッドを有効に活用し、救命効果を高めていくため、医療機関との連携体制のとれた「救急搬送システム」を整備する。

2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制 (県危機管理局、市町村)

防災航空センターは、雪害発生時に、被害状況の把握や負傷者の救急搬送、水・医薬品等の物資搬送、医師・救助隊員等の人員輸送など、幅広い消防防災活動を迅速に実施していくため、緊急時に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。

(1) 緊急運航要請

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請を必要とする市町村等は、「富山県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」により防災航空センターに要請する。なお、防災航空センターは、要請のいとまがないと認めるときは要請を待たないで緊急運航をする。(要請の手続きの流れは次図のとおり)



(2) 受入れ態勢

消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請した市町村等は、防災航空センターと密接な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ態勢を整える。

- ア 離着陸場所及び安全対策の確保 (除雪の実施)
- イ 傷病者等の病院等への搬送手配
- ウ その他必要な事項

(3) 消防防災ヘリコプター「とやま」が出動できない事案又は自県ヘリだけでは対応が困難な事案が発生した場合は、相互応援協定に基づき隣接都道府県の防災航空隊に応援要請を行うもの

とする。

(4) ヘリコプターテレビ電送システムの活用

ヘリコプターテレビ電送システムにより、被災現場の映像等をリアルタイムで災害対策本部へ伝達するとともに、衛星通信等を利用して、消防庁、総理官邸へ送信する。

また、谷あい等のため、直接、電波が届かない場合には、消防庁より貸与された可搬型自動追尾受信装置により、映像を送信するとともに、イリジウム衛星電話を活用し、情報伝達を行う。

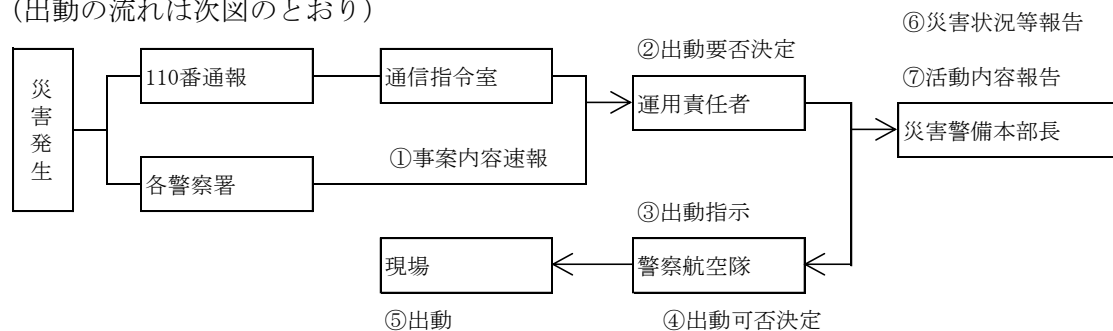
3 警察ヘリコプター「つるぎ」の緊急運航体制（県警察本部）

警察航空隊は、雪害発生時において、被災状況の早期把握や広域交通規制、避難誘導、人命救助など、幅広い警察活動を実施していくため、緊急時に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。

(1) 緊急運航

雪害の発生を認知した運用責任者は、出動の必要があると認めるときは警察航空隊に対し出動を指示し、緊急運航を行う。勤務時間外の場合は、航空隊員を非常招集する。

(出動の流れは次図のとおり)



(2) 大規模災害発生時における警察航空機の広域運用

大規模な災害が発生した場合は、各都道府県警察間の申し合わせにより、隣接・近接都道府県の警察航空機等が応援派遣される。

(3) ヘリコプターテレビ電送システムの活用

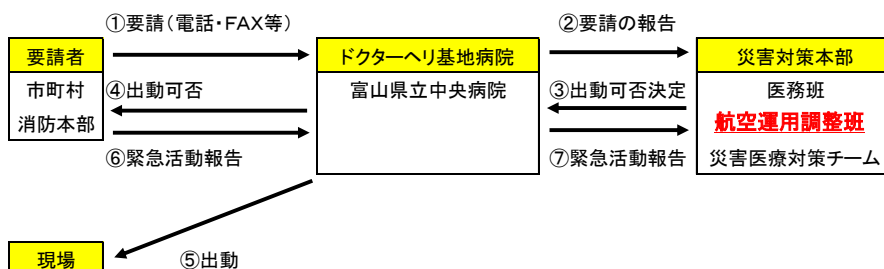
ヘリコプターテレビ電送システムにより、被災現場の映像等をリアルタイムで災害警備本部及び県災害対策本部へ伝送するとともに、衛星通信等を利用して警察庁、総理官邸へ送信する。

4 富山県ドクターヘリの緊急運航体制（県厚生部）

県医務課及び富山県立中央病院（ドクターヘリ基地病院）は、災害発生時に、医師・救助隊員等の人員輸送、負傷者の救急搬送など、災害医療活動を迅速に実施していくため、急事に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。

(1) 緊急運航要請

富山県ドクターヘリの緊急運航要請を必要とする市町村等は、富山県ドクターヘリ基地病院に要請する。なお、富山県ドクターヘリ基地病院は要請するいとまがないと認める時は要請を待たないで緊急運航する。（緊急の手続きの流れは次図のとおり）



(2) 受入れ態勢

富山県ドクターヘリの緊急運航を要請した市町村等は、富山県ドクターヘリ基地病院と密接な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ態勢を整える。

- ア 離着陸場所及び安全対策の確保
- イ 傷病者等の病院等への搬送手配
- ウ その他必要な事項

第8 相互応援体制の整備

県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ国及び隣接県をはじめ、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との応援協定の締結を推進する。

また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

そして、県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

なお、県は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画（平成19年3月）を策定し、応援部隊の受入体制を整えている。

さらに、防災関係機関等と災害時における協定を締結するなどの連携体制を整備する。

県では、現在、次のとおり協定等を締結している。

1 国の機関等との相互協力

(1) 自衛隊との連携（自衛隊、県危機管理局）

県と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常

時から連携体制の強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに、相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

(2) 国土交通省等との連携（北陸地方整備局、北陸地方測量部、県土木部）

ア 災害時の相互協力に関する申合せ

国土交通省北陸地方整備局企画部と新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県土木整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株) 高速道路事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。

イ 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定（港湾）

国土交通省北陸地方整備局次長並びに富山県知事（伏木富山港港湾管理者）、新潟県知事（新潟港、直江津港、両津港及び小木港港湾管理者）、石川県知事（金沢港及び七尾港港湾管理者）及び福井県知事（敦賀港港湾管理者）と民間協力者（（一社）日本埋立浚渫協会北陸支部長、北陸港湾空港建設協会連合会会長、（一社）日本海上起重技術協会北陸支部長、全国浚渫業協会日本海支部長、（一社）日本潜水協会会長、（一社）海洋調査協会会長及び（一社）港湾技術コンサルタント協会会長）とは、平成28年6月1日に「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結し、災害発生時の港湾施設等における応急対策業務等の相互協力の内容等について定めている。

ウ 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定

県と国土地理院とは、平成24年7月26日に「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定」を締結し、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図るなど、地理空間情報の活用促進のために協力する基本的事項について取り決めている。

f

2 地方公共団体間の相互応援（県危機管理局、市町村）

県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努めるものとする。

県及び市町村は、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(1) 都道府県間の相互応援

ア 全国都道府県の災害時応援

全国知事会では、東日本大震災の教訓を踏まえ、都道府県相互の広域応援体制の一層の拡充強化を図るため、平成8年7月18日に締結された協定を見直し、平成24年5月18日、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」を改めて締結し、広域応援について必要な事項を定めている。また平成30年からは、大規模災害時の自治体応援職員の派遣方法として、総務省「被災市区町村応援職員確保システム」が運用開始され、被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則1対1で被災市区町村に割り当てる「対口支援方式」による応援体制が整備された。

(資料「12-6-1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」)

イ 9県1市の災害時応援

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市は、昭和52年3月31日に締結された協定を見直し、平成19年7月26日、「災害時等の応援に関する協定書」を改めて締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣等について定めている。

さらに、全国知事会の体制や応援対策職員派遣制度と調和のとれた広域応援体制を整備する。(資料「12-6-2 災害応援に関する協定書、災害応援に関する協定実施細則」)

ウ 新潟県との災害時応援

県は、新潟県と平成7年8月24日、「災害時の相互応援に関する協定書」を締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供等について定めている。

(資料「12-8 災害時の相互応援に関する協定書」)

エ 石川県・福井県との災害時応援

県は、石川県及び福井県と平成7年10月27日、「北陸三県災害相互応援に関する協定」を締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供等について定めている。(資料「12-7 北陸三県災害相互応援に関する協定」)

(2) 市町村間の相互応援

市町村は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、県内市町村をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との応援協定の締結を推進する。

また、応援要請・受入れが円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

現在、県内市町村間においては、富山県市町村消防相互応援協定や隣接市町村防災協力体制協定書が締結されている。(資料「12-5 県及び市町村等の応援協定締結状況」)

3 防災関係機関との相互協力(県各部局、各防災関係機関)

(1) 県と防災関係機関との相互協力

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、県は、応急活動及び復旧活

動に関し、各関係機関との協定の締結を推進する。

県では、現在、次のとおり協定を締結している。

ア 日本赤十字社富山県支部と委託契約

昭和35年4月1日、日本赤十字社富山県支部と「災害救助法による救助等に関する委託契約」を締結し、医療、助産、死体の処理（洗浄、縫合等）についての委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。（資料「12-10 災害救助法による救助又は応援の実施委託協定書」）

イ 日本放送協会、民間放送各社との協定

災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」について、次に掲げる放送各社と締結し、放送を要請する場合の手続きについて取り決めている。

- (ア) 日本放送協会富山放送局 (昭和39年4月14日締結)
- (イ) 北日本放送株式会社 (昭和39年4月14日締結)
- (ウ) 富山テレビ放送株式会社 (昭和50年2月28日締結)
- (エ) 富山エフエム放送株式会社 (昭和60年3月27日締結)
- (オ) 株式会社チューリップテレビ (平成2年9月28日締結)

(資料「12-3 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」)

ウ ケーブルテレビ協議会との協定

災害発生時の通信設備の優先利用等に関して、富山県ケーブルテレビ協議会と協定を締結し、放送を要請する場合の手続きについて取り決めている。（平成17年6月8日締結）

(資料「12-3 通信設備の優先利用等に関する協定について」)

エ 電力会社等との協定

災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」について、次に掲げる地方公共機関等と締結し、地方公共機関に通信設備の利用を要請する場合の手続きについて取り決めている。

- (ア) 富山県警察本部 (昭和38年9月7日締結)
- (イ) 富山地方鉄道株式会社 (昭和39年9月9日締結)
- (ウ) 北陸電力株式会社 (昭和39年11月16日締結)
- (エ) 関西電力株式会社北陸支社 (昭和39年11月18日締結)
- (オ) 西日本旅客鉄道株式会社 (昭和62年4月1日締結)

更に、県と北陸電力株式会社とは、平成23年8月17日に「災害時における伏木富山港（新湊地区）の施設利用に関する確認書」を締結し、地震・津波等の災害発生時に災害救援船舶が北陸電力株式会社が管理する港湾施設等を使用する際の確認事項について取り決めている。

(資料「12-36 災害時における伏木富山港（新湊地区）の施設使用に関する確認書」)

オ 富山県医薬品卸業協同組合との協定

県と富山県医薬品卸業協同組合とは、平成9年12月17日に「災害時における医薬品等の供給

等に関する協定」を締結し、災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給等に関し必要な手続きを取り決めている。(資料「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」)

カ (一社)プレハブ建築協会との協定

県と(一社)プレハブ建築協会とは平成8年10月28日に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結し、災害時における応急仮設住宅の建設に関して必要な手続きについて取り決めている。(資料「12-16 災害時における応急仮設住宅建設に関する協定書」)

キ (一社)富山県警備業協会との協定

県と(一社)富山県警備業協会とは、平成9年4月28日に「災害時における交通誘導業務等に関する協定」を締結し、富山県内で災害が発生した場合に県が交通誘導業務等の要請を行う手続き等を取り決めている。(資料「12-17 災害時における交通誘導業務に関する協定書」)

ク (公社)富山県医師会との協定

県と(公社)富山県医師会とは、平成12年4月1日に「災害時の医療救護に関する協定」を締結し、県が本計画に基づき行う医療救護に対する(公社)富山県医師会の協力について必要な事項を取り決めている。(資料「12-18 災害時における医療救護に関する協定」)

ケ (一社)富山県建設業協会との協定

県と(一社)富山県建設業協会とは、平成13年8月31日に「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。

更に、県と(一社)富山県建設業協会、(一社)富山県電業協会、富山県管工事業協同組合連合会及び富山県空調衛生工事協同組合とは、平成19年3月29日に「県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」を締結し、県が保有する建築物に係る応急措置等の業務の実施について取り決めている。(資料「12-19 災害時における応急対策業務に関する基本協定」)

(資料「12-31-1 県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」)

コ 住宅金融支援機構との協定

県と(独)住宅金融支援機構とは、平成17年3月15日に住宅金融公庫北陸支店と締結した「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、平成27年10月30日に改めて協定を締結し、被災住宅の早期復興にむけての協力体制について取り決めている。

(資料「12-20 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」)

サ (一社)日本自動車連盟中部本部富山支部との協定

県と(一社)日本自動車連盟中部本部富山支部とは、平成17年6月3日に「災害時における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」を締結し、災害が発生した場合に緊急通行車両の通行の妨げとなる放置車両等の除去について取り決めている。

(資料「12-21 災害時における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」)

シ (一社)富山県トラック協会・富山県倉庫協会との協定

県と(一社)富山県トラック協会及び富山県倉庫協会とは、平成17年6月8日に「災害発生

時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の、避難所への物資の輸送、保管について取り決めている。

(資料「12-22 災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」)

ス 特定非営利活動法人全国災害救助犬協会との協定

県とNPO法人全国災害救助犬協会とは、平成17年6月8日に「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」を締結し、大規模災害発生時の行方不明者の捜索、救助のための災害救助犬の出動について取り決めている。(資料「12-23 災害時における災害救助犬の出動に関する協定」)

セ (一社)富山県産業資源循環協会との協定

県と(一社)富山県産業資源循環協会とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等について取り決めている。

(資料「12-24 地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」)

ソ (一社)富山県構造物解体協会との協定

県と(一社)富山県構造物解体協会とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における被災した建築物等の解体撤去等について取り決めている。

(資料「12-25 地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定」)

タ 富山県環境保全協同組合との協定

県と富山県環境保全協同組合とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時におけるし尿の収集運搬等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について取り決めている。

(資料「12-26 地震等による大規模な災害の発生時におけるし尿の収集運搬等に関する協定」)

チ 県内各放送事業者とのヘリテレに関する協定

県と県内各放送事業者とは、平成17年12月26日に「富山県消防防災ヘリコプターからの映像提供に関する協定」を締結し、大規模災害発生時又は発生の恐れがある場合に、県の防災ヘリからの映像の各放送事業者への提供について取り決めている。

ツ (一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部、(一社)富山県測量設計業協会、富山県地質調査業協会との協定

県と(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部、(一社)富山県測量設計業協会及び富山県地質調査業協会とは、平成19年4月12日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。

(資料「12-32 災害時における応急対策業務に関する協定」)

テ (一社)斜面防災対策技術協会富山県支部、(一社)富山県緑化造園土木協会との協定

県と(一社)斜面防災対策技術協会富山県支部及び(一社)富山県緑化造園土木協会とは、平成20年3月21日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害が発生

した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。

(資料「12-33 災害時における応急対策業務に関する協定」)

ト 中日本高速道路株式会社との協定

県と中日本高速道路株式会社とは、平成20年6月6日に「富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書」を締結し、更に、平成20年7月4日に「大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定」を締結し、大規模災害発生における応急復旧業務の実施にあたり、相互に協力する内容について取り決めている。

(資料「12-34-1 富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書」)

(資料「12-34-2 大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定」)

ナ (公社)富山県宅地建物取引業協会との協定

県と(公社)富山県宅地建物取引業協会とは、平成20年8月8日に「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定」を締結し、大規模な災害が発生した場合において、県が富山県宅地建物取引業協会に対し、民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときの必要な事項について取り決めている。(資料「12-35 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」)

ニ (一社)日本フランチャイズチェーン協会加盟10社との協定

県と(一社)日本フランチャイズチェーン協会に加盟する株式会社壺番屋、株式会社オートバックスセブン、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ティールヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、株式会社モスフードサービス、株式会社吉野家及び株式会社ローソンとは、平成23年11月8日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。

(資料「12-37 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」)

ヌ 富山県石油商業組合との協定

県と富山県石油商業組合とは、平成23年11月8日に「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等及び災害応急・復旧対策活動に要する石油燃料の安定供給に必要な事項について取り決めている。

(資料「12-38 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」)

ネ (株)北陸銀行との協定

県と(株)北陸銀行とは、平成24年2月1日に「災害時の応援に関する協定書」を締結し、県内に被害を及ぼす地震その他の災害に関し、平常時における防災意識の普及啓発活動、災害発生時における応援活動及び災害復興応援活動について取り決めている。

(資料「12-39 災害時等の応援に関する協定書」)

ノ (一財)北陸電気保安協会との協定

県と(一財)北陸電気保安協会とは、平成24年9月13日に「災害時における応急対策活動に関する協定書」を締結し、災害時に県が保有する施設の電気設備に係る災害応急対策活動を実施

することを取り決めている。

ハ (株)ダスキンの協定

県と(株)ダスキンは、平成24年10月1日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。

ヒ 富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との協定

県と富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会とは、平成24年12月4日に「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」を締結し、災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。

フ (一社)全日本冠婚葬祭互助協会との協定

県と(一社)全日本冠婚葬祭互助協会とは、平成24年12月20日に「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」を締結し、災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。

ヘ (公社)富山県柔道整復師会との協定

県と(公社)富山県柔道整復師会とは、平成25年2月5日に「災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書」を締結し、災害時の応急活動に関する必要な事項について取り決めている。

ホ 富山県行政書士会との協定

県と富山県行政書士会とは、平成25年2月5日に「災害時における行政書士業務に関する協定書」を締結し、災害時の被災者支援のための行政書士業務について取り決めている。

マ (一社)富山県ビルメンテナンス協会との協定

県と(一社)富山県ビルメンテナンス協会とは、平成25年2月19日に「大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定書」を締結し、災害が発生した場合の公共建築物の清掃、消毒等の協力を要請するにあたって必要な事項を取り決めている。

ミ (一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部との協定

県と(一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部とは、平成25年3月1日に「災害時における医療用ガスの供給に関する協定書」を締結し、災害時の医療救護活動に必要な医療用ガス等の供給について必要な事項を取り決めている。

ム (公社)富山県薬剤師会との協定

県と(公社)富山県薬剤師会とは、平成25年3月7日に「災害時における医療救護活動に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力について取り決めている。

メ (株)サガミチェーンとの協定

県と(株)サガミチェーンとは、平成25年11月29日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等に

ついて取り決めている。

モ 石油連盟との覚書

県と石油連盟とは、平成26年4月11日に「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を締結し、大規模災害発生時における臨時的、緊急的な燃料共有を円滑に実施するため、重要施設の情報共有について取り決めている。

ヤ (公社)富山県看護協会との協定

県と(公社)富山県看護協会とは、平成26年12月25日に「災害時の医療救護に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力について取り決めている。

ユ (一社)富山県歯科医師会との協定

県と(一社)富山県歯科医師会とは、平成26年12月25日に「災害時の歯科医療救護に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における歯科医療救護活動に対する協力について取り決めている。

ヨ (公社)富山県獣医師会との協定

県と(公社)富山県獣医師会とは、平成26年12月25日に「大規模災害時における動物救護活動に関する協定」を締結し、大規模災害発生時における動物救護に関する活動への協力について取り決めている。

ラ 富山県生活衛生同業組合連合会との協定

県と富山県生活衛生同業組合連合会とは、平成26年12月25日に、「生活衛生関係営業に係る災害時支援協定書」を締結し、災害が発生し県から被災者の支援について協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。

リ (公社)地盤工学会北陸支部との協定

県と(公社)地盤工学会北陸支部とは、平成28年7月7日に「災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定書」を締結し、地盤災害発生時における調査及び防災の連携・協力について取り決めている。

ル (一社)全国木造建設事業協会との協定

県と(一社)全国木造建設事業協会とは、平成27年9月16日に「災害時における応急仮設木造住宅の建設等に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における応急仮設住宅の建設等に関する協力について取り決めている。

レ (公社)富山県浄化槽協会との協定

県と(公社)富山県浄化槽協会とは、平成27年11月26日に「災害発生時における浄化槽の点検・復旧等に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における浄化槽の緊急点検、応急復旧等に関する協力について取り決めている。

ロ ヤフー株式会社との協定

県とヤフー株式会社とは、平成29年4月28日に「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結し、災害に係る情報の迅速な提供等に関する協力について取り決めている。

ワ NTTタウンページ株式会社との協定

県とNTTタウンページ株式会社とは、平成30年3月23日に「防災啓発情報の発信に関する協定」を締結し、防災啓発情報の発信に関する協力について取り決めている。

ヲ (公社)日本下水道管路管理業協会との協定

県と(公社)日本下水道管路管理業協会とは、平成30年5月1日に「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」を締結し、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に関する協力について取り決めている。

ン (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定

県と(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会とは、平成30年9月3日に「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結し、災害時における被災者の応急的な住宅として利用する民間賃貸住宅の提供に関する協力について取り決めている。

あ サクラボックス株式会社との協定

県とサクラボックス株式会社とは、平成31年3月15日に「災害時における緊急用資材の供給に関する協定」を締結し、災害時の避難所等の生活支援として必要な段ボール製品等の緊急用資材の迅速な供給に関する協力について取り決めている。

い 中日本段ボール工業組合との協定

県と中日本段ボール工業組合とは平成31年3月25日に「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」を締結し、災害時に避難所の設営等に必要な段ボール製品の調達・運搬に関する協力について取り決めている。

う 富山県レンタカー協会との協定

県と富山県レンタカー協会とは平成31年4月11日に「災害時の自動車の貸渡しに関する協定」を締結し、災害時における警察活動に必要な自動車を確保するための優先的な車両提供について、必要な事項を取り決めている。

え 富山県医療機器協会との協定

県と富山県医療機器協会とは、令和2年2月20日に「災害時における医療機器等の供給に関する協定」を締結し、災害時における医療救護活動に必要な医療機器等の供給等に関し必要な手続きを取り決めている。

お (一社)富山県建築士事務所協会、(公社)富山県建築士会及び(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会との協定

県と(一社)富山県建築士事務所協会、(公社)富山県建築士会及び(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会は、令和2年4月22日に「地震災害時における被災建築物応急危険度判定等の協力に関する協定書」を締結し、大規模地震発生時における民間の被災建築物応急危険度判定士の参加要請等に関する協力について取り決めている。

か 北陸電力(株)及び北陸電力送配電(株)との協定

県と北陸電力（株）及び北陸電力送配電（株）は、令和3年6月30日に「大規模災害時における相互連携に関する確認書」及び「大規模災害時における道路啓開等に関する確認書」を締結し、大規模災害時におけるリエゾン派遣、電源車の要請と協力、及び道路啓開の要請と協力等に関する協力について取り決めている。

き 富山県社会福祉協議会、日本青年会議所富山ブロック協議会との三者協定

県と富山県社会福祉協議会、日本青年会議所富山ブロック協議会は令和3年7月12日に「災害時における協力に関する協定」を締結し、災害時におけるボランティアの受け入れ体制について取り決めている。

(2) 防災機関間の相互協力

防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑な協力が得られるよう、次のとおり協定を締結し、あるいは相互協力について定めている。

ア 日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部との相互協力

日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部は、昭和58年10月31日、「応援救護に関する協定」を締結し、救護班の派遣、医薬品、救護物資及び傷病者の海上輸送について定めている。

(資料「12-12 日本赤十字社富山県支部長と伏木海上保安部長との応援救護に関する協定」)

イ 電力会社間の相互協力

北陸電力、北陸電力送配電、関西電力及び関西電力送配電は、各電力会社及び電源開発株式会社と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。

また、「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社間において締結された「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施することとしている。

ウ ガス会社間の相互協力

(一社)日本ガス協会では「非常事態における応援要綱」、(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部では「コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要綱」を定め、ガス製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開できるよう、また、協会の組織をあげて救援活動できるよう、緊急連絡体制、救援体制等について定めている。

一方、(一社)富山県エルピーガス協会は、県及び全市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を、北陸三県の協会で「北陸三県災害時相互応援協定」を締結するとともに、富山県LPガス災害対策要綱を定めており、災害時にはLPガスの保安の確保と安定供給（中核充填所[※]と連携）に万全を期すこととしている。

※ 大規模災害発生時にもLPガスを安定供給できるように、自家発電設備やLPガス配送車両、衛星通信設備等を導入したLPガス充填所で、経済産業省が指定したもの。

エ 水道事業体相互間の協力

(公社)日本水道協会富山県支部では、「水道災害相互応援要綱」を定め、水道施設の被害を受けた場合における住民への応急給水と施設の応急復旧のための支部内の相互応援につい

て定めている。

4 公共的団体等の協力（市町村）

市町村は、区域内における公共的団体及び自主防災組織に対し、平常時から次に掲げる協力が得られるよう努めるものとする。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市町村その他関係機関に連絡すること。
- (2) 雪害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 雪害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 雪害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) 被災証明書交付事務に協力すること。
- (10) その他の雪害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日本赤十字社の奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年団、婦人会、ボランティア団体等をいい、自主防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び事業所の防災組織をいう。

5 民間の協力（県各部局、市町村、各防災関係機関）

県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、雪害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

また、県及び市町村は、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

さらに、県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第9 災害復旧・復興への備え

1 災害廃棄物の発生への対応

国、県及び市町村等は、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

市町村は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、

災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

国、県及び市町村等は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、県及び市町村等は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

国、県及び市町村等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

2 各種データの整備保全

国、県及び市町村は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくよう努める。

- ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）
- ・不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

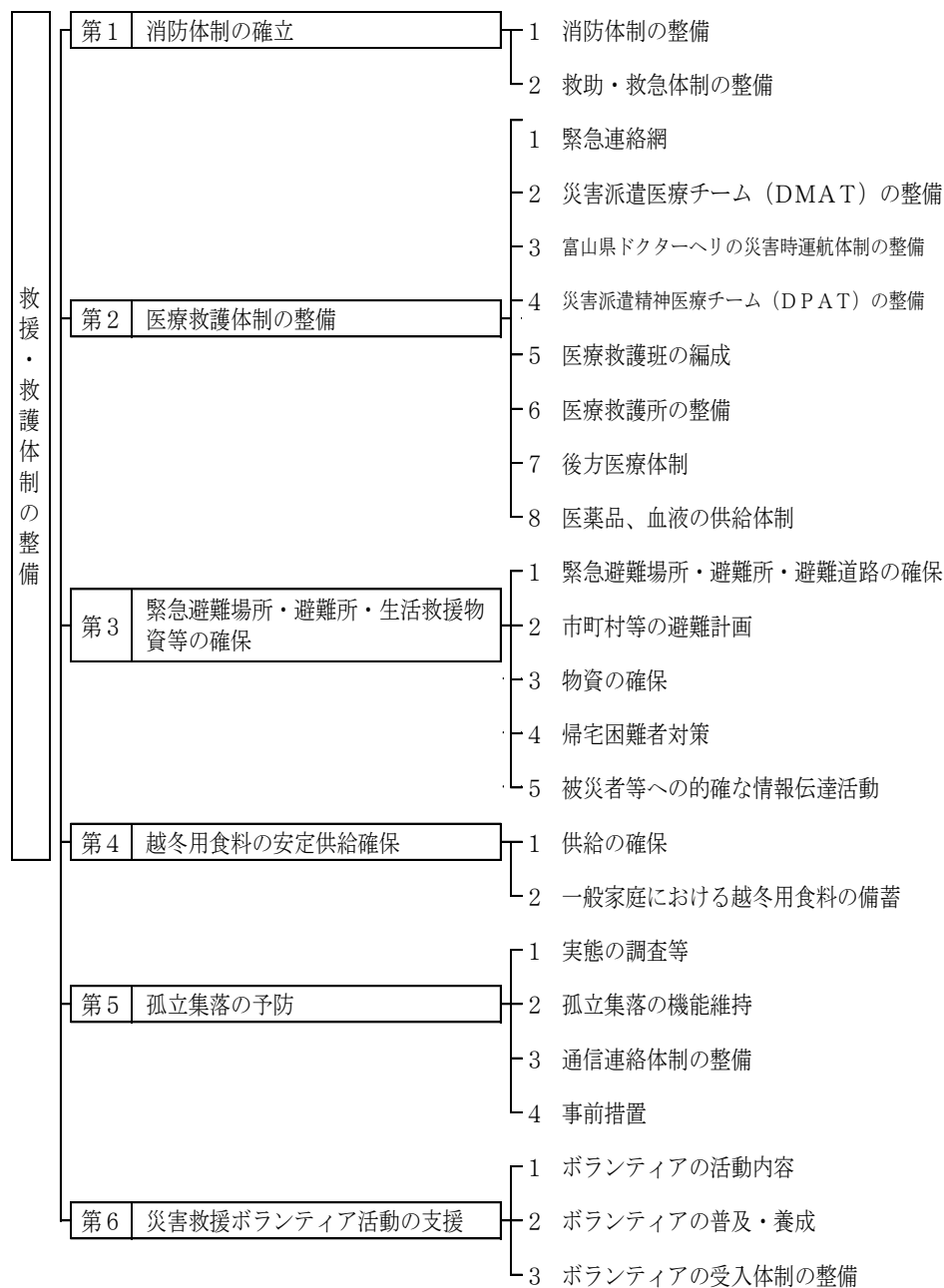
4 男女共同参画の視点

県及び市町村は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第6節 救援・救護体制の整備

本県における雪害予防対策として、人命の安全確保を最優先におき、降積雪期における消防体制の確立、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資の確保、防災ボランティア活動の支援などの救援・救護体制の整備を推進し、被害の可能な限りの軽減に努めるとともに、孤立集落発生の予防や越冬用食料の安定供給により県民生活の安定を図る。

対策の体系



第1 消防体制の確立

冬期は火災の発生率が高く、特に積雪時には発見の遅れや雪による障害のため、火災の規模が大きくなり焼死者も多発しやすい。また、負傷者や事故の多発、救助救援活動の雪による阻害も予想され

る。このため、県及び市町村は、雪に強い消防体制の整備を推進する。

1 消防体制の整備（県危機管理局、市町村、各道路管理者）

（1）冬期活動体制の整備

ア 消防は、降積雪期の消防活動に備え、出動人員の配備計画の作成、消防車両の特殊擬装、付属品の整備、除雪用資機材の増強を図る。

イ 消防は、消防水利の所在を明示する標識を設置するとともに、積雪量に応じた消防水利確保計画を作成しておく。

（2）消防職団員の消防組織の拡充強化・教育訓練

市町村は、消防組織の拡充強化に努めるとともに、消防団の施設設備の充実、青年層・女性層（大学生等を含む）の消防団への積極的参加促進等、消防団の活性化を推進する。特に降積雪期における迅速、的確な消防活動に必要な知識と技能の錬磨を目的として、県及び市町村は、消防職団員の教育訓練に努める。

（3）関係機関との連絡体制

冬期の緊急路の確保のため、道路管路者及び地域住民に対し除雪等について協力を要請するとともに、道路情報の収集伝達体制を整備しておく。

（4）各種調査の実施

消防機関は、降積雪による状況の変化を考慮のうえ、通行障害及び消防水利の調査を実施し、消防力の配備等警防戦術の検討研究を行う。また、消防危険区域の指定に際しては、区域の特殊性に応じ、適切な火災防御計画を作成しておく。

2 救助・救急体制の整備（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村）

雪害発生後、被災者に対し、救助・救護を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命、身体を守るため最優先される課題の一つである。

県及び市町村は、住民の救急・救助に関する知識、技能の習得を推進するとともに、必要な資機材の整備に努める。

（1）救助体制の整備

ア 自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など要配慮者の被災状況の把握に努めるものとする。

イ 消防本部は、救助工作車の整備、ファイバースコープ、つるはしなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、雪崩等被災状況に応じた救助活動マニュアルの作成及び点検に努める。

（資料 「4-1-8 救助活動のための機械器具等の保有状況」）

ウ 市町村は、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促

進する。

エ 雪害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、県及び市町村等は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。

オ 多数の要救助者を迅速、的確に救助するため、消防、警察及び自衛隊等は、合同訓練を行うとともに、連携体制の強化に努める。

カ 消防救急無線については、災害時における消防活動上の重要な情報伝達手段であることから、市町村は、消防救急無線のデジタル化を推進するものとする。

(2) 救急体制の整備

ア 県及び市町村は、住民に対して、研修会や集会を通じて、AED^{※1}の使用を含む心肺蘇生法^{※2}や止血法^{※3}などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

イ 市町村は、救急能力を高めるため、救急救命士^{※4}の技術向上に向け、た研修体制を整備する。さらに、救急隊員にトリアージ^{※5}などの応急救護研修の実施に努める。

(3) 医療機関との連携体制

ア 市町村は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。

イ 県は、災害時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できるよう広域災害・救急医療情報システムの拡充整備に努め、操作等の訓練を定期的に行うとともに、システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するための非常用通信手段の確保や、無線通信設備の災害拠点病院等への整備に努める。(資料「9-8 広域災害・救急医療情報システムの概要」)

※1 AED Automated External Defibrillators (自動体外式除細動器)

心室細動又は無脈性心室頻拍という不整脈が生じて、心臓の全身への血流を流す働きが停止している状態において、強い電流を瞬時に流すことにより心拍を正常化させる治療法を行う器機

※2 心肺蘇生法 心肺停止した傷病者に対して、脳・心臓・肺の蘇生を目的として、心臓マッサージと人工呼吸を実施する方法。

※3 止血法 外傷などによる出血を止める方法

※4 救急救命士 救急車などに同乗し、患者を病院まで運ぶ際、医師の指導のもとで特定医療行為を行える資格者のこと。

※5 トリアージ 多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術。

第2 医療救護体制の整備

1 緊急連絡網 (県厚生部)

県厚生部医務課、健康対策室、くすり政策課及び各厚生センターは、雪害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。

2 災害派遣医療チーム (DMAT) の整備 (県厚生部)

(1) 災害派遣医療チーム (DMAT) の編成

県は、災害拠点病院及び救命救急センター等が行う、災害派遣医療チーム (DMAT) の養成を支援するとともに、富山県DMAT設置運営要綱の指定要件を満たす病院を、富山県DMAT指定病院 (以下「指定病院」) に指定し、災害時に備え当該指定病院と災害派遣医療チーム (DMA

T) の派遣に関する協定を締結するものとする。

※ 災害派遣医療チーム (Disaster Medical Assistance Team。略称「DMAT」)

災害の急性期 (48時間以内) に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた、機動性を持った医療チームである。大規模災害時における救命率の向上のため、迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等を行うものである。

(2) 災害派遣医療チーム (DMAT) の体制整備

ア 県は、災害派遣医療チーム (DMAT) の技術の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

イ 指定病院は、災害派遣医療チーム (DMAT) の技術の向上等を図るため、編成した災害派遣医療チーム (DMAT) の研修及び訓練に努めるものとする。

ウ 指定病院は、災害派遣医療チーム (DMAT) の資機材の充実等を図るよう努めるものとする。

エ 県は、富山県災害派遣医療チーム (DMAT) 等連絡協議会を設置し、災害派遣医療チーム (DMAT) の運用に関する課題等、災害医療に関する事項について協議・検討を行う。

3 富山県ドクターヘリの災害時運航体制の整備 (県厚生部)

(1) 災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備

県は、災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備を図るため、災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

(2) 富山県ドクターヘリ基地病院の体制整備

富山県ドクターヘリ基地病院は、災害時を想定し、災害派遣医療チーム (DMAT) 等と連携した研修及び訓練に努めるものとする。

4 災害派遣精神医療チーム (DPAT) の整備 (県厚生部)

(1) 災害派遣精神医療チーム (DPAT) の編成

県は、富山県精神科医会、独立行政法人国立病院機構北陸病院、富山大学附属病院、一般社団法人日本精神科看護協会富山県支部、富山県精神保健福祉士協会、富山県臨床心理士会及び一般社団法人富山県作業療法士会と「富山県災害派遣精神医療チーム (DPAT) の派遣に関する協定」を締結し、自然災害等が発生した場合に被災地域等における精神保健医療体制の支援等を行う災害派遣精神医療チーム (DPAT) の派遣体制を整備するものとする。

※ 災害派遣精神医療チーム (Disaster Psychiatric Assistance Team。略称「DPAT」)

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要である。

このような活動を行うために都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームが (DPAT) である。

(2) 災害派遣精神医療チーム (DPAT) の体制整備

ア 県は、災害派遣精神医療チーム (DPAT) の隊員の技術の向上等を図る研修、訓練等の企

画及び実施に努める。

イ 関係団体は、隊員の技術の向上等を図るための研修及び訓練に努めるとともに、隊員が国又は県等が開催する災害時の精神医療活動に関する研修を受講できるよう努める。

ウ 県は、富山県DPA Tに関する検討会を設置し、災害派遣精神医療チーム（DPA T）の体制整備及び運営に関する諸課題の検討を行う。

5 医療救護班の編成（県厚生部）

（1）医療救護班の編成基準

公的病院は、あらかじめ医療救護班を編成しておくものとする。

区 分	職 名	定 員	備 考
班 長	医 師	1 人	運転手1名を含む
班 員	看護師	2 人	
〃	薬剤師	1 人	
〃	連絡員	2 人	
計		6 人	

病床規模に応じた病院の区分（一般病床）	救護班数	備 考
病床数 100床未満の病院	1班	医療救護業務の状況に応じ医療救護班数を増減できる。
病床数100床～199床の病院	2班	
病床数200床～299床の病院	3班	
病床数300床～399床の病院	4班	
病床数400床～499床の病院	5班	
病床数500床～599床の病院	6班	
病床数600床～の病院	7班	

（2）医療救護班設置要綱の作成

公的病院は、あらかじめ医療救護班設置要綱を作成しておく。

（資料「9-2 公的病院名簿」「9-9 医療救護班設置要綱」）

（3）トリアージについて

県厚生部医務課は、日本赤十字社富山県支部等と協力して、トリアージに関する情報交換の場を定期的に設ける。

※トリアージ=多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術。

6 医療救護所の整備（市町村）

（1）医療救護所の指定

ア 市町村は、診療所又は避難所として指定した施設のうちから、医療救護所を当該管理者とあらかじめ協議して指定し、整備する。

イ 市町村は、災害時において直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう定期的に施設の点検を行う。

（2）医療救護所の施設設備

ア 既存の医療施設を活用するほか、安全が確認されている学校校舎の一部又は運動場に設置

するテント等とする。

イ 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。

(ア) テント

(イ) 救護用医療機器（創傷セット、熱傷セット、蘇生器等）

(ウ) その他（折りたたみベッド、担架、発電機等）

ウ 医療救護所における給食、給水については、避難所と併せて行う。

7 後方医療体制（県厚生部）

(1) 災害拠点病院の整備

ア 県は、災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院を指定し、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

イ 設 置

(ア) 基幹災害拠点病院

県立中央病院、富山大学附属病院

(イ) 地域災害拠点病院

新川 黒部市民病院

富山 富山市民病院、富山赤十字病院

高岡 高岡市民病院、厚生連高岡病院

砺波 砺波総合病院

(2) 後方病院の整備

ア 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する患者を適切な後方医療施設に搬送して治療を行うため、県は、公的病院を中心とした後方病院の整備確保に努める。

イ 県は、災害時に備え、災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システムへの登録促進に努めるものとする。（資料 「9-1 富山県病院名簿」「9-2 公的病院名簿」）

(3) 病院防災マニュアル等の作成

ア すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法等を記したマニュアル（病院防災マニュアル）の作成に努める。

また、被災後、早急に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）の策定に努める。

イ 後方病院は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等医療救護活動に関する計画を作成しておく。

(4) 後方病院の防災能力の強化

ア 後方病院は、施設の防災機能の向上を図るとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの機能が停止したときや、道路の寸断やガソリン不足による食料、飲料水、医薬品等の流通が停止したときの対策を講ずる。

イ 後方病院は、収容能力を臨時的に拡大するために必要な医療品等資機器材の確保に努める。

8 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

（1）医薬品等の確保

ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保

県は、医療圏毎に災害直後の初動期（概ね2～3日間）の医療救護活動（直轄医療救護班用と市町村への補充用）に必要な緊急用医薬品等の備蓄に努め、市町村等からの供給要請に応える。

なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達する。（資料「9-5 災害救護用医療セットの内容品内訳書」、「12-15 災害時における医薬品の供給等に関する協定書」）

イ 3日目以降の医薬品等の確保

県は、災害発生3日目以降の被災者に対する必要な医薬品等については、薬業関係団体や国、近県の協力を得て、調達する。

ウ 家庭常備薬の避難所への配置

県及び市町村は、被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬をあらかじめ避難所に配置するとともに各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。

（資料「9-6 家庭常備薬の種類と数量」）

エ 医薬品等の搬送手段と人員の確保

（ア）県と市町村は、自動車、バイク、自転車等の搬送手段の確保に努める。

（イ）集積所、避難所における医薬品等の仕分け・管理、服薬指導及び搬送等にあたる人員については、薬業関係団体の協力を得て、あらかじめ医療圏毎に組織化する。

（2）血液の確保

血液製剤については、日本赤十字社富山県支部及び富山県赤十字血液センターが適正在庫に努め、供給要請に応える。

（3）災害時医薬品情報体制の整備

県、市町村、薬業関係団体、救護所、医薬品等集積所など関係者間において、携帯電話等の利用による連絡体制を整備し、必要な情報を迅速かつ正確に収集・提供できるように努める。

第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保

市町村等は、災害発生時における住民避難のため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行うなど、住民の安全の確保に努める。

また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

県及び保健所設置市の厚生センター、保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から防災担当部局（県の厚生センターにあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県危機管理局、県土木部、市町村）

（1）指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

市町村は、災害時には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

また、市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく

災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直すものとする。また、船舶による避難も考慮におくものとする。

(資料 「5-2 市町村別避難場所、施設指定状況」)

県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

さらに、市町村は、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえて、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても検討するよう周知に努めるものとする。

イ 指定避難所における施設、設備の整備

市町村は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、あらかじめ、必要な機能を整理し、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援するものとする。

(ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、段ボールベッド、パーティション、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者等への配慮にも留意する。

また、必要に応じ指定避難場所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛生通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。

また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努める。

ウ 指定避難所における運営体制の整備

指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営のための組織を盛り込んだ避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運

営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

なお、市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。また、避難所における新型コロナウイルス対策など、新たな課題が生じた場合には、速やかに策定指針を改正し、市町村に周知するよう努めるものとする。

(2) 避難道路の確保

指定緊急避難場所及び指定避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。

ア 避難道路の選定

指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した市町村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定するものとする。

- (ア) 避難道路は概ね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと
- (イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所まで複数の道路を確保すること
- (ウ) 地下に危険な埋設物がないこと
- (エ) 高潮、浸水、がけ崩れ等の危険のある地域を避けること
- (オ) 落下物の危険性が少ないこと
- (カ) 自動車の交通量がなるべく少ないこと

イ 避難標識の設置

避難者が指定緊急避難場所及び指定避難所に安全に到達できるよう、避難誘導標識を設置する。

(3) 繁華街、観光地における避難所等の確保

市町村長が行う避難指示の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

(4) 被災者用の住居の確保

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、体制の整備に努める。

2 市町村等の避難計画(県各部局、市町村、各関係機関)

市町村及び防災上重要な施設の管理者等は、雪害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとし、県は必要に応じ、これに助言するものとする。

県及び市町村は、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

(1) 避難に関する広報

市町村等は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施するものとする。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の広報

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対し周知徹底を図る。

- (ア) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称
- (イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の所在位置
- (ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路
- (エ) その他必要な事項

イ 避難のための知識の普及

市町村等は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

- (ア) 平常時における避難のための知識
- (イ) 避難時における知識
- (ウ) 避難収容後の心得

(2) 市町村の避難計画

市町村の避難計画は次の事項に留意して作成するものとする。

ア 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法

イ 避難の勧告、指示等の実施責任者及び不在の場合の代理者

ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口(一時滞在者含む)

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

オ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給 水

(イ) 給 食

(ウ) 毛布、寝具の支給

(エ) 衣料品、日用品等必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

カ 指定避難所の管理に関する事項

- (ア) 避難収容中の秩序保持
- (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
- (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (エ) 避難者に対する各種相談業務
- キ 雪害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 避難誘導員による現地広報
 - (ウ) 住民組織を通じた広報
 - (エ) 同報系無線による広報
 - (オ) インターネット、ケーブルテレビ、コミュニティFM等による広報

(3) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法を定める。
- イ 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては緊急避難場所の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
- ウ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

(4) 不特定多数の者が利用する施設の管理者の留意事項

百貨店、駅、地下街その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするものとする。

3 物資等の確保（県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

豪雪時には、ライフラインの損壊や道路交通の途絶により、流通機構は一時的にあるいは長期間にわたり麻痺状態になることが予想されることから、県及び市町村等は、被災者に最低限の飲料水、食料及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、公共備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。

そして、県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

なお、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有する

など、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

また、災害時に必要不可欠な最低限の飲料水、非常食及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、県及び市町村は、日頃から、個人備蓄の啓発・奨励を行う。

さらに、国及び県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

(1) 飲料水の確保

市町村は、凍結等により水道施設が破損し、飲料水の供給ができなくなる場合に備え、貯水槽、応急給水用資機材を活用して飲料水の確保に努める。

なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの最低3日間分（推奨1週間分）の世帯人数分を確保するよう努める。

ア 県は、次の事項について市町村等を指導するものとする。

(ア) 非常時に利用予定の一般井戸、消融雪用井戸、湧水の水質検査の実施及び利用方法の検討

(イ) 住民及び町内会の自主防災組織に対する備蓄水や応急給水についての指導

(ウ) 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成等給水計画の作成

(他の地方公共団体等からの応援給水計画を含む)

(エ) 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材の整備及び耐震性貯水槽の設置

(オ) 水道施設の早期復旧を図るための工事業者との協力体制の確立

(資料「5-8 応急給水用具」「5-14 県内の上水道資機材等の保有状況」)

イ 県民は、衛生的で安全性が高く、水もれや破損のしない容器により水を備蓄する。

一人1日3リットル×世帯人数×最低3日間分（推奨1週間分）

ウ 町内会等の自主防災組織は、次により飲料水を確保するものとする。

(ア) 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成準備

(イ) ポンプ、貯水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等、応急給水に必要とされる資機材の整備

(2) 食料の確保

被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制が整うまでの間は備蓄してある乾パン等非常食（以下「非常食」という。）を供給するものとする。

このため、県及び市町村は、非常食の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。

ア 非常食の備蓄、調達体制

(ア) 市町村は、非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。また、被災時における迅速な対応を図るため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。

(イ) 市町村は、住民の家族構成に応じた非常食最低3日間分（推奨1週間分）の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。

(ウ) 市町村は、避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼するものとする。

(エ) 県は、市町村の備蓄を補完するため、非常食を広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。

(オ) 県及び市町村は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者の実態に応じた非常食の備蓄を奨励するものとする。

(カ) 県及び市町村は、非常食の公共備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。
また、流通備蓄による食料の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努めるものとする。

(資料 「5-5 主要食料品の生産量」「5-6 主要食料品の生産業者所在地」
「5-16 災害救助物資備蓄状況」「12-21 災害救助物資の供給等に関する協定書」)

イ 炊出し計画

(ア) 市町村は、被災時の炊出しを速やかにできるよう、責任者（市町村）、現場の責任者（避難所）、献立、炊出し方法等の炊出し計画をあらかじめ定めておくものとする。

(イ) 炊出しは、米飯、弁当、パン、即席メン等とする。

(資料「5-4 小中学校給食施設」「5-13 移動可能な給食器材」)

ウ 救援要請

(ア) 被災市町村から県に救援要請があった場合、県は隣接市町村や他の市町村に救援を要請するものとする。

(イ) 県は、さらに不足する場合には、県が救援するとともに、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。(資料「5-3 主食類応急調達系統図」)

エ 輸送

(ア) 被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、県及び市町村は、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ定めておくものとする。

また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、(一社)富山県トラック協会、富山県倉庫協会、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に連絡しておくものとする。

(イ) 県及び市町村は、物資の輸送手段を確保するため、また物資の保管をするため、運輸・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ、関係団体に協力を依頼しておくものとする。

(3) 生活必需品の確保

県及び市町村は、家屋の倒壊破損等による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）を供給するものとし、生活必需品の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。

ア 生活必需品の備蓄、調達

(ア) 県は、広域的な見地から生活必需品を備蓄し、広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。

(イ) 市町村は、生活必需品を備蓄するとともに、隣接市町村と連携を図るものとする。

特に、豪雪時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。

(ウ) 県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として有効である、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するものとする。

(エ) 市町村は、住民の家族構成に応じた最低3日間分（推奨1週間分）の携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパーなど生活必需品の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。

(オ) 県及び市町村は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応じた生活必需品の備蓄を奨励するものとする。

(カ) 県及び市町村は、生活必需品の公共備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。

また、流通備蓄を確保するため、年1回、定期的に協定内容を確認するものとする。

（資料「5-7 生活必需物資応急調達可能数」「5-10 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等交付基準」

「5-16 災害救助物資備蓄状況」「12-21 災害救助物資の供給等に関する協定書」

「12-22 災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書」）

イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達

(ア) 炊出しは、避難所の給食設備や給食施設の炊事道具を使用して炊出しをすることとするが、被災時に使用不可能な場合や備えていない避難所のため、市町村は炊事道具の調達先を確保しておくものとする。

(イ) 市町村は、炊出し用のLPガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておくものとする。また、災害対応バルク貯槽※の設置により炊き出しや発電が可能となることなどから、新たな災害対策機器の活用等も有効である。

※LPガスの小型の貯槽（バルク貯槽）と、燃焼機器（コンロ、発電機等）及びこれらを接続するためのワンタッチカップリング機器がセットになったもの。平常時のLPガスの供給設備としても使用できる。

ウ 救援及び輸送

「(2) 食料の確保」と同様の体制をとるものとする。

(4) 電源の確保

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電力会社等から円滑な支援を受けられ

るよう、あらかじめ、病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

4 帰宅困難者対策

県及び市町村は、公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

5 被災者等への的確な情報伝達活動

市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備やIP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、国、県、市町村及び放送事業者等は災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

電力会社は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

国及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

なお、国、県、市町村及びライフライン事業者は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、国、県及び市町村等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

また、国、県及び市町村は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

第4 越冬用食料の安定供給確保

冬期間における生鮮食料品の大部分は県外産に依存しているため、県及び市町村は県外産地からの安定供給についての対策を推進し、物資流通の円滑化に努めるとともに、一般家庭における備蓄についての啓発に努め、県民の消費生活の安定を図る。

1 供給の確保（北陸農政局、県農林水産部）

（1）生鮮食料品の安定供給対策

県は、国の実施する生産出荷協議会等及び県内拠点市場の卸売業者との連携を図るとともに、主要産地県への出荷要請班の派遣など、安定的な供給の確保に努める。

（2）物資流通の円滑化

県内で消費される生鮮食料品は、ほとんどトラックによる輸送に依存している。

このため県は、これらの円滑な運行を確保するため、関係機関の協力を得て道路の規制状況の適切な把握及び情報提供体制の確立に努める。

（3）卸売市場施設の耐雪化

県は、生鮮食料品の流通拠点である卸売市場について、「富山県卸売市場整備計画」に基づき、施設及び近隣道路等の耐雪化を促進する。

2 一般家庭における越冬用食料の備蓄（県農林水産部、市町村）

県及び市町村は、一般家庭に対し広報誌その他の広報媒体を通じ、比較的価格の安定している降雪期前に長期貯蔵可能な野菜類の備蓄普及についての啓発に努める。

第5 孤立集落の予防

市町村等は、豪雪による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立化のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるための万全の事前措置を実施する。県は、市町村が孤立化のおそれのある集落とともに行う孤立に備えた予防対策や応急対策づくりを推進するため、そのモデルとなる指針を策定している。

1 実態の調査等（市町村）

市町村は、孤立化のおそれのある集落について事前に実情の調査を行うとともに、万一に備えた救助計画を策定しておくものとする。

2 孤立集落の機能維持（市町村）

市町村は、孤立する集落の機能の維持を図り、住民の安全を確保するため、次の必要な施設、資機材の整備を行う。

- （1）除圧雪機械及び管理棟
- （2）危険箇所照明施設
- （3）消融雪施設
- （4）通信施設設備
- （5）積雪時負傷者搬送用資材

3 通信連絡体制の整備（県警察本部、市町村）

（1）集落と役場等との連絡体制の整備

孤立化のおそれのある集落を有する市町村は、非常時に備え次のとおり、集落との通信を確保するため連絡体制の整備に努め、運用等については具体的に定めておく。

- ア 市町村防災行政無線の整備
- イ 加入電話による住民との情報連絡網の確立
- ウ 非常通信の確保
- エ 他の機関の通信手段の活用
- オ 衛星通信の配備

（資料 7-3 市町村防災行政無線施設設置状況、7-7 富山県非常無線通信用無線局）

（2）交番等への携帯無線の配置

警察は、孤立のおそれのある集落については、有線施設の障害に備え、地元交番等へ携帯無線機の配置に努めるほか、防災無線等を最大に活用できる体制を確保する。

4 事前措置（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、市町村）

（1）食料等生活必需物資の確保

山間地集落等積雪期間が長く、物流ネットワークから遠隔地にあたる地域では、生鮮食料品等の確保が困難な場合があるため、県及び市町村は、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄について奨励する。

（2）救急、救助実施計画

ア 救急、救助部隊の編成等

消防、警察等は、急病人の発生や雪崩等の災害発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておくものとする。

イ ヘリコプターによる救助体制の整備

孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプター、富山県ドクターヘリの活用が、有効である。

県は、ヘリコプターの冬期間の運航体制を確立しておくとともに、市町村は孤立のおそれのある集落の緊急時臨時着陸場所の適地を選定し除雪計画を作成しておくなど、受入体制を整備しておく。

第6 災害救援ボランティア活動の支援

災害時において、県、市町村その他の防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧など、災害対応の中心的な役割を担っており、また、県民は、自主防災という点で各自の行動が期待される。

しかし、行政や県民等の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応

が必要とされる。

一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。

1 ボランティアの活動内容

災害時における救援ボランティア活動には、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術を有する者で、通常は関係機関の要請に基づき活動する専門的なボランティア活動と、被災者の生活支援を目的に、専門作業以外の作業に参加する者で、自主的に活動する一般的なボランティア活動とがある。

(1) 専門的なボランティア活動

- ア 消防、救助
- イ 医療救護
- ウ 通信の確保
- エ 行方不明者の捜索
- オ 特殊車両等の運転

(2) 一般的なボランティア活動

- ア 高齢者、障害者等の介助、誘導
- イ 手話、外国語の通訳
- ウ 救援物資の仕分け、搬送、配布
- エ 炊出し、水汲み
- オ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦礫の処理

2 ボランティアの普及、養成（**県生活環境文化部**、市町村）

(1) ボランティア活動の普及・啓発

県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。

なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業等に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請する。

(2) ボランティアの養成

県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携を図り、災害時に適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、社会人や学生等を対象に災害救援ボランティア講習や訓練を実施する。

なお、高齢者等の介護や通訳等として、日頃、活動しているボランティアは、災害時においてもその活動が期待される場所であり、協力が得られるよう努める。

3 ボランティアの受入体制の整備（**県生活環境文化部**、市町村）

(1) 富山県災害救援ボランティア連絡会の設置運営

災害時におけるボランティアの円滑な受入れなどについての検討を行うため、県及びボランティア関係機関・団体等を構成員とする協議機関を設置し、相互協力・連絡体制を整備する。

(2) 災害ボランティアコーディネーターの養成

県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害ボランティアコーディネーター等の養成を促進するとともに、名簿登載に努めるものとする。

(3) ボランティア受入れマニュアルの作成

災害時における救援ボランティアの円滑な受入と効果的な活動が展開されるための基本的な事項と推進体制等について、富山県災害救援ボランティア活動指針が作成されている。各市町村において、地域の実情に応じたマニュアルを作成する際には、この指針と一体的な運用が図られるよう配慮する。

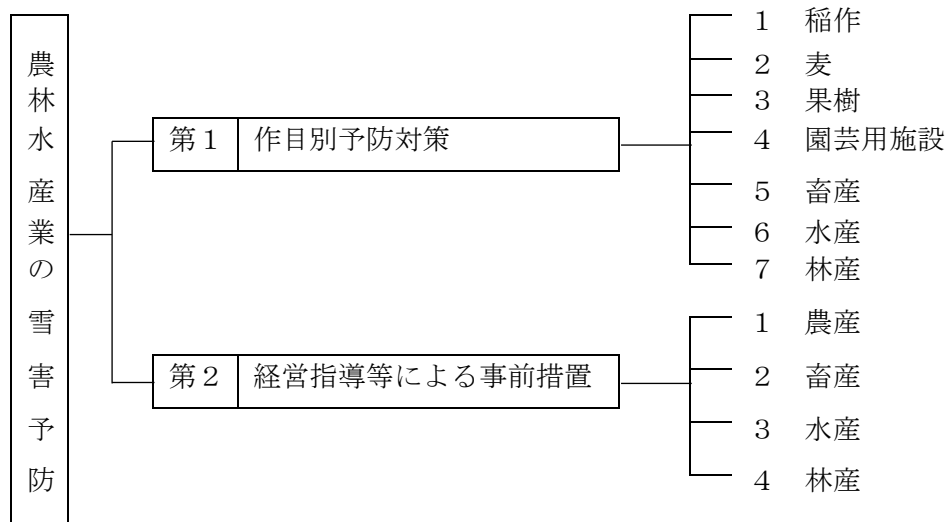
(4) 防災訓練への参加

県及び市町村は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。

第7節 農林水産業の雪害予防

国、県及び市町村は、農林水産業の雪害を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、農業団体等と連携を密にし、施設の耐雪化や除融雪体制の整備を促進するとともに、被害防止の指導を徹底する。

対策の体系



第1 作目別予防対策

1 稲作（北陸農政局、県農林水産部）

育苗施設及び米麦乾燥調製施設等建物の設計時における積雪許容限度を次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|----------|
| (1) 標高200メートル未満の地域 | 1. 5メートル |
| (2) 標高200メートル以上、400メートル未満の地域 | 2. 0メートル |
| (3) 標高400メートル以上の地域 | 2. 5メートル |

2 麦（北陸農政局、県農林水産部）

県等は、生産者の組織化、作付地の集団化を推進するとともに、排水、適期は種等を徹底し、雪害に耐えるようにする。

3 果樹（北陸農政局、県農林水産部）

県等は、最大積雪深が概ね2メートル以下の地域を園地造成の基本として、樹形の仕立及び棚強度の確保等雪害防止対策について次のとおり指導するとともに、的確な降積雪情報の伝達及び園地見まわりの徹底を図り、計画的な除融雪を促進する。

- (1) 棚仕立の樹種を栽培するとき
- ア 棚は30a以内の単位とする

- イ 棚の高さは、1.8～2.0メートルとする
- ウ 棚の隅柱及び周囲柱は、コンクリート又は鉄材など強固なものを使用する
- エ 棚の周囲線及び周囲柱の上を通る柱線はワイヤーを使用する
- オ ブドウ棚の支線は、豪雪時に取り外しができるものとする

(2) 立木仕立の樹種を栽培するとき

- ア 主枝の分岐高は1.0メートル以上とする
- イ 各主枝ごとに支柱による下垂防止を行う

(3) 降雪前対策

- ア 粗せん定を実施する
- イ 枝梢の結束を行う
- ウ 支柱及び棚の点検と補強を励行する
- エ 暴風網、防鳥網は降雪前までには撤収する

(4) 降雪時の対策

- ア 棚上や枝にたまった雪をふり落とす
- イ 主枝の分岐部分を露出させるため、幹回りの雪踏みを行う
- ウ 雪に埋まった枝は、枝先を引き上げ、樹冠下の雪踏みを行う

4 園芸用施設（北陸農政局、県農林水産部）

- (1) 県等は、園芸用施設設計施工標準仕様書に基づき積雪荷重 800N / m² に耐え得る強度と屋根雪の滑落を考慮した屋根勾配 3 / 10 ～ 5 / 10 をめやすとした施設の設置を促進する。
- (2) 側圧によるハウスの倒壊を免れるために、除雪できる程度のハウスの間隔を確保する。
- (3) 低温時に暖房機が正常に作動するよう、設定温度や燃料残量等を再確認する。
- (4) ハウスの耐雪強度を把握し、補強資材による構造強化対策（筋交い補強、タイバー・斜材でX型補強、中柱補強等）を実施する。
- (5) 散水による融雪を行う場合には、事前に排水路の整備・清掃を行うとともに、必ず積雪前から散水を行う。
- (6) 園芸用ハウスでは、可能な範囲で室温を高め、屋根雪の滑落を促す。
- (7) 積雪後は、施設周辺等の除雪に努める。
- (8) 積雪により倒壊の恐れがある場合には、施設内に絶対に入らない。

5 畜産（北陸農政局、県農林水産部）

- (1) 県等は、特定畜舎等建築物（畜舎又は堆肥舎の用途に供する建築物）の技術的基準に基づく積雪荷重に耐えうるよう、屋根面の断熱性が低く、降雪を妨げない材料及び構造とした、屋根勾配11度以上（2/10勾配以上）の施設の設置を促進する。
- (2) 滑落した雪が軒高以上に堆積しないよう、速やかな除排雪に努める。

- (3) 畜舎等においては、水道管等の凍結防止に努める。
- (4) 市町村は、中山間地域に立地する畜産農家が、山間地へ移転するケースが増えていることから、移転計画を踏まえた道路除雪等に配慮する。

6 水産（北陸農政局、県農林水産部）

漁港管理者及び漁業協同組合は、関係機関と協力し、道路除雪体制を強化するとともに漁港施設及び漁港関連道の無雪害化を促進する。

7 林産（北陸農政局、中部森林管理局、県農林水産部）

県等は、冠雪害に強い林分構造の施業方法、通直材の生産方法及び特用林産物生産（栽培用）施設、加工施設の耐雪化等の技術指導等を行うとともに、雪に強い品種の研究に努める。

第2 経営指導等による事前措置

県は、降積雪時対策として次のとおり経営指導の強化を図る。

1 農産（北陸農政局、県農林水産部）

- (1) 雪害予防に必要な資機材導入の資金計画
- (2) 除排雪計画の策定と事前準備
- (3) 雪害克服に必要な営農資金の計画的造成
- (4) 農業共済制度への加入促進

2 畜産（北陸農政局、県農林水産部）

- (1) 雪害予防に必要な資機材導入の資金計画
- (2) 除排雪計画の策定と事前準備
- (3) 雪害克服に必要な経営資金の計画的造成
- (4) 農業共済制度への加入促進
- (5) 飼料、資機材等の適切な備蓄
- (6) 自衛防疫の強化

3 水産（北陸農政局、県農林水産部）

- (1) 雪害予防に必要な資機材導入の資金計画
- (2) 除排雪計画の樹立
- (3) 雪害克服に必要な経営資金の計画的造成

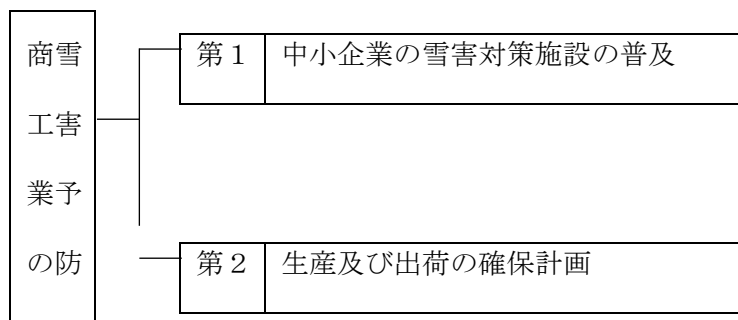
4 林産（北陸農政局、中部森林管理局、県農林水産部）

雪に強い林分を育成するための間伐の促進

第8節 商工業の雪害予防

商工業における雪害の未然防止、拡大防止又は軽減を図るため、降積雪の影響を考慮した地域経済振興対策の推進が必要である。県等は、雪に強い商工業の振興と防災体制の強化のため、指導及び助成等を行う。

対策の体系



第1 中小企業の雪害対策施設の普及（中部経済産業局、県商工労働部）

事業所、工業団地、商業拠点等の無雪化を図るため、県等は融資制度等を積極的に活用し、消融雪設備、除雪機械等の設置を促進する。

第2 生産及び出荷の確保計画（中部経済産業局、県商工労働部）

事業所等は、雪による生産力の低下をさけるため、原材料の適正備蓄を図るとともに、冬期の輸送計画を作成しておく。

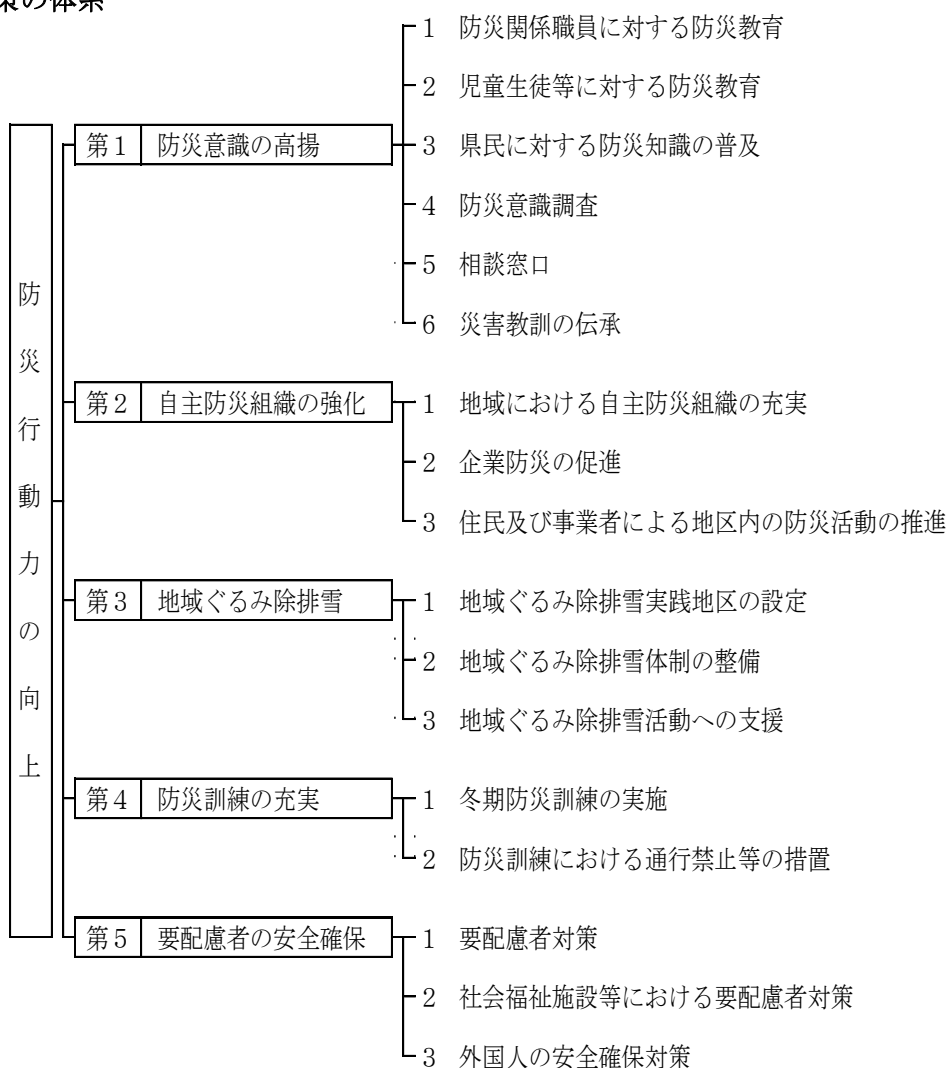
第9節 防災行動力の向上

豪雪は、広い地域に、かつ長期間にわたり、交通混乱、被災者の発生等各種の被害をもたらすことから、行政の的確な対応にあわせ、県民や事業所の迅速かつ持続的な活動が不可欠である。

しかも、豪雪時には、交通障害等により円滑な防災対策に支障も予想されることから、まず、県民は、『自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。』ことを認識するとともに、県をはじめ各防災関係機関は、地域の防災行動力の向上に努め、被害の未然防止や軽減を図ることが必要である。

このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、県民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び要配慮者の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努めるものとする。

対策の体系



第1 防災意識の高揚

雪等による被害を最小限にとどめるためには、県民をはじめ各防災関係機関等が、雪等に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

とりわけ、集中的な大雪が予想される場合は、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状

況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。

さらに、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るためには、県民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施に努めるものとする。

また、防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努めるものとする。

1 防災関係職員に対する防災教育（各防災関係機関）

防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、雪害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

（1）教育の方法

- ア 講習会、研修会の実施
- イ 見学、現地調査の実施
- ウ 防災活動マニュアル等印刷物の配布

（2）教育内容

- ア 各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 雪害の特性
- エ 防災知識と技術
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村）

県教育委員会は、県立学校及び市町村教育委員会に対し児童生徒等に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

また、県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。

（1）防災広報の充実

県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため災害発生時及び平常時の心得を盛り込んだ児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレットの活用について県内の小、中、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に周知を図る。

(2) 防災教育の充実

ア 学校教育における防災教育

(ア) 各学校長においては、年度初めに防災に関する安全計画を立案し、その効果的な実現のため降積雪時に起こる様々な危険とその際の安全な行動について理解させ、状況に応じて適切に行動できるようにすることをねらいとして、防災教育を教育活動の全体を通して計画的、組織的に行う。

(イ) 防災に関する安全計画の内容は、児童生徒の発達段階、学校の立地条件、校舎の構造などの環境に対応するとともに消防署と連絡を密にし、雪害の種別に応じて適切に設定する。

(ウ) 学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う。

(エ) 防災に関する安全教育は、各教科 (道徳を含む。) に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。

(オ) 防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。

(カ) 防災教育は、火気取扱い指導、防災関係施設の見学、体験発表等あらゆる機会を通じ、徹底を図るものとする。

(キ) 災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。

イ 登下校時の安全指導

各学校は、降積雪などの天候状況を踏まえ、気象情報や防災機関が発する警報に注意するとともに道路等の状況を的確に把握し、登下校の方法や時間について、十分事前に指導する。

また、防災関係機関及び市町村教育委員会等との連絡を密にしておくものとする。

ウ 教職員・保護者に対する防災教育

(ア) 講習会・講演会

学識経験者並びに関係機関の専門職員を講師として招き、雪害の原因、対策等の科学的、専門的知識を深める講演会を開催するほか、防災資機材の取り扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。

(イ) 研修会

校長をはじめ教職員の安全教育、安全管理に関する指導力やマルチメディアの活用等情報管理能力などを向上させるため、研修を計画的に実施する。

エ 大学等における防災教育

大学等では、県外出身の教職員や学生が多いことや拘束時間が短いことなどから教職員・学生相互の連絡が困難であり、さらに、理工系大学などでは24時間体制で学校施設が利用されていることから、各学校において多様な場面を想定した連絡マニュアル、避難計画を作成し、そ

の効果的な実現のため、定期的な訓練により防災意識の高揚と知識の普及に努める。

3 県民に対する防災知識の普及（県危機管理局、県警察本部、市町村）

県及び市町村は、県民に対し、専門家の知見も活用しながら、最低3日間分（推奨1週間分）の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。

（1）普及の方法

ア 社会教育、各種団体を通じての普及・啓発

P T A、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催や資料の提供、ビデオ、映画フィルムの貸出等を通じて、被害防止に関する知識を普及啓発し、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、事業所団体では、構成員の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

イ 自動車運転者に対する啓発

警察は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習、各種交通安全講習等の機会を通じ、降積雪時において、自動車運転者にとるべき措置について周知徹底を図る。

ウ 広報媒体による普及

県及び市町村は、多様な広報により、防災知識の普及に努める。

（ア）県及び市町村のホームページによる普及 （イ）出前県庁を活用した普及活動

（ウ）テレビ、ラジオ等による普及 （エ）新聞、雑誌による普及

（オ）その他の印刷物による普及 （カ）映画、スライド、疑似体験装置による普及

（キ）図画、作文の募集による普及

エ 富山県広域消防防災センター（四季防災館）等による普及

災害を四季でとらえた体験型学習施設（四季防災館）における地震、流水、風雨災害などの体験学習や、富山ならではの特色ある研修、消防職団員の訓練の見学などを通じて、県民すべての防災意識を高める。

オ 防災訓練を通じての防災意識の啓発

県及び市町村は、総合防災訓練等への住民の積極的参加を呼びかけ、訓練を通じて実際的な体験による知識の普及、意識の啓発を行う。

（2）普及の内容

ア 各機関の防災体制

イ 雪害に対する一般的知識

・避難行動に関する知識

・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

ウ 過去の主な被害事例

エ 普段からの心がけ

(ア) 住宅の点検 (イ) 屋内の整理点検 (ウ) 火災の防止 (エ) 応急救護

(オ) 最低3日間分(推奨1週間分)非常食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレト
ーパー等準備 (カ) 緊急避難場所、避難所、避難路の確認

(キ) 非常持出品の準備 (ク) 自動車へのこまめな満タン給油

(ケ) 保険・共済への加入等の生活再建に向けた事前の備え

(コ) スコップやスクレーパー、飲食料及びに毛布等の車内の準備

オ 降積雪時の心得

(ア) 交通対策 (イ) 除雪計画 (ウ) 落雪に対する危険防止 (エ) 雪崩に対する危険防止

(オ) 健康管理 (カ) 避難の心得 (キ) 家族間の連絡方法 (N T Tの伝言ダイヤル「171」、
N T Tドコモの災害用伝言板等)

4 防災意識調査(県危機管理局、市町村)

県民の雪害対策に関する防災意識を把握するため、防災意識の調査、県政モニターからの意見
聴取等を必要に応じ実施し、雪害対策に活用する。

5 相談窓口(県各部局、市町村)

県及び市町村は、それぞれの機関において所管する事項について、県民の雪害対策の相談に応ずる。

6 災害教訓の伝承

国(内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等)、県及び市町村は、過去に起こった大災害の教
訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種
資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるもの
とする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努め
るものとする。

第2 自主防災組織の強化

雪害から県民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対
策のみでなく、県民一人ひとりが、『自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなを守る。』と認識
し行動することが必要である。また、防災活動を行うにあたり、各自がばらばらに行動しては、その効
果はあまり期待できない。住民が団結し、組織的に行動することが必要である。

県及び市町村は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよ
う指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備等を進め、地域における防災

行動力の向上に努める。その際、自主防災組織の育成、強化を図る際の女性の参画の促進に努めるものとする。

また、事業所は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所等単位での防災体制の充実強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備していくことが必要である。

1 地域における自主防災組織の充実（県危機管理局、市町村）

（1）自主防災組織の結成

県内における自主防災組織は、育成主体である市町村が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。しかし、都市部等での組織率が低い点や活動のマンネリ化、低迷などの課題があるため、県及び市町村は、自主防災組織の結成拡充を図るため、積極的かつ計画的な啓発活動を行い、その組織化を促進する。（資料「4-21-2 自主防災組織の組織率の推移」）

ア 自主防災組織の編成基準

（ア）自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定めておくこととする。なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

a 適正規模で編成

自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成する。

b 昼夜間の活動に支障がないよう編成

昼夜間に町内に居る住民が異なることに留意しながら、昼間に活動できる人員、夜間に活動できる人員で組織を編成することが重要。なお、災害時の安否確認のためにも、日頃から昼夜間それぞれにおける町内に居る住民の名簿の作成に努める。

（イ）自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項については、規約を設けて明確にする。

イ 自主防災組織の活動基準

（ア）平常時の活動

a 防災知識の普及活動

b 各種訓練の実施

（a）情報収集伝達訓練 （b）初期消火訓練 （c）避難訓練 （d）救出救護訓練

（e）給食給水訓練

c 防災点検の実施（地域内の危険箇所等の点検）

d 防災用資機材等の整備点検

（イ）災害時の活動

a 情報の収集伝達 b 出火防止及び初期消火 c 救出、救護活動

d 避難及び避難誘導の実施 e 給食、救護物資の配布及びその協力

(2) 自主防災組織の育成

災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成を図るため、県及び市町村は、きめこまやかな指導・助言や、地域において、防災リーダーとなる防災士の育成を行うとともに、防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組織研修用教材、自主防災組織化・活動ハンドブックの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。

(3) 自主防災組織の活動環境の整備

市町村は、自主防災組織を活性化し、災害時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。

県は、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材を整備するため、市町村に対し支援するものとする。

(4) 自主防災組織の訓練の充実

災害時においての迅速、的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあつては、平素から初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、市町村は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行うものとする。(資料「4-21 自主防災組織の現況」)

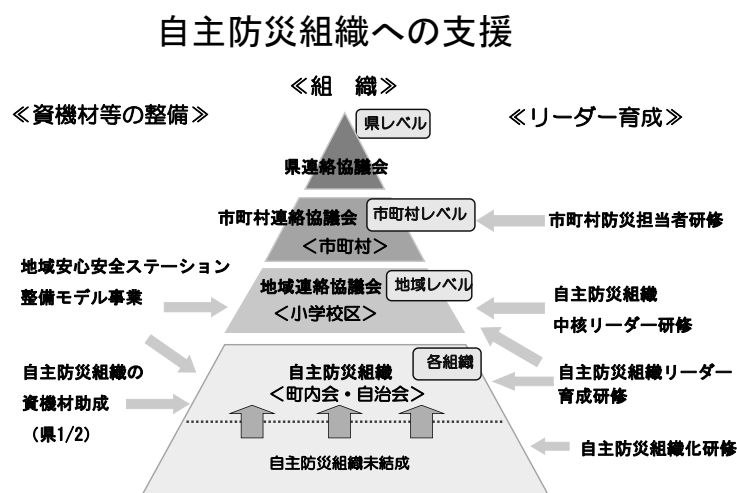
(5) 小学校区単位、市町村単位、県単位の連絡協議会の設置

自主防災組織相互の協調・交流を進めることが、組織率の向上と既存組織の活性化に資することから、県及び市町村は小学校区単位、市町村単位及び県単位の連絡協議会の設置を推進する。

(資料「4-21-1 自主防災組織の現況」)

(6) 自主防災組織と地域の様々な団体との連携

自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携を進めるものとする。県は、市町村とともに自主防災組織と様々な団体が連携する取組みに対して支援するものとする。



(7) 地区防災計画の策定

県及び市町村は、自主防災組織等による地区防災計画の策定促進に努めるものとする。

2 企業防災の促進 (県危機管理局、市町村)

企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行なうものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、県及び市町村は、事業所に設置された自衛消防隊が地域の防災計画に基づき実践的な消火・救助活動や避難活動の訓練を行うなど、地域防災活動の推進への協力を要請するとともに、震災時の活動マニュアルの整備を行うことができるよう支援するものとする。

なお、事業所は、震災時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、効果的に次の防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 事業所防災計画の作成

事業所で使用する火気及び危険物等は一般家庭に比べ規模が大きく、それだけ、発災の危険性や地域に与える影響が大きいと予想される。このため、各事業所は被害の防止及び被害の拡大防止を図るため防災計画を策定し、自主防災体制の確立を図るものとする。

(2) 自衛消防組織

ア 自衛消防隊の設置

ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する事業所をはじめとして、各事業所においては、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊を設置し、講習及び訓練を実施して防災行動力の向上に努めるものとする。

イ 危険物施設の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいため、事業所の自主防災体制を強化するため、自衛消防組織の結成が不可欠であり、その結成に努める。

(3) 事業所防災訓練の実施

事業所の自主防災組織が、災害時において迅速、的確な防災活動を行うためには、日頃から防災訓練を積み重ね、組織構成員一人ひとりが必要な知識・技能を身につけておくことが必要であり、事業所は地域住民と一体となって防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、県及び市町村は、事業所が定期的に行う初期消火、通報、避難等の訓練の指導や消防技術の講習を実施する。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

また、市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3 地域ぐるみ除排雪

降積雪時においては、一人ひとりが力を出し合い、地域の総力を挙げて除排雪活動を展開することが望まれる。

このため、県及び市町村は、降積雪時における地域ぐるみの除排雪が円滑に実施されるよう、日頃から、広報による啓発活動や住民の自主的なコミュニティ活動の育成に努めるものとする。

1 地域ぐるみ除排雪実践地区の設定（県生活環境文化部、市町村）

行政と住民が総力を結集し地域ぐるみで除排雪を展開するため、市町村は各々の地域の実情に応じた単位(小学校区又は自治会、町内会)をもって、「地域ぐるみ除排雪実践地区」を設定する。

2 地域ぐるみ除排雪体制の整備（県生活環境文化部、市町村）

市町村は、地域ぐるみ除排雪実践地区において、行政と住民との間や住民の間の協力体制づくりのための連絡調整等に関する企画調査を行い、地域ぐるみ除排雪を実施するにあたっての情報伝達及び協力体制の整備を図るとともに、共同除排雪対象施設、一斉除排雪の方法、要援護世帯への支援措置等を内容とする地域ぐるみ除排雪計画を策定し、地域住民に計画内容の普及啓発を行う。

3 地域ぐるみ除排雪活動への支援（県生活環境文化部、県土木部、市町村）

市町村は、地域ぐるみ除排雪体制に基づき実践的な活動を推進するため、小型機械等（小型除雪機械、除雪装置、小型除雪機械等の格納庫）の整備を行う。

県は市町村に対し、地域ぐるみ除排雪活動体制づくりのため、小型除雪機械の整備や運転者講習等の経費について助成する。

また、住民による積極的な除排雪活動が促進されるよう交差点部の歩道やバス停等にスコップを配置する。

第4 防災訓練の充実

雪害時には、各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、雪害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるためには、自衛隊等国の機関と協力し、また民間企業やボランティア団体並びに要配慮者を含めた地域住民と連携し、平常時及び積雪時においても各種の防災訓練を実施し、雪害に備えておくことが必要である。

また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫する。

なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反

映させるものとする。

1 冬期防災訓練の実施（各防災関係機関）

（1）職員参集訓練

県及び市町村は、災害時における応急対策の万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づき職員参集訓練を実施するよう努める。

（2）消防訓練

消防は、積雪による交通障害や消火栓の使用不能等を想定し、さらに地域住民一体となった消防訓練や隣接消防との合同消防訓練を実施するよう努める。

（3）避難訓練

学校、病院、社会福祉施設等では、避難訓練計画を策定し、積雪時においても避難訓練を実施するよう努め、児童・生徒、患者等に積雪期における行動要領を習熟させる。

また、市町村等関係機関は、雪崩危険箇所等での地域住民と一体となった避難訓練等の実施に努める。

（4）非常通信訓練

降積雪時には、有線設備、特に架空ケーブル等の被害や衛星通信の障害により、通信が途絶する事態が予想される。

このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関毎に有事の際における情報の収集及び伝達要領等について、訓練を繰り返し行う必要がある。この場合において、非常通信協議会を中心に無線設備の保守点検や柔軟かつ複数の非常通信ルートの見直しを含めた通信訓練を実施することに努めるとともに、漁業無線をはじめとする自営通信システムの保有団体・機関の協力を得た通信訓練に努めるものとする。また、必要に応じて、臨時災害放送局の開設に係る訓練についても考慮することとする。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互において実施する。

（5）観光施設等における防災訓練の実施

観光施設等の管理者は、日頃から雪崩等についての認識を深めるとともに、雪害時に迅速、的確に行動するため、市町村等の防災関係機関と連携しながら、観光客等の協力を得て、積雪時における防災訓練、避難訓練などを実施するよう努める。

（6）その他の訓練

防災関係機関は、それぞれ定めた雪害応急対策に基づき、図上演習も含めた各種訓練を実施するものとする。

2 防災訓練における通行禁止等の措置（県警察本部）

県公安委員会は、県、市町村等が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の

道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進

県及び市町村は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

4 防災訓練における要配慮者への配慮

県及び市町村は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第5 要配慮者の安全確保

自力で避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者を災害から守るため、安全の確保対策を講ずるものとする。

1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村）

(1) 避難行動要支援者^{※1}の支援

ア 避難支援体制の整備

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう市町村を支援する。

市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の

事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

そして、市町村は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市町村は、市町村地域防災計画に定めるところに消防機関、警察、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別計画を提供するものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

ウ 自主防災組織の強化

(ア) 自主防災組織は、市町村から提供される避難行動要支援者名簿を活用し、個人情報保護に配慮しつつ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察等との連携により、避難行動要支援者の実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。

(イ) 災害発生後、直ちに避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは家族とともに近隣の住民であるので、身近な地域において（町内会等を単位として）、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。

(ウ) 自主防災組織は、市町村と連携し、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難誘導、救助活動に十分配慮した地域防災訓練を実施する。

(2) 要配慮者の支援

ア 社会福祉施設への緊急入所

県及び市町村は、災害により居宅で生活することが困難な要配慮者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。

イ 在宅の要配慮者対策

市町村は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、発災時に速やかに避難できるように日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。また、一人暮らし高齢者等の屋根及び住宅周辺の除雪支援に努める。

※1 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（災害対策基本法第49条の10）

2 社会福祉施設等における要配慮者対策（県厚生部、市町村）

（1）防災応急計画の策定

社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、災害予防対策について、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

ア 現行の消防計画中に雪害対策上必要な事項を盛り込むなど、防災応急計画の策定に努める。

イ この応急計画の策定にあたっては、特に次の事項に留意する。

（ア）入所者、職員及び施設の安全（被害）確認に関すること

（イ）施設の立地条件及び耐雪性等に適応した安全性の確保に関すること

（ウ）入所者の態様に配慮した避難誘導に関すること

（緊急避難場所、避難所、避難経路、避難誘導法、避難実施責任者等）

（エ）施設の被災状況等に関する市町村、関係機関への情報伝達に関すること

（オ）施設と入所者の保護者の情報連絡に関すること

（カ）防災教育・訓練の実施に関すること

（2）施設間の応援協力体制の確立

県及び市町村は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。（資料「5-1-5 社会福祉施設の設置状況」）

3 外国人の安全確保対策（県危機管理局、県地方創生局、市町村）

（1）防災知識の普及・啓発

県及び市町村は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。

（2）災害時の支援体制の整備

県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。

（3）案内表示板等の整備

市町村は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

第10節 調査研究

雪害の態様は複雑多様である。人命、財産に直接被害を与える雪圧害や雪崩をはじめ、除排雪に伴う溢水及び危険物漏洩、爆発などの二次災害、交通障害や社会機能の阻害の発生など、今日においその社会的影響は計り知れないものがある。

これらの各種の雪害を克服するためには、その発生メカニズムの解明と対策について、総合的かつ科学的に調査・研究することが必要であり、防災関係機関は、その責務に基づき積極的に調査・研究の推進を図るものとする。

なお、現在、県等が実施している又は最近実施した主な調査研究は次のとおりである。

調査研究名【所管】	調査研究概要（実施期間）
富山県降積雪及び気温観測調査 【危機管理局：防災・危機管理課】	降雪期（概ね12月～3月）の県内の気象概況や県内各地の観測点における降雪、積雪、気温及び雪密度等の観測により、県内における降積雪の実態を明らかにするとともに、各関係機関への資料提供により各種雪害対策への活用を図っている。（S46～ ※データはS24～）
富山県域の雪の特性解明と利雪に関する高度研究 【科学技術庁（地域先導研究事業）】 【生活環境部：水雪土地対策課】	雪の地域特性の解明や利雪産業として発展する可能性の高い各種テーマについて、基礎的研究を行い、これらの研究成果を高度雪情報（高齢者に優しい情報、道路除雪を効率化する情報、空港の安全と機能を高める情報）や利雪に関する情報に活用していく。（H9～H11 3年間）
冬季視程予測システム調査 【生活環境部：水雪土地対策課】	冬季における富山空港の利便性等の向上を目的とした視程予測に関する調査研究 視程観測とドップラーレーダー観測等を組み合わせることにより視程に関する短時間予測を行い、航空機の離発着等に役立てる。（H9～H12 4年間）
新雪観測システム基礎調査 【生活環境部：水雪土地対策課】	気象観測データの収集方法や情報提供の手法、内容などについて調査し、県民生活に密着したきめ細かい雪情報提供に向けての基礎資料とする。（H8～H11 4年間）

調査研究名【所管】	調査研究概要（実施期間）
<p>家庭用融雪装置の開発研究</p> <p>【商工労働部：工業技術センター生活工学研究所】</p>	<p>高い融雪効果を期待できる熱伝導性の良好な成形板を開発した。これをバラス状に粉砕し、アスファルトへの混入材とすることにより、より広範囲の融雪効果を検討した。</p> <p>(H8～H10 3年間)</p>
<p>森林の積雪安定化機能調査</p> <p>【農林水産部：林業技術センター林業試験場】</p>	<p>森林は雪崩や斜面崩壊を防ぐ重要な役目を持っている。この森林の積雪安定化機能を解明し、今後の山地における各種森林施業の指針に活かす。</p> <p>(H7～H12 6年間)</p>
<p>凍結対策のための特殊舗装の効果的実証研究</p> <p>【土木部企画用地課】</p>	<p>凍結路面对策の一環として試験的に施工してきている凍結抑制舗装について、路面露出状況を測定し有効性を確認した。</p> <p>(H8～H9 2年間)</p> <p>今後は、その耐久性について追跡調査を行っていく。</p>
<p>浄化・消流雪用水導入計画調査</p> <p>【土木部河川課】</p>	<p>市街地の河川環境の保全や消流雪用水の確保のため、各河川における流水の正常な機能を維持するための適正な流量（正常流量）の検討を行い、浄化・消流雪用水として利用可能な水量を把握する。</p> <p>(H7～H11 5年間)</p>

第 3 章

雪害応急対策

第3章 雪害応急対策

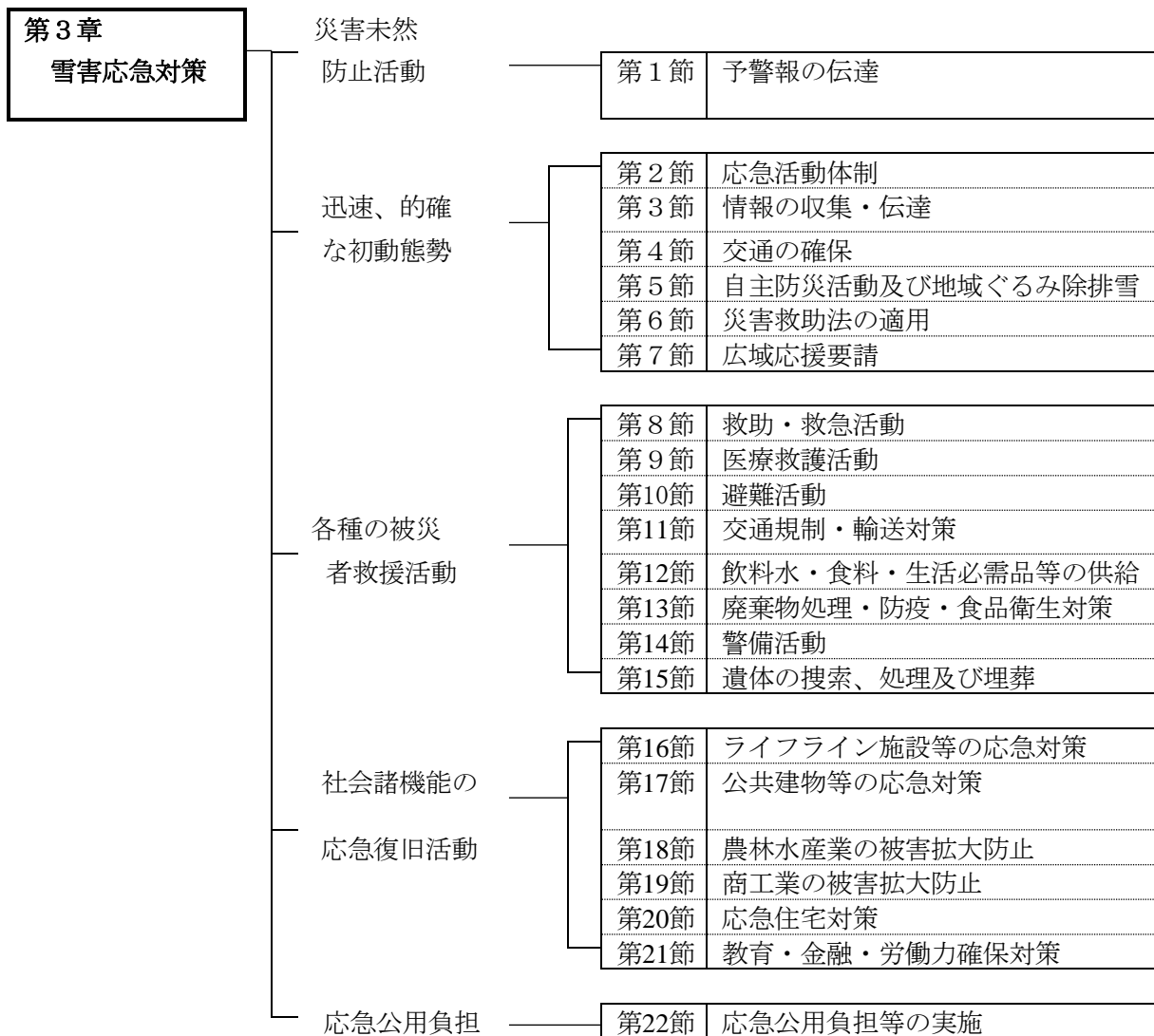
豪雪等による大規模な雪害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、県、市町村及び防災関係機関は、法令及び当計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、その組織及び機能の総力をあげて、雪害応急対策にあたる。

応急対策としては、まず、予警報等の防災関係機関への伝達及び住民への周知徹底など、災害未然防止活動を迅速、的確に行うとともに、迅速、的確な初動態勢をとり、被害規模や被害拡大の危険性についての情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行う。

また、県民生活及び社会経済活動の安定確保並びに各種応急対策の迅速かつ的確な実施のため、交通の確保や地域ぐるみ除排雪を推進するとともに、ライフライン施設・公共施設等の機能維持を図る。死傷者が発生した場合には、一刻も早く、人命の救助・救急、医療救護等の緊急救護活動を行う。

さらに、被害状況及び拡大の危険性に応じて、避難活動、交通規制・緊急輸送対策を進めるとともに、被災者に対して必要な生活支援（飲料水・食料・生活必需品等の供給等）を行い、また、被害が長期にわたることも予想されることから、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、警備活動等による社会生活の維持、産業被害の拡大防止、二次災害の防止等の対策を行っていくこととする。

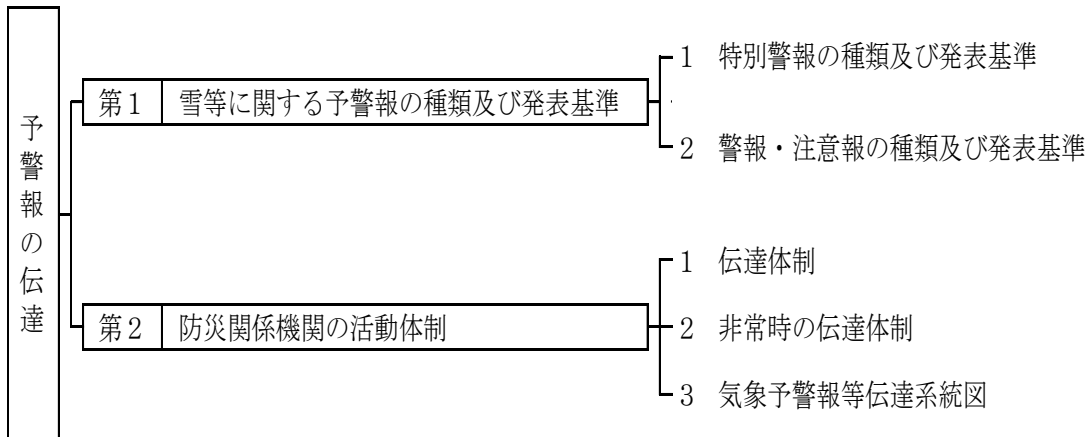
計画の体系



第1節 予警報の伝達

雪等に関する予警報の種類、発表基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図るものとする。

対策の体系



第1 雪等に関する予警報の種類及び発表基準（富山地方気象台）

気象業務法に基づいて富山地方気象台の発表する雪等に関する予警報は、次の基準によるものとする。

1 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

2 警報・注意報の種類及び発表基準

令和2年8月6日現在

発表官署	富山地方気象台				
府県予報区	富山県				
一次細分区域	東部		西部		
市町村等をまとめた地域	東部南	東部北	西部北	西部南	
警報	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s、海上 20m/s 雪を伴う		陸上 20m/s、海上 20m/s 雪を伴う 20m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 6時間降雪の深さ30cm、 山間部 12時間降雪の深さ50cm	平地 6時間降雪の深さ25cm、 山間部 12時間降雪の深さ50cm	6時間降雪の深さ30cm 平地 6時間降雪の深さ25cm、 山間部 12時間降雪の深さ50cm	
注意報	風雪(平均風速)	陸上 12m/s、海上 15m/s 雪を伴う		陸上 12m/s、海上 15m/s 雪を伴う 12m/s 雪を伴う	
	大雪	平地 6時間降雪の深さ15cm、 山間部 12時間降雪の深さ35cm		6時間降雪の深さ15cm 平地 6時間降雪の深さ15cm、 山間部 12時間降雪の深さ30cm	
注意報	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量20mm以上			
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合			
	低温	夏期:最低気温17℃以下の日が継続 冬期:最低気温-6℃以下			
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下			
	着水・着雪	着しい着水(雪)が予想される場合			

【警報・注意報基準一覧表の解説】

(1) 本表は、気象に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照。

- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (3) 暴風雪警報、風雪注意報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。
- (4) 暴風雪警報、大雪警報、風雪注意報、大雪注意報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。上記以外の注意報では、基準の標記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (6) 地震や火山噴火等の不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切ではない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長時間継続すると考えられた場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (注) 発表基準は、災害発生に密接に結びついた指標を用いて設定している。警報・注意報の基準は、市町村ごとに過去の災害を網羅的に調査した上で、重大な災害の発生するおそれのある値を警報の基準に、災害の発生するおそれのある値を注意報の基準に設定している。
- また、概ね平地は海拔200m未満、山間部は200m以上の地域である。

3 気象警報・注意報の発表区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市 町 村
東部	東部北	朝日町・入善町・黒部市・魚津市・滑川市
	東部南	富山市・立山町・上市町・舟橋村
西部	西部北	高岡市・射水市・氷見市・小矢部市
	西部南	砺波市・南砺市

4 富山県気象情報

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する富山県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

第2 伝達体制

1 伝達体制（富山地方気象台、**県危機管理局**、県土木部、市町村）

- (1) 富山地方気象台は、特別警報・警報・注意報等を発表、又は解除した場合は、法令及び気象予警報等伝達系統図に基づき、速やかに関係機関に伝達するものとする。
- (2) 県は、特別警報・警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに県総合防災情報システムを通じ、市町村及び県出先機関へ配信するものとする。特に必要がある場合には、防災行政無線等を利用して、直接に注意を喚起する。
- (3) 市町村は、特別警報・警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び手段等については、市町村地域防災計画に定めておくものとする。
- (4) 放送機関は、警報の伝達を受けたときは、迅速な伝達に努めるものとする。
- (5) その他の機関にあっては、それぞれ所掌業務に応じて必要な機関等に対し、速やかに伝達し周知徹底を図るものとする。

(6) 県は、富山県防災WEBページやケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）を通じて住民へ気象情報等の提供に努める。

なお、県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

2 非常時の伝達体制（各防災関係機関）

(1) 関係機関は、富山地方気象台との専用通信施設又は公共通信施設が途絶した場合には、次の方法により予警報の受信の確保を図るものとする。

伝 達 機 関	関 係 機 関 措 置
富山県（防災・危機管理課）	移動無線車及び連絡員派遣
国土交通省（富山河川国道事務所）	移動無線車及び連絡員派遣
海上保安庁（伏木海上保安部）	県警察本部との間で非常無線確保
日本放送協会（富山放送局）	連絡員派遣
民放・新聞各社	携帯無線機及び連絡員派遣
西日本旅客鉄道株式会社 （ <u>北陸広域鉄道部 施設科</u> ）	連絡員派遣
北陸電力株式会社（中央給電指令所）	携帯無線機及び連絡員派遣
富山地方鉄道株式会社（ <u>技術部</u> ）	携帯ラジオ確保
日本赤十字社富山県支部（事業推進課）	連絡員派遣

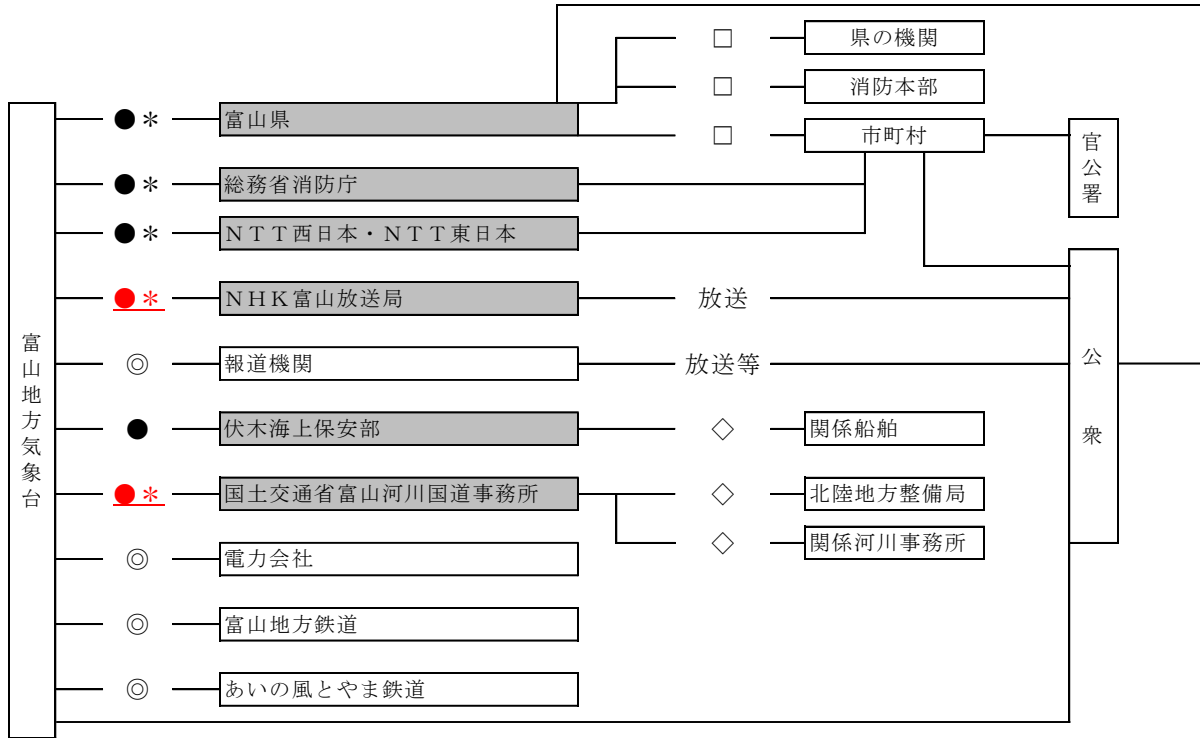
(2) 県から市町村等への通常の伝達系統が途絶した場合は、関係機関の協力を得て、次の要領により迅速な伝達を図るものとする。

ア 県防災行政無線が途絶したときは、一般加入電話により伝達するものとする。

イ アの方法によりがたい場合は、警察通信を活用して警察署等を通じて伝達するものとする。

ウ イの方法によりがたい場合には、富山地区非常通信協議会に加盟する各機関の協力を得て市町村に伝達するものとする。

3 気象予警報等伝達系統図（各防災関係機関）



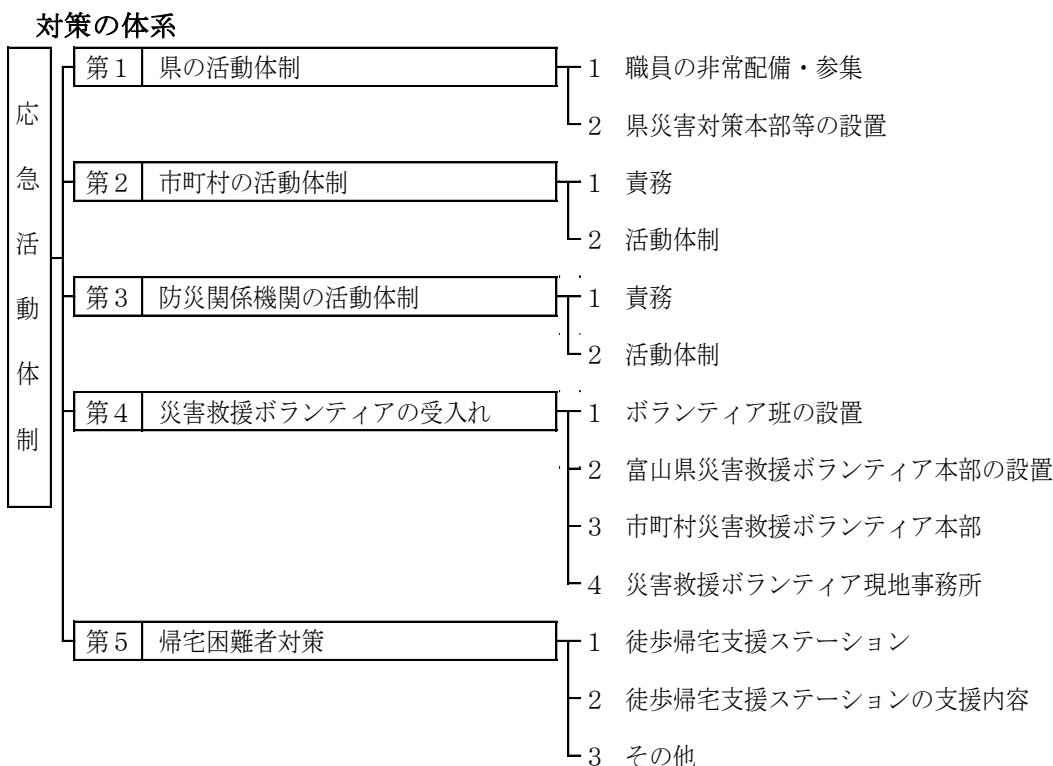
●* 気象情報伝送処理システム	法令により、富山地方気象台から警報事項を受領する機関
● 防災情報提供システム（専用回線）	
△ 加入電話・FAX	
◇ 無線電話・FAX	
□ 富山県総合防災情報システム	
◎ 防災情報提供システム（インターネット回線）	

※特別警報は、気象業務法第15条の2によって、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

第2節 応急活動体制

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、県、市町村、防災関係機関及び県民は一致協力して、雪害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断のうえ災害対策本部を速やかに設置し、総合的な雪害対策の体制を確立する。



第1 県の活動体制

知事は、県の地域に雪害が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、防災関係機関や他都道府県などの協力を得て、雪害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災関係機関が処理する応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う責務を有する。このため、必要に応じて、県災害対策本部を設置し、雪害応急対策を実施する。

県は、災害対策本部において災害情報を一元的に把握し、市町村災害対策本部と共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

なお、県災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における雪害応急対策は、県災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

1 職員の非常配備・参集（**県危機管理局**）

県は、迅速な初動活動を実施するため、夜間・休日に宿日直職員を配置し、24時間連絡体制を確保するとともに、雪害発生時において、雪害応急対策を強力に推進するため、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、定められた基準により速やかに非常配備体制をとる。

なお、職員の非常配備体制については、本計画の定めるところによる。

(1) 非常配備基準

職員の非常配備基準は、次のとおりとする。

種別	配備基準	配備体制
第1非常配備	① 積雪深が平地で30cm以上、山間部で50cm以上に達し、かつ大雪注意報が発表され危険な状態が予想されるとき ② 「大雪」、「暴風雪」警報が県下に発表されたとき ③ 知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 道路課 各課2～3名程度 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制
第2非常配備	① 積雪深が平地で90cm以上、山間部で100cm以上に達し、かつ大雪注意報が発表されたとき ② 降積雪により、各地で被害の発生又はその危険性のあるとき ③ 知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 厚生企画課 道路課 関係課 各課4～5名程度 各課3～4名程度 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制
第3非常配備	① 県下全域にわたって災害が発生又はそのおそれのあるとき ② 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき ③ 県下に「大雪」、「暴風雪」特別警報が発表されたとき	災害対策に万全を期すため、当該災害に関係ある各課(班)全員があたる。

(2) 配備指令

ア 知事は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、(1)の基準と異なる配備体制を指令することができる。

イ 各部局長は、雪害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

(3) 動員計画及び動員の伝達

ア 災害対策本部各部及び支部関係機関各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画しておく。

イ 配備職員は、勤務時間外に配備指令があったときは、速やかに勤務場所又は所属長からあらかじめ指示された場所(以下「勤務場所等」)において、所属長の指揮のもとに情報連絡及び雪害応急対策にあたる。

2 県災害対策本部等の設置(県危機管理局)

知事は、次の基準により災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部が設置された場合には、各部局において必要に応じて設置される各種対策本部は、県災害対策本部に総括される。

(1) 設置基準

- ア 県の全部又は一部の地域において大規模な災害の発生が予想され、その対策を要するとき。
- イ 県の全部又は一部の地域に災害が発生し、その規模及び範囲から見て災害対策本部を設置し、その対策を要するとき。
- ウ 災害救助法の適用があったとき。

(資料「13-3 富山県災害対策本部運営要領」)

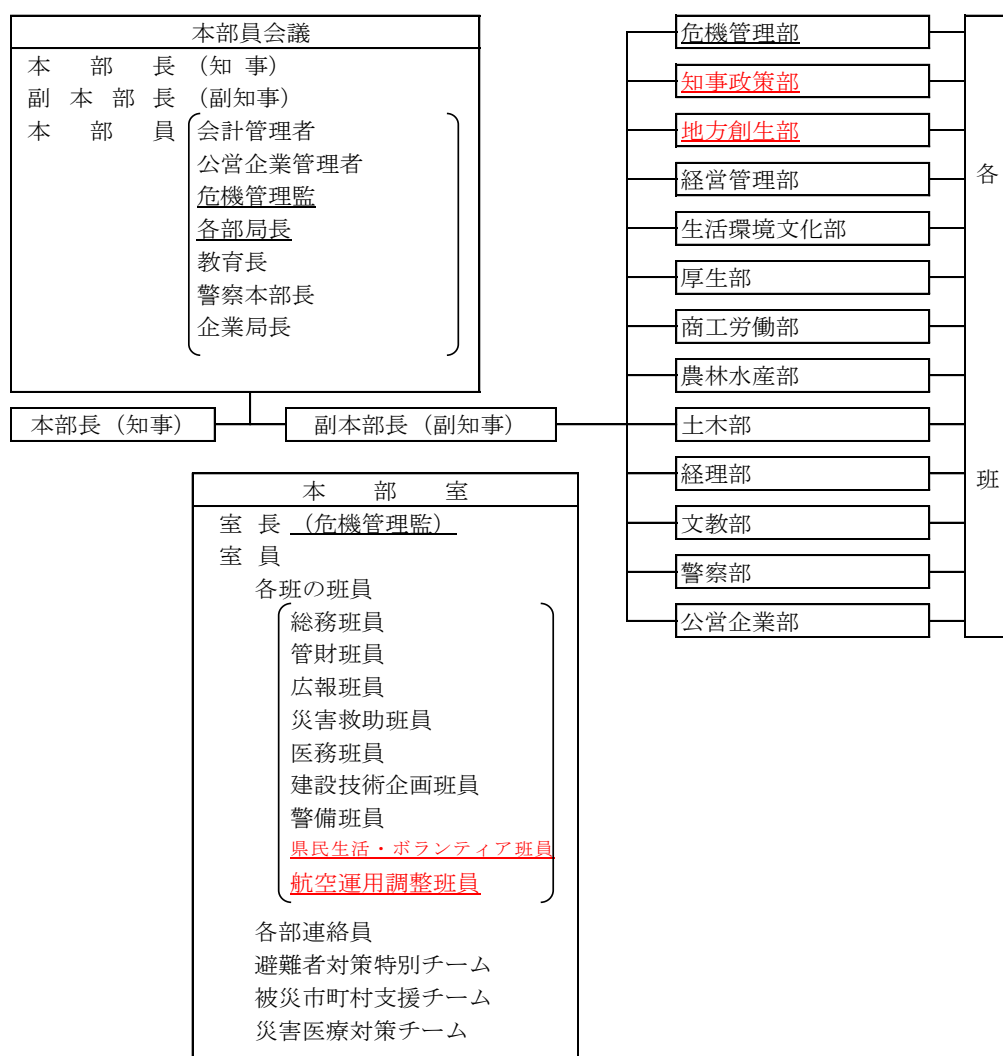
(2) 組織

ア 本部

(ア) 本部は、本部長、副本部長及び本部員その他の職員をもって組織する。

(イ) 本部に、部及び班を置く。

県災害対策本部組織図



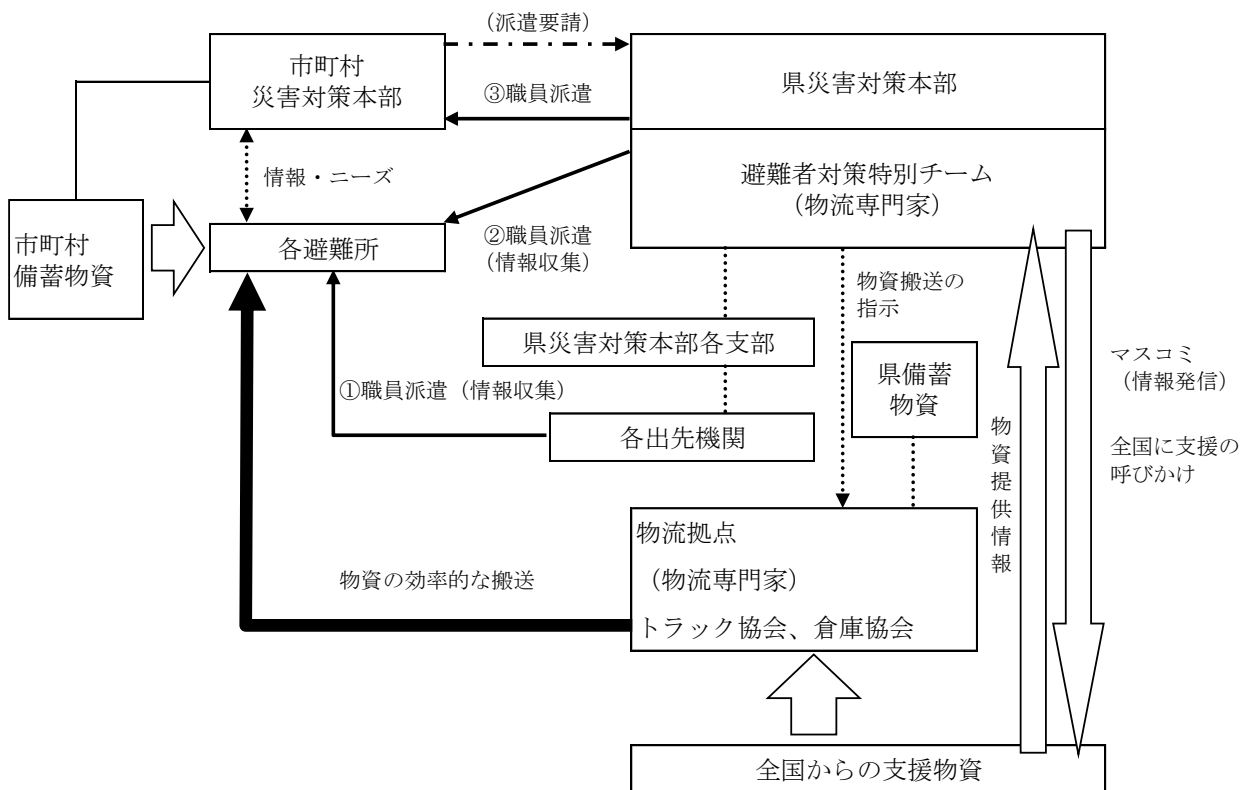
※上位者が不在の場合は、下位者が職務を代理する。

(資料「13-1 富山県災害対策本部条例」、「13-2 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」)

- (ウ) 発災直後の混乱した状況の中で、避難者の状況やニーズを迅速に把握するため、本部内に「避難者対策特別チーム」を編成する。避難者対策特別チームは、避難所へ派遣した県職員

からの情報や、被災市町村の災害対策本部へ派遣した職員の情報等から、避難者の置かれている状況、ニーズを踏まえ、情報の発信・伝達、物資の効率的配布の手配等を行う。

また、救援物資の受入れに当たっては、希望するもの及び希望しないものを報道機関を通じて公表するとともに、提供者に対して被災地のニーズに応じた物資となるよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法となるよう啓発に努めるものとする。



(エ) 災害により市町村の災害対策本部機能の著しい低下が判断される場合は、本部内に各班の班員により構成する「被災市町村支援チーム」を編成する。被災市町村支援チームは、被災市町村に赴き、被害の状況や市町村の対応能力等を調査し、調査結果に基づき、災害対策要員の派遣や通信連絡機器の支援等を行う。また、必要に応じて、他市町村への応援指示、防災関係機関等への応援要請を行う。

(オ) 医療救護活動を開始する必要があるときは、本部内に「災害医療対策チーム」を編成し、災害医療対策チームに災害医療コーディネーターを配置する。災害医療対策チームは、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム (DMAT) や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行う。

なお、円滑な医療救護活動が実施できるよう、災害対策本部の災害医療対策チームと現地における医療救護活動に係る関係機関とは、連携を図りながら活動できる体制を構築することとする。

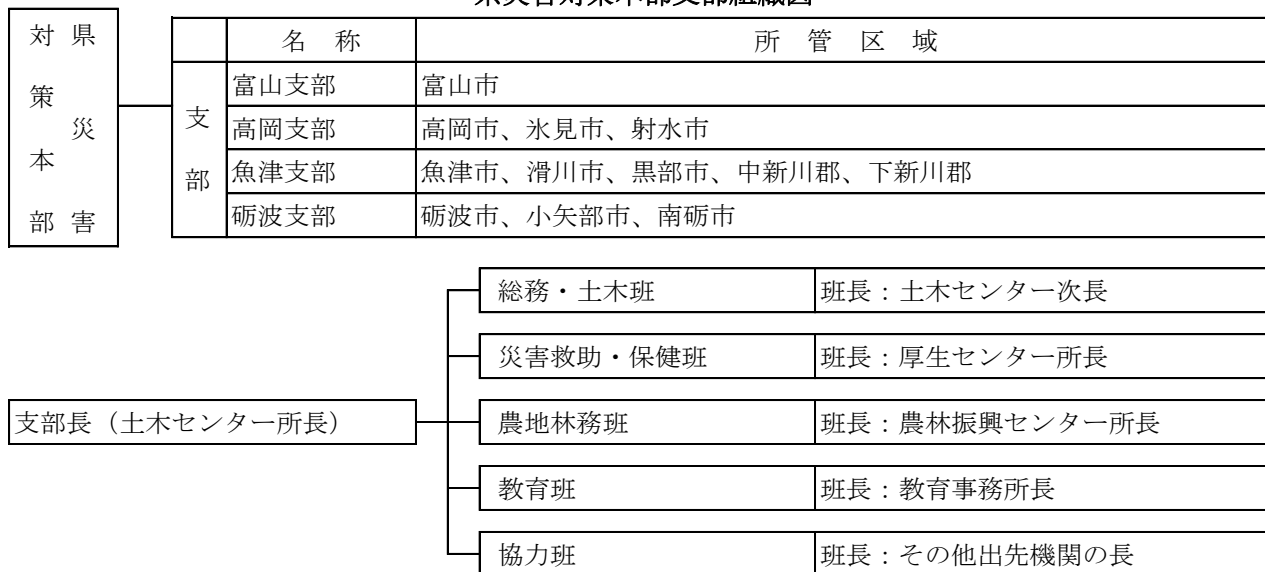
イ 支部

(ア) 本部長は、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があるときは、出先の各総合庁舎に支部をおく。

(イ) 支部は、支部長、班長、班員その他の職員をもって組織する。

(ウ) 支部長は土木センター所長をもって充てる。

県災害対策本部支部組織図



※ただし、富山支部が設置された場合は、中部厚生センター所長を災害救助・保健班長とする。

(資料「13-2 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」)

ウ 現地災害対策本部

(ア) 本部長は、被災現地における情報収集、応急対策の実施及び関係機関との連絡調整のため必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

(イ) 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及びその他の職員、現地災害対策本部派遣員をもって組織する。

(ウ) 現地災害対策本部長は、本部長が副本部長及び本部員の中から指名し、現地災害対策本部員及びその他職員は、本部長が指名する災害対策本部又は支部の職員とする。

また、現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名した職員とする。

(エ) 現地災害対策本部の設置基準

- a 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- b 被害が広域に渡る場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合
- c その他知事が必要と認める場合

(3) 設置場所

ア 災害対策本部

災害対策本部員室は県庁4階大会議室、災害対策本部室は4階大ホールに置く。

なお、県庁舎が被災のため使用できない場合は、富山県広域消防防災センターに臨時に災害対策本部を設ける。

イ 支 部

特別な場合を除き、各総合庁舎内に置く。

ウ 現地災害対策本部

災害現場又は災害現場近くの公共施設等に置く。

(4) 設置の通知等

ア 県職員

災害対策本部が設置されたときは、次により周知する。

(ア) 勤務時間内に設置されたとき

本部員（部局長等）は、直ちにその旨を所属班員（職員）に周知する。

(イ) 勤務時間外に設置されたとき

総務班長（防災・危機管理課長）は、「富山県総合防災情報システム」等により周知する。

イ 防災関係機関等

本部長は、消防庁長官に災害対策本部を設置した旨を通知するとともに、必要があると認めるときは、次に掲げる者に対しても通知する。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定地方公共機関の長又は代表者

(ウ) 陸上自衛隊第14普通科連隊長、航空自衛隊第6航空団司令、海上自衛隊舞鶴地方総監部総監

(エ) 厚生労働大臣、国土交通大臣

(オ) 相互応援協定を締結している知事

（資料「14-8 防災関係機関連絡先一覧表」）

ウ 報道機関

広報班長（広報課長）は、災害対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

(5) 本部員会議

ア 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、次の重要な災害対策について協議する。

(ア) 災害応急対策の基本方針に関すること

(イ) 動員配備体制に関すること

(ウ) 各部班間の調整事項の指示に関すること

(エ) 自衛隊の災害派遣要請に関すること

(オ) 現地災害対策本部に関すること

(カ) 国、県、市町村、その他防災関係機関との連絡調整に関すること

(キ) 災害救助法の適用申請に関すること

(ク) 国、都道府県、市町村、その他防災関係機関への応援要請に関する事

(ケ) その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関する事

イ 本部長は、災害対策について協議する必要があるときは、本部員会議を召集する。

ウ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、本部員会議への出席を求めることができる。

エ 本部員は、その所管事項に関し、本部員会議に付議すべき事項があるときは、速やかに本部員会議に付議しなければならない。

(6) 災害対策本部室

ア 災害対策本部が設置されたときは、当該災害の総括的窓口として本部室を設ける。

イ 本部室長は、危機管理監をもって充てる。

ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、医務班、建設技術企画班、警備班、県民生活・ボランティア班、航空運用調整班及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員並びに本部室長が指命する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対策チームを配置する。

エ 本部室の所掌事務は、次のとおりとする。

(ア) 各種情報の管理に関する事

(イ) 各部班の活動状況の把握に関する事

(ウ) 防災活動全般の調整に関する事

(エ) 本部員会議の運営に関する事

(オ) 避難者対策特別チームの運営に関する事

(カ) 被災市町村支援チームに関する事

(キ) 災害医療対策チームに関する事

(ク) その他本部長が指示した事項に関する事

(7) 本部派遣員

本部長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が災害対策本部の事務に協力することを求めることができる。

また、本部派遣員に対し、資材又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

ア 指定地方行政機関

イ 富山県を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊

ウ 市町村

エ 指定公共機関

オ 指定地方公共機関

(8) 非常（緊急）災害現地対策本部との連携

災害対策本部は、国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置したときは、国の現地対策本部

と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

また、県は、国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。

(9) 災害対策本部・支部の廃止

本部長は、県の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部、支部又は現地災害対策本部を廃止する。

廃止の通知等は、2－(4)設置の通知等に準じて処理する。

第2 市町村の活動体制

1 責 務（市町村）

市町村は、当該市町村の地域に雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、雪害応急対策を実施する。

2 活動体制（市町村）

- (1) 市町村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下「市町村本部」という。）を設置し、雪害応急対策に従事する職員を配置する。
- (2) 市町村は、災害応急対策等のため必要があるときは、県に対し災害対策本部への職員派遣を要請することができる。（参考：災害対策基本法第29条）
- (3) 市町村本部が設置される前又は設置されない場合における雪害応急対策の実施は、市町村本部が設置された場合に準じて処理する。
- (4) 市町村は、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務に関する基準を定めておく。
- (5) 市町村は、市町村本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署及び関係防災機関に通報する。
- (6) 市町村の地域に災害救助法が適用されたときは、市町村長（市町村本部長）は、法に基づく救助事務を実施又は補助する。この場合における市町村の救助体制についても、あらかじめ定めておく。
- (7) 勤務時間外の雪害発生に備え、非常配備体制や情報連絡体制を整備する。

なお、市町村は、災害対策本部において災害情報を一元的に把握し、県災害対策本部と共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

第3 防災関係機関の活動体制

1 責務（各防災関係機関）

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管に関わる雪害応急対策を実施するとともに、県及び市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

2 活動体制（各防災関係機関）

- (1) 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、雪害応急対策に従事する職員の活動要領等を定めておくものとする。
- (2) 県災害対策本部長は、雪害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対し、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

第4 災害救援ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。このため、県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体と相互に連携し、災害救援ボランティア本部を設置して、救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努めるものとする。

ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。

また、雪害時における除雪ボランティアの活動は、要配慮者宅周辺の雪かきなどが中心となる。

1 県民生活・ボランティア班の設置（県生活環境文化部）

県災害対策本部室に、県民生活・ボランティア班を設置する。

(1) 県民生活・ボランティア班の主な業務

- ア 富山県災害救援ボランティア本部（以下「県ボランティア本部」という。）との総合的な連絡調整を行う。
- イ 県ボランティア本部の運営に必要な事務機器や通信機器等の活動用資機材のあっせん、提供及び救援ボランティア活動に必要な物資等の調整に努める。
- ウ 必要に応じ、広報班を通じ、救援ボランティアに関する情報を報道機関に提供する。

2 富山県災害救援ボランティア本部の設置（県生活環境文化部）

県災害対策本部が設置された場合は、県、総合支援センター及び県社会福祉協議会は、連携して速やかに県ボランティア本部を設置するものとする。

県ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通じてボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、必要に応じ、日本赤十字社富山県支部等協力関係団体にコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(1) 設置場所

県ボランティア本部は、富山県総合福祉会館内に設置するものとする。

(2) 機能・業務

- ア 県災害対策本部及び市町村ボランティア本部との連絡調整
- イ 市町村災害救援ボランティア本部間のボランティア及び災害救援ボランティアコーディネーターなど相互支援活動の調整
- ウ 協力関係団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請
- エ ボランティア活動に関する広報・情報提供
- オ ボランティア活動参加申出者への対応
- カ 活動用資機材の調達（県災害対策本部との連携）
- キ 「東海北陸ブロック県市社会福祉協議会災害応援協定」等に基づく支援要請
- ク 全国社会福祉協議会や県外からの災害救援団体（災害救援NPO等）との連絡調整

3 市町村災害救援ボランティア本部（市町村）

市町村災害対策本部が設置された場合は、市町村及び市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）は、連携して、速やかに市町村ボランティア本部を設置するものとする。

市町村ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通じてボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部にコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(1) 設置場所

市町村ボランティア本部は、市町村災害対策本部との連携が図れる場所（施設）に設置するものとする。

市町村及び市町村社協は、あらかじめ協議して設置場所を定めておくものとする。

(2) 機能・業務

- ア 市町村災害対策本部、県ボランティア本部及び現地事務所との連絡調整
- イ 現地事務所間のボランティア等の連絡調整
- ウ 地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請
- エ 相談窓口（電話）の設置
- オ ボランティア活動参加申出者への対応
- カ ボランティアの受入れ
- キ 活動用資機材の調達（市町村災害対策本部との連携）
- ク 救援物資の仕分け、搬送
- ケ 地域内への広報

4 災害救援ボランティア現地事務所（市町村）

市町村ボランティア本部は、被災地の状況に応じて必要がある場合には、ボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報するものとする。

なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は市町村ボランティア本部が担うものとする。

（1）設置場所

現地事務所は、ボランティア活動が円滑に行える場所（施設）に設置するものとする。

（2）機能・業務

- ア 市町村ボランティア本部との連絡調整
- イ ボランティアニーズ及び被災状況の把握
- ウ ボランティアの受入れ
- エ コーディネート
- オ 救援物資の整理配布
- カ 活動用資機材の配布
- キ 現地での支援活動
- ク ボランティアの健康管理

第5 帰宅困難者対策（**県危機管理局**、市町村）

都市部には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が入り、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通が途絶し、自宅に帰ることができない人々が多数発生することが予想される。

このため、県は、このような帰宅困難者を支援するため、防災関係機関との応援協定の締結等を推進する。

1 徒歩帰宅支援ステーション

（一社）日本フランチャイズチェーン加盟店及び富山県石油商業組合加盟店（以下「加盟店」）は、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」等に基づき、帰宅困難者を支援するため徒歩帰宅支援ステーションを設置する。徒歩帰宅支援ステーションは、住民に広く周知を図るため「支援ステーション・ステッカー」を店舗に掲出するものとする。

2 徒歩帰宅支援ステーションの支援内容

- （1）水道水、トイレ等の提供
- （2）地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報の提供

（資料「12-37 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」

「12-38 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」）

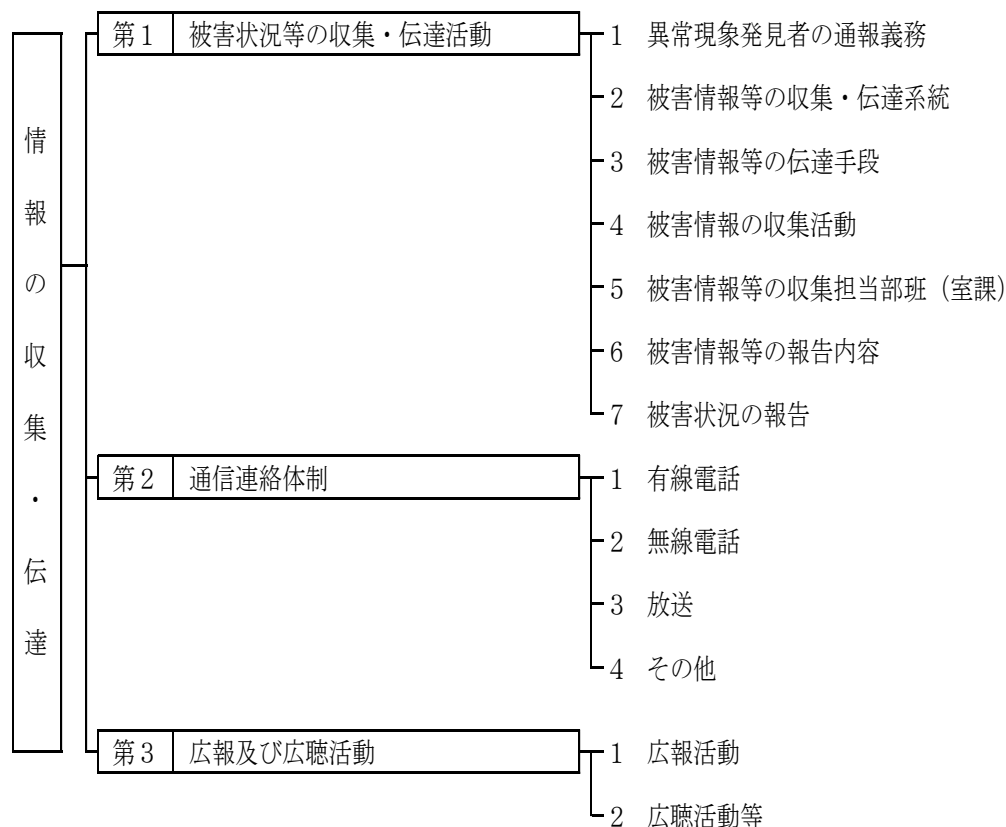
3 その他

(株)北陸銀行は、「災害時等の応援に関する協定書」に基づき、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレの提供等を実施する。(資料「12-39 災害時等の応援に関する協定書」)

第3節 情報の収集・伝達

県、市町村及び防災関係機関は、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

対策の体系



第1 被害状況等の収集・伝達活動

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

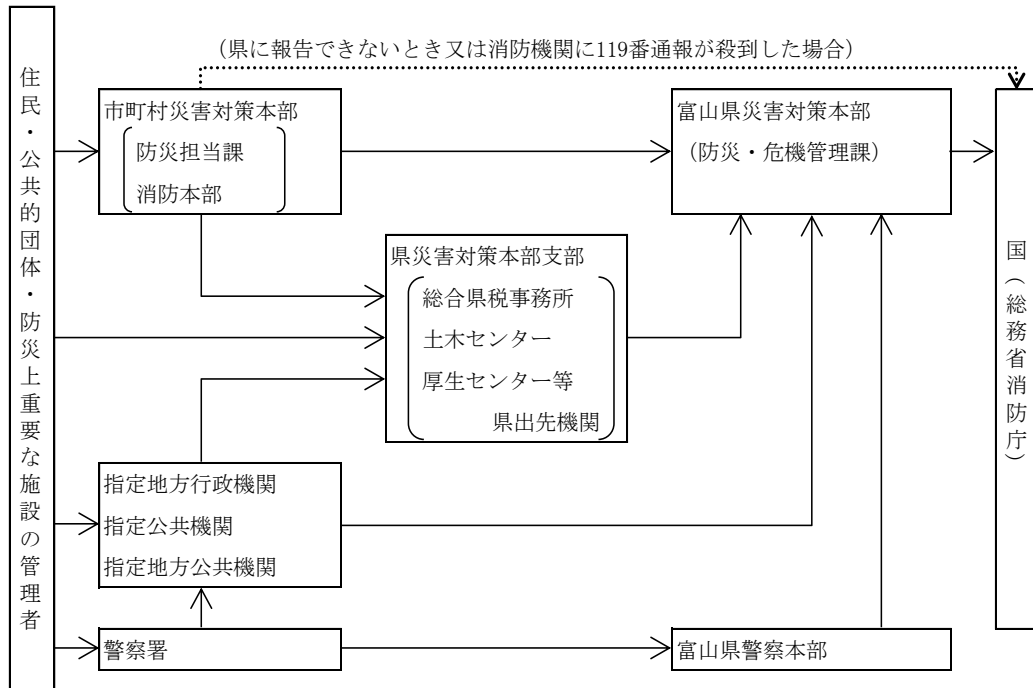
1 異常現象発見者の通報義務（伏木海上保安部、県警察本部、市町村）

被害が発生し、又は発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

この場合において、通報を受けた警察官又は海上保安官は、速やかに市町村長に通報する。
また、市町村長は、必要な関係機関に通報する。

2 被害情報等の収集・伝達系統（各防災関係機関）

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。



※（ ）内は、県災害対策本部が設置されない場合を示す。

3 被害情報等の伝達手段（各防災関係機関）

県及び市町村、防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- (1) 有線が途絶した場合は、防災行政無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行うことも考慮し、さらに、災害対策用移動通信機器の輸送に困難な場合には、ヘリ等の航空機を保有する関係機関への輸送の要請について検討することとする。
- (2) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。
- (3) 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。

このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。

4 被害情報の収集活動（県各部局）

概括的な情報も含め多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。

このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。

- (1) 市町村、消防本部からの情報収集

被災市町村又は被災周辺市町村から、県総合防災情報システム等により情報を収集する。

(2) 参集職員からの情報収集

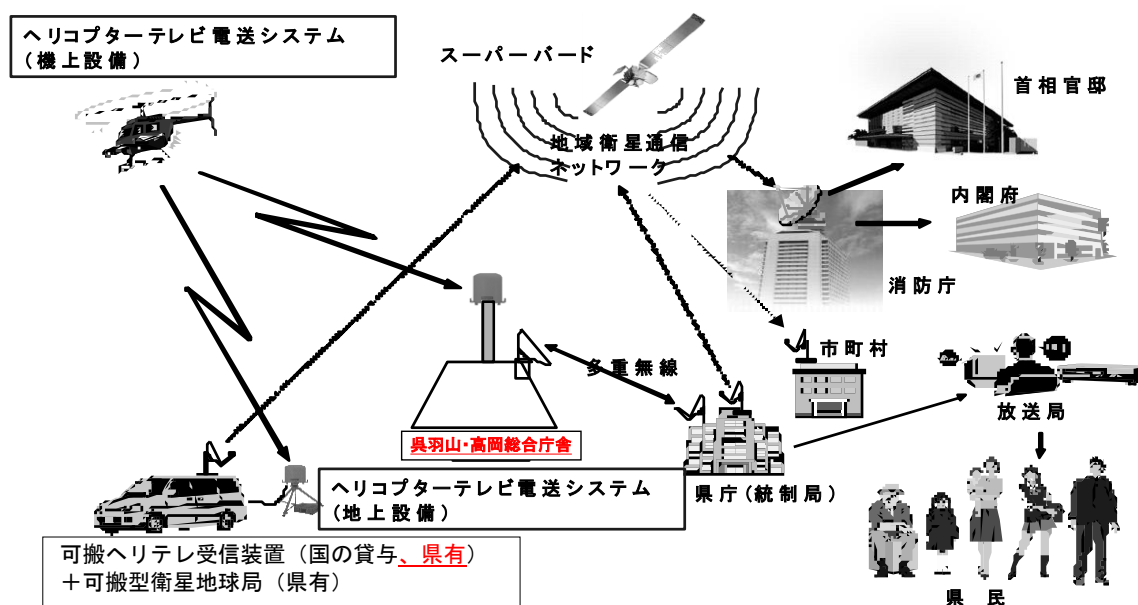
参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

(3) ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集

県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。

また、無人航空機を保有する機関においては、必要に応じて撮影等により情報を収集する。

富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム



(4) 被災地へ派遣した職員からの情報収集

被災地、被災市町村の災害対策本部、避難所、二次災害等の危険箇所へ職員を派遣し、携帯電話、無線により、情報を収集する。

(5) 防災関係機関からの情報収集

ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を、電話、無線により収集する。

(6) テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

(7) アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟富山県支部の協力を得て情報を収集する。

(8) 民間企業からの情報収集

タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

(9) インターネットによる情報収集

インターネットにより情報を収集する。

5 被害情報等の収集担当部班（課）（県各部局）

被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。

被害項目	担当部班	備考（室課名）
人的・家屋被害	危機管理部 総務班	防災・危機管理課
社会福祉施設被害	厚生部 災害救助班	厚生企画課
医療施設被害	厚生部 医務班	医務課
商業・工業被害	商工労働部 商工企画班	商工企画課
農業・水産・林業被害	農林水産部 農林水産企画班	農林水産企画課
公共土木施設被害	土木部 建設技術企画班	建設技術企画課
公共文教施設被害	文教部 教育企画班	教育企画課
公営企業施設被害	公営企業部 経営管理班	経営管理課
電力施設被害	商工労働部 商工企画班	商工企画課
ガス施設被害	生活環境文化部 環境保全班	環境保全課
上水道施設被害	厚生部 生活衛生班	生活衛生課
通信施設被害	経営管理部 管財班	管財課
県庁舎被害	経営管理部 管財班	管財課
鉄道施設被害	地方創生部 地域交通・新幹線政策班	総合交通政策室
空港施設被害	地方創生部 航空政策班	総合交通政策室

※1 災害が広範囲な場合においては、関係機関の協力を得て実施する。

2 担当部班は、被害情報をとりまとめ、速やかに総合政策部総務班（防災・危機管理課）に報告する。

6 被害情報等の報告内容（県各部局）

被害状況に関する内容は次のとおりである。

- ア 雪害の原因
- イ 雪害が発生した日時
- ウ 雪害が発生した場所又は地域
- エ 被害状況
- オ 応急措置状況
- カ その他必要な事項

7 被害状況の報告（県危機管理局、市町村、各防災関係機関）

県、市町村、その他関係機関は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国（消防庁）へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、被

災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

県及び市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 災害即報

ア 県

県は、被害が発生したときは、市町村等から人的被害の状況、建築物の被害状況及び雪崩等の発生状況の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を直ちに国（総務省消防庁経由）に報告する。

また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、国（総務省消防庁経由）に報告するとともに関係機関へ連絡する。

イ 市町村

(ア) 市町村（防災担当課、消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び雪崩等の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(イ) 県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁経由）に直接報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

(ウ) 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに国（総務省消防庁経由）及び県災害対策本部（防災・危機管理課）へ同時に報告する。

ウ その他の機関

被害の状況を速やかに県災害対策本部（防災・危機管理課及び防災担当課）に報告する。

(2) 災害確定報告

ア 市町村 応急措置が完了した後、10日以内に、県災害対策本部(防災・危機管理課)に報告する。

イ 県 応急措置が完了した後、20日以内に、国（総務省消防庁)に報告する。

(資料「11-2 知事に対して行う災害報告事項」)

第2 通信連絡体制

県、市町村及び防災関係機関は、災害応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信、インターネット等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし応急活動を円滑に遂行する。

国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等に関係機関に共有するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。

1 有線電話（NTT西日本、各防災関係機関）

(1) 災害時優先電話

電話回線が異常に輻輳した場合においても、NTTが行う発信規制や輻輳している所への通信規制の対象とならない加入電話であり、あらかじめNTT西日本富山支店の指定を受けるとともに、着信防止措置をとり、災害対策上支障がないよう措置しておく。

(2) 専用電話

災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

2 無線電話（県危機管理局、県経営管理部、NTTドコモ）

(1) 県防災行政無線

災害時には、県防災行政無線が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、映像伝送機能を活用するとともに、可搬型衛星地球局による災害現場からの音声、ファクシミリ、画像伝送機能を活用する。

また、県は必要に応じ、(一財)自治体衛星通信機構を通じ、必要回線の割付けを行う。

(資料「7-2 富山県防災行政無線系統図」)

(2) 防災相互無線

防災相互通信用周波数には、158.35 MHzと466.775MHzの2波があり、都市部や石油コンビナート等における大規模災害時において、無線局相互間での連絡等に活用する。

(資料「7-5 防災相互通信用無線局」)

(3) 携帯電話

県は携帯電話の一部を災害時優先電話として登録し、積極的に活用する。

(4) 衛星通信

県は、衛星通信を整備し、積極的に活用する。

(5) 移動体通信事業者が提供するサービス

県は、携帯端末の緊急速報メール機能等の移動体通信事業者が提供するサービスを導入し、積極的に活用する。

(6) 公衆無線LANサービス

県は、公衆無線LANサービスを提供する事業者等に対し、無料開放を行うよう働きかける。

3 放送（県経営管理部、市町村、各放送局）

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ放送各社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」及び「通信設備の優先利用等に関する協定」に定めた手続きにより、放送機関に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。なお、市町村長は、知事を通じて依頼する。

(1) 依頼の手続き

次の事項を明記のうえ、文書をもって依頼するが、特に緊急を要する場合は、口頭、電話により依頼し、後刻速やかに文書を提出する。

ア 放送を求める理由

イ 放送の内容

ウ 発信者名及び受信の対象者

エ 放送の種類

(2) 放送の依頼先

ア 日本放送協会富山放送局

イ 北日本放送株式会社

ウ 富山テレビ放送株式会社

エ 株式会社チューリップテレビ

オ 富山エフエム放送株式会社

カ 富山県ケーブルテレビ協議会

（資料「12-3 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」

「12-3 通信設備の優先利用等に関する協定について」）

4 その他（各防災関係機関）

災害に関する情報連絡を迅速に行うため、市町村防災行政無線（地域防災無線を含む。）等、他機関の無線通信施設を利用することができるものとする。

(1) 利用できる主な施設

ア 警察、消防、水防、鉄道、電気その他災害救助法第28条で定める業務を行う機関の保有する無線

通信施設名	通信系統
市町村防災行政無線	市町村とその集落及び防災関係機関等を結ぶ回線
消防防災無線	消防庁と都道府県を結ぶ回線

中央防災無線	官邸及び内閣府等（防災関係省庁を含む。）と都道府県を結ぶ回線
国土交通省回線	国土交通省と同省の出先機関並びに都道府県を結ぶ回線
警察庁回線	警察庁と都道府県警察を結ぶ回線
気象庁回線	気象庁と気象庁の出先機関を結ぶ回線
海上保安庁回線	海上保安庁と海上保安庁の出先機関を結ぶ回線
消防・救急無線	消防機関等相互を結ぶ回線
県警察無線	県内の警察機関相互を結ぶ回線
鉄軌道無線	西日本旅客鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、万葉線(株)の各関係機関を結ぶ回線
電気事業用無線	北陸電力(株)、 <u>北陸電力送配電(株)</u> 、関西電力(株)、 <u>関西電力送配電(株)</u> の各関係機関を結ぶ回線

イ 非常通信協議会の構成員の保有する無線

（資料「7-7 各市町村から対県通信計画」「7-8 富山県非常通信協議会構成員名簿」）

ウ 前号以外で無線局を有する機関の無線

（2）相互協力

発受信者と無線局の施設者は、非常通信協議会等を通じて、事前に十分に協議を行い、災害時の通信の確保に協力するものとする。

第3 広報及び広聴活動

豪雪時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、雪害の状態、雪害応急対策の実施状況や各種の生活情報を県民に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。

なお、県民への情報提供にあたっては、各機関の広報窓口を一元化するとともに、定期の記者発表等適時適切に正確な情報を提供するよう努めるものとする。

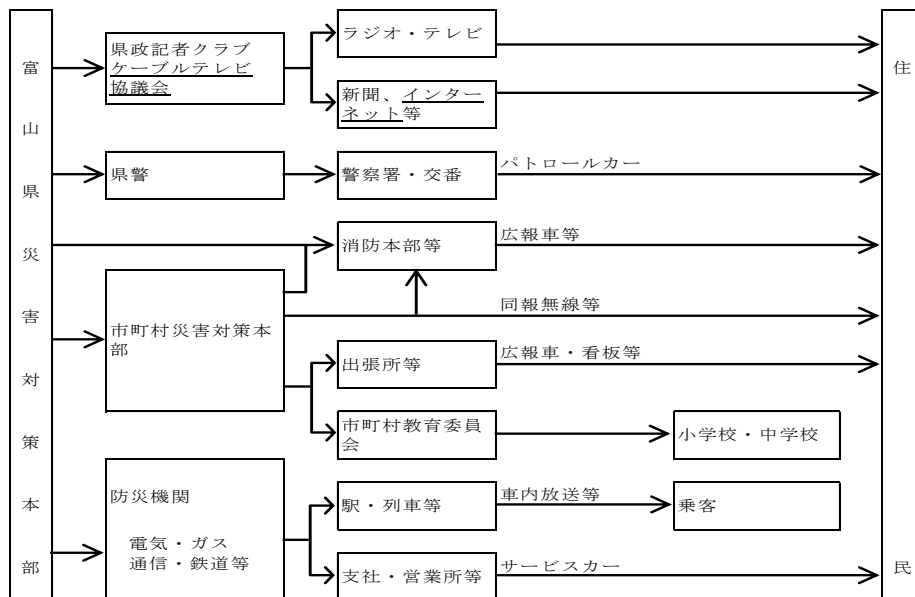
また、速やかな復旧を図るため、各防災関係機関が連携をとりながら広聴活動を実施し、被災者の要望事項の把握に努める。

1 広報活動（各防災関係機関）

（1）実施機関

各機関が関係機関と連絡をとりながら、適切かつ迅速に行う。

災害時の広報活動フロー



（2）広報活動の内容

ア 広域災害広報

県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

（ア）発災直後の広報

- a 災害発生状況（人的被害、住家被害等の概括的被害状況）
- b 道路情報（道路通行不能等の道路交通情報）
- c 公共交通機関の状況（鉄道・バスの被害、運行状況）
- d 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- e 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

（イ）応急復旧活動段階の広報

- a 災害発生状況（人的被害、住家被害等市町村より報告された被害状況の集計値）
- b 住民の安否情報（市町村毎にとりまとめた被災者の氏名等）
- c 給食・給水実施状況（市町村への支援状況等）
- d 生活必需品の供給状況その他生活に密着した情報（県全域にわたる情報等）
- e 河川・港湾・橋梁等公共土木施設の被災、復旧状況
- f 道路情報（道路通行不能等の道路交通情報）
- g 公共交通機関の状況（鉄道・バスの被害、運行状況）

（ウ）支援受入れに関する広報

- a 必要なボランティア情報（県外からの支援者の受入れ調整等）
- b 義援金・救援物資の受入に関する情報

(エ) 被災者に対する広報

- a 被災者相談窓口の開設状況
- b 県民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(オ) その他必要事項

イ 地域災害広報

地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等適切な媒体に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(ア) 発災直後の広報

- a 災害発生状況（家屋の倒壊、雪崩等災害発生状況）
- b 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）
- c 交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、運行状況等）
- d 地域住民のとるべき措置（流言飛語の防止、近隣助け合いの呼びかけ等）
- e 避難指示（避難地域の状況、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況等）
- f 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

(イ) 応急復旧活動段階の広報

- a 地域住民の安否情報（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
- b 給食・給水の実施状況、生活必需品の配布状況その他生活に密着した情報（水道管等地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

(ウ) 支援受け入れに関する広報

- a 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
- b 義援金・救援物資の受入れに関する情報

(エ) 被災者に対する広報

- a 被災者への相談サービスの開設状況

(オ) その他必要事項

(3) 災害報道

災害時においては、予警報、二次災害の警戒情報等を迅速に伝達するとともに、情報の混乱から生じるパニックを防止することも大切である。

また、ライフラインの復旧状況等、住民が知りたい生活情報をより速く、的確に伝えることで人心を安定させ、社会的混乱を最小限にとどめることが必要である。

特に、放送による災害報道は、広範囲にしかも迅速に伝達されるため、災害時の情報伝達にあたって積極的に活用するものとする。

ア 報道機関への発表

県、市町村及びその他防災関係機関は、報道機関に対して、災害の規模等に応じて、定期的又は随時に、被害状況、応急活動状況等必要事項を発表するとともに、積極的に資料を提供するものとする。

(ア) 災害に関する情報の報道機関への発表は、災害情報、被害状況及び応急活動等状況の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

(イ) 発表は、原則として災害対策本部広報班長（広報課長）が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部広報班長（広報課長）に発表事項及び発表場所について連絡するものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

(ウ) 防災関係機関は、報道機関に対して災害に関する情報を発表した場合は、発表後速やかにその内容を災害対策本部広報班長（広報課長）へ報告するものとする。

イ 要配慮者への対応

情報の提供にあたっては、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人等に十分配慮するよう努めるものとする。

(4) 関係機関の応援協力関係

ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。また、災害関係記事又は番組を編成して報道する場合は、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人等に十分配慮するよう努めるものとする。

イ 各防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

(5) 安否不明者等の氏名等公表

災害時の安否不明者の氏名等公表については、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、対応する。

2 広聴活動等（県経営管理部、県警察本部、市町村）

県及び市町村は、被災者又はその関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、次のとおり広聴活動等を実施する。

(1) 総合窓口の設置

災害対策本部に被災者からの相談、要望、苦情を受け付ける総合窓口を設置し、専任職員を配置する。

(2) 広聴活動の実施

ア 県

災害の規模や現地の状況を勘案し、又は被災市町村の要請に基づき、次のとおり市町村の広聴活動を支援する。

(ア) 被災地を巡回して移動相談を実施する。

(イ) 関係市町村と連携をとりながら、被災地及び避難所に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情を聴取し、速やかに関係各部局に連絡して適切な処理に努める。

(ウ) 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を配置して警察関係の相談にあたる。

イ 市町村

被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、関係機関と連絡し、適切な処理に努めるとともに、地域住民の安否情報の収集に努めるなど、強力な広聴活動を実施するものとする。

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第4節 交通の確保

降積雪や雪崩等により、交通に支障を生じた場合の応急的交通の確保を実施することにより、住民の日常生活、社会経済活動の安定及び防災関係機関の実施する救助、救護活動、応急復旧活動の円滑な遂行を図る。

対策の体系



第1 道路交通の確保

道路管理者は、各々の責務に基づき冬期道路交通の確保を図るため、次のとおり除排雪を実施するものとし、各道路管理者は相互に協力して交差点の確保にあたる。

また、道路管理者等関係機関相互の情報共有を図ることとし、豪雪時等においては、道路管理者等の関係機関による「富山冬期交通確保連携会議」情報連絡本部を北陸地方整備局富山河川国道事務所に設置し、対応の強化を図るものとする。

1 県の活動体制（県土木部）

富山県道路除雪計画に基づき、次のとおり実施する。

(1) 基本方針

降積雪等により道路交通に支障をきたさないように、県管理道路の除排雪および路面凍結対策等を適切に実施するとともに、災害級の大雪時には各道路管理者や事業者、県民がより一層連携・協力し、早急な道路交通の復旧を図り、安全で安心、快適な県民生活を確保する。

(2) 除雪体制

毎年11月15日から3月31日までの間、土木部道路課に富山県道路除雪対策本部を設置するとともに、各土木センター及び各土木事務所に除雪実施部を設け除雪体制に入る。

除雪対策本部長 土木部長

除雪対策副本部長 道路課長

除雪対策実施部長 各土木センター所長及び各土木事務所長

(3) 除雪区分及び除雪形態

除雪計画路線は、次のとおり3つに区分する。

区 分	日交通量のおよその標準	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、豪雪時以外は常時交通を確保する。豪雪時は降雪後約5日以内に2車線確保を図る。
第2種	500～1,000 台/日未満	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。豪雪時には約10日以内に2車線又は1車線の確保を図る。
第3種	500台/日未満	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては、一時交通不能になってもやむを得ない。

※ 第1種のうちでも、特に次のような交通量の多い重要路線（道路除雪計画図で特別重要路線として赤太字線表示のもの）については、上記除雪目標にかかわらずより一層の除雪レベル向上を図り、豪雪時においても最優先に除排雪を行い、原則として常に2車線は確保する。

①主要都市間を結ぶ重要道路（主要バス路線を含む）

②高速道路のI.C.・空港・主要な駅・港湾・医療施設・及びその他重要公共施設等への道路

③その他、物資の輸送に重要な道路等

また、除雪は、早期除雪に対応するため、保有除雪機械の型式並びに道路現況等を勘案し、保有機械を他に貸与して行う貸与除雪、並びに他より除雪機械及びオペレーターを借り上げて行う借り上げ除雪に分けて行う。

(4) 除雪準備

ア 除雪機械の整備

(ア) 除雪機械及び付属品等の点検整備を事前に行い、出動の態勢を整える。

また、除雪作業時の故障に対し、迅速確実な処置ができるよう修理態勢を整える。

(イ) 借上除雪機械についても（ア）に準じて整備するよう指導する。

(ウ) 管内における民間除雪機械やオペレータの数の実態等を十分調査把握し、豪雪時において追加動員可能な除雪機械の所有者に対しあらかじめ協力依頼のうえ、これを各土木センター及び各土木事務所で作成した「協力除雪機械台帳」に掲載しておく。

(エ) オペレータに対しては、法規、機械操作、作業手順等について講習を行うなど、技術向上に必要な措置を講ずる。

イ スノーポールの設置等

除雪機械の運行目標及び危険防止のための標示として、11月中旬までに除雪路線の適当な箇所にスノーポールを設けるとともに、ガードフェンス及び待避所の位置を明示する。

ウ 雪寒対策施設の試運転

消雪パイプなど雪寒対策施設が良好に機能できるよう試運転をするなどの点検を行い、不良箇所については、11月中旬までに修繕しておく。

エ 雪捨て場の選定

運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定し、綿密な排雪計画をたてておく。

この選定にあたっては、事前に関係機関等と十分に協議を行い、了解を得ておく。

また、一般住民も利用できる雪捨て場は、その位置を周知させる措置を講じておく。

(5) 出動の基準

出動基準は、原則として次表のとおりとする。

ただし、特別の事由等により除雪対策本部長、実施部長が特に必要と認めた場合にも出動するものとする。

作業区分	出 動 基 準
新 雪 除 雪	新降雪深が10cmを超え、気象情報等からさらに降雪が予想されるとき。
路 面 整 正	1 路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状態となるおそれのあるとき。 2 連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要があるとき。
圧 雪 処 理	1 路面圧雪厚さが10cmを超えるとき。 2 気温の変化や通行車のかく乱作用などで圧雪の性質が変わり、極端な不陸が生じ交通障害の原因となるおそれのあるとき。
拡 幅 除 雪	連続した除雪作業により、路側の雪（雪堤）が大きくなり出し、必要幅員の確保が困難となり、交通困難を引き起こすと判断されるとき。
運 搬 排 雪	拡幅除雪が特に難しい人家連担部や交差点等で、交通可能な幅員確保が困難になると判断されるとき。
凍結防止剤散布	降雪の有無にかかわらず、気象情報等により気温が0℃以下になり、路面が凍結し交通障害の発生が予想されるとき。

(6) 除雪作業区分・内容

ア 新雪除雪作業

本作業は、新雪を路側等へ除去することであり、平地部では除雪トラック、除雪グレーダにより、道路勾配の急な山間部では除雪ドーザによる作業が主体となるが、いずれも圧雪を生じさせないよう早朝作業の必要がある。

なお、日中においても、交通量や沿道状況等の路線の重要性などを勘案のうえ、降雪強度や路側堆雪状況に応じ、早期に除排雪を行う。

イ 路面整正・圧雪除去作業

本作業は、除雪グレーダ、除雪ドーザ等により路面にある残雪や圧雪を除去することであるが、圧雪の成長による交通渋滞を防ぐため、作業の早期取組みが特に重要である。

ウ 拡幅除雪作業

本作業は、除雪トラック、除雪グレーダ、除雪ドーザ等により、雪堤をさらに路側へ押しつける作業やロータリ除雪車を用いて路側の雪を吹き飛ばす作業等であり、地形・雪堤や人家連担の状況等により適切な方法を選定しなければならない。

作業にあたっては、沿道家屋に支障を与えたり、街路樹、道路標識、ガードレール、スノーポール等を損傷しないよう特に注意する必要がある。

エ 運搬排雪作業

本作業は、路側の雪をスノーローダー、ロータリ系除雪車等を使用してダンプトラック等に積み込んで捨てることである。本作業を実施すべき主な箇所は次のとおりである。

- (ア) 市街地及び人家連担の狭隘な道路
- (イ) 拡幅作業困難な交差点
- (ウ) 跨線橋、高架橋
- (エ) 両切り取り（掘割り）で路側部の狭い区間
- (オ) 住民協力による歩道除雪の計画区間（住民による歩道雪の路側への排雪促進のため）

オ 凍結防止剤散布作業

本作業は、路面凍結によるスリップで危険な区間や、交通渋滞を引き起こすおそれのある区間に凍結防止剤を散布する作業である。

主な散布必要箇所は、次のとおりである。

- (ア) 急勾配、急カーブ区間
- (イ) 橋梁、高架橋の取付部
- (ウ) 主要な交差点
- (エ) 日陰で凍結の生じやすい箇所

カ 歩道除雪作業

本作業は、ショベル又はロータリ系小型除雪機械等により行うこととし、自宅前生活道路等については、住民協力を求めながら実施する。また、交差点部の横断歩道部の排水に努める。

本作業の実施箇所は次のとおりである。

- (ア) 通学路
- (イ) 歩行者の多い駅、主要なバス停周辺、公共施設等へ通じる歩道

(7) 除排雪に際しての配慮

ア 市街地除排雪への対処

市街地や人家連担地区の除雪は、除雪作業全体の大きな位置を占め、県民生活の安定、消防活動や治安の維持上からも極めて重要であることから十分対策を練り、実施にあたっては適切に対処できるよう特に配慮する。

イ 住民協力を得るための広報活動の実施

(ア) 路上駐停車の自粛の要請等

除排雪作業に大きな支障となる路上駐停車の自粛について、各報道機関等を通じて強く要請する。

また、関係警察署とも緊密な連絡をとり、路上駐停車は勿論のこと、その他路上放置物件の取締り、除排雪作業に関する交通規制や交通情報収集等についても協力を要請する。

(イ) 自宅前道路の除排雪

自宅前道路（特に歩道）の自主的除排雪について、協力を呼びかける。

(ウ) 道路への投雪自粛の要請

屋根雪等の道路への投雪は、大きな交通障害となるため、市町村との連絡を緊密にし、沿道住民に対し、その自粛について協力を要請する。

また、やむを得ず町内等で屋根雪下ろしを行う場合は、道路交通に支障が生じないようにその作業方法や後始末等について指導する。

(エ) 流雪溝等への計画的な投雪の要請

流雪溝やその他用排水路等への無秩序な投雪による溢水、家屋浸水等の被害を防止するため、あらかじめ地区相互で話し合いを行い、使用ルール等を定め、計画的な投雪や流水の管理等を実施するよう、各報道機関や市町村を通じ協力を求める。

なお、投雪に際してはごみを混入しないよう注意を促すものとする。

(オ) 生徒による学校周辺の除雪の要請

県においては、「県民総ぐるみで雪対策を推進する。」という観点から、従来より地域ぐるみ除排雪の推進や自宅前道路の除排雪について協力依頼しており、学校周辺についても安全性の確保に留意しつつ、生徒による通学路等の除排雪について協力を要請するものとする。

(カ) ドライバーへの注意喚起

雪道はとても滑りやすく、また気温が下がると凍結し、さらに危険な状態になるので、ドライバーに冬用タイヤや路面状態にあった運転をするよう呼びかける。

また、雪が融けはじめると、水溜まりができ、水はねの原因となるので、歩行者の近くを通るときは十分注意するよう呼びかける。

(キ) 災害級の大雪時の呼びかけ

災害級の大雪が見込まれる場合、車での不要不急の外出を控えることを県民や事業者へ呼びかける。

(8) 除雪パトロール

除雪作業管理のため、随時除雪パトロールを実施する。

(9) 県民等への情報提供

ア 除雪情報及び富山県除雪情報システムにより収集された降積雪・凍結情報等を各報道機関やインターネット、スマートフォンアプリ等を通じ、県民や一般通行車両に対し適切に提供する。

イ 道路情報板により県民や一般通行車両に、これを提供するとともに、必要があると判断される場合は、直ちに関係市町村、警察署及び消防署等へ連絡する。

ウ 路面凍結によるスリップ危険箇所に、凍結注意等の標識を設置し道路利用者に注意喚起するなどして、路面凍結状況等の情報を提供する。

(10) 豪雪時における体制

土木部長は、下記の指定雪量観測点の2分の1以上が概ね警戒積雪深に達すると見込まれる場

合を目安として、除雪状況その他を勘案し北陸地方整備局長と協議し警戒体制への移行を決定する。

また、指定雪量観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ主要路線における除雪状況、降雪強度、今後の降雪予想などから、緊急事態に陥る恐れがあると判断される場合又は大雪に関する特別警報が発令された場合、道路雪害対策本部長が北陸地方整備局長と協議のうえ、緊急体制に移行する。

指定雪量観測点名	警戒積雪深（cm）
①高岡市	90
②富山市	90
③魚津市	90
④南砺市（福光）	100
⑤富山市八尾町	110

ア 警戒体制時における措置

警戒体制時においてはその後予想される緊急体制への準備として、次の事項について措置を講ずる。

- (ア) 除排雪作業の強化
- (イ) 除雪機械の追加借上げやオペレータ等の事前手配
- (ウ) 情報連絡の強化

イ 緊急体制時においては、「道路除雪計画」に掲げる第1種、第2種路線の交通確保のため、次の事項について措置を講ずる。

- (ア) 除排雪作業の最強化
- (イ) 除雪機械の追加借上げやオペレータ等の総動員
- (ウ) 情報連絡の最強化

ウ 特別重要路線

緊急体制時においては、路線の重要性、追加動員可能な除雪機械台数等を勘案し、原則として、「道路除雪計画」に掲げる特別重要路線を優先的に除排雪する。

(資料 「10-1 県管理道路土木事務所別除雪延長内訳表」「10-2 県除雪機械の配置計画」「10-4 富山県除雪体制系統図」「(追加予定) 富山県除雪情報システムの体系図」)

エ 災害級の大雪時の対応

タイムラインに基づき、次の事項などについて措置を講ずる。

- (ア) 県民・事業者等に車での不要不急の外出を控えることや、荷主や事業者へ、広域迂回や運送日の調整などを呼びかける。
- (イ) 他の道路管理者が管理する道路であっても、緊急的に除雪し交通障害の解消を図るなど、相互に連携・応援できる体制を構築する。
- (ウ) 臨時の雪捨て場の開設や機動的除雪、排雪作業の準備など除排雪体制を強化する。
- (エ) スタック車両や放置車両による大規模な滞留が見込まれるので、必要に応じ、災害対策基本法に基づき除雪作業等の支障となる車両の移動に努める。
- (オ) 倒木等に伴う道路の通行止めが見込まれるので、ライフライン関係者と連携し早期の復旧に努める。

2 国土交通省北陸地方整備局（富山河川国道事務所）の活動体制（北陸地方整備局）

北陸地方整備局防災業務計画に基づき、次のとおり実施する。

（1）雪寒体制

毎年11月1日から3月31日までの間、雪寒体制に入り、北陸地方整備局に道路雪害対策本部を設置するとともに、各事務所に雪害対策支部を設置する。

雪害対策本部	局長
雪害対策副本部長	道路部長
雪害対策支部長	事務所長
雪害対策副支部長	副所長

降積雪量等により、次の発令基準を定める。

① 平常体制 ② 注意体制 ③ 警戒体制 ④ 非常体制

（2）除雪区分及び除雪形態

除雪計画路線は、別表のとおり区分し、保有除雪機械の貸与による除雪及び民間除雪機械の借上げにより実施する。

（3）除雪準備

ア 除雪機械の点検整備等

除雪機械は点検整備を励行し、随時出動できるように整えておく。また、支部長は、貸与機械不足時の借上げに備え、あらかじめ管内民間保有除雪機械、オペレーターの確保について十分把握し、関係機関及び業者に協力要請を行っておく。

イ 消雪パイプ等の点検整備

消雪パイプ等の消融雪施設は、降雪期前に点検整備を行っておく。

ウ 情報連絡体制の整備

降雪状況、道路状況の把握のため、関係機関等の協力を得て情報の収集及び連絡体制を整えておく。また、降積雪状況の把握のため常設観測装置を点検整備するとともに、气象台等関係機関との連絡体制を十分整備しておく。その他北陸地方建設局道路雪害対策情報連絡要領による。

（4）出動の基準

出動の基準は次のとおりとする。

新雪除雪	雪が降りはじめ、降雪状況気象通報等からさらに雪が降り続くことが予想され、降雪5～10cmに達したとき ただし、国道470号については、降雪3～5cmに達したとき
路面整正	1. 路面に残雪が多く、放置すると交通困難な状態となる恐れがある場合 2. 連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要がある場合
圧雪処理	気温の変化や通行車のかく乱作用などで圧雪の性質が変わり、極端な不陸を生じ交通障害の原因となる恐れのある場合

拡幅除雪工	1. ローター除雪車による拡幅は降雪が本格的となり、必要幅員の確保が困難になった場合 2. 雪堤が大きくなり、風雪、地吹雪などで必要幅員の確保が困難となり、交通の障害を起こすと思われるとき
運搬排雪除雪工	運搬排雪は、交通可能な幅員確保が困難となり、引続き降雪量の増加が予想され、さらに連担家屋の雪おろし等で交通障害が起こる恐れのある場合
凍結防止工	路面凍結が予想される場合、又は確認したとき

(5) 作業の内容及び目標

除雪作業は、一般除雪、拡幅除雪工及び凍結防止工等で、一般国道直轄管理区間2車線以上の幅員を常時確保することを除雪目標とする。ただし、異常降雪により2車線確保が困難になると想定される場合は、早い段階で通行止め措置を行い、除雪作業を集中的に実施し、迅速に交通を確保する。

(6) 市街地除雪

市街地、人家連担地区の除雪は、災害対策上、また、除雪システム上極めて重要であるので次のとおりの体制を整備し、迅速に実施する。

ア 屋根雪処理に対する要請等

沿道住民に対し、屋根雪おろし後のあと始末の励行及び除雪への組織的な協力について要請する。

イ 雪捨場の選定

雪捨場の選定については、流水、工作物、運搬経路、交通量、その他を勘案して関係機関と協議し適切な雪捨場の確保に努める。

ウ 消融雪施設の維持管理

消融雪施設は、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

エ 警察との協力体制

除雪の実施にあたり、関係警察署長と密接な連絡をとり、路上放置物件の取締り、除雪時の交通整理及び情報収集等について協力を要請する。

(7) 除雪パトロール

積雪、路面凍結、消融雪施設の稼働の状況及び危険箇所の状況を把握するため随時パトロールを実施する。

(8) 広報活動

報道機関を通じ県民及び一般通行車両に対し、積雪期における道路交通の案内のための路線の交通状況及び注意事項等の広報活動を行い周知徹底する。

(9) 豪雪期における体制

県内の指定雪量観測点の2分の1以上がおおむね警戒積雪深に達したときを目安として、除雪状況その他を勘案し、局長が県知事と協議して移行を決定したときは警戒体制に入る。また指定雪量観測点のうち大部分が警戒積雪深を大幅に超え、かつ重要路線の除雪状況等を勘案し

て局長が知事と協議して移行を決定したとき非常体制に入る。

ア とるべき措置

- (ア) 情報連絡の強化
- (イ) 除雪機械及びオペレーター、その他必要な機械等の確保
- (ウ) 除雪作業の強化
- (エ) 応援要請

イ 緊急確保路線

豪雪時における道路交通を緊急に確保するために、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうるよう緊急確保路線について、除雪機械及び除雪要員等の動員並びに連絡系統及びその他必要な事項に関して、あらかじめ所要の体制を確立しておき国土交通省防災業務計画に基づき円滑な実施を図る。

(資料 10-7 国土交通省現有除雪機械の配置(民間貸与) 10-9 国土交通省富山河川国道事務所除雪区間
10-10 除雪ステーション設置計画及び工区区分 10-11 国土交通省北陸地方整備局雪寒体制発令基準)

3 高速自動車道における活動体制(中日本高速道路(株)金沢支社)

(1) 中日本高速道路(株)金沢支社の活動体制

北陸自動車道、東海北陸自動車道及び舞鶴若狭自動車道の冬期間における道路交通の確保を図るために、毎年 11月10日から翌年の4月15日まで雪氷対策期間とし、対策期間前までに、次のような雪に対する準備を行うとともに、除雪作業は「金沢支社雪氷対策要領」に基づき実施する。

ア 準備作業

(ア) 除雪機械の点検整備等

各雪氷基地に配備された除雪機械の整備を励行し、いつでも出動できるように整えておくとともに、民間からの借上げ機械及びオペレーターの確保を行う。

(イ) 消融雪装置の点検整備

料金所に設置されている散水消雪装置及びトンネル坑口に設置されているロードヒーティングは試運転等により、いつでも実施できるように点検整備を行っておく。

(ウ) 情報連絡体制の確立

除雪状況、道路状況の把握のため、関係機関等の協力を得て情報の連絡体制を整えておくとともに、気象情報については、特に気象予測会社と十分な連絡体制を整えておく。

(エ) 凍結防止剤の確保

各雪氷基地に凍結防止剤を配備し、いつでも使用可能な状態にしておく。

イ 除雪作業

雪氷対策期間中の体制は、次の4段階とし、各保全・サービスセンターは状況に応じた体制をとる。

- ① 注意体制 ② 警戒体制 ③ 緊急体制 ④ 非常体制

また、非常体制に入った場合は、非常災害対策本部の設置を行うものとする。

緊急体制に入った場合は、これに準じ、必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。

(ア) 大雪警報、暴風雪警報が発表された場合には、警戒体制に移行する。

(イ) 災害体制時になった場合、緊急体制又は非常体制に移行する。

ウ 出動の基準

(ア) 積雪により一般通行車両の走行に支障にならないよう除雪機械を出動させ、新雪除雪を行うとともに必要に応じて拡幅除雪を行う。

(イ) 気温が零度以下に低下するおそれがあると予想され、かつ各既設観測点での路温が零度近くとなり、路面凍結のおそれがあると判断された場合に、凍結防止剤の散布を行う。

エ 作業の内容及び目標

除雪作業には、除雪工（新雪除雪、拡幅除雪、圧雪処理）、運搬排雪工、路面凍結防止工（薬剤、薬液散布）等があり、その目標としては、最大限の交通確保を図る。

オ 警察との協力体制

除雪の実施にあたり、高速道路交通警察隊と密接な連絡をとり、交通の確保にあたる。

カ 広報活動

一般通行車両には、必要に応じて（一財）日本道路交通情報センター等を通じて、除雪、規制状況の広報を行う。また、電光標示板により道路情報の提供を行う。

（資料 10-12 中日本高速道路(株)金沢支社）

(2) 富山県道路公社

能越自動車道における冬期間の道路交通の確保を図るために、毎年11月10日から翌年の4月15日まで雪氷対策期間とし、対策期間前までに、次のような雪に対する準備を行うとともに、除雪作業は「能越自動車道雪氷対策実施計画書」に基づき実施する。

ア 除雪準備

(ア) 除雪機械の点検整備等

除雪基地に配備された除雪機械の整備を励行し、いつでも出動できるように整備しておくとともに、民間からの借上げ機械及びオペレーターの確保を行う。

(イ) 消融雪装置の点検整備

料金所に設置されている散水消雪装置は試運転等により、いつでも実施できるように点検整備を行っておく。

(ウ) 情報連絡体制の確率

除雪状況、道路状況の把握のため関係機関等の協力を得て情報の連絡体制を整えておく。

(エ) 凍結防止剤の確保

雪氷基地に凍結防止剤を配備し、いつでも使用可能な状態にしておく。

イ 除雪体制

雪氷対策期間中の体制は、次の3段階とし、状況に応じた体制をとる。

- ① 警戒体制 ② 緊急体制 ③ 非常体制

ウ 出動の基準

(ア) 基地観測点又は任意地点における積雪が、おおむね5センチ以上にならないよう除雪機械を出動させ、新雪除雪を行うとともに必要に応じて拡幅除雪を行う。

(イ) 気温が零度以下に低下するおそれがあると予想され、かつ各既設観測点での路温が零度近くとなり、路面凍結のおそれがあると判断された場合に、凍結防止剤の散布を行う。

エ 作業の内容及び目標

除雪作業には、除雪工（新雪除雪、拡幅除雪、圧雪処理）、運搬排雪工、路面凍結防止工（薬剤、薬液散布）等があり、その目標としては、最大限の交通確保を図る。

オ 警察との協力体制

除雪の実施にあたり、高速道路交通警察隊と密接な連絡をとり、交通の確保にあたる。

カ 広報活動

一般通行車両には、必要に応じて（一財）日本道路交通情報センター等を通じて、除雪、規制状況の広報を行う。また、電光標示板により、道路情報の提供を行う。

4 市町村の活動体制（市町村）

市町村は、それぞれの市町村道路除雪計画に基づき、また他の道路管路者等関係機関と密接な連携を図り市町村道の除排雪を迅速に実施する。

第2 交通安全対策及び交通流の円滑化対策

1 県警察本部及び中部管区警察局

(1) マイカーの自粛とバス等大量公共輸送機関利用の要請

県民、事業所等に対し、輸送効率の高いバス等の利用を呼びかけるとともに、パトロール等を通じて現場指導を徹底する。

(2) 路上駐車車両の追放

路上駐車車両が除排雪の妨害となり、交通渋滞の原因となっている現実を県民一人ひとりが認識するとともに、広場等を活用した共同駐車場を確保するなど、地域ぐるみによる路上駐車車両の追放について県民に対し広報を徹底する。

また、市町村及び道路管理者との緊密な連携のもとに路上駐車車両の指導取締りを強化する。

(3) スノータイヤ、タイヤチェーンの着装指導

降積雪の実態に応じて、スノータイヤ、タイヤチェーンの着装について、広報及び街頭における取締りを強化する。

(4) 緊急交通規制の実施

ア 危険箇所の交通規制

積雪量、交通量及び路面等交通の危険の状況に応じて警察署長による交通規制を実施する。

イ 除排雪作業に伴う交通規制

市町村、町内会及び道路管理者等は、地域ぐるみ除排雪活動等の実施にあたり必要がある場合は、所轄警察署長に対し、緊急交通規制の実施を要請することができる。要請を受けた警察署長は、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一時的解除を実施する。

(5) 信号機等交通安全施設の視認性の確保

冠雪により信号灯器の視認性を妨げるおそれのある信号機については、緊急に除雪を実施する。また、降積雪及び除雪等により損傷を受けた交通安全施設については危険防止に必要な応急措置を施し、その視認性を確保する。

(6) 道路交通情報の提供と交通の整理誘導

交通管制センター及び道路交通情報センターの体制を強化し、電話による道路交通情報の照会に対応するとともに、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関との連携を強化し、積極的に道路交通情報を提供しその周知徹底を図る。

また、交通障害が発生した場合は、状況に応じパトロールカー及び広報車等による現場における広報を実施するほか、交通の整理誘導を図る。

(7) 交通管制システムの活用

交通管制エリア内の交通現況を常時把握し、交通情報板によって交通情報を提供して誘導を図るとともに、必要に応じ信号の特殊制御を実施する。

2 道路管理者（北陸地方整備局、県土木部、市町村、中日本高速道路㈱金沢支社）

(1) マイカーの自粛の要請

冬期交通の円滑化を図るため、マイカーの自粛の要請をラジオ、テレビ、新聞等の報道機関等の協力を得て実施する。

(2) 路上駐車車両の追放

路上駐車車両は除排雪の妨害となり、また交通渋滞の原因となるため、県民に対し地域ぐるみによる路上駐車車両の追放について広報を徹底する。

また、関係警察署長と緊密な連携のもとに、路上駐車車両をなくすよう指導を図る。

(3) 通行規制予告の実施

道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(4) 緊急交通規制の実施

気象状況や雪崩等による交通の危険状況に応じて、関係警察署長と緊密な連携のもと、交通

の規制を実施する。

(5) 除排雪作業に伴う交通整理と交通規制

除排雪作業を実施する場合、関係警察署長と緊密な連携のもと、交通の安全確認、除排雪作業の円滑な実施を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

第3 公共交通の確保

1 西日本旅客鉄道(株)金沢支社

(1) 雪害対策本部の設置

冬期間の安全・安定輸送を確保するため、冬期の「準備期間」(10月1日から11月30日まで)と「本期間」(12月1日から3月31日まで)を設定し、本期間中は金沢支社に「雪害対策本部」を、北陸広域鉄道部に「現地対策本部」を常設する。なお、降積雪状況に応じて除雪計画、運転計画等を決定する。

(2) 気象予報や積雪量などの情報収集

現地の降雪状況や気象予報会社からの降雪予測情報等を基に除雪計画や運行計画を立てる。また、予報のエリアを細分化し、よりきめ細やかな運行計画の策定に活用する。

(3) 輸送の確保

気象状況及び路線状況に応じて、総合的な輸送手配及び排雪列車等の運転を行う。また、降雪がない場合でも、積雪、側雪の状態によっては、必要により排雪列車等を運転する。

(4) 排雪の実施

降積雪、側雪の状況により時機を失せず、次により排雪車両を有効に活用する。

ア 排雪列車の使用基準

車種		使用基準
DE15ラッセル		側雪150cm以下の場合、高速除雪に使用する。
排雪 ロータリー	モーターカーラッセル	側雪150cm以下で、降雪30cm以下の場合、本線及び駅構内の除雪に使用する。
	モーターカーロータリー	側雪の成長を防ぎ、降雪80cm以下の場合、駅区所構内及び本線の除雪並びに貨車積等に使用する。
簡易 除雪車	簡易ロータリー	駅区所構内の除雪に使用する。

イ 排雪車両の出動基準

車種	出動時機
ラッセル車	(1) <u>レール面上の積雪量が約30cm程度となる場合。</u> (2) <u>側雪がレール面上40cm程度形成されている場合は降積雪がレール面上約20cmを目安。</u> (3) <u>側雪量が高い、または吹溜り等が発生している場合は、出動標準の目安以下であっても必要によりラッセル車を発動させる。</u>

モーターカーロータリー	側雪が高くなりラッセル車による除雪が困難になった場合は、モーターカーロータリーの除雪を行う。
(注) 上記にかかわらず、関係者の要請及び降雪状況、雪質（比重、固さ、凍結状態）等により出動標準を変更することがある。	

ウ 除雪車両の故障防止

除雪車両の故障防止のため、定期的な点検と周期的な部品交換を行う。

エ 流雪溝の活用

降積雪の状況に応じ早めに行う。

流雪溝設置場所

線 名	設 置 駅 名
高山線	越中八尾、笹津、楡原、猪谷
氷見線	伏木、 能町
城端線	福野、城端

オ 車両屋根雪の除雪体制

車両屋根雪は、積雪が次の標準に達し、運転上危険と認めるとき除雪する。

気動車 高さ50cm

カ 無人駅等の除雪

管理駅長はあらかじめ臨時除雪員と除雪契約を行い、降雪があったときは速やかに除雪を行うものとする。また、状況により巡回を行い必要に応じ管理長に対し応援手配等の要請を行う。

(5) 運行情報の配信

雪害時における列車の運転状況や運行計画の情報を的確かつ迅速に利用者に周知するため、広報情報やホームページ等で運行情報の配信を行う。また、お客様への分かりやすい情報提供のために、災害が発生している現地の写真を駅で掲示するとともに、公式ツイッターでも配信する。

また必要に応じ、各駅長は、報道機関、防災関係機関等に列車の運転状況の情報を連絡するとともに利用者への周知を図る。

(6) その他の安全対策

- ア 施設、車両、資機材等の点検整備
- イ 要注意箇所のパトロール及び列車の安全確保
- ウ 雪崩対策の強化及び列車の安全確保
- エ 駅舎の除雪及び凍結防止
- オ 踏切事故防止のための広報
- カ 道路管理者への協力依頼

(7) 旅客の安全対策

降雪や雪崩等により旅客列車が運転途中で緊急停止したときは、旅客の安全確保を第一義と

して、運転の早期回復旧を図る。

なお、旅客の安全確保のため次のとおりの対策を実施する。

- ア 給食、医療の手配
- イ 沿線市町村及び住民に対する協力の要請
- ウ 傷病者等の救出

(資料 10-13 西日本旅客鉄道㈱金沢支社事故対策本部の組織及び業務分担)

2 あいの風とやま鉄道㈱

(1) 雪害対策本部の設置

列車運行に万全を期するため、12月1日から2月末日まで全社組織として「雪害対策本部」を設置する。

なお、降積雪状況により、本社と現場を交えた対策会議を行い、運行の確保に万全を期す。

(2) 輸送の確保

ア 輸送路の除排雪

降積雪量の予測がレール面上約20cmを目安に除排雪列車等を運転し輸送の確保に努める。

パンタグラフ着雪時に除雪作業を迅速に行なうため、各駅に雪払棒を配備している。

イ 全区間運休の回避

輸送の確保として、運休となった場合でも、部分的な運行再開を検討する。

(3) 情報連絡体制の整備

ア 降積雪情報の確保

気象サービス会社並びに気象台等の情報を取得し、除雪計画に活用する。

イ 内部連絡体制

降積雪予報に基づき、本社と現場を交えた会議を行い、情報の共有と体制の確認を行なう。

ウ 利用者への情報提供

当社のホームページ、駅設置の旅客案内ディスプレイ、「あイトレ」にて、運行情報の提供を行うとともに、報道機関に対して運行情報を提供し利用者への情報提供に努める。

3 富山地方鉄道㈱

(1) 冬期対策本部等の設置

毎年、12月10日から2月末まで、社内に鉄軌道及び路線バスの冬期対策本部を設置し、連携を保ちながら、運転及び輸送安全の確保を図るほか、異常時には全社的に災害（雪害）対策本部を設置し、運行の確保に万全を期する。

(2) 鉄軌道部門

ア 除雪体制

(ア) 鉄道

積雪状況と降雪情報に応じ、除雪車の出動と要員の配置を適切に実施する。

(イ) 軌道

降積雪の状況により除雪車の出動、終夜運行及び融雪薬剤の散布など適切に実施する。

(除雪車の出動は、積雪10cmを目標とする。)

イ 運転規制

降積雪の状況により正常運行の確保が困難になったときは、一次から三次の三段階に分け、運転規制を実施し、最大限の輸送を確保する。

ウ 代替輸送

運転不可能の状態となったときは、状況に応じバスにより代替輸送を実施する。

エ 雪崩対策

雪崩が想定される際は、除雪車等による沿線パトロールを実施し、雪崩による災害の防止を図る。

オ 旅客の安全確保

災害時の旅客の救出救援については、沿線市町村、住民の協力を得て実施する。なお、必要に応じ、給食、医療の手配を行う。

カ 情報連絡体制

(ア) 乗務員等からの情報収集を図り、各部合同の打合せ密にし、予防体制を強化する。

(イ) 運行状況及び見通し等について、当社ホームページ運行状況への掲載、駅停留場の文字放送案内（場合により案内ポスター掲示）、無人放送案内にて案内すると共に報道機関へも運行情報を提供し利用者への情報提供を行う。

(ウ) 各線の午前6時現在の降積雪量を調査する。（宇奈月温泉、電鉄黒部、寺田、立山、南富山など）

(3) バス部門

ア 除雪体制

道路管理者と協議し、状況に応じ実施する。

イ 運転規制

幹線、主要路線、枝線に区分し、除雪状況にみあった運転規制をそれぞれ実施する。

ウ 情報連絡体制

(ア) パトロールカーで路線パトロールを実施する（降雪予測20cm以上）。

(イ) 無線機等を活用し、各路線の情報収集を図る。

固定局 5局

(ウ) 運行状況は随時で把握し、運行状況をホームページに掲載、富山駅前バスターミナル、主要停車場への掲示により利用者への周知を図る。

(資料 10-16 富山地方鉄道(株)災害対策本部の組織及び分担

10-17 富山地方鉄道(株)豪雪時の運転規制順序)

4 加越能バス㈱

(1) 冬期対策本部等の設置

業務遂行に万全を期するため、12月1日から2月末まで全社的組織として「冬期対策本部」を営業部自動車課内に設置する。

なお、状況により除雪本部及び現地除雪対策本部を設置し、運行の確保に万全を期す。

(2) バス部門

ア 除雪体制

道路管理者と協議し、状況に応じ除雪を実施する。

イ 運転の調整及び規制

自転車、自家用車からのバス乗り換え客の増加に対応するため、臨時増発などの対策を講ずる。

また、異常時に備え、あらかじめ特設ダイヤを作成し、状況に応じて運用する。

ウ 情報連絡体制

(ア) 情報連絡体制

a 冬期対策本部を中心に各種情報の収集、伝達に努める。

b 利用者に対しては、各報道機関を通じ、定時及び臨時の通報を行うとともに主要停留場への掲示により周知する。(資料 10-16 加越能鉄道㈱冬期輸送対策本部の組織と業務分担)

5 万葉線㈱

万葉線㈱は、次により鉄軌道の運行及び安全の確保に万全を期する。

(1) 鉄軌道部門

ア 除雪体制

(ア) 除雪は、気象状況に応じ雪質、気温、降雪量等を勘案して行う。

(イ) 除雪要員は、冬期除雪マニュアルにより作業内容、要員(社員・委託者)を確保する。

(ウ) 除雪機械の出動は、必要に応じ即時出動させる。

イ 運転規制

平常運行不可能と判断される場合は、7000形車両のみの運行とし、場合によっては間引き運行を行う。

ウ 代替運行

運行不能時等には、状況に応じバスによる代替運行を実施する。

エ 情報連絡体制

(ア) 冬期対策本部を中心に各種情報の収集伝達に努める。

a 気象情報

当日の天候状況及び変化を迅速に把握するため、气象台との連絡を密に行い、それらをもとに社員に無線、電話により速やかに伝達する。

b 運行路線情報等

関係市町村、社員からの情報を収集するほか、適時路線パトロールを実施し、管理者から乗務員に伝達する。また、乗務員・監視カメラ・気象庁等から積雪状況、道路状況を収集し的確な情報把握に努める。

(イ) 監督官庁、地方自治体との相互連絡を密接に行う。

(ウ) 利用者に対しては、報道機関を通じて通報を行うとともに、ターミナル、停車場所等への掲示を行い周知に努める。

(エ) 敷設形態上、同時除雪の必要があるため道路管理者と除雪体制確認のため連絡調整を行う。

(オ) 長時間の駅間停車となった場合には、救援列車による救出、バスによる救出等、あらゆる乗客救出の方法に対応する。

6 富山空港（県地方創生局）

空港管理者（県）は、次により航空機の運航及び安全の確保に万全を期する。

(1) 除雪体制

積雪等により航空機の離発着に支障が生ずると思われる場合、除雪を開始する。

(2) 豪雪時の安全対策

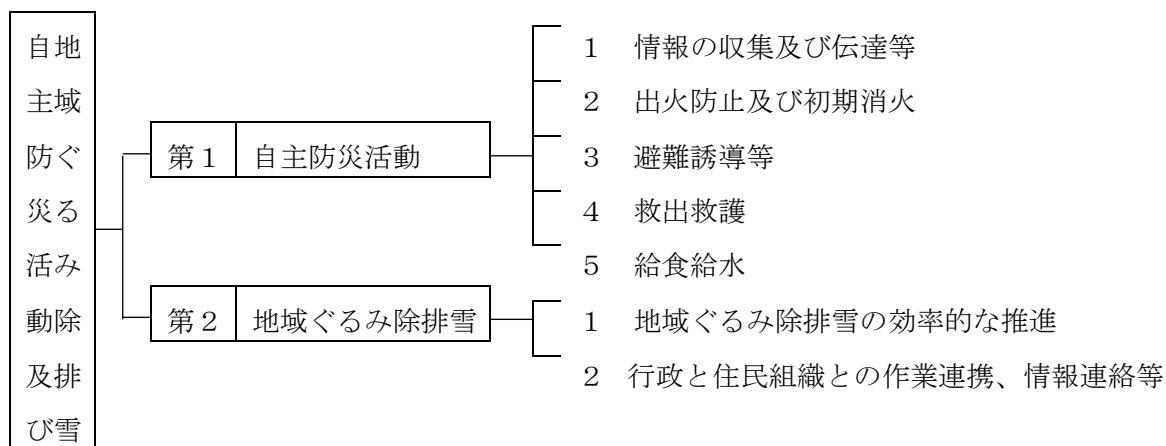
豪雪時は、積雪量を考慮し、作業開始時期の繰上げによって対応する。さらに必要となった場合には、あらかじめ委託契約した民間業者から借り上げにより定期便の安全運航を確保する。

ターミナル地区の道路、駐車場については、地下水による散水融雪を行う。

第5節 自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪

豪雪時には、生活道路の途絶によって日常生活が阻害されたり、除排雪の人手の不足する要援護世帯では、家屋の倒壊などの危険な状態も発生する。また、防災関係機関による救助、救援が雪のため阻害されることも予想される。このため、地域住民による自主防災活動や地域ぐるみ除排雪の推進を図り災害応急対策に万全を期する。

対策の体系



第1 自主防災活動

自主防災活動は、原則として自主防災組織の防災計画に基づき活動するものとするが、概ね次の活動が期待される。

1 情報の収集及び伝達等（[県危機管理局](#)、市町村）

自主防災組織は、いち早く地域内の積雪や被害の状況及び要援護世帯の把握など必要な情報を収集し、その情報に基づき適切な判断を行い、要援護世帯への支援、道路啓開や緊急車両通行確保のための除雪の実施、消火班の集結、避難勧告及び指示の伝達等適切な活動を行う。

2 出火防止及び初期消火（[県危機管理局](#)、市町村）

自主防災組織は、降雪前から地域ぐるみで出火防止に心がけ、地域内の家屋からは絶対に火を出さなということを徹底しておくとともに、万一出火した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火及び消防機関の誘導を行う。

3 避難誘導（県危機管理局、市町村）

避難活動においては、自主防災組織が中心的役割を果たすことが期待される。このため自主防災組織は、地域の高齢者、障害者等の所在を確認しておくとともに、避難に関する情報を正確、迅速に把握し、市町村長の指示又は勧告が遅延したり、あるいは、伝達が困難な場合も予想されるので、組織として、自主的に判断して避難する場合についても検討しておく。

4 救出救護（県危機管理局、市町村）

積雪が多くなると、雪崩、建物倒壊等による負傷者が出て、これらの者を救出救護する必要がある。このような事態になったとき、自主防災組織では、状況に応じてできるだけ周囲の人の協力を求め、二次災害の発生の防止に努めるとともに、負傷者に応急手当を施し、必要と認められる場合には、速やかに消防機関等の出動を要請する。

5 給食給水（県危機管理局、市町村）

避難者や防災活動に従事している者等の給食給水について、直ちに行えるよう検討しておく。

第2 地域ぐるみ除排雪

1 地域ぐるみ除排雪の効率的な推進（県生活環境文化部、市町村）

市町村は、次の事項について十分な計画、調整のうえ、地域ぐるみ除排雪の効率的な推進に努めるものとする。この場合、自主防災組織と緊密な連携をとる。

- (1) 一斉排雪の実施にあたっては、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。
- (2) 排雪場所や除排雪機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。
- (3) 一斉排雪を地域住民の総員で実施するためにも、企業が勤労者の休暇を認めるよう理解を求める。
- (4) 住民に対し、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや、転倒及び屋根雪の落下に注意するよう喚起する。

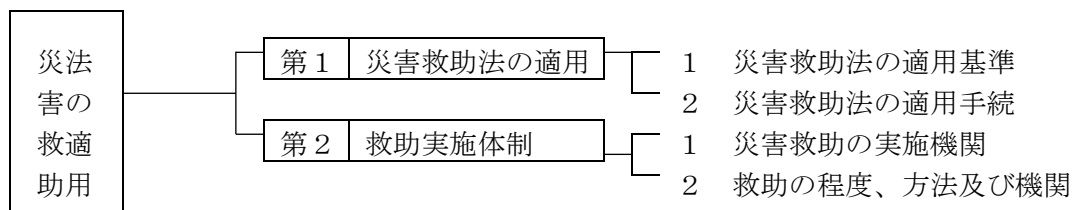
2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等（県生活環境文化部、市町村）

豪雪時においては、行政と住民組織との連携作業、情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した雪対策の推進を図る。

第6節 災害救助法の適用

県内において、市町村の区域を単位として住家の滅失した世帯数が一定規模以上であること、多数の者が生命、身体に危害を受けあるいは受けるおそれが生じた場合であること、そして、被災者が現に救助を要する状態にあるときには、知事は災害救助法を適用する。

対策の体系



第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準（[県危機管理局](#)）

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本県における具体的適用基準は次のとおりである。（資料「5-1-2 富山県における災害救助法の適用基準」）

- (1) 市町村における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が基準以上であること
- (2) 被害世帯数が(1)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が1,500世帯以上で、市町村の被害世帯数が基準以上であること
- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達したこと、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること（資料「5-1-1 災害救助法の過去の適用例」）

2 災害救助法の適用手続（[県危機管理局](#)、市町村）

- (1) 災害に際し、市町村における災害が、前記1の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちに被害状況を知事に報告する。
- (2) 知事は、市町村長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村に指示するとともに、内閣府に情報提供する。
- (3) 災害救助法を適用したときは、富山県災害救助法施行規則（昭和41年富山県規則第24号）第3条により、告示する。

第2 救助実施体制

1 災害救助の実施機関（[県厚生部](#)、[県関係部局](#)）

- (1) 災害救助法が適用された場合の救助は、県が実施機関となる。

- (2) 災害救助法第13条第1項の規定により、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うことができる。(以下「救助の委任」という。)。この場合、市町村長が行う事務の内容及び当該事務を行う期間を市町村長に通知する。(災害救助法施行令第17条第1項)
- (3) 救助の委任をしない事項についても、災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市町村長が救助を開始し、事後、知事に報告する。
- (4) 物資や土地の収用等にかかる災害救助法第7条から第10条までに規定する事務について救助の委任をした場合は、県は直ちに公示する。

2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局）

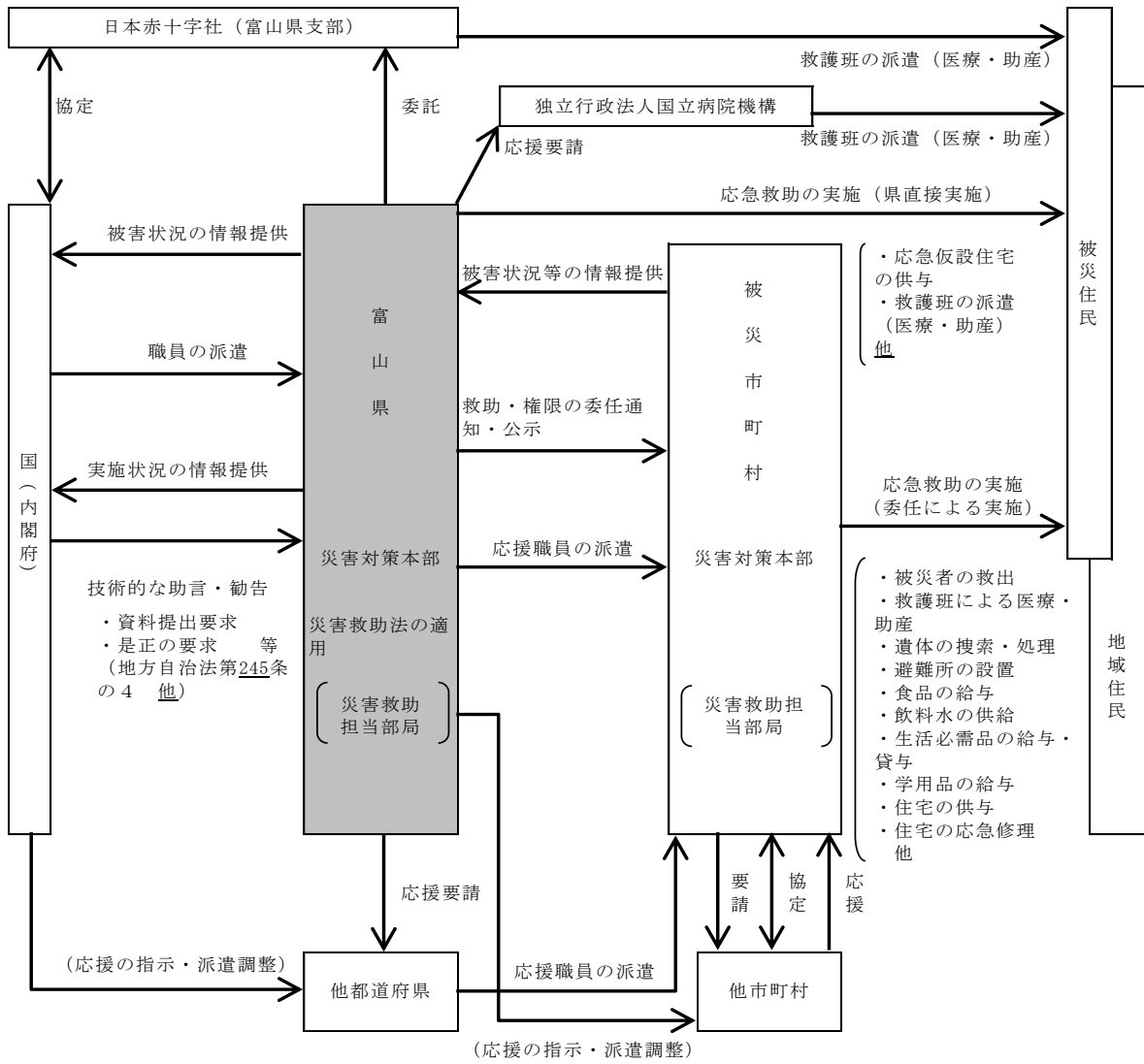
- (1) 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。(富山県災害救助法施行規則別表第1)
- (2) 内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。

<救助の種類・期間>

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の供与	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内
炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服・寝具その他生活必需品の給(貸)与	災害発生の日から10日以内
医 療	災害発生の日から14日以内
助 産	分娩した日から7日以内
被災者の救出	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	災害発生の日から1月以内
生業に必要な資金の貸与	災害発生の日から1月以内
学用品の給与 (教科書)	災害発生の日から1月以内
(文房具)	災害発生の日から15日以内
埋 葬	災害発生の日から10日以内
死体の捜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

※救助の適切な実務が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。(令第3条第2項)
また、医療、助産、死体の処理(死体の洗浄・縫合等)については、日本赤十字社富山県支部に委託している。
(「資料12-10 災害救助法による救助又は応援の実施委託協定書」)

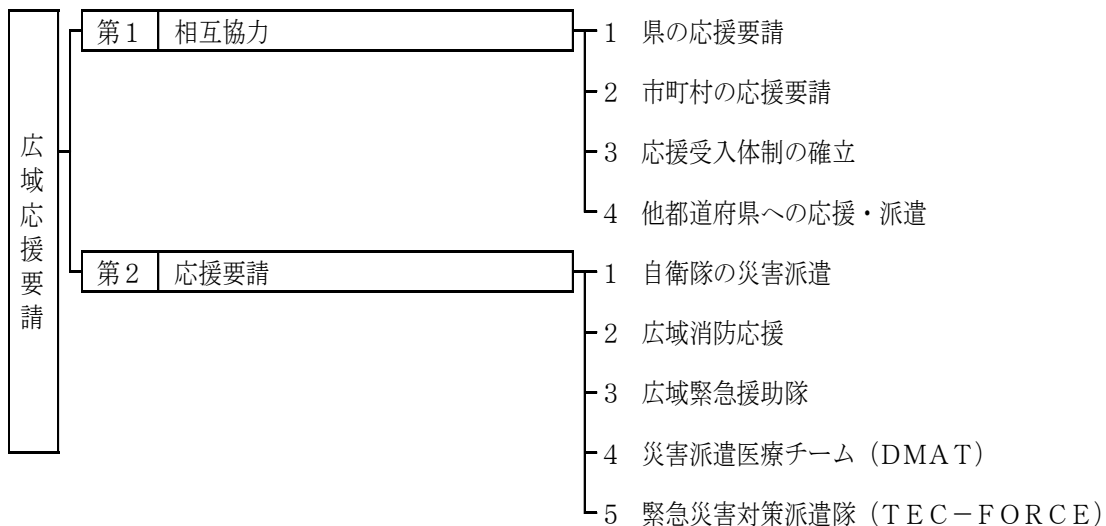
(災害救助法による応急救助の実施概念図)



第7節 広域応援要請

雪害の規模や情報収集した被害状況から、防災関係機関だけでは対応が困難な場合は、相互応援協定等に基づく広域応援要請や自衛隊の災害派遣要請を迅速、的確に行う。

対策の体系

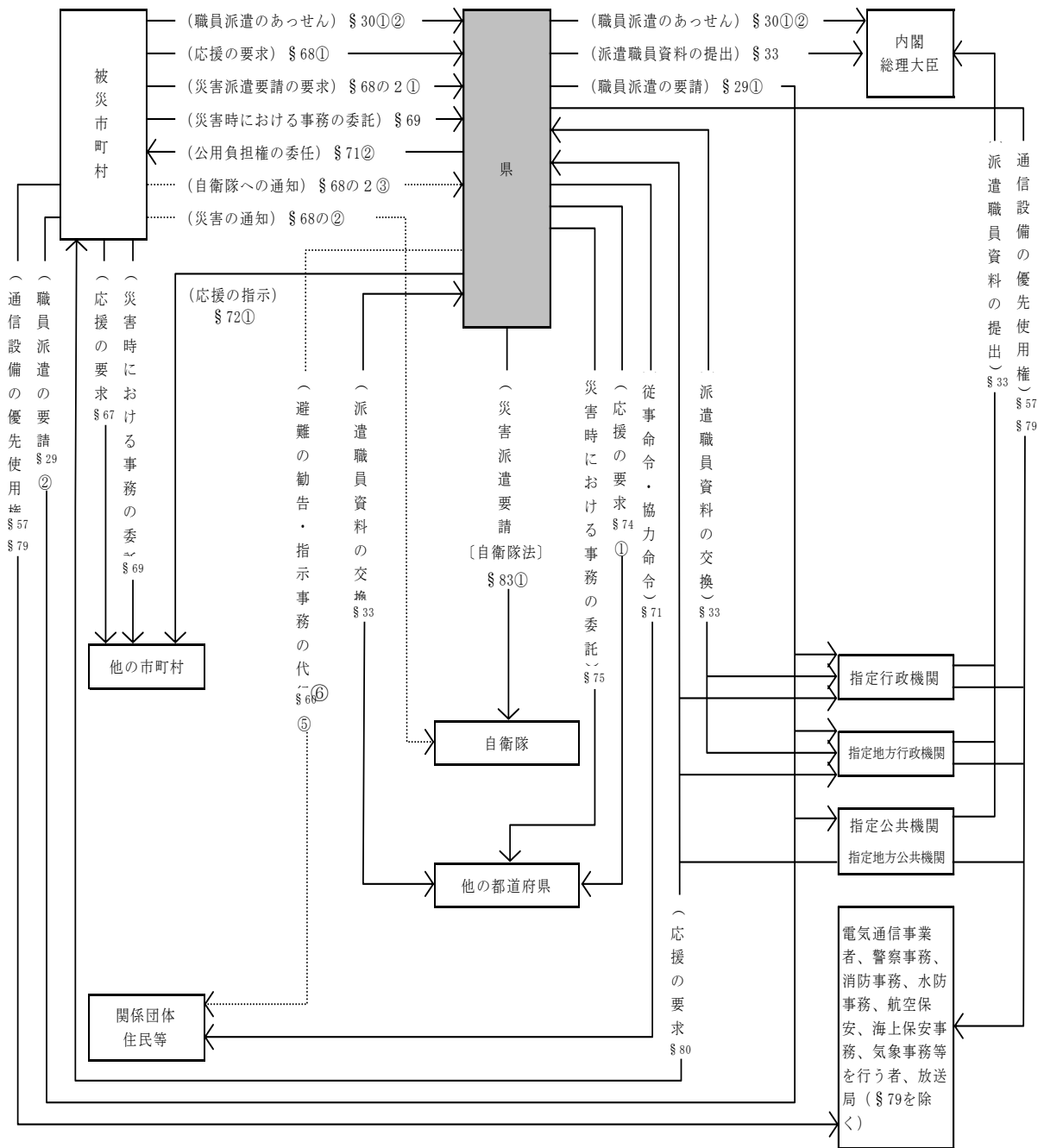


第1 相互協力

雪害が発生した場合、各防災関係機関は、必要に応じて、他の機関や団体などに協力を求めるなどして、雪害対策を円滑かつ効果的に実施することが必要である。

特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、別に定める「富山県災害時受援計画」に基づき、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。また、国〔総務省〕と協力し、被災市区町村応援職員確保システムに基づく、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。

災害時の応援協力体制（災害対策基本法）



1 県の応援要請（県危機管理局）

(1) 他市町村への応援指示

知事は、市町村の行う災害応急対策を応援するため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し次の事項を示し、当該地の市町村が行う災害応急対策の実施状況を勘案しながら、必要な指示又は調整を行う。

ア 応援を求める理由

イ 応援を必要とする人員、物資

ウ 応援を必要とする場所、期間

- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他応援に関し必要な事項

(2) 他都道府県への要請

ア 相互応援協定に基づく要請

知事は、必要があると認めるときは、中部9県1市の「災害応援に関する協定」、石川県及び福井県との「北陸三県災害相互応援に関する協定」又は新潟県との「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、次の事項を明らかにして応援を求める。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 次に掲げるものの品名、数量等
 - a 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
 - b 救援及び救助活動に必要な車両、船舶等
- (ウ) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の職種別人員
- (エ) 応援の場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援の期間
- (カ) その他必要な事項

(資料 「12-6-2 災害応援に関する協定書」「12-7 北陸三県災害相互応援に関する協定書」

「12-8 災害時の相互応援に関する協定書」)

イ 全国都道府県の災害時応援

知事は、応援協定を締結している県の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めるときは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」及び被災市区町村応援職員確保システムに基づき、次の事項を示し、被災地域ブロック幹事県を通じ、総務省等に対し、広域応援を要請する。

- (ア) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (イ) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
- (ウ) 職種及び人数
- (エ) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (オ) 応援期間（見込みを含む。）
- (カ) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(資料 「12-6-1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」)

(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん要請

ア 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人に限る。以下この節について同じ。）に対する職員派遣要請

知事は、県内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって、当該機関の職員

の派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 内閣総理大臣に対する職員派遣のあっせん要請

知事は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、次の事項を記載した文書をもって指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(4) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対する応急対策の要請

知事は、必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請する。

(5) 公共的団体・民間団体等に対する要請

知事は、必要があると認めるときは、県の地域内における公共的団体・民間団体に対し協力を要請する。

2 市町村の応援要請（市町村）

(1) 他市町村への要請

市町村長は、必要があると認めるときは、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

(2) 県への要請

ア 県への応援要請

市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって県の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

- (ア) 災害の状況及び応援を求める理由
- (イ) 応援を希望する人員、物資等

- (ウ) 応援を必要とする場所、期間
- (エ) 応援を必要とする活動内容
- (オ) 応急対策職員派遣制度に基づく応援の必要性
- (カ) その他必要な事項

イ 知事に対する職員派遣のあっせん要請

市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって指定地方行政機関又は特定公共機関*の職員の派遣についてあっせんを求める。

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請

市町村長は、当該市町村区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 公共的団体、民間団体等に対する要請

市町村長は、必要があると認めるときは、公共的団体、民間団体に協力を要請するものとする。

※ 特定公共機関

その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれの地域を限って内閣総理大臣が指定するもの

3 応援受入体制の確立（県危機管理局、市町村）

(1) 連絡体制の確保

県及び市町村は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速、的確にその状況を把握し、国、関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報連絡を行う。

県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(2) 受入体制の確保

県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。

また、県及び市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

また、指定公共機関が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

4 他都道府県への応援・派遣（**県危機管理局**）

県は、他都道府県において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で応援要請がされた場合は、災害対策基本法に基づき、他都道府県に対し応援を実施するものとする。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

(1) 支援体制の確保

県は、他都道府県において大規模な災害が発生した場合には、迅速に被災都道府県への物資の供給や職員の派遣を行うための支援体制を確保する。

(2) 被害情報の収集

県は、応援を迅速かつ的確に行うため、被災地の被害情報の収集を速やかに行い、支援活動を検討する。

(3) 応援の実施

県は、収集した被害情報に基づき応援の決定を行い、被災都道府県への職員の派遣、物資の供給の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

また、県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第2 応援要請

雪害の規模や情報収集した被害情報から、自衛隊等の派遣を要請する必要がある場合、知事は、直ちに自衛隊等に派遣要請するものとする。

1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、**県危機管理局**、市町村、各関係機関）

知事は、災害が発生し必要がある場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(1) 災害派遣要請の手続き

自衛隊に対する災害派遣要請手続きは、次のとおりである。

ア 要請者 知事

イ 要請手続

知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあつては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(資料「12-1 自衛隊災害派遣要請依頼書」「12-2 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書」)

ウ 要請文書あて先

あて先	所在地	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊長	〒921-8520 石川県金沢市野田町1-8	076-241-2171
海上自衛隊舞鶴地方総監	〒625-8510 京都府舞鶴市余部下1190	0773-62-2250
航空自衛隊第6航空団司令	〒923-8586 石川県小松市向本折町戊267	0761-22-2101

(2) 災害派遣要請の依頼手続き

ア 依頼者 市町村長又は関係機関の長

イ 依頼手続

市町村長又は関係機関の長が、知事に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、電話等により防災・危機管理課に依頼し、事後、速やかに文書を送達する。また、通信の途絶等により、市町村長が知事に対して、災害派遣要請の依頼ができない場合は、直接、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を部隊に通知し、事後、速やかに所定の手続きを行う。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(3) 自衛隊の自主派遣

ア 自衛隊指定部隊等の長は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

(ア) 災害に際し、関係機関に対して、当該災害にかかる情報を提供するため、自衛隊が情報活動を行う場合。

(イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置をとる必要がある場合。

(ウ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に

関するものである場合。

(エ) その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがない場合。

イ 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに、部隊の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施する。

ウ 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

(4) 自衛隊との連絡

ア 情報の交換

県及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。

イ 連絡員の派遣依頼

県は、災害が発生した場合、陸上自衛隊第14普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部及び航空自衛隊第6航空団に対し、県災害対策本部（本部設置前には、防災・危機管理課）への連絡幹部の派遣を依頼し相互の連携をとるとともに、県庁内に自衛隊連絡所を設置する。

(5) 災害派遣部隊の受入体制

ア 災害救助復旧機関との調整

知事及び市町村長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効果的に作業を分担するよう配慮する。

イ 作業計画及び資材等の準備

知事及び市町村長は、自衛隊が作業を速やかに開始できるよう、次の基準により計画を立てる。

また、作業実施に必要な資材を整えるとともに、諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

(ア) 作業箇所及び作業内容

(イ) 作業の優先順位

(ウ) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

(エ) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

ウ 活動拠点の確保

知事及び市町村長は、次の活動拠点を確保する。

(ア) 宿舎（テント設営敷地を含む。）

(イ) 資機材置場、炊事場

(ウ) 駐車場

(エ) ヘリコプター離着陸場

(資料 「8-8 自衛隊ヘリコプター諸元」「8-10 ヘリポートの準備」)

場所は、被災地近傍の公園、グラウンド等が適切で、面積は、連隊(千人規模)で約15,000㎡、師団(約1万人程度)で約140,000㎡以上の地積が必要である。

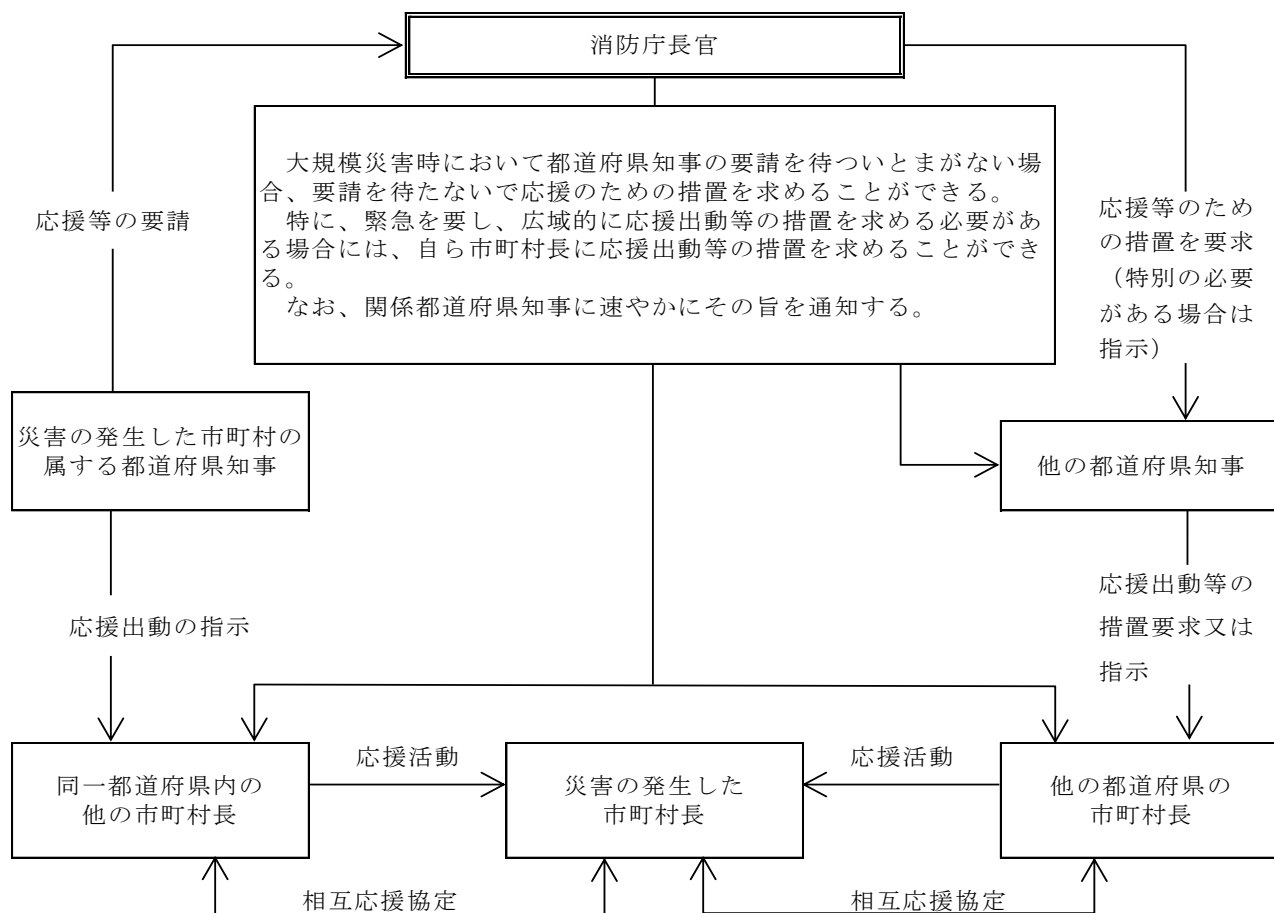
(6) 災害派遣の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、速やかに捜索救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積みこみ等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付 又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

2 広域消防応援(県危機管理局、市町村)

被災市町村長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、他の消防に応援、支援を要請するものとする。

大規模災害時における緊急の広域消防応援フロー



(1) 市町村消防相互の応援協力

県内の市町村は、大規模災害に対処するため、消防組織法第39条の規定に基づき、昭和44年3月7日、県内市町村相互の応援協定を締結している。

(資料「12-9富山県市町村消防相互応援協定」、「12-5県及び市町村等の応援協定締結状況」)

被災市町村長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、県下の他の消防に対し、富山県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

(2) 消防庁長官への応援要請

知事は、市町村長からの要請又は自らの判断により、県内の消防力をもってしても、被災地の災害防御に対応できないと認める場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣を消防庁長官に要請するものとする。

ア 緊急消防援助隊

国内で発生した大規模災害時に、全国の消防機関による迅速な援助体制を確保するため、消防組織法第45条に基づき、各都道府県に緊急消防援助隊が編制されている。

知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣を要請す

るものとする。

(資料「12-13 各都道府県が被災地となった場合に24時間以内に到着する都道府県隊一覧)

(緊急消防援助隊応援要請先及び連絡方法は資料編に掲載)

イ 広域航空消防応援

大規模特殊災害時において、迅速かつ効果的な人命救助活動等を行うためには、ヘリコプター等の航空機を活用した消防活動や応援救助隊を早期に派遣することが極めて有効である。

知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプター等による応援を要請し、当該応援の要請を受けた都道府県等は、円滑かつ迅速にこれに応ずるものとしている。

(資料「8-7 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」)

3 警察災害派遣隊(県警察本部)

警察災害派遣隊は、国内の大規模災害時に、都道府県の枠を越えて、迅速かつ広域的に被災地へ赴き、直ちに被害情報、交通情報の収集、救助救出、緊急交通路の確保等の活動にあたることを目的として、都道府県警等に設置されている。

公安委員会は、大規模災害が発生した場合には、支援県警察に対し、援助の要求を行うものとし、当該派遣の要求を受けた支援警察は、速やかにこれに応じるものとしている。

4 災害派遣医療チーム(DMAT)等(県危機管理局、県厚生部)

(1) 応援要請

知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム(DMAT)、ドクターヘリ、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)等の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

(2) 広域医療搬送

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に航空搬送する必要があるときは、必要に応じて、富山空港に広域医療搬送拠点を設置し、傷病者の搬送について、自衛隊や消防庁等関係機関に要請する。また、富山空港消防除雪車庫において臨時医療施設(SCU)を設置する。

※広域医療搬送拠点での臨時医療施設(Staging Care Unit、略称「SCU」)

患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設として、必要に応じて、被災地域及び被災地域外の広域医療搬送拠点に設置される。

被災地域に設置されるSCUでは、被災地域内の病院等から集められた患者の症状の安定化を図り、航空機による搬送のためのトリアージを行う。被災地域外に設置されるSCUは、航空機により搬送された患者について、転送される医療機関の調整と転送のためのトリアージを行う。

5 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) (国土交通省)

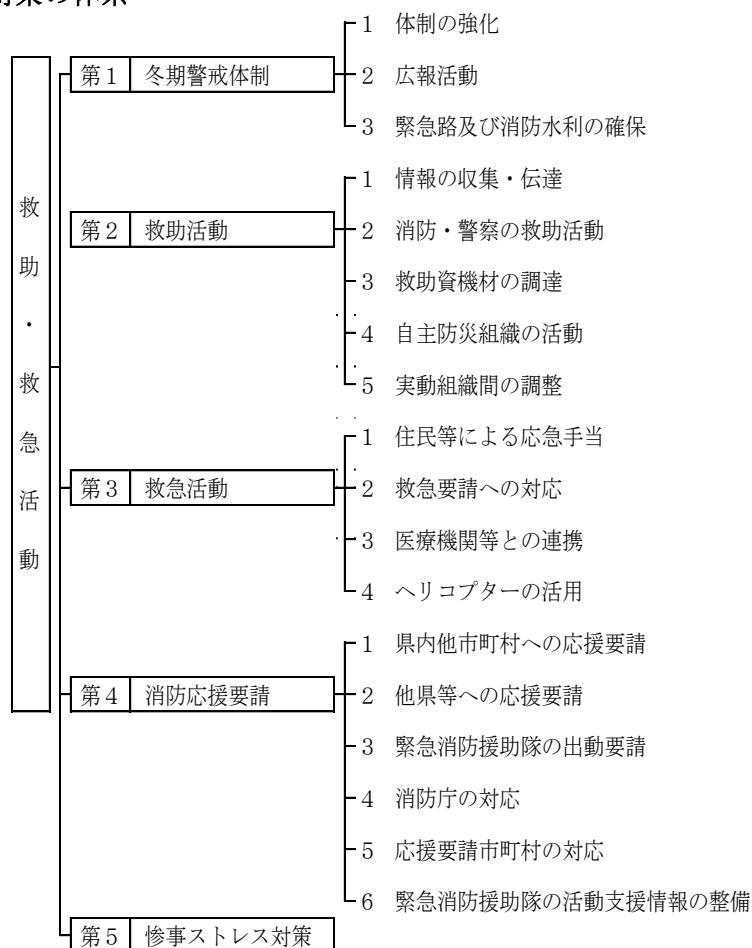
緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。

知事又は市町村長は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、国土交通省（北陸地方整備局又は各事務所）に対し、派遣要請を行うこととし、当該派遣要請を受けた国土交通省は、迅速にこれに応ずることとしている。

第8節 救助・救急活動

降積雪時の消防活動には制約条件が多く、また特異な事故の多発も予想されることから、消防、関係防災機関等は冬期警戒体制をとるとともに、緊密な連携をとりながら、消火、救助、救急活動を迅速かつ的確に行う。

対策の体系



第1 冬期警戒体制

1 体制の強化（市町村）

降積雪や事故、災害の発生などの事態の推移に伴い、消防は的確に情勢の判断を行い、配備人員の増強、出動部隊の増加待機、パトロールの実施、消防施設、資機材の点検など体制を強化する。

2 広報活動（市町村）

消防は、広報車、広報誌、臨時査察などあらゆる手段を活用して地域住民に対し、火災、事故等防止のための広報を実施し、注意を喚起する。

3 緊急路及び消防水利の確保（北陸地方整備局、県土木部、市町村、中日本高速道路㈱）

消防活動に備え、道路管理者、地域住民に対し除排雪の協力要請を行うとともに、パトロールを実施し、緊急路及び消防水利の点検及び確保を行う。

特に消防水利については、消防水利確保計画に基づき消火栓、防火水槽等の除排雪に努める。

第2 救助活動

消防、警察等は雪害に対応した救助資機材を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集・伝達（県警察本部、市町村）

消防・警察は、119番・110番通報、住民からの駆け込み通報、参集職員の情報、自主防災組織からの情報提供、消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターの情報提供等により被災状況を早期に把握し、救助態勢を整え、収集した被災情報を防災関係機関に連絡する。

2 消防・警察の救助活動（県警察本部、市町村）

- (1) 多発すると思われる救助要請に対しては救助計画をたて、組織的な対策をとる。
- (2) 自主防災組織、住民が独力で救助可能と思われる場合は、自主防災組織等に救助活動を指示する。
- (3) 雪害発生初期においては、住民、関係機関等の通報等により活動し、その後は、計画的な捜索活動を行う。
- (4) 要救助者が多数いる場合は、次の事象を優先して救助活動を行う。
 - ア 救命活動を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできるかぎり自主的な処置を行わせ、他の関係機関と連携した活動を行う。
 - イ 同時に多数の救助救急活動を要する場合は、被災の程度、傷病者の発生の程度に応じて優先順位を決定する。
- (5) 雪害の実態、規模に応じて、単独で、また、保有している資機材等に対応できないと予想される場合は、県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、また、災害救助犬協会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。各防災関係機関は緊密に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。

3 救助資機材の調達（各防災関係機関）

防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合は民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

4 自主防災組織の活動

- (1) 自主防災組織及び自衛消防隊は、まず、自分たちの住んでいる地域ないし事業所内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、消防に連絡する。

(2) 被災状況に応じて自主的に被災者の救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防に協力する。

5 実動組織間の調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

6 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第3 救急活動

消防等は、豪雪時に大量に発生する傷病者に迅速、的確な応急処置を施し、積雪による道路交通の途絶時など必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。また、住民等は、できる限り応急手当を行い救急活動に協力する。

1 住民等による応急手当

住民、自主防災組織及び消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、止血、心肺蘇生（AEDを含む）等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

2 救急要請への対応（市町村）

(1) 負傷者の搬送は、原則として消防とする。ただし、消防署の救急車が対応できない場合は、県、市町村、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。

(2) 救急隊員は、トリアージにより負傷者の状況に応じた応急処置を行う。

3 医療機関等との連携（県厚生部、市町村）

(1) 市町村は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

(2) 消防機関は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の被災状況や重傷者の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

4 ヘリコプターの活用（県危機管理局、県警察本部、市町村）

県及び市町村は、道路・橋梁の冠水・流失、交通渋滞、土砂崩れ等による交通の途絶等により

救急車が使用できない場合又は遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター、警察ヘリコプター又は富山県ドクターヘリを活用する。

ただし、傷病者が多数いるため、これらのヘリコプターだけで対応できない場合は他縣市及び自衛隊に応援を要請する。

第4 消防応援要請

市町村は、自ら救助・救急活動を実施することが困難な場合、県内他市町村や県へ応援要請を行う。

1 県内他市町村への応援要請（**県危機管理局**、市町村）

県内他市町村への応援要請は「富山県市町村消防相互応援協定」又は消防組織法第43条による知事の指示により行う。

2 緊急消防援助隊の出動要請（**県危機管理局**、市町村）

(1) 緊急消防援助隊の出動要請を行うときは、次の事項を明らかにして県に要請する。ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出するものとする。

ア 災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人的・物的被害の状況

イ 応援要請日時、必要応援部隊

ウ その他の情報（必要資機材、装備等）

(2) 県は、市町村から緊急消防援助隊の出動要請を受けた場合又は市町村の要請を待ついとまがない場合は、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請し、その旨を代表消防機関及び当該市町村に対して連絡する。

3 消防庁の対応

消防庁長官は、大規模災害時において知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで、他県等の知事に対し応援のための措置を求めることができることとなっている。

特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合には、自ら市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。

また、**南海トラフ地震**等の大規模災害又は毒性物質の発散などの特殊な災害等の発生時には、全国的観点からの緊急対応のため、消防庁長官は他県の知事等に応援のための措置をとることを指示することができることとなっている。

なお、これらの場合、関係知事に速やかにこの旨を通知する。また、市町村長は受入体制を整備する。

4 応援要請市町村の対応（市町村）

応援要請した市町村は次により受入体制を整備する。

- (1) 応援消防隊が効率的に活動できるよう指揮命令、連絡体制の明確化
- (2) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- (3) 応援消防隊に対する給食、宿泊手配等
- (4) 資機材の手配、現場への道案内等

5 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備（市町村）

消防本部は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておくものとする。

- (1) 地理の情報（広域地図、住宅地図等）
- (2) 水利の情報
 - ア 水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
 - イ 水利の所在地
 - ウ 水利地図（広域地図、住宅地図等）
- (3) ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報 （ヘリコプター離着陸場所位置図、救急搬送医療機関位置図等）
- (4) 住民の避難場所の情報
- (5) 宿営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報

第5 惨事ストレス対策（各防災関係機関）

救助・救急活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

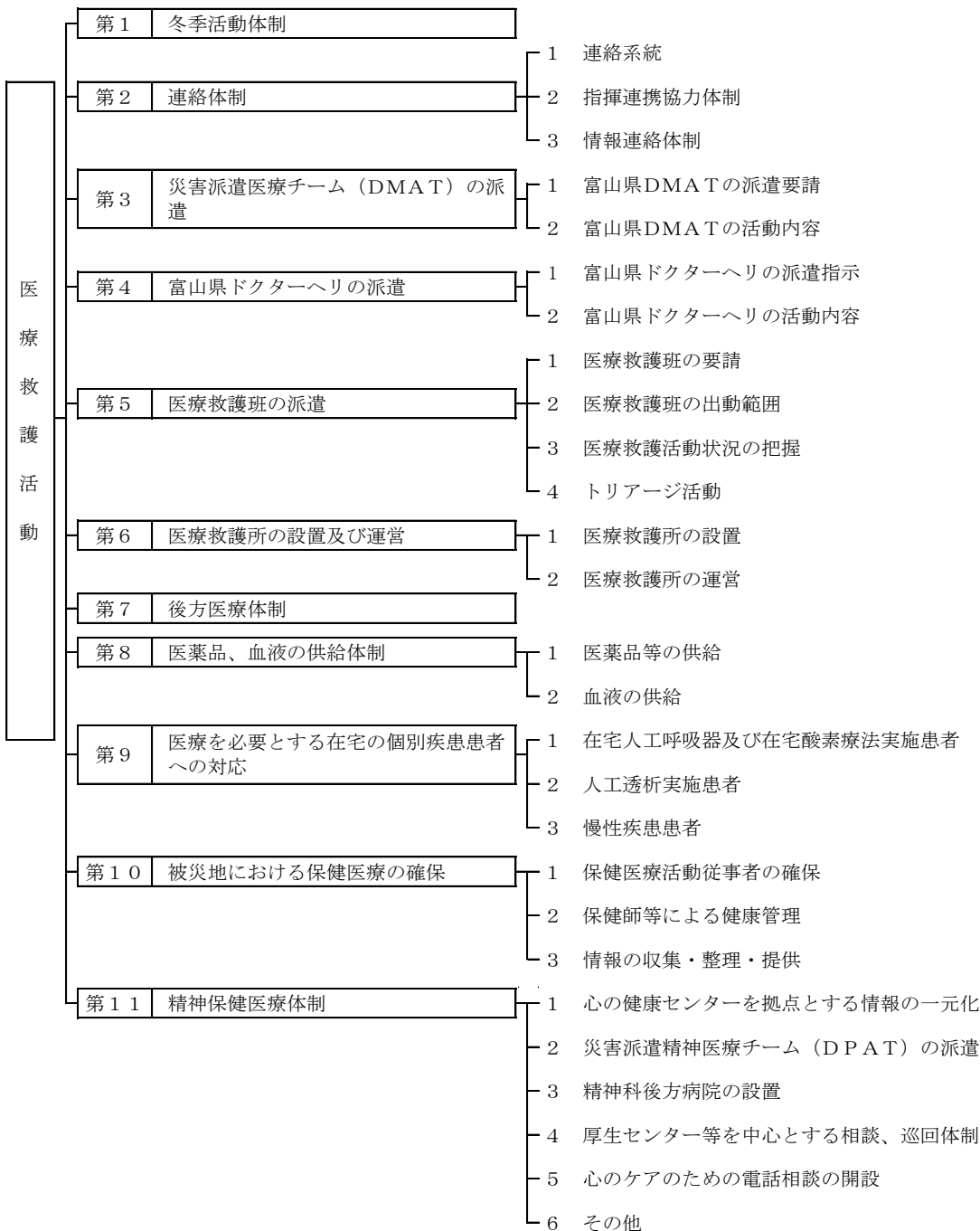
第9節 医療救護活動

豪雪時には、家屋の倒壊、雪崩等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関においても、職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や、電気、水等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

医療救護は県民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、県は、各市町村、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救護に万全を期する。

本節では、医療救護に係る連絡体制、医療救護班の派遣、医療救護所の設置及び運営、後方医療体制等の施策を定める。

対策の体系



第1 冬期活動体制

県及び市町村等は、雪等による傷病者の多発と道路状況の悪化による救急搬送の障害に対処するため、道路管理者及び地域住民に対し道路除雪の徹底を要請する。

また、無医地区住民の医療確保を図るため、へき地医療拠点病院の巡回診療及び医師派遣等の医療活動を強化する。

第2 連絡体制

1 連絡系統（県厚生部）

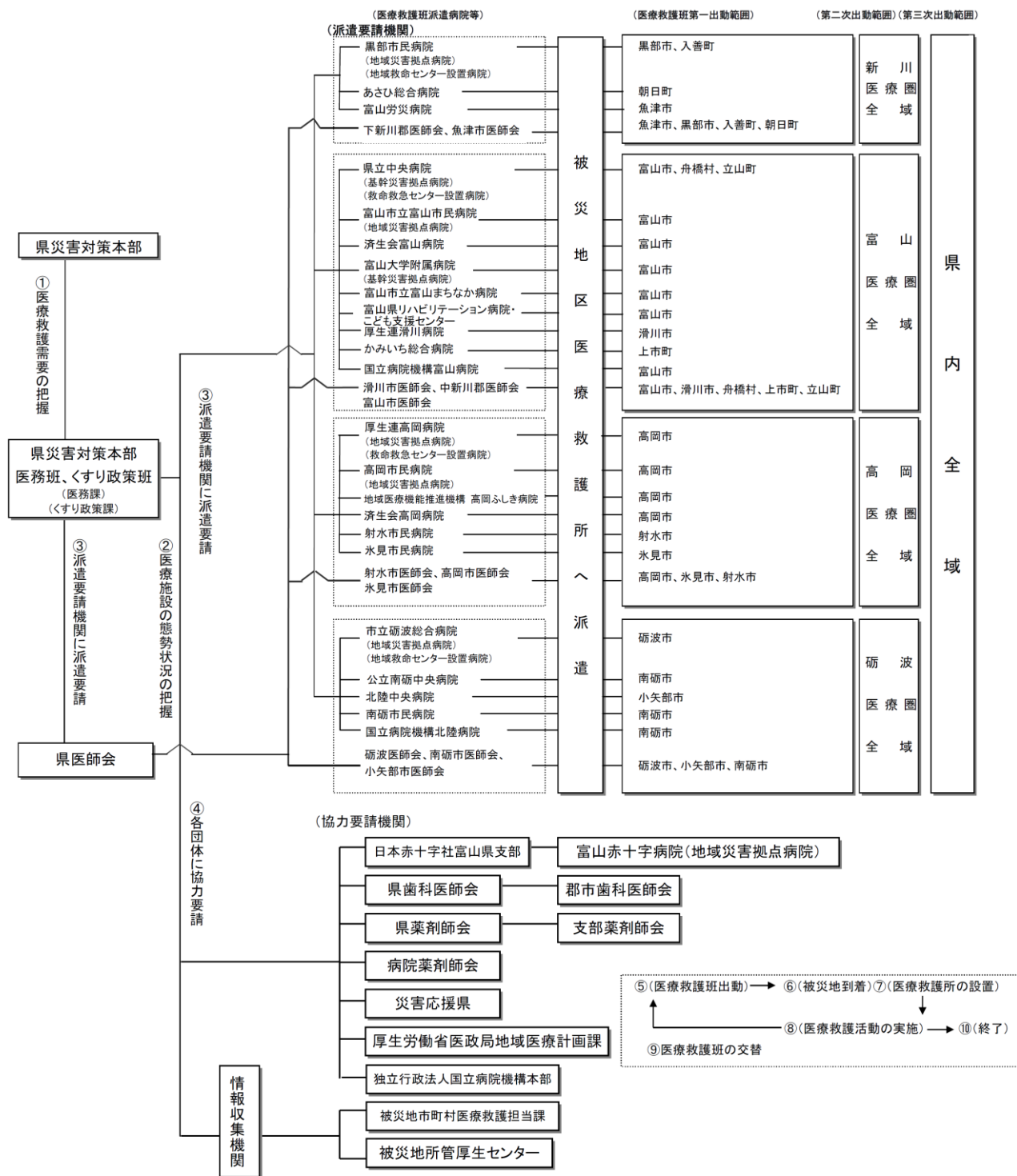
(1) 連絡系統は、別図のとおりとする。

(2) 県災害対策本部医務班は、必要に応じて公的病院及び県医師会等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班等の派遣の要請を行う。ただし、公的病院及び県医師会等は、次の場合においては、県災害対策本部医務班の要請を待たずに、派遣の要請があったものとして災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等を出動させるものとする。

ア 医療機関の付近において救助を必要とするような災害が発生するなど、緊急でやむを得ない事情が発生したために、即刻出動させる必要がある場合。

イ 県災害対策本部医務班との通信の途絶などのため、要請を待って出動すると、医療救護の時機を失する場合

災害時における医療救護活動指揮連絡系統



2 指揮連携協力体制（県厚生部）

- (1) 医療救護班の基本的な行動については、県災害対策本部医務班の指示に従うものとする。
- (2) 現場における活動については、他団体との連携により実施する。

3 情報連絡体制（県厚生部）

- (1) 医療救護活動に係る連絡体制
 - ア 情報連絡は、指揮連絡系統に基づき、正確かつ迅速に行う。

イ 各所轄厚生センターが被災地市町村医療救護担当課の協力を得て、医療救護活動に係る情報収集を行い、関係機関に伝える。

(2) 後方病院等との連絡体制

後方病院等の被災状況や重症患者の受入れ情報については、広域災害・救急医療情報システムを活用する。

第3 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

1 富山県DMATの派遣要請（県厚生部）

知事は、富山県DMAT設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DMATの派遣が必要と認められるときは、富山県DMAT指定病院に対して、富山県DMATの派遣を要請する。

富山県DMATの派遣要請があったときは、指定病院の長は、速やかに富山県DMATの派遣の可否を判断し、その判断内容を知事に報告するとともに、派遣が可能なときは富山県DMATを出動させる。

2 富山県DMATの活動内容

富山県DMATの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場等における災害医療情報の収集及び伝達
- (2) 災害現場、応急救護所、被災地内の災害拠点病院等におけるトリアージ、応急処置、搬送、搬送中の診療等
- (3) 災害拠点病院等における他の医療従事者に対する支援
- (4) 広域医療搬送における広域医療搬送拠点等での医療支援
- (5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置

なお、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難場所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

第4 富山県ドクターヘリの派遣

1 富山県ドクターヘリの派遣指示（県厚生部）

市町村からの要請に対して、富山県ドクターヘリ運航要領に照らして、富山県ドクターヘリの派遣が必要と認められるときは、富山県ドクターヘリ基地病院に対して、富山県ドクターヘリの派遣を指示する。

2 富山県ドクターヘリの活動内容

富山県ドクターヘリの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師等の現場派遣
- (2) 患者の搬送

(3) その他災害現場等における救命活動に必要な措置

第5 医療救護班の派遣

1 医療救護班の要請（県厚生部）

医療救護班の出動の要請は、医療救護班派遣要請書により行う。

（資料「9-9 医療救護班設置要綱（医療救護班派遣要請書）」）

2 医療救護班の出動範囲（県厚生部）

(1) 災害時の医療救護班の出動範囲は、原則として、医療救護班派遣病院が所在する市、町又は各郡市医師会の会員が所在する市町村とする。

ただし、当該市、町の公的病院及び当該郡市医師会の医療救護班のみで対応できない場合は、近隣の公的病院の及び各郡市医師会の医療救護班が出動する。（資料「9-2 公的病院名簿」）

(2) 公的病院が所在しない町、村で災害が発生した場合は、各医療圏の災害拠点病院及び各郡市医師会を中心とした医療救護班が出動する。

3 医療救護活動状況の把握（県厚生部）

公的病院及び所轄厚生センターは、被災地の医療救護活動状況を県災害対策本部医務班に報告する。

4 トリアージ活動（県厚生部）

被災現場及び医療救護所におけるトリアージは、各医療救護班が責任をもって行う。

第6 医療救護所の設置及び運営

1 医療救護所の設置（市町村）

市町村は、災害後、あらかじめ指定した医療救護所の中から医療救護所を設置する。ただし、指定した医療救護所以外にも必要な場所があれば、適宜、医療救護所を設置する。

2 医療救護所の運営（県厚生部、市町村）

(1) 医療救護班は、医療救護所を中心として医療救護活動を実施する。

(2) 医療救護所の管理者は、市町村災害対策本部の指示により活動する。

(3) 市町村は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合には、避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（避難所救護センター）の設置運営を行う。

(4) 避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適時適切な対応を行う。また、災害時歯科医療救護対応マニュアルに基づき、県歯科医師会の協力を得て、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

第7 後方医療体制（県厚生部）

1 後方病院は、病院建築物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行う。

- 2 県は、後方病院のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- 3 県は、後方病院のライフラインの復旧までの間、後方病院への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。

第8 医薬品、血液の供給体制

1 医薬品等の供給（県厚生部）

（1）災害直後の初動期の医薬品等の供給

県は、医療圏毎に備蓄している緊急用医薬品等を市町村や医療救護班等の要請に応じて、速やかに供給する。

不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、及び薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達し供給する。（資料「9-15 災害救護用医療セットの内容品内訳書」

「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」

（2）3日目以降の医薬品等の供給

県は、災害発生3日目以降の被災者に対する必要な医薬品等については、薬業関係団体や国、近県の協力を得て、調達し供給する。

2 血液の供給（日本赤十字社富山県支部）

血液製剤については、要請に応じて、富山県赤十字血液センターが供給する。

不足する場合は、東海北陸ブロック血液センターに要請し、迅速かつ円滑に供給する。

第9 医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応

1 在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者（県厚生部）

県は、在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法を実施している患者の生命の安全を確保するため、関係機関の協力を得て、患者の療養状況及び必要な場合は受入れ可能な医療機関の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。

2 人工透析実施患者（県厚生部）

県は、災害時の人工透析医療を確保するため、関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保に努める。

3 慢性疾患患者（県厚生部）

県は、難病患者や特殊な医療を必要とする慢性疾患患者に対する医療を確保するため、患者の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。

第10 被災地における保健医療の確保

1 保健医療活動従事者の確保（県厚生部）

- （1）県は、医療救護班の編成に必要な医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等保健医療活動

従事者の数及び不足数について迅速な把握に努める。

- (2) 県は、不足する保健医療活動従事者の確保のため、災害援助協定に基づき、他の都道府県に派遣を依頼する。
- (3) 県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

2 保健師等による健康管理（県厚生部、市町村）

- (1) 県及び市町村は、災害時の保健活動マニュアルに基づき、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。
なかでも、インフルエンザ等の感染症やエコノミークラス症候群、高齢者の心身機能の低下等について予防に努める。
- (2) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等においては、被災者の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行う。

3 情報の収集・整理・提供（県厚生部）

- (1) 県は、市町村や避難所等からの健康情報等の集約化を行う窓口となり、情報の整理・提供に努める。

第11 精神保健医療体制

雪害時には、精神保健医療機関における一時的混乱やライフラインの機能の停止、又は精神病院の倒壊等により、精神保健医療機能の低下が予想される。被災者の精神的治療や患者の転院が可能な病院（場所）を確保するなどの事態に対応するため、雪害時の精神保健医療体制を確立する。

1 心の健康センターを拠点とする情報の一元化（県厚生部）

精神保健医療情報を心の健康センターに一元化する。心の健康センターは他の診療科との連携を図り、公立病院をはじめとする各病院、厚生センター、避難場所から情報を収集・提供する。

2 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣（県厚生部）

(1) 富山県DPATの派遣要請

知事は、富山県DPAT設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DPATの派遣が必要と認められるときは、富山県精神科医会会長その他の関係団体の長に対して、富山県DPAT隊員の派遣を要請する。

富山県DPAT隊員の派遣要請があったときは、関係団体の長は、速やかに隊員の派遣の可否を判断し、その判断内容を知事に報告するとともに、派遣が可能なときは富山県DPAT隊員を派遣する。

(2) 富山県DPATの活動内容

富山県DPATの活動内容は、次のとおりとする。

ア 情報収集、精神保健医療に関するニーズのアセスメント

イ 災害によって障害された既存の精神医療システムの支援

ウ 災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応

- エ 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、行政職、保健職等）の支援
- オ メンタルヘルスに関する普及啓発、活動記録等

3 精神科後方病院の設置（県厚生部）

公立病院を中心として、精神科治療、入院を行うことが可能な病院を精神科後方病院に位置付ける。精神科後方病院は富山県D P A Tを支援する。

4 厚生センター等を中心とする相談、巡回体制（県厚生部）

精神科医や保健師は、心の健康センターの指示により、医療救護班及び富山県D P A Tと連絡をとりながら、避難所における精神保健医療相談や巡回活動を行い、必要がある場合は、後方病院の支援を求める。

なお、児童のメンタルヘルスケアについては、児童相談所の児童福祉司・児童心理司等と連携を図る。

5 心のケアのための電話相談の開設（県厚生部）

被災者が気軽に相談できるように、避難所において、心のケアのための電話相談を行う。

6 その他（県厚生部）

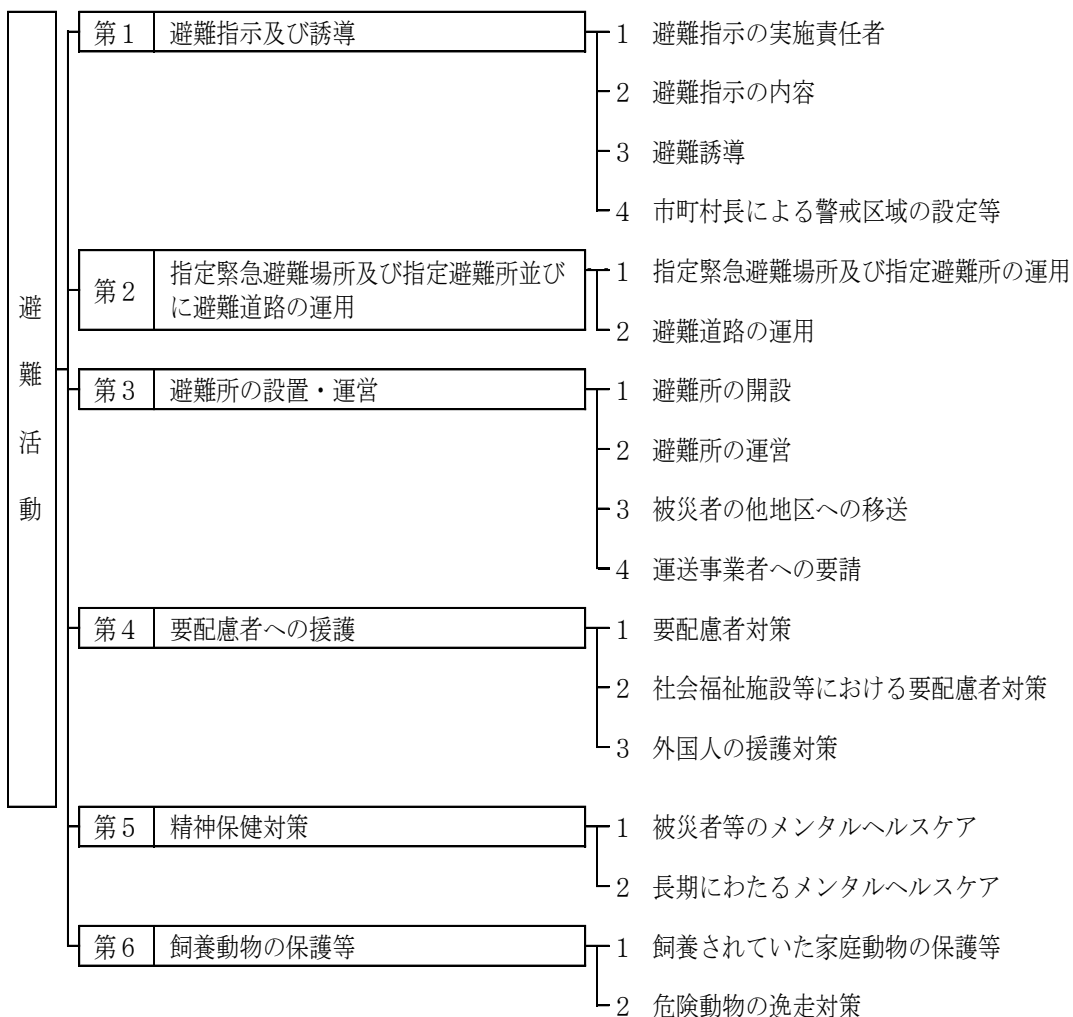
- （1）麻薬及び向精神薬取締法があることから、精神科医療に必要な薬の確保に留意する。
- （2）患者の搬送手段及び精神科医療に必要な情報（カルテの写しや処方箋等）の伝達手段の確保に努める。

第10節 避難活動

降積雪時には、雪崩、雪圧による家屋の倒壊等の発生が予想され、住民の避難を要する地域が生じることが予想される。

市町村は、災害対策基本法に基づき、人命の安全を第一に避難に必要な措置をとり、住民の生命、身体の安全の確保に努める。

対策の体系



第1 避難指示及び誘導

1 避難指示の実施責任者（伏木海上保安部、自衛隊、**県危機管理局**、県土木部、県警察本部、市町村）

避難の勧告、指示の実施責任者は次のとおりである。実際に勧告又は指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

県は、時機を失することなく**避難指示**等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

市町村長は、指示を行った場合、速やかに知事に報告するものとする。

	実施責任者	措置	実施の基準
避難指示等	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第 29 条)	立退きの指示	洪水、津波又は高潮によっては氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市町村長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。 〔 知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。 〕
	警察官 〔 災害対策基本法第 61 条 〕 〔 警察官職務執行法第 4 条 〕 海上保安官	立退き及び立退き先の指示及び屋内での待避等の安全確保措置 警告 避難の指示	市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。重大な被害が迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第 94 条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。

2 避難指示の内容

避難指示は次の内容を明示して行う。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難指示の理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の注意事項等（災害危険箇所の所在、災害の概要等）

3 避難誘導（県警察本部、市町村）

(1) 市町村

避難指示が出された場合、市町村は地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。

避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、避難の勧告又は指示等は地域の居住者の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する必要がある。

災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(2) 消防機関

- ア 避難指示等が出された場合には、もっとも安全と思われる方向を市町村、警察署に通報する。
- イ 避難が開始された場合は、消防職団員により、避難誘導にあたる。

(3) 警察

市町村に協力し、一定の地域、事業所を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導のもとに、次により避難させる。

この場合、特に高齢者、障害者を優先して避難誘導する。

- ア 避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保し、避難者を迅速かつ安全に避難させるとともに、活発な広報活動を行い、事故・紛争等の防止に努める。
- イ 指定緊急避難場所及び指定避難所においては、警戒員を配置し、関係防災機関と密接に連絡のうえ、指定緊急避難場所及び指定避難所の秩序維持に努める。
- ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の誘導員及び警戒員は、常に周囲の状況に注意し、指定緊急避難場所及び指定避難所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難の措置を講ずる。

(4) 自主防災組織

自主防災組織は、市町村、消防機関、警察等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の避難誘導に配慮する。

4 市町村長による警戒区域の設定等（伏木海上保安部、自衛隊、県警察本部、市町村）

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は次の措置をとることができる。
 - ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
 - イ 他人の土地の一時使用等
 - ウ 現場の被災工作物の除去等
 - エ 住民を応急措置の業務に従事させること
- (2) (1)の場合において、市町村長の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同様の措置をとることができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに市町村長に通知しなければならない。

5 広域避難

市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

指定行政機関、公共機関、県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用（県危機管理局、市町村）

災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所の運用は、原則として指定緊急避難場所及び指定避難所所在の市町村が行う。

なお、2以上の市町村にわたって所在する指定緊急避難場所及び指定避難所又は2以上の市町村の被災住民が利用する指定緊急避難場所及び指定避難所の運用については、関係する市町村があらかじめ協議した事項により対処する。

- (1) 市町村は、避難住民の安全を確保するため、あらかじめ運営要領を定めるとともに、事態の推移に即応して次の措置をとる。
 - ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の規模及び周辺の状態を勘案し、運用に要する職員を配置すること
 - イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと
 - ウ 疾病者に対し、救急医療をほどこすため、救護所及び医師を確保すること
 - エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の衛生保全に努めること
 - オ 避難期間に応じて、水、食料及び緊急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ効率的な配給を実施すること
 - カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅又は指定避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する

こと

(2) 県は、市町村から指定緊急避難場所及び指定避難所の運用に必要な措置の要請があった場合は、直ちに各部局又は関係機関へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。

2 避難道路の運用（県警察本部、市町村）

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに周辺道路の交通規制

警察は、災害時における交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により指定緊急避難場所及び指定避難所並びにその周辺道路における交通規制を可能な限り実施する。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに同場所への避難にあたる道路は、駐車禁止とする。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所周辺の幅員3.5m未満の道路は、原則として車両通行禁止とする。

ウ 上記以外の道路についても、車両の通行抑制をするため、一方通行や進行禁止の交通規制をする。

エ 避難路にあたる道路で信号機の滅灯、故障等が発生した主要交差点には、整理誘導のため警察官を配置する。

(2) 幹線避難路の確保

市町村は、避難を容易にするため、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物を除去する。

第3 避難所の設置・運営

避難場所に避難した住民のうち、住居を喪失するなど、引き続き救助を要する者については、応急的な食料等の配布を行うため、避難所を開設し、収容保護する必要がある。

1 避難所の開設（市町村）

(1) 市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(2) 市町村は、必要に応じて管内の学校、公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、雪崩等に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所として開設する。

(3) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。また、県及び市町村は、避難所の混雑状況などが住民にわかるよう適切な媒体を用いて広報するものとする。

(4) 避難所を設置した場合は、避難所管理要員を置く。

(5) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、期間を延長することができる。

- (6) 避難所の運営に必要な資機材、台帳等はあらかじめ整理しておき、まず、それらを活用して、避難所の運営にあたる。
- (7) 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。
- (8) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- (9) 市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。
- (10) 市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

2 避難所の運営（県危機管理局、県生活環境文化部、県厚生部、県土木部、市町村）

- (1) 市町村はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたる。
- また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保安全管理に十分留意する。
- 市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (2) 管理要員は、避難所に収容されている避難者数をはじめ、様々な情報（避難者の氏名、安否情報、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報）を早期に把握し、電話、携帯電話及び電子メール又は情報連絡員（伝令）等により市町村の災害対策本部へ連絡する。そして、市町村災害対策本部は、住民の避難状況を学区別、避難所別にとりまとめ、県災害対策本部総務班へ電話、携帯電話及び電子メール等により連絡する。
- また、避難所の維持管理のための責任者は、次の関係書類を整理保存しなければならない。
- ア 避難者名簿
 - イ 物資管理簿
 - ウ 避難所状況報告
 - エ 避難所設置に要した支払証拠書類
 - オ 避難所設置に要した物品支払証拠書類
- (3) 指定避難所としてあらかじめ指定されている学校においては、災害時には、避難所管理責任者の調整のもと、校長の指導により運営業務に協力する。

(4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(5) 市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(6) 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(7) 市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(8) 県及び市町村は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。

(9) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

3 被災者の他地区への移送（県危機管理局、市町村）

(1) 市町村

ア 被災地区の市町村の避難所に被災者を収容できないとき、市町村長は、県に対し被災者の他地区への移送について要請する。

イ 被災者の他地区への移送を要請した市町村長は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

ウ 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市町村が行い、被災者を受入れた市町村は運営に協力する。

エ その他、必要事項については市町村地域防災計画に定めておく。

(2) 県及び受入市町村

ア 被災市町村から被災者の移送の要請があった場合、県は他市町村と協議のうえ、被災者の

移送先を決定する。

イ 知事は、移送先が決定したら直ちに移送先の市町村長に対し避難所の開設を要請し、受入態勢を整備させる。

ウ 県から被災者の受入れを指示された市町村長は、直ちに避難所を開設し受入態勢を整備する。

エ 被災者の移送方法については、県が市町村の輸送能力を勘案して定め実施する。

4 運送事業者への要請

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

第4 要配慮者の支援

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、災害発生時に要配慮者がおかれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の要配慮者と施設入所者では、その援護及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。

1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村）

(1) 避難行動要支援者の支援

ア 被災市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。

イ 福祉避難所への直接避難

被災市町村は、要配慮者の障害特性や状況等を考慮し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう地域防災計画や個別避難計画の作成、指定福祉避難所における受入対象者の公示等を通じて、あらかじめ受入対象者の調整等を行うよう努める。また、直接避難を想定していない福祉避難所にあつては、市町村において発災直後の要配慮者の避難先について検討するよう努める。

ウ 被災市町村は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。

エ 被災市町村は、避難行動要支援者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器を適切に活用するな

ど、情報伝達手段について配慮する。

オ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等との連携をとり、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

カ 災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣

県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下を防止等のため、富山県社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWAT）を避難所へ派遣する。

(2) 要配慮者の支援

ア 福祉避難所の設置

被災市町村は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。

被災市町村は福祉避難所において、要配慮者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整備に努めるものとする。

イ 社会福祉施設への緊急入所

被災市町村は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な要配慮者の社会福祉施設への緊急入所を行う。

県内の施設で対応できない場合、県は、近隣県に対して、社会福祉施設への緊急入所の協力を要請する。

ウ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備

市町村は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。（見えるラジオ、目で聴くテレビ、デジタル放送対応テレビ）

エ 要配慮者の実態調査とサービスの提供

市町村は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した要配慮者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。

県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県に対して、関係職員等の派遣を要請する。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策（県厚生部、市町村）

(1) 入所者の安全確保

社会福祉施設等は、あらかじめ策定した防災応急計画等に従い、雪害発生時に直ちに入所者等の安否確認や避難誘導を行う。また、必要に応じ、救助機関等の協力を要請し、入所者等の

救助活動を行う。

(2) 被害状況の報告

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ県及び市町村と定めた手順にしたがい、県又は市町村へ被害状況の報告を速やかに行う。

(3) 入所者の移送

施設の破損等により入所者を他の社会福祉施設等へ移す必要がある場合、市町村は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、他の施設への移送を行う。また、県内の施設で対応できない場合は、県は、近隣県に対して、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する。

(4) 支援要請

被災した社会福祉施設等は、物資や救助職員の不足数を把握し、近隣施設、市町村、県等に支援を要請する。

県は、必要に応じ、被災していない県内施設及び近隣県等に対し、関係職員等の派遣を要請する。

3 外国人の援護対策（**県総合政策局、県地方創生局、市町村**）

(1) 外国人の救護

市町村は、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県等に対して、関係職員等の派遣を要請する。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

県及び市町村は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

市町村は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第5 精神保健対策

災害のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるために、避難所等に開設する診療所や相談所においては、精神保健対策（メンタルヘルスケア）を専門とする診療、相談を行う。

1 被災者等のメンタルヘルスケア（**県厚生部**）

(1) 診療所や相談所において、医療救護班と富山県DPATとともに、被災者の心の健康の保持

や治療に努め、必要な情報を提供する。

- (2) 避難生活の長期化により、被災者のストレスが増加することなどが考えられるため、長期にわたり精神科医や保健師、精神保健福祉相談員、児童相談所の児童福祉司・児童心理司等を中心とする避難所（住宅）等の巡回活動を行う。

必要がある場合は、精神科後方病院での診察や入院治療等を行う。

- (3) 富山県DPATは、ボランティアや職員等の救護活動に従事している者のメンタルヘルスケアにも十分に留意する。

2 長期にわたるメンタルヘルスケア（県厚生部）

被災後、かなり期間が経過した後においても、心の傷を癒すことは容易ではないと考えられる。被災から数年間は、医療機関、心の健康センター、厚生センター、児童相談所、学校、職場等が連携しPTSD等に対応する専門的な支援を実施するなど、県民の心の健康の保持や治療に努める。

※PTSD（心的外傷後ストレス障害（post-traumatic stress disorders））

死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じた時に体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1か月以上続き、日常生活に支障をきたす場合をPTSDという。

- ① 外傷となった出来事を繰り返し思い起こして再体験する。
- ② その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。
- ③ 緊張の強い興奮状態が続く。

第6 飼養動物の保護等

災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。

県は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、市町村等関係機関及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。

1 飼養されていた家庭動物の保護等（市町村、県厚生部）

- (1) 被災地域における動物の保護及び収容

飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村及び獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

- (2) 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養

飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市町村は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。

また、県は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護団体等と協力して、飼い主と

もに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

2 危険動物の逸走対策（県厚生部）

危険動物が飼養施設から逸走した場合は、県は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況の把握に努めるとともに、必要な措置を講ずる。

第11節 交通規制・輸送対策

災害時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、県は関係機関と協議し、迅速に陸上・海上・航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、船舶、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力に万全を期する。

対策の体系



第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施

1 被害状況の収集伝達（各交通機関）

交通機関の各管理者は、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。

2 道路交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）

県公安委員会及び道路管理者は、災害の発生による道路交通の混乱を防止するため、必要な交通規制を実施する。

この場合、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警察は「災害時における交通誘導業務等に関する協定」により（一社）富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。

また、県公安委員会及び道路管理者は相互に連絡をとり、交通規制の適切な運用を図る。

（資料 「12-17 災害時における交通誘導業務等に関する協定」）

（1）交通規制の内容

ア 警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時、直ちに走行中の車両を道路

左側に寄せ停車させる。停車にあたってはできる限り、トンネル、橋梁を避け、道路の中央部は緊急通行車両の通路として確保する。

イ 道路管理者は、降積雪の状況、雪崩発生の危険性 その他の理由により通行が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

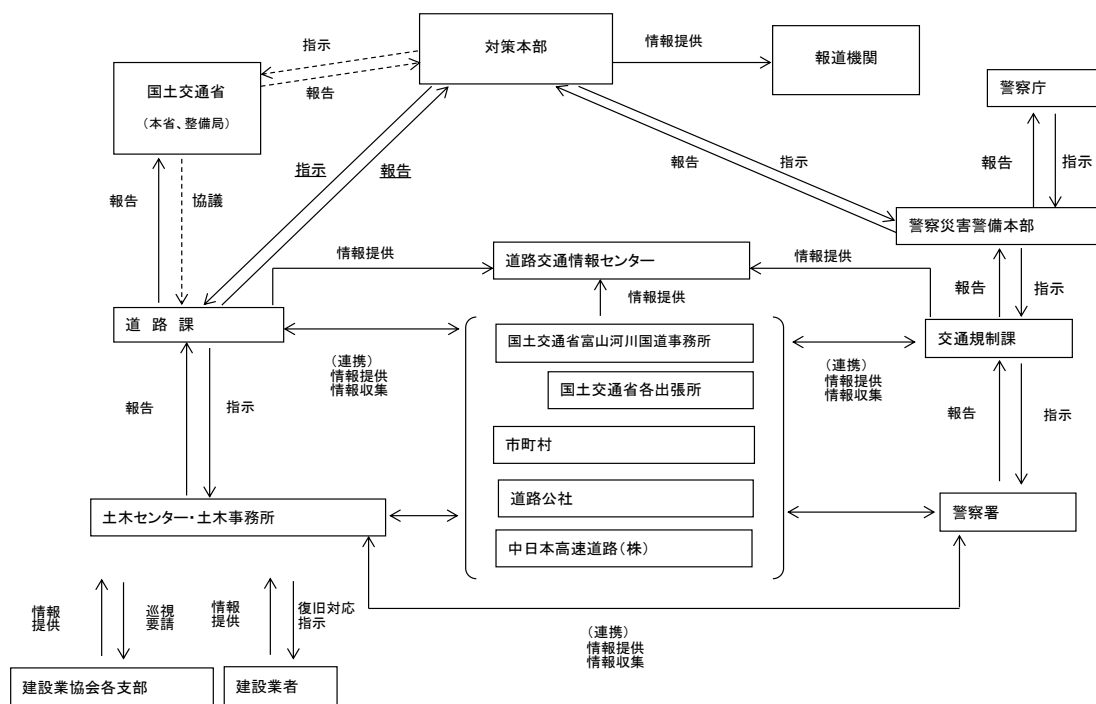
ウ 県公安委員会は、危険区域での一般車両通行禁止及び危険区域内への流入禁止又は迂回措置をとる。

エ 県公安委員会は、県境においては、隣接県公安委員会の協力を得て、県内方向への車両通行禁止又は迂回措置をとる。

(2) 交通規制の広報

県公安委員会及び道路管理者は、交通規制を実施した場合、警察庁、国土交通省、県、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関を通じて交通規制の内容を広報し、秩序ある交通を確保する。

雪害時の交通情報の収集伝達フロー



第2 緊急交通路の確保

1 緊急陸上交通路の確保 (自衛隊、県警察本部、各道路管理者)

県公安委員会は、車両による人員、救援物資の緊急輸送に対応するため、道路管理者と協議し緊急陸上交通路を確保する。

(1) 緊急交通路の指定

災害応急活動において、救援物資、要員の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。

県公安委員会は、道路被害状況の調査結果に基づいて、あらかじめ定められた **緊急輸送道路**

を中心に、道路管理者と協議のうえ、緊急交通路にあてる道路を指定し、各流入部において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

道路管理者は、災害により道路施設が被害を受けた場合、これらの道路を重点的に応急復旧し、緊急交通路を確保する。（資料 「6-1-2 [緊急輸送道路一覧表](#)」）

(2) 運転者の義務

緊急交通路の指定が行われたときは、当該緊急交通路にある緊急通行車両以外の車両の運転者は速やかに当該車両を緊急交通路以外の場所に移動する。

移動することが困難なときは、当該車両をできるかぎり道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 放置車両の撤去

ア 警察官の措置

警察官は、緊急交通路において、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令を行う。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

イ 自衛官、消防吏員の措置

自衛官又は消防吏員は、緊急交通路において、警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の命令又は措置をとったときは、その旨を当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

2 緊急海上輸送路の確保（伏木海上保安部、農林水産部、土木部、市町村）

港湾・漁港管理者は、豪雪による道路交通の途絶に伴う船舶による救援物資、要員等の緊急輸送に対応するため、海上輸送拠点施設に至るまでの航路等海上輸送における緊急輸送路を確保する。

(1) 船舶受入港湾・漁港施設の指定

港湾・漁港管理者は、関係機関と連携し、港湾・漁港施設の被害状況を調査するとともに、被害があった場合には速やかに応急復旧を行い、港湾・漁港施設の機能確保に努める。

また、被害の調査結果をもとに、速やかに緊急輸送用船舶を受け入れる港湾・漁港施設を指定する。

(2) 海上輸送路の確保

漂流物や沈殿物その他の物件によって、港湾・漁港内の船舶航行が阻害されないよう、港湾・漁港管理者は関係機関と連携し、漂流物等を除去し、安全な海上輸送路の確保に努める。

3 緊急航空路の確保（**県危機管理局**）

豪雪時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。

このため、県災害対策本部**航空運用調整班**は、ヘリコプターの運航状況やヘリポート・場外離着陸場の位置、面積、使用条件などヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリコプター**動態**管理システム」を活用し、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行う。

第3 災害時における車両の移動等

災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者等は放置車両の移動命令等の措置を行う。

1 道路管理者等の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（「道路管理者等」という。）は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対して、記録した情報の提供を行うものとする。

2 知事の措置

知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

3 公安委員会の措置

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

第4 輸送車両、船舶、航空機の確保

県、市町村及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するにあたり、人員及び物資等の輸送に必要な車両、船舶、航空機を調達し、輸送力の確保に努める。

また、輸送活動を行うにあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に配慮する。

1 輸送の対象となる範囲（**県危機管理局**）

(1) 第1段階

ア 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等、人命救助に要する人員・物資

- イ 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員・物資
- ウ 国、県、市町村災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保全要員等、初動の応急対策に必要な要員・物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料・水等、生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への移送
- エ 輸送施設の応急復旧に必要な人員・物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員・物資
- ウ 生活必需品

2 輸送手段（県危機管理局、県地方創生局、市町村、各鉄道事業者、自衛隊、伏木海上保安部）

輸送手段は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

(1) 陸上輸送

- ア 乗用車、貨物自動車、バス（以下「車両」という。）による輸送

道路交通が不能となる場合のほかは、車両により迅速確実に輸送を行う。

- (ア) 県、市町村及び防災関係機関は、自ら保有する車両を第一次的に使用する。
- (イ) 不足を生ずる場合は、公共機関が保有する車両、民間の車両、自家用の車両を借り上げる。
- (ウ) 必要に応じ、応援協力を締結している他県市や陸上自衛隊へ支援を要請する。

（資料「8-1 県有車両車種別」「8-3 一般乗合旅客自動車運送事業者及び保有車両」「8-4 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」）

- イ 鉄道、軌道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道により必要な人員、物資の輸送を行う。

鉄道等による輸送は、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、あいの風とやま鉄道(株)及び富山地方鉄道(株)に依頼する。

(2) 船舶による輸送

陸上輸送が不可能な場合又は海上による船舶輸送の方が効率的な場合においては、船舶により必要な人員、物資の輸送を行うものとする。

- ア 県、市町村及び防災関係機関は、自ら保有する船舶を第一次的に使用する。
- イ 不足を生ずる場合は、民間船舶（漁船を含む。）へ協力を要請する。
- ウ 必要に応じ、応援協定を締結している他県市や海上自衛隊、海上保安部へ支援を要請する。

(資料「8-6 船舶による輸送」)

(3) ヘリコプターによる輸送

地上輸送に支障がある場合又は山間僻地へ緊急に輸送の必要が生じた場合においては、ヘリコプターにより必要な人員、物資の輸送を行うものとする。

ア 県及び防災関係機関は、自ら所有又は運航するヘリコプターを第一次的に使用する。

イ 必要に応じ、応援協定を締結している他縣市及び自衛隊へ支援を要請する。

ウ 不足を生じる場合は、必要に応じ、民間機の協力を要請する。

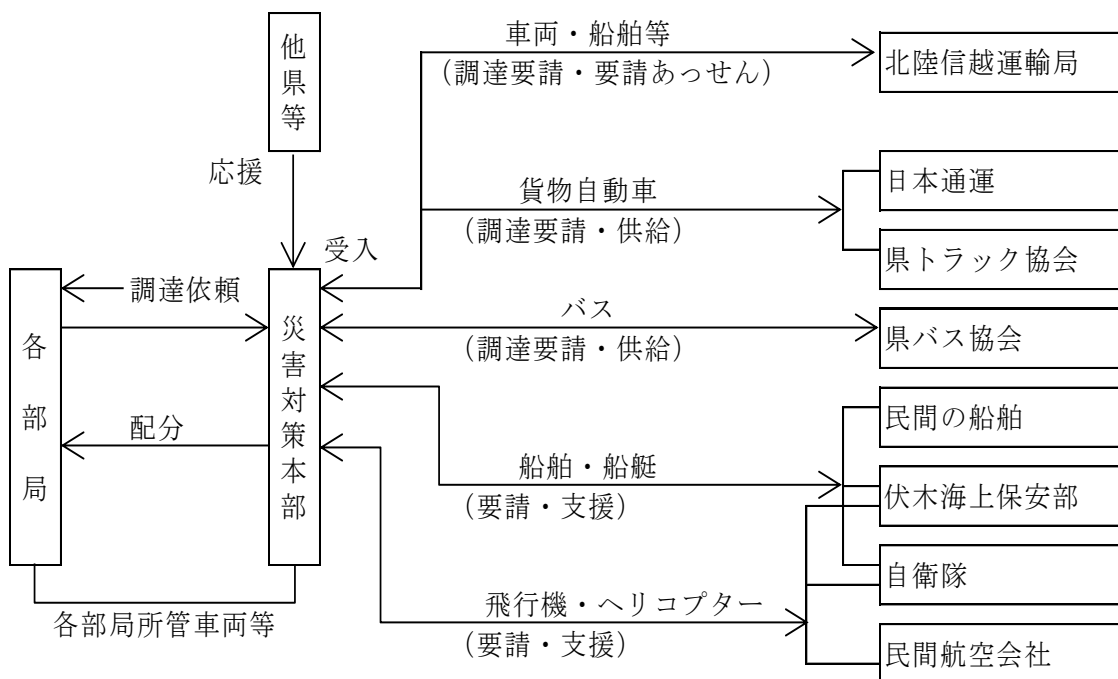
なお、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、必要に応じて災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

(資料「8-7 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」「8-8 自衛隊ヘリコプター諸元」

「8-9 場外着陸場一覧」「8-10 ヘリポートの準備」)

3 輸送車両、船舶等の調達（北陸信越運輸局、自衛隊、伏木海上保安部、県各部局、市町村、日本通運、県トラック協会、JR西日本）

(1) 県



ア 各部所管の車両等は、第一次的に所管の部が使用するものとする。ただし、必要に応じて、災害対策本部管財班が集中管理して運用するものとする。

イ 各部において、所管の車両等だけでは不足する場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡場所及び日時を明示のうえ、管財班長（管財課長）に車両等の調達を依頼するものとする。

ただし、土木工事のため、業者が所有する建設車両を調達するときは、土木部にあつては、建設技術企画班、農林水産部にあつては農林水産企画班に依頼するものとする。

ウ 他都道府県及び防災関係機関から車両等の供与があったときは、管財班において使用を調整するものとする。

エ 車両等が不足する場合は、北陸信越運輸局の関係事業者に対する協力要請により、所要数を調達するよう努力し、必要によっては、北陸信越運輸局長と協議のうえ、従事命令又は輸送命令を発し、緊急輸送に必要な車両を確保するものとする。

(2) 市町村

市町村は、車両、船舶等のあらかじめ把握してある調達先及び予定数に基づき、輸送手段を確保する。なお、車両等が不足する場合は、次の事項を明示して、他市町村又は県に対し、調達、あっせん等を要請する。

ア 輸送区間及び借上期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要な事項

(3) 北陸信越運輸局

災害輸送の必要があると認めるときは、船舶運航事業者、港湾運送事業者、鉄軌道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送力の確保に関する措置をとるよう指導するとともに、県の要請により、船舶、車両の調達に関する連絡調整を行うものとする。

特に、災害の救助のための必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対しては輸送命令を発する。

(4) 西日本旅客鉄道(株)

西日本旅客鉄道(株)は、県の要請確認に基づき、臨時列車の運行、迂回運転、災害応急対策用物資や人員の優先輸送の措置をとるとともに、被災者移送用に使用する乗合自動車の供給に努める。

4 緊急通行車両の取扱い (県危機管理局、県警察本部、中日本高速道路(株))

(1) 緊急通行車両の確認

災害時には、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限され、この規制措置のもとで、緊急通行車両を優先して通行させることとなる。

このため、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認を円滑に行うものとする。

ア 確認実施機関

緊急通行車両の確認は、知事又は県公安委員会が行う。なお、確認事務の所管は県においては総合政策局防災・危機管理課、県公安委員会においては県警察本部交通規制課とする。

イ 確認対象車両

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に使用されるもの
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に使用されるもの
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に使用されるもの
- (カ) 廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に使用されるもの
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- (ク) 緊急輸送の確保に使用されるもの
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に使用されるもの

ウ 確認手続き

災害時には、確認のための事務手続きに対する処理能力が十分確保できない状態が予想されることから、県公安委員会では、緊急通行車両の事前届出制度を設けており、当制度の効果的な運用に努める。

(資料「8-11-1 緊急通行車両の事前届出・確認手続等要領」

「8-11-2 緊急通行車両の標章及び証明書」)

(2) 緊急通行車両用燃料の優先供給

県及び市町村の緊急通行車両等については、富山県石油商業組合との「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」に基づき、優先的に石油燃料の供給を受ける。

(3) 災害派遣等従事車両の確認（高速自動車国道等有料道路の通行料金の免除）

ア 緊急自動車

緊急自動車(道路交通法第39条第1項)が高速自動車国道等有料道路を通行するときの取扱いについては、中日本高速道路(株)等の指示によるものとする。

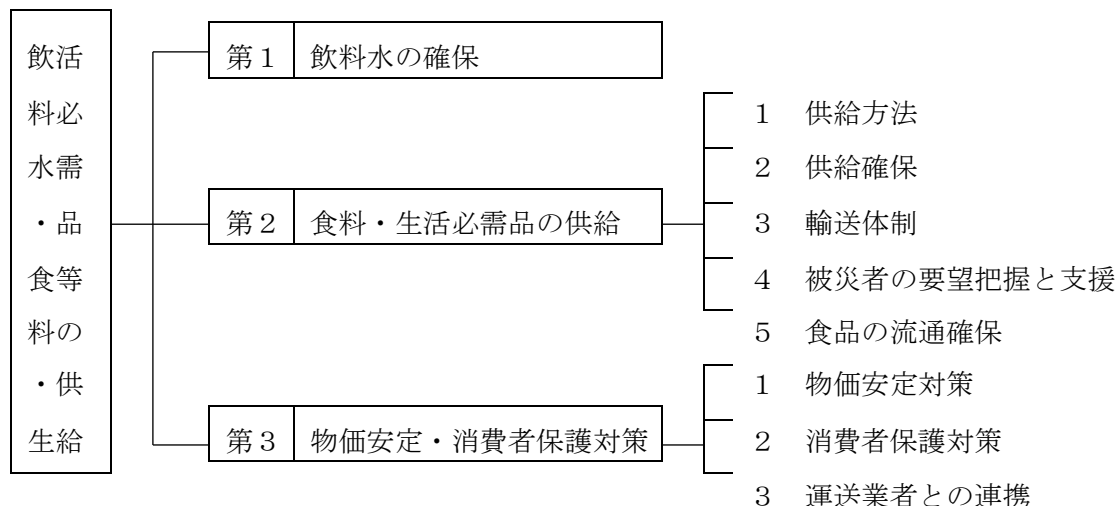
イ 緊急自動車以外の車両

道路整備特別措置法施行令第11条の規定に基づく料金を徴収しない車両を定める告示(平成17年国土交通省告示第1065号)による災害救助、水防活動又は消防活動のために使用する車両で、緊急自動車以外のものが高速自動車国道等有料道路を通行するときは、知事等が交付した災害派遣等従事車両証明書を携帯するとともに、予め道路管理者に通知するものとする。

第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

県及び市町村は、被災者に対し災害予防対策により確保した飲料水・食料・生活必需品を被災者に迅速に供給する。

対策の体系



第1 飲料水の確保（市町村）

市町村は、凍結等による上水道施設の被害が発生したときは、早急に応急復旧を図るとともに応急給水を実施する。

- 1 市町村は、災害が発生した場合、その地区の断水世帯数及び断水が一時的なものか長期にわたるものか等を的確に判断し、応急給水の対策をたてるとともに、正確な情報を断水地区の住民に広報する。
- 2 市町村は、住民の飲料水の確保対策として、拠点給水、運搬給水等を行うほか、住民の備蓄水などにより対処する。
- 3 市町村は、断水地区の状況を把握し、必要水量、給水車の必要台数等を算定する。
- 4 市町村は、断水地区への給水車の早期到達のため、地理に詳しい職員を配置する等、体制整備を図る。（資料 「5－8 応急給水用具等」「5－14 県内の上水道資機材等の保有状況」）

第2 食料・生活必需品の供給

市町村は、炊出し体制が整うまでの間は、被災者に対する食料として、備蓄や調達した非常食を供給するものとし、炊出し体制が整ってからは、米飯による炊出しを実施する。また、必要な生活必需品を迅速に供給する。

1 供給方法（市町村）

- (1) 被災者に対する食料・生活必需品の供給は、被災市町村が開設する避難所において、避難所ごとに、町内会等のうちからその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。
- (2) 食料・生活必需品の供給の対象者は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び障害者へ優先的に供給する。

2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

(1) 非常食・生活必需品

県は、次の措置により非常食・生活必需品を確保する。

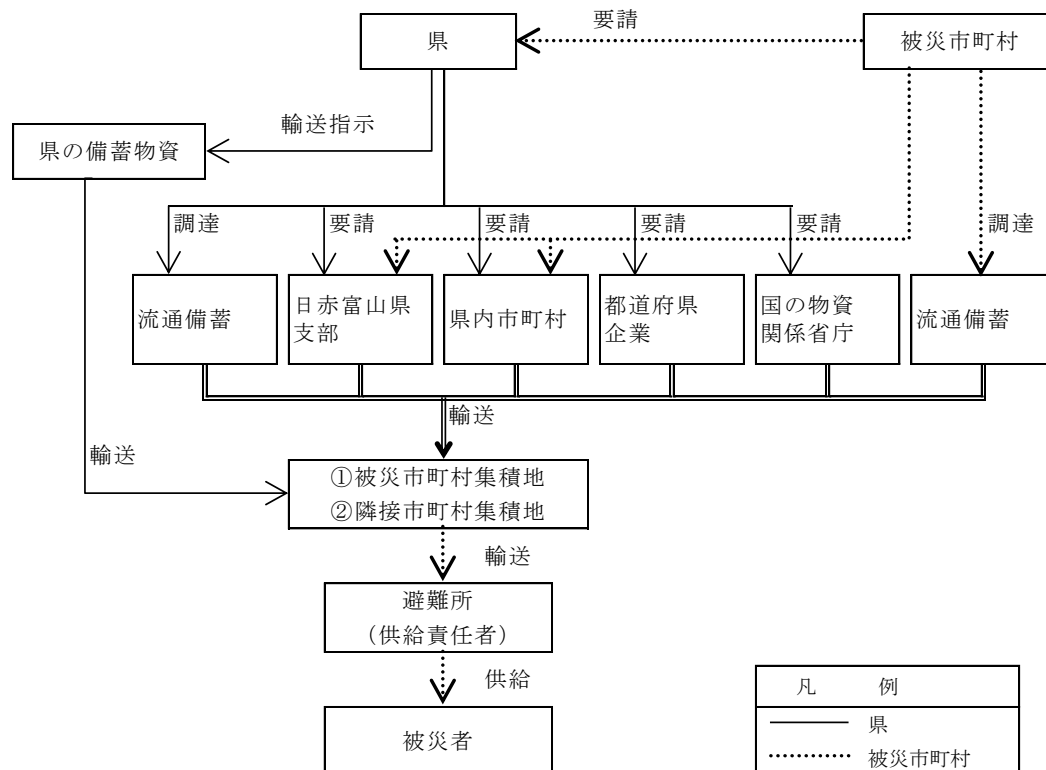
ア 被災市町村の非常食・生活必需品が不足した場合、当該市町村の要請により隣接市町村や他の市町村に供給要請を行う。

イ さらに被災市町村の非常食・生活必需品が不足した場合、当該市町村の要請により県の備蓄物資や流通備蓄を調達し、被災市町村又は隣接市町村の集積地に輸送する。ただし、県が特に必要と認める場合は、要請がなくても県の備蓄物資を供給する。

ウ 被災市町村に供給すべき非常食・生活必需品が不足した場合には、日本赤十字社富山県支部に供給要請を行う。また、さらに不足が見込まれる場合には、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請する。

※ 日本赤十字社富山県支部が行う非常食供給は、炊出し、資機材及び人的供給をいう。

非常食・生活必需品の救援物資の流れ



(2) 災害救助用米穀の調達

炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省農産局に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。

なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省農産局を通じて他県からの応援で対処する。

(3) 副食品、調味料の確保

広域かつ重大な被害により、副食品等の供給に異常が生ずるおそれのある場合には、関係機関の協力を求めて確保するとともに、市町村からの要請に応じ、調達あつせんする。

(4) 生鮮食料品の確保

必要な生鮮食料品は、卸売市場の卸売業者からの調達及び他県からの応援により対処する。

(5) 各機関の食料、生活必需物資の調達体制

各機関の調達体制は、次のとおりである。

機 関 名	実 施 内 容
市町村	1 市町村は、災害時において市町村が実施する被災者に対する炊出しその他による食料・生活必需品の給与のための調達計画（備蓄を含む。）を樹立しておくものとする。 2 調達計画は、米穀等の主食、副食、生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定めておくものとする。 3 市町村長は、災害救助法適用後、食料・生活必需品の給与の必要が生じたとき、直ちに知事の指示を受け、状況によりその調達を県厚生部に連絡する。
県厚生部	1 災害救助法適用後において、市町村から要請があったとき、又は県厚生部が被害状況から必要と認めたときは、県厚生部が備蓄している非常食・生活必需品を供給する。 2 不足する場合は、直ちに所要量の調達を県農林水産部、他市町村、日本赤十字社富山県支部等に依頼若しくは要請する。
県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、農林水産省（食料・物資支援チーム）及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。 2 玄米の場合には、県内の米穀販売事業者等に精米を委託し、配送する。 3 生鮮食料品については、卸売市場から調達する。 4 調達した食料は、県厚生部と協議のうえ定めた引継場所まで配送し、引渡すものとする。
卸売市場	県農林水産部から生鮮食品の調達について依頼があった場合、卸売業者、仲卸売業者又は関連業者から、入荷物品及び在庫品のうち必要量を確保するものとする。
農林水産省 <u>農産局</u>	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しを要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>農産局</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

（資料 「5-3 主食類応急調達系統図」、「5-5 主要食料品の生産量」「5-6 主要食料品の生産業者所在地」、「5-10 日本赤十字社富山県支部災害救護物資等交付基準」「5-16 災害救助物資備蓄状況」）

3 輸送体制（各防災関係機関）

(1) 食料・生活必需品の輸送は、要請を受けた関係機関が被災市町村と連絡を密にし、輸送を行う。

なお、被災地の行政機能が混乱・低下していることから要請を受けた関係機関は、担当者を指定し、その担当者は、要請物資が完全に被災地の担当者に渡るまで支援する。

(2) 他県・企業からの救援物資については、被災市町村や隣接市町村の集積地の状況をみながら、

県が指示する集積地に輸送する。

県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

県は、物資の緊急・救援物資の輸送・保管等を実施する上で、必要と認めるときは、（一社）富山県トラック協会へ緊急・救援物資の輸送、富山県倉庫協会へ緊急・救援物資の保管に関する要請を行う。

また、物資の輸送管理等を実施する上で、必要と認めるときは、（一社）富山県トラック協会又は富山県倉庫協会へ緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣依頼を行うものとし、物流専門家を災害対策本部又は関係市町村等へ配置する。

- (3) 道路の損壊により輸送困難な場合や交通手段がなく孤立している避難所には、ヘリコプターによる輸送を行う

4 被災者の要望把握と支援（県厚生部、市町村）

- (1) 避難所の供給責任者は、被災者の食料・生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、市町村に連絡する。
- (2) 市町村で対応できない食料・生活必需品等の要望については、市町村の要請に基づき県が応援する。

5 食品の流通確保（県農林水産部）

豪雪時には、食品の流通が停滞しその確保が困難となり、品不足、物価の高騰をもたらし、パニック状態になるおそれがあるので、各機関は連絡を密にし、食品の流通がある程度確保できるよう必要な事項を定める。

卸売市場は、被害状況を迅速かつ正確に把握し、市場取引業務に関し適切な指示を行い、可能な限り市場取引を継続し、生鮮食料品等の円滑な供給を図るため、次の措置をとる。

- 1 供給量の確保を図るため、卸売業者に対して、在庫品の放出を要請するとともに、産地・出荷者に対し、出荷要請を行う。
- 2 市場取引秩序を維持し、生鮮食料品価格の安定を図るため、販売方針の変更、買出人に対する規制等必要な措置を行う。
- 3 広域輸送基地として確保した市場では、本来の市場取引業務と輸送活動との適切な調整を図るものとする。

第3 物価安定・消費者保護対策

豪雪時には青果物や燃料等の安定供給が困難となり、品不足や価格の高騰が生ずることが予想される。

このため、県及び市町村は、生活必需品等の安定供給を民間事業者に要請するとともに、被災に便乗した値上げや被災者の弱みにつけこんだ悪質商法を監視する。

また、不要又は不急なものの買い急ぎ等のないよう県民への啓発、情報提供を行う。

1 物価安定対策（県生活環境文化部）

（1）物価の監視及び調査

ア 生活必需品

（ア）県は、生活関連物資について、県内の小売業者に対し価格監視を行う。

（イ）県は、生活関連物資について、富山県くらしのアドバイザーによる小売店舗への価格調査を実施する。

イ 家賃及び家屋修理費

県は、家賃及び家屋修理費について、県内の宅地建物取引業者や建築業者に対し、便乗値上げを防止するため、価格監視を行う。

（2）民間事業者への要請

ア 生活必需品

県は、百貨店、日本チェーンストア協会、富山県青果物商業協同組合連合会、富山県水産物商業協同組合連合会、富山県石油業協同組合、（一社）富山県エルピーガス協会等に対し、安定供給を要請する。

イ 家賃及び家屋修理費

県は、家賃については（公社）富山県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会に対し、また、家屋修理費については、（一社）富山県建築組合連合会、（一社）富山県建設業協会及び富山県瓦工事業協同組合等関連業界に対し、適正な価格維持等を要請する。

ウ その他

前記（1）の物価の監視により不当な値上げが認められた場合には、県は値上げの理由を聴取するなどして、不当な値上げを抑制する。

（3）物価情報の収集及び提供

県は、次のとおり物価情報の収集に努めるとともに、県民に情報を提供する。

ア 「物価ダイヤル」（TEL 076-444-3129）により、便乗値上げなどの情報を県民から収集するとともに、物価の監視及び調査の結果について県民に提供する。

イ 県民の物価に関する意識や物価行政に対する要望について、富山県くらしのアドバイザーに対する意識調査を実施する。

ウ 「くらしの情報とやま」災害特別号を発行し、県民に物価情報を提供する。

エ インターネット等を活用し、物価情報を県民に提供する。

オ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に物価情報を提供し、県民への提供を依頼する。

2 消費者保護対策（県生活環境文化部、市町村）

（1）消費生活相談の充実強化

県は、消費生活相談を、被災状況に応じ次のとおり充実強化する。

ア 消費生活センターの相談受付時間の延長等により、相談体制を強化する。

イ (一社) 生命保険協会、(一社) 日本損害保険協会及び富山県電器商業組合から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、生命保険、損害保険及び家電製品のトラブルに関する「特別相談110番」を開設する。

ウ 富山県弁護士会から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、賃借住宅や賃借マンション等のトラブルに関する「弁護士相談室」を開設する。

(2) 悪質商法の監視

県及び被災市町村は、悪質商法の発生が認められる場合には、警察との連携を密に行い、監視を強化する。

(3) 消費生活情報の提供

県は、次のとおり消費生活情報の提供に努める。

ア 消費生活センターから、定期的に消費生活情報を被災市町村及び避難所のファックスに送信することにより、「消費生活情報ファックスネット」を構築する。

イ 「くらしの情報とやま」災害特別号を発行し、県民に消費生活情報を提供する。

ウ インターネット等を活用し、消費生活情報を県民に提供する。

(4) 消費者啓発

被災地において、悪質商法の発生が認められる場合には、県は、次のとおり積極的に県民啓発を行う。

ア インターネット等を通じて、県民に注意を呼びかける。

イ ポスター及びチラシを配布し、県民に注意を呼びかける。

ウ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、県民啓発を依頼する。

3 運送業者との連携

降積雪時には、産地輸送業者が積雪地帯をさけることがあるため、県内業者が取りに行くことが一部見受けられることから、県は産地出荷団体を通じ、運送業者に対する道路の情報の適切な提供や協調体制を図り、また、県内運送業者との連携による物資の円滑な輸送維持を行い、県内への安定供給確保に努める。

第13節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策

廃棄物処理対策について、市町村は、収集運搬機材、仮置場、処理施設及び処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村との緊密な連絡のもとに円滑な処理に努める。

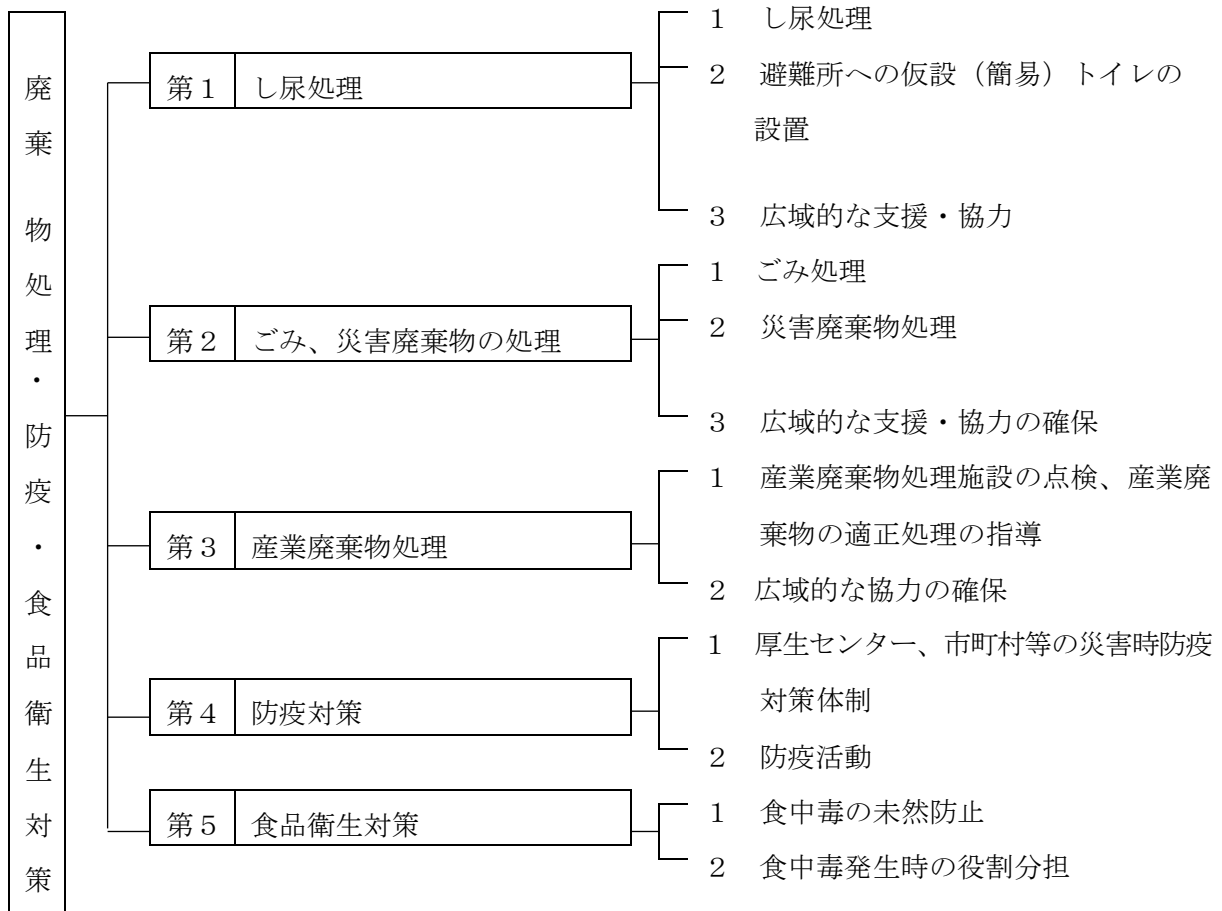
県は、市町村等を通じて情報を収集するとともに、広域的な処理を図るため、県下市町村の調整指導、廃棄物処理業者の団体等に対する協力依頼及び他県等の連絡調整を行う。また、廃棄物担当を災害対策本部に設置し、廃棄物の円滑な処理を推進する。このほか、産業廃棄物の処理については、事業者に対して適切な措置を講ずるよう指導する。

また、豪雪時の生活環境の悪化、り災者の体力の低下等によって感染症が発生し、又は多発するおそれがある。

被災地における防疫措置は、社会環境や衛生状態の悪化、その他予期せざる社会的悪化条件のもとで行われるものであるため、市町村に対する迅速かつ強力な指導を徹底し、感染症流行の未然防止に万全を期すものとする。

さらに、災害時には、県民の避難場所等において、炊出し等の食事提供が予想されることから、食中毒の未然防止を図るため、食品取扱者に対し清潔な材料・施設設備・器具等を利用して、安全で衛生的な食品を提供するよう、適切な監視指導を実施する。

対策の体系



第1 し尿処理

1 し尿処理（市町村）

市町村は、豪雪時においても円滑なし尿処理体制の維持を図るため、住民に対し除雪協力や収集方法の変更等について理解を求める。

また、し尿処理施設の点検及び周辺の除排雪を励行し被害の防止に努めるとともに速やかな復旧に努める。

2 避難所への仮設（簡易）トイレの設置（市町村）

市町村は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所に設置する。仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村）

市町村は、し尿の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

県は、市町村等による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村及び富山県環境保全協同組合及び(公社)富山県浄化槽協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。

なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理を行うため、隣接県等に対して、支援を要請する。（資料 「9-10 し尿処理施設一覧表」）

第2 ごみ、がれき等廃棄物の処理

1 ごみ処理（市町村）

(1) ごみ処理施設等の応急復旧

市町村は、ごみ処理施設等の点検及び周辺の除排雪を励行し、被害の防止に努めるとともに速やかな応急復旧に努める。

(2) ごみの処理

市町村は、豪雪時においても円滑なごみ処理体制の維持を図るため住民に対し、除雪協力や収集方法の変更等について理解を求める。

また、災害により一時的に発生した生活ごみや粗大ごみについては、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集を行う。また、生活ごみ等の処理にあたっては、収集したごみの一時的な保管場所や処理ルートを確保する。

(3) 避難所におけるごみの保管場所の確保

市町村は、避難所から発生する生活ごみの円滑な収集ができない場合には、避難所に十分な保管場所を確保するとともに、シート掛け等により、極力、生活環境の保全に努める。

2 災害廃棄物処理（県生活環境文化部、市町村）

市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行計画を作成するとともに、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じた損壊家屋等の解体・撤去等を行うことにより、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には被害の状況を踏まえ、関係機関等との連絡調整を図りながら災害廃棄物の処理のために県災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市町村に対して必要な助言や技術的支援を行う。ただし、甚大な被害を受けた市町村が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、必要により県が処理主体として直接処理を担うことがある。

3 広域的な支援・協力の確保（県生活環境文化部、市町村）

市町村は、生活ごみ、解体廃棄物、がれき、残骸物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

県は、市町村による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、（一社）富山県産業資源循環協会及び（一社）富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、隣接県等に対して支援を要請する。（資料 「9-11 ごみ処理施設一覧」）

第3 産業廃棄物処理

1 産業廃棄物処理施設の点検、産業廃棄物の適正処理の指導（県生活環境文化部）

県は、最終処分場等の産業廃棄物処理施設の被災状況を調査し、産業廃棄物の流出防止措置や被災した産業廃棄物処理施設の修復及び適正処理までの保管方法、保管施設等について、産業廃棄物処理施設を設置する事業所及び産業廃棄物処理業者に対して指導を行う。

2 広域的な協力の確保（県生活環境文化部）

事業者は、産業廃棄物の適正処理に努めるものとするが、産業廃棄物の保管が環境保全や生産活動に重大な影響を与えるおそれがある場合には、県は、産業廃棄物処理業者のあっせんを行う。

第4 防疫対策

災害に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期するため、厚生センター及び市町村において、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施する。

県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

1 厚生センター、市町村等の災害時防疫対策体制（県厚生部、市町村）

(1) 厚生センター、市町村における災害時防疫対策組織の設置

ア 厚生センター災害防疫組織の設置

県災害対策本部健康班、感染症対策班（健康対策室）の指示のもとに、厚生センター災害防疫組織を設置する。

イ 市町村災害防疫組織の設置

厚生センターの災害防疫組織に準じ、関係職員による災害防疫活動組織を編成し、管内の防疫活動を行う。

(2) 医療機関、医師会及び消防本部との連携

各厚生センター及び市町村ごとに整備された連絡体制に基づき、管内の医療機関、医師会及び消防本部との連絡を緊密に行う。

(3) 防疫資材の確保

ア 防疫用器具機材、薬剤等の種類と数量の確認・確保

各厚生センター及び市町村は、防疫用器具機材、薬剤等の種類及び数量を把握し、不足する機材等については、速やかに確保する。

イ 防疫資材の需給状況に関する情報提供

県災害対策本部健康班、感染症対策班（健康対策室）は、各厚生センター及び市町村における防疫資材の需給状況を把握し、情報を提供する。

(4) 広報活動

県は、必要に応じ報道機関等を通じて広報活動を実施することにより、災害時の感染症の発生予防及びその蔓延防止について県民に注意喚起する。

2 防疫活動（県厚生部）

(1) 防疫指導

県は、防疫計画をもとに被災市町村に即応した指導を行う。

(2) 防疫指示

次に掲げる事項の指示を当該市町村における災害の規模、態様に応じ、範囲及び期間を定めて速やかに行う。

- ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）
第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒の施行に関する指示
- イ 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
- ウ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示

(3) 応援体制

被災市町村を管轄する厚生センターは、防疫活動を実施するにあたり要員に不足があるときは、県厚生部に対し隣接又は全厚生センターの職員の派遣依頼をする。

さらに、県は状況に応じて被災市町村と協議のうえ、他都道府県、自衛隊へ応援を要請する。

- ### (4) 検病調査及び滞水地域、集団避難場所、その他衛生条件の良好でない地域を優先し、緊急度に応じて段階的に順次、防疫活動を実施する。

(資料「9-3 防災用医薬品等卸売業者」「9-4 防疫用備品」)

第5 食品衛生対策

災害時において、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視指導を行う。

1 食中毒の未然防止（県厚生部）

被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を未然に防止し、必要に応じ食品衛生指導班を編成して、監視指導を実施する。

- (1) 食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣して、食品の配送等における衛生確保の状況を把握し、必要に応じ監視指導を実施する。
- (2) 食品衛生監視員を避難所等に派遣して、食品の衛生的取扱い・加熱調理・食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。
- (3) 食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、衛生上著しく劣る場合には、改善指導する。
- (4) 食品衛生協会の食品衛生指導員は、被災地の厚生センターと協力し、食品関係営業施設に対し、加熱処理等食品の衛生的取扱いについて、相談に応じ指導する。
- (5) 被災地の厚生センターとの連絡体制を確保し、必要に応じ近隣各県に対し衛生確保のための支援を要請する。

2 食中毒発生時の役割分担（県厚生部）

食中毒患者が発生した場合には、検査を実施し、被害の拡大防止に努めるとともに、必要に応じ関係機関等と連絡調整を行う。

- (1) 食中毒患者が発生した場合については、食品衛生監視員に検査を実施させるとともに、食中毒の原因食品・原因施設等を調査して、被害の拡大防止に努める。

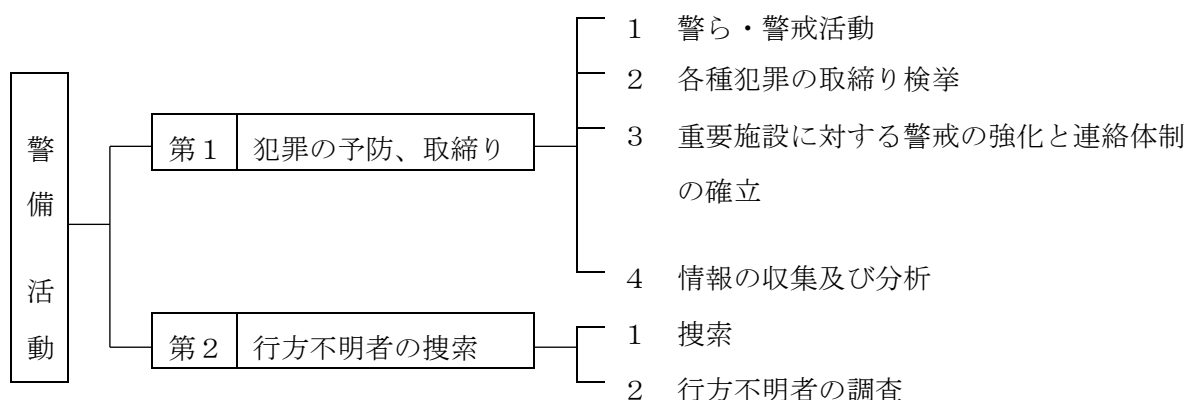
- (2) 食中毒被害が拡大し、処理が困難であると認められる場合には、速やかに厚生労働省に報告するとともに、近隣各県に支援要請を行う。

第14節 警備活動

豪雪時には、一時的あるいは長期的に社会生活上に大きな混乱が生ずることが予想され、さらに、時間の経過とともに、被災者の不安、生活必需物資の買占め、売り惜しみ、不当価格販売及びこれらの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

このため、警察は、豪雪時において、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに雪害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防等の警備活動を推進する。

対策の体系



第1 犯罪の予防、取締り

被災地では、物資の欠乏、戸締まりの不完全、将来に対する不安感等から各種犯罪の発生しやすい状態となる。このため、警察は次の点に留意し、住民の不安を軽減し、混乱の発生を防止するため、窃盗、暴力事犯、経済事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行う。

1 警ら・警戒活動（県警察本部）

（1）犯罪の予防活動

被災地の混乱に乗じた窃盗等の各種犯罪を予防するため、警ら・警戒活動を実施する。

（2）避難場所、避難所、救援拠点施設等に対する警戒活動

避難場所、避難所、食料・救援物資・復旧資材その他生活必需物資の貯蔵（集積）場所及び官公署等公共施設に対する立寄り、警ら・警戒活動を実施する。

2 各種犯罪の取締り検挙（県警察本部）

災害による混乱のため、凶悪犯、窃盗犯、粗暴犯、知能犯、性犯、経済事犯等の各種犯罪の発生が予想されることから、次により犯罪の予防及び取締りを行い、住民の不安を除去し、混乱を防止する。

(1) 犯罪情報の収集と分析

犯罪の発生を未然に防止し、人心の安定を図るため、各種犯罪の発生状況及びその拡大予想、住民の不安動向に関する情報を収集分析し、防犯対策に役立てる。

(2) 警戒取締り体制の強化

特別警戒取締班を編成して、犯罪情報の収集及び犯罪の予防・取締りにあたる。

(3) 金融・経済事犯に対する措置

金融・経済事犯については、主管行政機関との連携を緊密にし、生活必需物資、復興資機材の流通の確保及び物価安定に協力するとともに、悪質事犯に対する重点的な取締りを行う。

(4) 猟銃等に対する取締り

家屋の倒壊等に伴う猟銃、ライフル銃、残火薬類などの遺失、盗難事犯防止のため、当該猟銃等を警察又は販売業者で一時保管することとし、悪質事犯に対する取締りを徹底する。

(5) 火薬類、高压ガス、石油類、放射性物質等危険物に対する措置

ア 危険性のある施設に対しては、重点的に所要の警備部隊を派遣し、関係機関と連絡をとるとともに、付近住民の避難、救助、警戒線の設定、雑踏整理等を行う。

イ 施設の管理者等に対し、積極的に助言、指導、警告等を行い、被害拡大防止上必要な措置をとらせる。

ウ 石油類、可燃性ガス、有毒ガス等の漏出が認められる場合は、特に次の措置をとる。

(ア) 火気の使用禁止

(イ) 漏出範囲の確認、警戒線の設定及び避難措置

(ウ) 施設の管理者等による漏出防止及び防毒措置

(エ) 中毒防止方法の広報

3 重要施設に対する警戒の強化と連絡体制の確立（県警察本部）

次に掲げる施設に対する警戒を強化するとともに、管理者又は責任者との連絡を密にして自主警戒体制及び異常時における連絡体制を確立する。

(1) 避難地

(2) 食料その他応急物資の集積又は配給所

(3) 主要官公庁

(4) ガス、水道、電気、電話等の主要施設

(5) 武器、爆薬、火薬等の貯蔵所

(6) 空港、鉄道、船舶その他交通機関

4 情報の収集及び分析（県警察本部）

次の事項に関する情報を収集分析し対策を講ずる。

(1) 流言飛語

(2) 交通機関利用者、運転者、観光客等の動向

第2 行方不明者の捜索

行方不明者については家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の深い問題である。このため、行方不明者の捜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

1 捜索（県警察本部）

(1) 部隊の大量投入による広範囲な捜索

被災地域が広いことが予想されることから、行方不明者の把握に困難を伴うため、警察災害派遣隊等特別派遣部隊を早期、大量に投入して、広範囲な捜索活動を実施する。

なお、捜索を効率的に行うため、県・市町村に対し、大型工作機の投入要請を行う。

(2) 関係機関と連携した効率的な捜索

県及び市町村の災害対策本部へ連絡員を派遣するとともに、自衛隊、消防及び海上保安部との連携により、効率的に行方不明者を捜索する。

なお、行方不明者の所在が確認できない場合は倒壊家屋や河川・海上等を繰り返し捜索する。

(3) 警察犬、災害救助犬の活用

捜索にあたっては、NPO法人全国災害救助犬協会との連携により、警察犬、災害救助犬を効率的に活用する。（資料「1 2 - 2 3 災害時における災害救助犬の出動に関する協定」）

2 行方不明者の調査（県警察本部）

(1) 行方不明者等の調査依頼

ア 相談所の開設

大規模な災害発生後速やかに、警察署、交番等に迷い子、行方不明者相談所を開設する。

イ 名簿の作成

避難所へ被害調査班を派遣して、避難者と迷い子、行方不明者の把握に努め、把握した迷い子行方不明者については名簿を作成し、県警察警備本部及び署警備本部に備え付け、一元的に管理するとともに安否の照会に対応する。

ウ 相談窓口・相談コーナーの設置

迷い子、行方不明者に関する相談に応じるため、避難所に相談窓口を設置し、要員を派遣する。

また、外国人の行方不明者対策として、外国人相談コーナーもあわせて設置する。

エ 他の警察活動との連携

救出・救護活動及び検視活動との連携により、迷い子、行方不明者の発見に努める。

(2) 関係機関との連絡体制

ア 被災市町村等と対策本部との連携

市町村災害対策本部、自衛隊、消防との連携により、効率的に行方不明者を把握するため、これらの機関へ相互に連絡員を派遣し、把握情報を共有化する。

イ 報道機関との連携

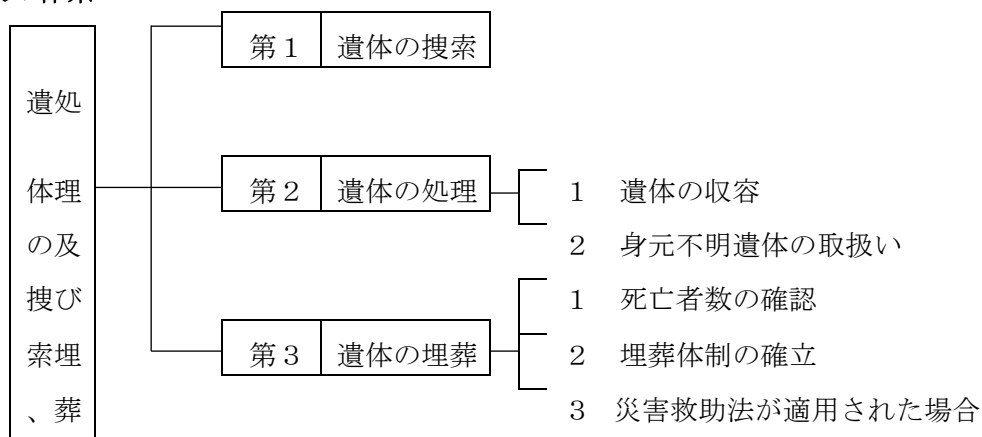
報道機関へ積極的に迷い子、行方不明者に関する情報を提供し、マスメディアを活用した発見活動に努めるなど報道機関との連携を強化する。

第15節 遺体の搜索、処理及び埋葬

豪雪時には家屋の倒壊や雪崩の発生により、多数の死傷者が生じるおそれがある。

市町村は、雪害により死亡者が発生したときは、警察、医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携をとりつつ、遺体の搜索、処理、埋葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、人心の安定を図る。

対策の体系



第1 遺体の搜索（自衛隊、伏木海上保安部、県警察本部、市町村）

- 1 市町村は、被災し、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者について搜索を行う。この場合、警察、消防、伏木海上保安部及び自衛隊と緊密な連携をとることとする。
- 2 市町村は、必要があれば、遺体の搜索を労力、資機材を借り上げて速やかに実施する。
- 3 市町村の実施する遺体の搜索にあたっては、県警と協力し、行方不明者の届出の受理と関係情報の入手に努める。

第2 遺体の処理

市町村は、死亡した者について次の範囲内において遺体に関する処理を行う。なお、大規模な災害により遺体の搬送車、棺等が不足する場合は、広域的かつ速やかに情報を収集し、調達するものとする。

- 1 遺体の収容（伏木海上保安部、県警察本部、市町村、日本赤十字社富山県支部、富山県医師会）
 - (1) 可能な限り屋内の広い場所を確保し、医師会の協力を得て遺体の検案を行う。なお、警察官及び海上保安官は検視その他の所要の処理を行う。
 - (2) 埋葬業者の実態を把握し、多数の遺体に伴う棺の確保に努める。
 - (3) 検案、検視を終えた遺体を警察、消防及び海上保安部の協力を得て収容、引渡しにあたる。

- (4) 遺体の安置所は、被災現場付近の寺院、公共建築物等の適当な場所とする。ただし、適当な建物が無い場合は天幕、幕張り等の設備を設ける。
- (5) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材の調達・確保に努める。
- (6) 遺体処理表及び遺留品処理表を作成のうえ、遺体を納棺し、さらに、献花のうえ、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に添付する。
- (7) 必要に応じて日本赤十字社富山県支部に遺体の検案等についての協力を要請するものとする。

2 身元不明遺体の取扱い（市町村、県警察本部、富山県歯科医師会）

身元不明遺体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。

第3 遺体の埋葬

災害による犠牲者の遺体の埋葬を行おうとする者は、死亡に係る所定の手続きを完了のうえ、速やかに埋葬を実施するものとする。

なお、正規の手続きを経ていると、遺体の損傷等により公衆衛生上問題が発生すると認められる場合、市町村は手続きの特例的な取扱いについて県を通じて厚生労働省に協議する。

また、遺体の埋葬を行う者がいないとき又は判明しないときは市町村長がこれを行う。

1 死亡者数の確認（市町村）

市町村は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

2 埋葬体制の確立（県厚生部）

災害の状況によっては、遺体の数が極めて多いこと、交通事情の混乱もあることなどから被災市町村のみで速やかな埋葬を実施することが困難な事態も予想される。このような場合、県内各市町村あるいは状況によっては県域を越えた広域的な協力体制のもとに搬送車や火葬場を確保するなど、大規模災害等の緊急事態に機動的に対応していくことが必要である。このため、富山県広域火葬計画に基づき、県は適宜、市町村に対し、埋葬に関する情報を提供するとともに、広域的な協力体制の整備に努める。

3 災害救助法が適用された場合（県厚生部、市町村）

災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害の際死亡した者について遺体の応急的処理程度のものを行うものとする。

なお、棺、埋葬又は火葬費及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給するものとする。

第16節 ライフライン施設等の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信の各ライフライン施設は、都市化の進展とともに、高度化、複合化しており、また、住民の依存度も著しく高まっている。

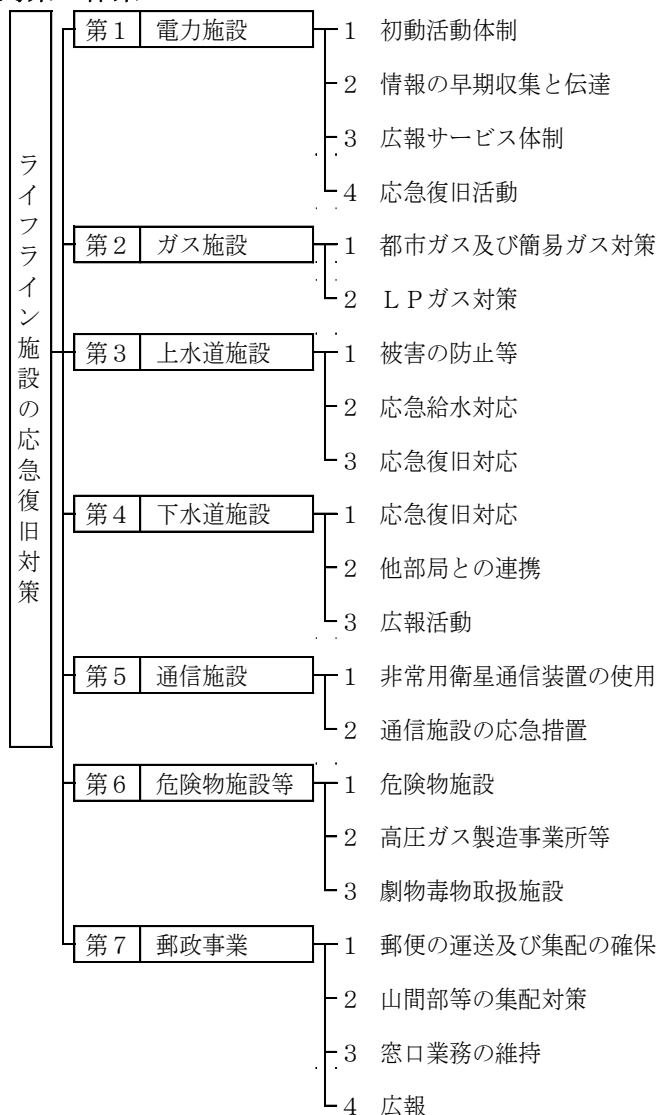
降積雪時におけるライフライン施設の損壊等によるサービスの低下や通信の途絶は、住民の生活や産業活動の維持に深刻な影響を与えるおそれがある。

このため、ライフライン関係機関は、降積雪時における活動体制を確立し、相互に連携を保ちながら、被害の防止とできるかぎり早急な応急復旧対策を迅速に実施するものとし、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

また、雪圧、凍結等による危険物施設等の損傷は、二次災害を引き起こし多大な被害を及ぼすおそれがあるため、応急対策の実施による安全確保を図る。

さらに郵政事業についても、交通途絶等によるサービス低下が予想され、日常生活に大きな支障を与えるおそれがあることから、その業務維持の確保を図る。

対策の体系



第1 電力施設

降積雪等により電力施設が損壊し供給が停止した場合には、電力復旧は他機関の復旧作業や民心の安定など社会的に大きな影響を及ぼす。被害状況を早期に的確に把握し、社内・外の応援体制を含めた要員と災害復旧用資機材により、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。一方、マスメディアを通じて事故状況・復旧状況の情報提供を行い、電気災害の防止に努めるとともに、可能な限り広報車を出しての現場広報も展開する。

1 初動活動体制（北陸電力、北陸電力送配電）

（1）除雪等

- ア 雪による停電事故防止のため屋外設備及び機器周辺の除雪を励行する。
- イ 復旧作業の早期実施のため、道路管理者に除雪の推進について要請する。

（2）防災体制の発令

- ア 非常災害の情勢により防災体制を発令する。即ち、災害が予想される場合は警戒体制を、災害が数時間以内に発生することが予想される場合又は発生した場合は、非常体制を発令する。対策組織としては、本店に総本部、支店・支社に本部、支店支社の各部所に支部を設置する。
- イ 従業員は非常災害時の「従業員行動指針」に基づき出動する。

（3）社外応援体制

- 被害状況に基づき、
- ア メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出しを行い、応急復旧を依頼する。
- イ 他電力会社の応援が必要な場合は、中央電力協議会を通じて資機材・役務の融通を依頼する。

2 情報の早期収集と伝達（北陸電力、北陸電力送配電）

- （1）国、地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との迅速、的確な情報交換を行う。
- （2）保安用社内電話、公衆電話、移動無線、非常無線、衛星通信システム及びテレビ会議システムを活用し情報の早期収集、伝達を行う。
- （3）ヘリコプターの出動により設備被害の情報収集を行う。

3 広報サービス体制（北陸電力、北陸電力送配電）

被害状況及び復旧状況並びに屋根雪下ろし時の注意喚起や公衆感電等の二次災害防止を主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオの報道機関を通じて行う。

4 応急復旧活動（北陸電力、北陸電力送配電）

（1）基本対策

- ア 復旧活動については需要者の安全を第一に、安全確認を徹底しながら行う。

イ 臨時巡視・点検による設備異常箇所の早期把握、復旧計画・体制の確立を行う。

ウ 被害状況にもとづき、災害復旧資機材及び要員を確保する。

資機材及び要員が不足する場合、メーカー、施工者、関係会社、及び他支店・支社、他電力会社に支援を要請する。

エ 保安通信回線の確保のため、必要により通話制限措置を実施する。

(2) 設備別災害の復旧対策

ア 発電所設備

発電所は、供給力確保を重点に災害発生後の需給状況や被害状況等を勘案し、早期復旧に努める。また、変電所は、重要度及び被害状況に応じて、移動用変電設備の活用で早期復旧に努める。

イ 送電設備

被害を受けた送電線路の重要度や被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り他ルートからの送電等で電力供給を確保するとともに、早期復旧に努める。

ウ 配電設備

自治体等との協議に基づき、病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁、避難所等の公共施設を優先に、発電機車、移動変圧器車で応急送電を行う。

第2 ガス施設

1 都市ガス対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部）

(1) 初動活動体制

気象状況及び報道機関、気象庁の情報により、災害発生が予想される場合は、あらかじめ定めた自主出社基準、巡回ルート及び点検基準に基づき点検を行い、必要な補強措置を施し被害の防止に努める。

災害が発生し、ガス施設が被災したときは、上記により被災状況の把握に努めるとともに、次の体制で即応する。

ア 情報収集

テレメータ及びガバナ集中監視システム等による供給所及び主要導管の圧力・流量異常並びに移動無線車及び各事業所等の情報に加え、需要家からの通報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。

イ 緊急巡回調査

直後情報に基づき、主要な導管ルート及び主要なガス使用建物を巡回点検し、被害状況の把握及び応急措置に努める。

ウ ガスの供給停止

被害の規模が甚大なときは、全面的な供給停止を行う。なお、被害が地域的に限定されている場合は、効率的な復旧を図るべく導管網ブロックを限定し、当該地域の供給停止を行う。

(2) 災害時広報

豪雪のためガス事故の多発が予想される時又は事故が発生し、ガス供給停止を行うときは直ちに広報車及び需要家訪問により広報を行うほか、報道機関等に依頼し、広報の周知徹底に努める。

また、復旧は導管網ブロック毎に順次、復旧となるが、ガスの供給再開まで上記手段により、次の要領で適時適切な広報の周知徹底を行うとともに需要家設備の安全確認テストを実施し、二次災害の防止、無事故復旧に努める。

ア 降積雪時の広報

除雪や積雪荷重によるメーター、ガス管、排気筒の損傷防止とガス漏れの危険性

イ 供給停止時の広報

(ア) 供給停止した範囲及び規模（町名、需要家数）

(イ) ガス栓、メーターガス栓の閉止（需要家への協力依頼）

(ウ) ガス臭やガス設備の異常発見時の通報、連絡（需要家への協力依頼）

ウ 復旧状況の広報（報告）

(ア) 復旧状況の概要と復旧完了予定の時期

エ 復旧完了及び供給再開の広報

(ア) 復旧完了による供給再開日の案内と在宅（需要家への協力依頼）

(イ) 社員による安全確認テスト実施まで、ガス使用禁止（需要家への協力依頼）

(3) 関係機関との連携等

災害時においては、防災関係機関との情報交換及び監督官庁、同業他社等への報告あるいは復旧応援要請並びにライフライン関係機関相互の情報交換等が不可欠であり、このため、情報窓口も一本化し、統制ある総合的情報として、二次災害の防止と早期復旧に努める。

ア 防災関係機関との情報交換

富山県災害対策本部をはじめ、関係市町村災害対策本部、消防及び警察とは密接な連携をとり、情報収集と最新情報の提供に努める。

イ 監督官庁及び同業他社への報告、応援要請等

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署へ被害状況及び対応措置を報告するとともに、全国同業他社へは（一社）日本ガス協会及び（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部を通じて、この報告とともに必要に応じて復旧応援の要請を行い、早期復旧に総力を結集する。

(4) 復旧

ア 復旧優先順位

被害調査の結果に基づき、早期に供給を再開できる中圧路線及び比較的被害の軽い導管網ブロックが復旧の優先対象となるが、同時に次に掲げる対象物件等その重要度に応じ、早急にガス供給の再開に努める。

- 1位 病院及び療養施設等
- 2位 被災住民の避難場所
- 3位 公共施設等

また、地区的優先順位は

- 1位 住居地区
- 2位 商業地区
- 3位 工業地区

イ 復旧のための体制

甚大な被害に対しては、一企業のみでの復旧対応は不可能である。ガス事業界では、（一社）日本ガス協会及び（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部を中心として、全国同業他社の相互応援体制が整い、既の実績として機能している。この体制を十分活用し、早期復旧に努めるべく、災害発生時には直ちに受入体制を整える。

また、復旧資機材等の備蓄の他、製造メーカーや全国管材取扱商社(店)及び復旧応援事業者の協力を得て緊急収集に努める。

2 LPガス対策（県危機管理局、市町村、（一社）富山県エルピーガス協会）

（1）災害時広報

県、市町村及び（一社）富山県エルピーガス協会は、豪雪のため、LPガス事故の多発が予想されるときは、報道機関の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について、周知、広報活動を行う。

（2）応急復旧活動

（一社）富山県エルピーガス協会は、「富山県LPガス災害対策要綱」、県及び全市町村と締結した「災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書」に基づき、次の対応をとる。

ア 富山県LPガス災害対策本部による活動

（ア）設置

以下の災害が発生した場合に、LPガス災害対策本部を設置する。

- ・ 県が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置する災害
- ・ 災害救助法が適用される災害
- ・ 気象庁発表の震度6弱以上の地震等の災害

なお、必要に応じ、現地対策班も設置する。

（イ）活動

- ・ 消防との連携のもと、会員事業所による容器バルブの閉止、容器の安全性の確保などLPガス設備の緊急安全点検の実施
- ・ 被害状況の収集、分析及び連絡
- ・ LPガス設備災害復旧応援要員の派遣及び緊急物資の支援

・関係機関・団体との連絡・調整

イ LPガスの安定的な供給

県及び市町村の要請を受け、分散型エネルギーの利点を生かし、避難所、救護所等への設置など、LPガスの優先的、安定的な供給に努める。

第3 上水道施設

降積雪や凍結等により上水道施設が破損し給水能力の低下をきたし、日常生活に大きな影響を与えることが予想される。

水道事業者は、被害の防止及び軽減を図るとともに、被害が発生した場合には、可能な限り飲料水を確保し、円滑に応急給水を行う。また、応急復旧についても、的確な被害状況の把握に基づき応急復旧計画をたて、早期に復旧を完了し、正常給水に努める。

1 被害の防止等（県厚生部、県企業局、市町村）

水道事業者は、水道施設の被害防止及び軽減を図るため、常時、機器設備等の点検及び除排雪に努めるとともに、利用者に対し、給水管の保護、被害発生時の措置等について広報し、協力を求める。

2 応急給水対応（県厚生部、県企業局、市町村）

水道事業者は、災害時においても速やかに給水を確保するよう努める。また、水道事業者は、給水にあたっては、すべての被災者に対して等しく配給しなければならないが、なかでも人命救助を担う病院、診療所等の医療施設への給水については、最優先されるよう配慮する。

県は、被害の状況に応じて市町村相互の支援、協力について必要なあつせん、指導及び要請を行う。

3 応急復旧対応（県厚生部、県企業局、市町村）

水道事業者は、的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から、応急給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに正常給水を行うよう努める。

また、被害が甚大な場合は、他の市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。

第4 下水道施設

下水道管理者は、雪害による被害の防止及び軽減を図るとともに被害が発生した場合には、的確な被害状況の把握に基づき応急復旧計画をたて、早期に復旧を完了し、正常処理に努める。

1 応急復旧対応（県土木部、市町村）

災害が発生した場合は、直ちに、下水道施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧活動には、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

（1）被害状況の調査及び施設の点検

災害発生後、速やかに被害状況の調査及び施設の点検を行うとともに、二次災害発生のおそれのある施設など緊急度の高い施設から、順次、重点的に実施する。

（2）応急措置

ア 汚水、雨水の流下、排除に支障のないよう応急措置を実施し、管渠施設の回復を図るものとする。なお、住民が排雪溝として使用することが多いので、土砂及びごみの流入や多量の排雪による閉塞を防止するために広報活動を実施するものとする。

イ 処理施設

下水道管理者は、常時、処理施設、機械、工具等の点検及び周辺の除排雪を励行するとともに、被害時には予備機器への切替えを迅速に行い、また、停電時には非常用自家発電装置により運転を行うなど、処理機能の低下、停止を防止するものとする。

（3）応急復旧計画の策定

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。

なお、策定にあたっては、①応急復旧の緊急度、②応急復旧工法、③応急復旧資材及び作業員の確保、④設計及び監督技術者の確保、⑤復旧財源措置等を考慮する。

（4）二次災害防止の緊急措置

施設の被災による二次災害を防止するため、次により遅滞なく適切な措置を講ずる。

ア 管路施設

管損の閉塞によるホール等からの汚水の溢水に対する措置

イ 処理場・ポンプ場施設

（ア）ポンプ設備の機能停止に対する措置

（イ）停電、断水及び自動制御装置停止に対する措置

（ウ）池及びタンクからの溢水及び漏水に対する措置

（エ）塩素ガス、消化ガス、燃料、薬品等危険物の漏洩に対する措置

（5）広域支援体制

ア 県は、市町村相互の支援、協力について、必要なあつせん、指導及び要請を行う。

イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部ブロック構成員に支援を要請し、十分な応急復旧体制を確立する。

2 他部局との連携（県厚生部、県土木部、県企業局、市町村）

応急復旧にあたっては、関係する他部局、機関と協議を行い、他のライフライン施設の応急復旧と整合した効率的な復旧を図る。

特に、上水道施設と下水道施設の復旧は、相互に復旧進捗状況を確認するなど整合性を保ちながら進めるものとする。

3 広報活動（県土木部、市町村）

下水道施設の復旧完了までの間、必要に応じ、上水道等の使用制限を行い、その広報活動を行う。

第5 通信施設

1 非常用衛星通信装置の使用（NTT西日本、NTTドコモ）

災害時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置（衛星携帯電話を含む。）を出動させ、通信を確保する。

2 通信施設の応急措置（NTT西日本、NTTドコモ、各防災関係機関）

（1）公衆通信

西日本電信電話株式会社・株式会社NTTドコモ北陸支社は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保に留意し、速やかに応急復旧を行う。

ア 回線の被災には、非常用無線装置及び応急ケーブル等を使用し応急復旧を図る。なお、非常用無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災局には、非常用交換装置等を使用し、応急復旧を図る。

ウ 電力設備被災局には、移動電源車あるいは大型可搬型電源装置等を使用し復旧する。

エ 幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等により復旧する。

（2）専用通信

大規模災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、警察、気象台、国土交通省、海上保安部、JR、中日本高速道路株、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置を実施する。

第6 危険物施設等

雪圧、凍結等による危険物施設、高圧ガス製造事業所等、毒物劇物取扱施設の損傷は、爆発、火災、その他二次災害を引き起こし、多大な被害をおよぼすおそれがある。

これらの施設については、関係法令に基づき予防規程等が定められ防災体制が強化されているが、豪雪時における被害を最小限に抑えるため、関係機関相互の緊密な連携のもとに、雪害の種類、規模、態様に応じた、的確な応急対策を講ずる必要がある。

1 危険物施設（**県危機管理局**、市町村）

- (1) 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、雪等による危険物事故を防止するため、施設、設備の点検を強化し、除雪を励行する。また、事故発生時に備え、消防車両及び応急資機材等運搬車両の通行路を確保しておく。
- (2) 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程等に基づき火災、流出の被害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合には、直ちに危険物の取扱い作業を中止し、初期消火活動、危険物の流出防止の対策を講ずるとともに、速やかに消防機関に通報し、二次災害防止のための施設の点検、応急措置を行うものとする。
- (3) 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、状況に応じ消防機関等関係機関と緊密な連携を図り、危険物の回収、安全な場所への移動、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大を防止するものとする。（資料「3-17 危険物施設」）

2 高圧ガス製造事業所等（**中部経済産業局**、**中部近畿産業保安監督部**、**県危機管理局**）

- (1) 事業所の長は、雪等による高圧ガス事故を防止するため、製造所及び貯蔵所の点検を強化し、設備周辺の除雪を励行する。また、事故発生時に備え、消防車両及び応急資機材運搬車両の通行路を確保しておく。
- (2) 事業所の長は、高圧ガスの漏えい等が発生し、若しくは発生するおそれのある場合には、危害予防規程等に基づき直ちに高圧ガスの取扱い作業を中止し、可燃性ガスによる爆発や火災の初期消火活動、毒性ガスの除害活動等を講じるとともに、速やかに県及び関係官署に通報し、二次災害防止のための施設の点検等の応急措置に努める。
- (3) 事業所の長は、状況に応じ、県及び関係官署と連携しながら、高圧ガスの回収、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大の防止に努める。
- (4) 県、市町村及び関係官署は、被害拡大のおそれがあると認めるときは、周辺住民等の避難誘導、警戒区域の設定、交通規制及び広報活動を行う。（資料「3-20 高圧ガス製造、貯蔵、販売所」）

3 毒物劇物取扱施設（**県生活環境文化部**、**県厚生部**）

- (1) 施設の管理者は、雪等による毒物劇物取扱施設の損傷を防止するため、施設の除雪を励行する。また、事故発生時に備え、消防車両及び応急資機材運搬車両の通行路を確保しておく。
- (2) 施設の管理者は、毒物劇物による危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、危害を防止するための必要な措置を行うとともに、厚生センター、消防、警察又は海上保安部に通報する。
- (3) 施設の管理者は、警察、消防及び海上保安部と連携し、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。（資料「3-22 毒物劇物製造、販売所」）

第7 郵政事業（**日本郵便株式会社北陸支社**）

日本郵便株式会社北陸支社は、県民生活、社会経済活動の安定確保のため、豪雪時においても郵政

事業の円滑な運営確保を図る。

1 郵便の運送及び集配の確保

降積雪により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合、郵便物の運送、取集、配達を確保するため次の措置を講ずる。

(1) 経路及び手段等の変更

被災地における郵便の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、状況に応じ、運送、集配の経路又は方法の変更、臨時運送、集配便の開設等の応急措置を講ずるものとする。

(2) 運送及び集配の休止等

やむを得ないと認められるときは、災害の規模、郵便事業施設の被災状況に応じて、地域及び期間を限って郵便の運送、集配便数を減便し、又は運送及び集配業務を休止できる。

2 山間部等の集配対策

降積雪のため通常の方法により郵便物の集配を行うことが困難となった山間部等の地域については、配達郵便物を一定期間、配達郵便局に留置きし、隔日集配を行うか、又は受取人の出局を待つて窓口交付を行う。

なお、留置期間内に交付できなかった郵便物は、その期間経過後に配達するほか、あらかじめ配達することのできる地域内に郵便物の受取場所を定め、当該場所へ配達する。

3 窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の公衆に対する窓口業務の維持を図るため、次のとおり措置を行う。

- (1) 被災により業務継続が不能となった郵便局は、仮局舎を急設し窓口業務を迅速に再開する。
- (2) 移動郵便局等による臨時窓口を開設する。
- (3) 窓口支払資金を確保するとともに、窓口取扱時間又は取扱日の変更により被災者の利便を図る。

4 広報

豪雪時において、郵便業務に係る被害、応急対策の措置状況及び郵便業務の運営状況とその見通し等について、ラジオ、テレビ、新聞等報道機関を通じ適切な広報活動を行う。

第17節 公共建物等の応急対策

医療施設、社会福祉施設等の社会公共施設等が被災した場合、その役割、機能の早急な回復が必要とされる。

このため、こうした公共施設等の被害防止措置や速やかな応急復旧措置を講じ業務の維持と利用者の安全確保を図る。

対策の体系



第1 医療施設（県厚生部）

県は施設管理者に対し、除排雪の励行による業務の維持確保及び利用者の安全確保、停電時又は給水不能時の措置、患者の避難措置、重要器材の保管措置等を指導し、また、被災時には、被害のない医療施設に連絡して、人的物的応援を要請する。

第2 社会福祉施設等（県厚生部）

県は施設設置者に対し、除排雪の励行による業務の維持確保及び利用者の安全確保を指導する。

被害が発生した場合には、被害状況を調査し、復旧計画の策定等を指導するとともに、早期復旧に努める。

第3 卸売市場（県農林水産部）

卸売市場は、県民への生鮮食料品等の供給基地として、豪雪時においてもその機能の維持を確保する必要がある。

このため、施設管理者は施設の除排雪を励行するとともに、道路除雪について道路管理者に対し協力要請を行う。

また、施設が被害を受けたときは、被害状況を調査し、復旧のための対策を速やかに講ずる。

第4 社会教育施設（県教育委員会、市町村）

県は、除排雪の励行による業務の維持確保及び利用者の安全確保を、また、被災時には、被害状況調査や復旧計画の策定などを行い、当該復旧計画に基づき、速やかに復旧工事を行う。市町村立の社会教育施設についても、同様の措置が講じられるよう指導を行うものとする。

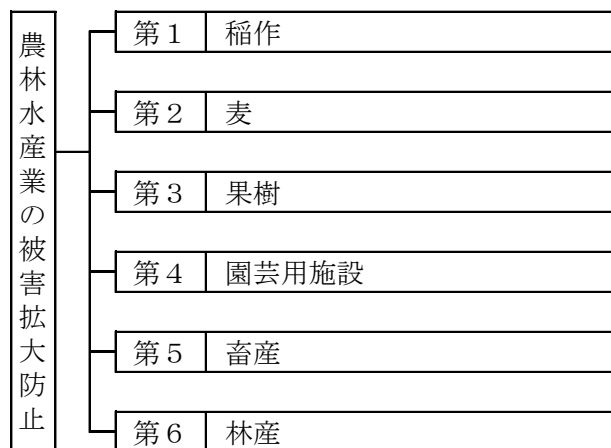
第5 文化財（県教育委員会、市町村）

- 1 文化財施設の所有者又は管理者は、施設の除排雪を励行しその被害防止に努める。
- 2 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに被害の拡大防止に努める。
- 3 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県教育委員会を經由して文化庁長官へ報告しなければならない。
- 4 県及び市町村は、文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

第18節 農林水産業の被害拡大防止

県及び市町村は降積雪等による農林水産業被害を防止し、又は被害拡大を防止するため、農業団体等と連絡を密にして速やかに措置を講ずる。

対策の体系



第1 稲作（県農林水産部）

降積雪情報を迅速に把握し、育苗施設や乾燥調製施設の設計基準を超えた積雪について、農林振興センター等を通じ除雪の指導徹底を図る。

第2 麦（県農林水産部）

積雪期間が長くなった場合、消雪剤（カーボンブラック）等による消雪を指導促進し、被害の拡大を防止する。

第3 果樹（県農林水産部）

次に掲げる対策について、指導を徹底する。

- 1 樹冠や棚上の積雪を払い落として踏み固める。
- 2 枝や棚が埋没した場合、遅くとも1週間以内に雪を落として踏み固める。
- 3 野ねずみ、野うさぎ等の被害を防止するため、樹の根元の雪踏み、枝のわら巻き等での威嚇を行う。

第4 園芸用施設（県農林水産部）

次に掲げる対策について、指導を徹底する。

- 1 降積雪状況を的確に把握し、速やかに除雪・融雪に努める。
- 2 施設倒壊の恐れがなくなったら、施設各部の損傷や被覆資材の緩み等の点検し、補修・補強を行う。

第5 畜産（県農林水産部）

中山間地域の畜産農家を中心として雪害予防等の巡回指導を実施する。

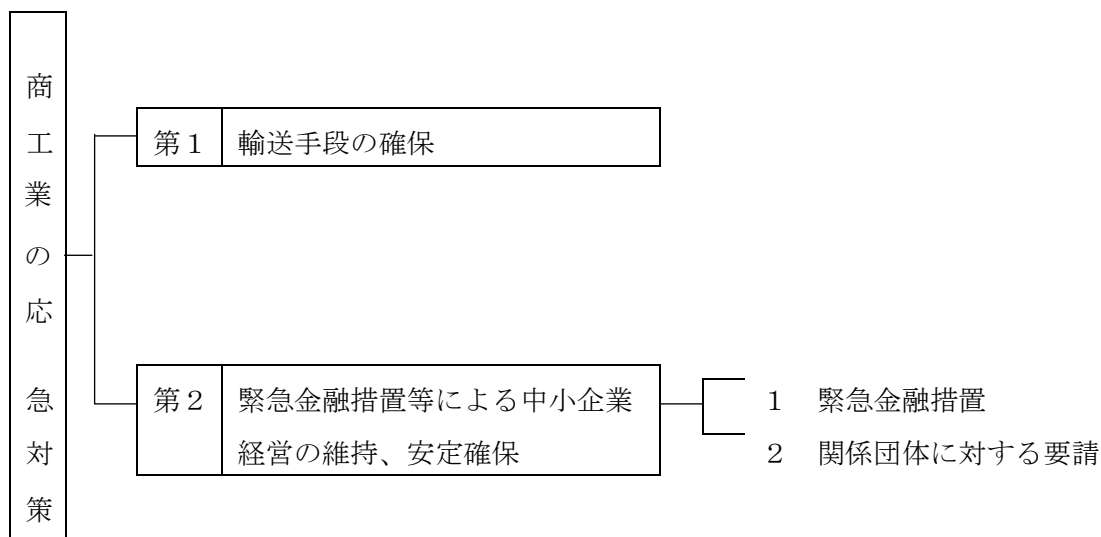
第6 林産（県農林水産部）

県等は、特用林産物施設の除雪励行について指導を徹底するものとする。

第19節 商工業の被害拡大防止

県及び市町村等は、降積雪による商品、生産物及び施設の直接的な被害並びに原材料、製品等の輸送の停滞等による間接的被害防止対策の促進を図る。

対策の体系



第1 輸送手段の確保（県商工労働部、市町村）

県及び市町村等は、生産活動に伴う入出荷及び商品の流通の円滑化を図るため、交通の確保について関係各機関に対し協力要請を行う。

第2 緊急金融措置等による中小企業経営の維持、安定確保

1 緊急金融措置（県商工労働部）

県は、降積雪に関する直接及び間接の被害に起因する中小企業者の資金需要に対し、緊急融資の実施及び政府系金融機関の特別融資適用申請等の措置を講ずる。

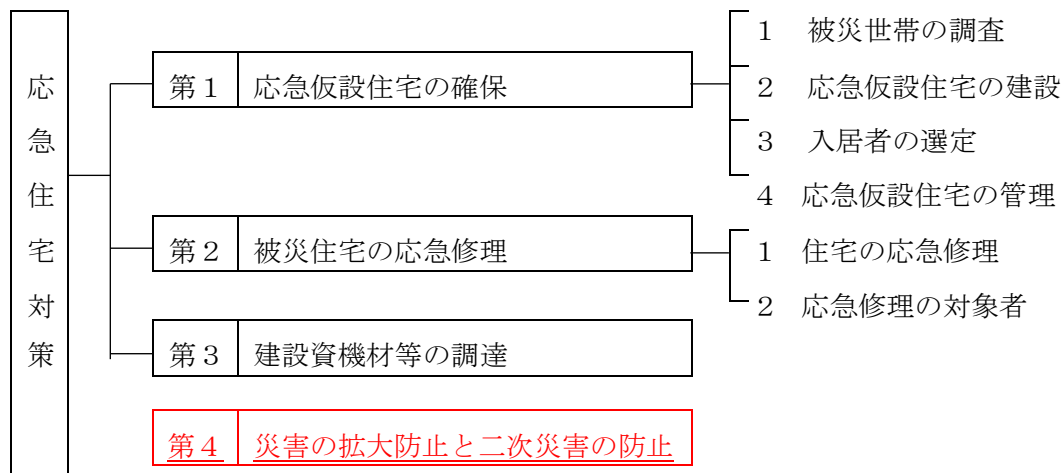
2 関係団体に対する要請（県商工労働部）

県は、商工会議所、商工会、商工会連合会及び中小企業団体中央会等関係団体に対し、必要に応じて中小企業者に対する相談、あっせんを行うなどきめ細かく対処し、指導するよう要請する。

第20節 応急住宅対策

豪雪によって、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。

対策の体系



第1 応急仮設住宅の確保

1 被災世帯の調査（県厚生部、県土木部、市町村）

県及び市町村は、災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理に必要な次の調査を実施する。

(1) 市町村は、次の調査を実施する。

- ア 住宅及び宅地の被害状況
- イ 被災地における住民の動向
- ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望

(2) 県は、次の調査を実施する。

- ア 市町村の調査に基づく被災戸数
- イ 市町村の住宅に関する要望事項
- ウ 市町村の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- エ 応急仮設住宅建設にあたっての支障事項等
- オ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村）

(1) 建設の目的

災害救助法が適用された災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自己の資力によっては居住する住家を確保できない者に応急仮設住宅を供与し、一時的な居住の安定を図る。

(2) 建設用地

市町村は、あらかじめ、次の基準により応急仮設住宅建設予定地を定めておく。なお、応急仮設住宅建設予定地については、地域の人口動態や敷地の利用状況に応じて適宜見直すものとする。県は、市町村に対して必要に応じ、助言等を行う。

＜応急仮設住宅建設予定地選定の基準＞

ア 原則として公有地とする。公有地で適地がない場合は、その他の適地を選定し、あらかじめ所有者等と協議を行う。

イ 大規模ながけくずれや津波による浸水などの危険のない平坦な土地とする。

ウ 給水、排水、電気などのライフラインの整備が容易な土地とする。

(3) 設置戸数

県は、前記1の被災世帯の調査に基づき、被災世帯が必要とする戸数を設置する。

(4) 建設の規模及び費用

1戸当たりの建物面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。ただし、地域の状況等により基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。

なお、高齢者、障害者のために老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(5) 建設の時期

災害発生の日から、原則として20日以内に着工するものとする。

(6) 建設工事

ア 県は、あらかじめ選定した建設候補地の中から、被災状況、保健衛生、交通等を考慮して建設場所を選定する。

イ 応急仮設住宅の建設は所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。

ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、(一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会等に対して協力を要請する。

(資料 「12-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」)

(7) 民間賃貸住宅借上げによる供与

ア 県は、被災状況を考慮し、応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。

イ 県及び市町村は民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたっては、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部、(公社)日本賃貸住宅管理協会富山県支部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。

(8) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。ただし、知事は、内閣

総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

3 入居者の選定（県厚生部、市町村）

（1）入居資格

次の各号にすべて該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者。

（ア）生活保護法の被保護者及び要保護者

（イ）特定の資産のない失業者

（ウ）特定の資産のない母子・父子世帯

（エ）特定の資産のない高齢者、病弱者及び障害者

（オ）特定の資産のない勤労者

（カ）特定の資産のない小企業者

（キ）（ア）～（カ）に準ずる経済的弱者

なお、災害地における住民登録の有無を問わない

（2）入居者の選定

ア 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が当該市町村の協力を得て行う。ただし、状況に応じ当該市町村長に委任して、選定することができる。

イ 選定にあたっては、高齢者や障害者を優先的に入居させるとともに、民生委員の意見を参考にする。

4 応急仮設住宅の管理（県土木部、県厚生部、県関係部局、市町村）

応急仮設住宅の管理は、所在市町村長の協力を得て、県が行う。ただし、状況に応じ所在市町村長に委任できる。

応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第2 被災住宅の応急修理

1 住宅の応急修理（県厚生部、市町村）

（1）修理の目的

災害救助法が適用された災害により住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理をできない者に、居住に必要な最小限度の部分を応急的に修理し、居住の安定を図る。

（2）修理の範囲及び費用

居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要な最小限の部分とし、応急修理に要する費用は、富

山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。

(3) 修理の時期

災害発生の日から、原則として1か月以内に完了するものとする。ただし、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

(4) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

2 応急修理の対象者

(1) 給付対象者の範囲

次の各号に全て該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住家が半焼、半壊した者で当面の日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない母子・父子世帯

(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び障害者

(オ) 特定の資産のない勤労者

(カ) 特定の資産のない小企業者

(キ) (ア)～(カ)に準ずる経済的弱者

(2) 対象者の選定

市町村において、被災者の資力、その生活条件を十分に調査し、それに基づき、県が選定する。

ただし、状況に応じ当該市町村長に委任して、選定することができる。

第3 建設資機材等の調達（県農林水産部、県土木部）

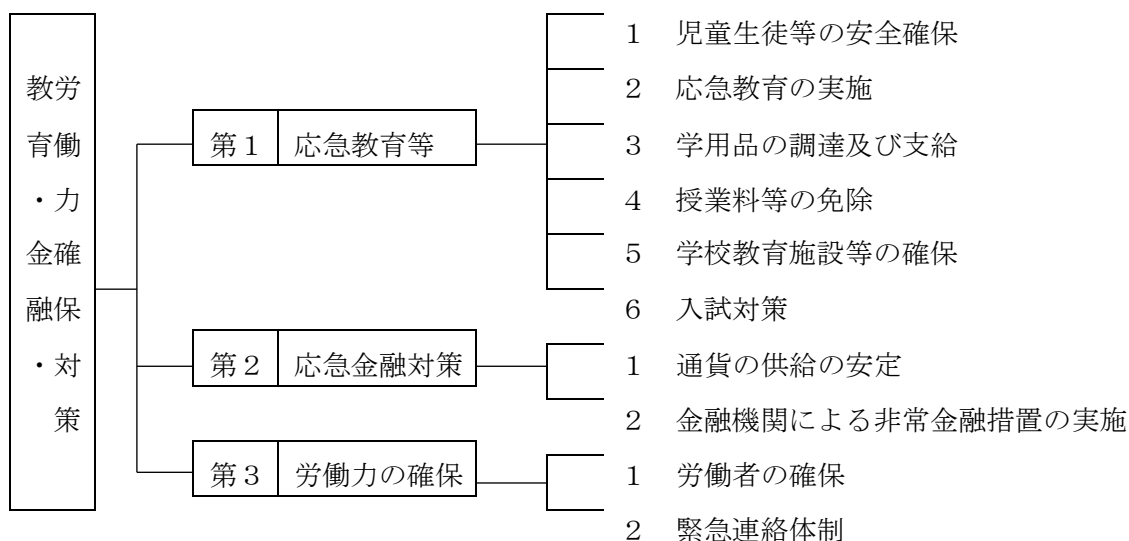
県は、応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理についての資機材及び人員の確保について、（一社）富山県建設業協会、（一社）富山県建築組合連合会、富山県森林組合連合会、富山県木材組合連合会等の関係団体に協力を要請するほか、県内で不足する場合、（一社）プレハブ建築協会等の全国的団体、他都道府県及び国に資機材の調達に関して要請する。

第4 災害の拡大防止と二次災害の防止

市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第21節 教育・金融・労働力確保対策

対策の体系



第1 応急教育等

降積雪時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全確保を第一義とし、さらに平常の学校教育等が困難な事態となったときは、公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、専修学校、特別支援学校、専門学校及び大学等においては、雪に伴う種々の状況に関する判断を的確かつ迅速に行い応急対策について万全を期する必要がある。

1 児童生徒等の安全確保（県経営管理部、県教育委員会、市町村）

（1）通学路の確保

校長又は園長（以下「校長等」という。）は、地域の関係機関及びPTA等と緊密な連絡をとり、あらかじめ通学路の除雪体制及び除雪計画を確立するとともに、地勢及び天候状況によっては集団登下校の指示や父兄等による誘導の依頼を行う。

（2）雪崩及び落雪危険箇所についての指導

校長等は、雪崩及び落雪のおそれのある箇所については、事前に防止対策を検討し、関係機関等に児童生徒等にはっきりわかる標識の設置を依頼するとともに、児童生徒等にそれら危険箇所の通行や遊びをやめるよう安全指導を通して万全を期する。

（3）校舎等の雪害対策

校長等は、校舎敷地内の積雪による危険箇所を事前に十分点検整備するとともに、積雪期には点検体制を強化し、事故の未然防止に努める。とりわけ校舎等建物の除雪計画等をたて、平常の学校教育が安全に実施されるよう特に次の措置を実施する。

ア 落雪事故防止

校舎、講堂、体育館等の屋根雪の落下について十分注意し、万全を期する。

イ 雪おろしの励行

積雪量に十分注意し危険度の大きい建物から雪おろしを行い、倒壊等事故の未然防止に努める。

ウ 雪崩事故防止

山間地の雪崩の危険のある学校等においては、雪崩警戒体制を強化し、危険を覚知したときは、児童生徒等を避難させるとともに、周辺の立入りを禁止する。

エ 危険校舎等の立入り禁止

許容量を超える積雪深に達するおそれのあるときは、雪おろし終了までの間、当該校舎等及びその周辺の使用や立入りを禁止し、児童生徒等に対し厳重に注意する。

オ 児童生徒等による学校等の除雪作業

校長等は、必要に応じて児童生徒等に除雪作業を課すときは、作業の安全性に留意して万全を期す。

(4) 非常口及び避難場所の確保

校長等は、積雪による事故発生に備えて、非常口の確保に努めるとともに安全な避難場所を設定して児童生徒等にそれらについて十分理解させる。なお、そのために定期的に避難訓練を行うものとする。

2 応急教育の実施（県経営管理部、県教育委員会、市町村）

(1) 応急教育計画の策定等

ア 応急教育計画の策定等

(ア) 校長等は、知事又は所管教育委員会と協議のうえ、あらかじめ災害時の応急教育計画（行動マニュアルを含む。）を策定する。

また、国立学校については、応急教育計画の策定について国に協力を要請する必要がある。

私立学校についても同様な措置をとるよう、県として指導や助言を行うものとする。

(イ) 校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。

a 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、事後措置及び保護者との連絡方法のマニュアルを作成し、その周知を図る。

b 所管教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網や協力体制を確立する。

c 勤務時間外における所属職員の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

イ 水、食料及び医薬品等の確保

(ア) 飲料水の確保

災害時における飲料水の確保のため、応急給水槽の建設、応急給水用資機材収納倉庫の整備等の施策を推進する。

また、災害時には通常飲用していない井戸水等を飲用しなければならない事態を想定し、

学校薬剤師等の助言、指導を受けて井戸水等飲用水の確保に努めるとともに、飲用水の場所を周知する。

(イ) 食料の確保

特別支援学校においては、要配慮者保護の観点から児童生徒数等の実態に応じた非常食の確保に努める。

(ウ) 医薬品等の確保

学校においては、当面（概ね2～3日）の医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材の確保に努め、災害に備える。

ウ 管理諸室の確保等

学校機能の早期回復を期するため、校長室、職員室等の管理諸室を確保するとともに、住民への提供については、屋外運動場、体育館等、あらかじめ定めておいた使用優先順位により対応する。

(2) 災害時の態勢

ア 緊急時の対策

(ア) 校長等は、被災状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

(イ) 校長等は、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、知事又は所管教育委員会へ報告しなければならない。

(ウ) 校長等は、気象状況及び交通状況に十分注意し、知事又は所管教育委員会と連絡のうえ、始業・終業時間を調整する。さらに積雪量が多くなり通学が困難な状態となったとき、又は校舎等の危険度が増大したときは、同様に臨時休校（休園）等適切な処置をとる。

なお、始業・終業時間の調整や臨時休校等の安全措置をとる場合は、決定、連絡を迅速に行う。

(エ) 校長等は、学校等の管理に必要な職員を確保するとともに、避難所の開設等災害対策に協力するなど万全の態勢を確立する。

(オ) 校長等は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。

(カ) 応急教育の実施計画については、知事又は所管教育委員会に報告するとともに、決定しだい速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

イ 児童生徒の健康対策・精神保健対策

(ア) 応急処置・感染症対策

養護教諭・その他の教職員等はけが人の手当、心肺蘇生法等を施し、医師に引き継ぐまで応急手当をする。

また、患者の収容施設の確保や隔離収容施設や救急医療施設、救急医薬品の確保に努める。

さらに、食中毒発生の防止のため、給食従事者は衛生の徹底に努める。

(イ) 臨時健康診断

学校医との連携を密にして必要に応じて臨時健康診断を行うものとする。

(ウ) 児童生徒の心身の健康観察、心の健康相談

学校医、臨床心理士、養護教諭、OB教職員は援助実施計画を策定し、特に保護者と必要な連携をとりながら、相談者の問題が解決されるまで、継続的に相談活動を行う。

(エ) 要配慮者への援護

対象児童生徒等のもつ障害の種類により、次のような配慮を行うものとする。

a 聴覚障害児の場合、手話通訳者等による情報提供

b 病弱者・重度心身障害児の場合、人工透析、吸入、心臓管理、空調管理など可能な医療態勢の提供

(3) 災害復旧時の態勢

ア 校長等は、授業の再開に必要な教職員を掌握するとともに、児童生徒、教職員等の被災状況等を調査し、知事又は所管教育委員会に報告する。

イ 校長等は知事又は所管教育委員会と連絡し、校舎の整備を図るほか、教科書及び教材の給与に協力する態勢の確保に努める。

ウ 知事又は教育委員会は、被災学校等ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。

エ 知事又は教育委員会及び当該校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

オ 応急教育計画に基づき学校等へ収容可能な児童生徒等は、学校等に収容し、指導する。教育活動の再開に際しては、登下校(園)の安全の確保を期するよう留意し、指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。

カ 疎開した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、前記(オ)に準じた指導を行うように努める。

キ 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能の場合には、知事又は所管教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開を期する。

ク 校長等は、災害の推移を把握し、知事又は所管教育委員会と緊密に連絡のうえ、平常授業となるよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

ケ 県立大学では、民間アパート等の利用者も多いため、これらが被災した場合、臨時の宿舍の確保に協力するなど、早期の教育再開に努める。

コ 私立学校設置者は、自ら応急の教育が困難な場合、他の私立学校設置者、市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施若しくはこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。

3 学用品の調達及び支給(県厚生部、**県経営管理部**、県教育委員会、市町村)

(1) 給与の対象

教科書、文房具及び通学用品（以下「学用品」という。）をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒等（私立学校を含む。）に対し、被害の実情に応じ、富山県災害救助法施行規則別表第1で定める学用品を支給する。

(2) 給与の期間

災害発生日から教科書については1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事が厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

(3) 給与の方法

学用品は、原則として知事が一括購入し、就学上支障がある小学校児童及び中学校生徒に対する配分は、市町村が実施するものとする。

なお、学用品の給与を迅速に行うために、知事が委任した市町村長が当該教育委員会及び学校長の協力を得て、調達から配分までの業務を行うこともある。

4 授業料等の免除（県経営管理部、県教育委員会）

県は、災害救助法が発動された場合は、県立高等学校生徒の被災の程度に応じ、富山県立高等学校授業料等に関する条例第5条により、授業料等の減免を行うものとする。

また、市町村に対して、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画が策定されるよう指導を行うものとする。

5 学校教育施設等の確保（県教育委員会、市町村）

(1) 被害状況調査と復旧計画策定

個々の学校の被害状況を調査し、建替え、大規模改修、中規模改修、その他の営繕工事等の必要性を判定し、復旧計画を策定する。

判定により倒壊等のおそれがあるものについては、早急に解体撤去する。また、危険物取扱い施設については、早急に保安体制をとる。

市町村においても県と協議のうえ、同様の措置がとられるよう指導を行うものとする。

(2) 仮設校舎の建設

校舎の損壊や避難所としての利用により教室が不足する場合には、早急に仮設校舎の建設を進め、応急教育を早期に開始する。

市町村においても県と協議のうえ、同様の措置がとられるよう指導を行うものとする。

(3) 避難児童生徒の学習の場の確保

避難所における児童生徒の学習の場を確保するため、図書館等の開放を検討する。

6 入試対策（県経営管理部、県教育委員会）

入試期間に災害が発生した場合は、受検者の利便を図る観点から、知事又は教育委員会は入試

時期等について適切な措置を講じるものとする。

第2 応急金融対策

災害時において、被災地における災害の状況を速やかに調査し、関係行政機関、金融機関と連絡協議のうえ、通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。このため、金融機関においては、必要に応じて、応急金融に関する次の措置を講ずるものとする。

1 通貨の供給の安定（北陸財務局、日本銀行、県商工労働部、県農林水産部）

災害時において、財務局、日本銀行及び県は、必要に応じ関係行政機関等と協議のうえ、通貨の安定供給のため、必要と認められる範囲内で、次の措置を講ずるものとする。

(1) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、日本銀行は必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じ日本銀行職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、日本銀行職員は関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送、通信を確保する。

(3) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関が早急に営業を開始できるよう関係行政機関と協議する。

また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日営業について適宜配慮することを要請する。

2 金融機関による金融上の措置の実施（北陸財務局、日本銀行、県商工労働部、県農林水産部）

災害時（災害発生前に災害救助法が適用された場合等を含む）において、財務局、日本銀行及び県は、必要と認められる範囲内で、金融機関に対して、次の金融上の措置を実施するよう要請するものとする。

(1) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、金融機関又は金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、り災証明書の提示あるいはその他実情に即した簡易な確認方法をもって預貯金の払戻しを行う。

イ 被災者に対し定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等を行う。

ウ 被災地の手形交換において、被害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出や不渡処分

の猶予等適宜配慮すること。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。

オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

(2) 金融上の措置の実施等に関する広報

金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行ったとき及び金融機関の業務運営の確保に係る措置を講じたときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第3 労働力の確保

1 労働者の確保（富山労働局、県商工労働部、市町村）

県及び市町村は、災害応急活動に関する様々な事業が展開されることに伴い、相当の労働力が必要になると見込まれるため、労働力の確保に必要な事項を定める。

(1) 雇用計画

ア 雇用方法

労働者の雇用については、公共職業安定所と協力し、復旧作業に必要な労働力を迅速、確実に確保する。

(ア) 市町村、県各部局は、当該市町村、県各部局が管理する建物、道路等に係る災害応急活動に必要な人員を把握して、県商工労働部（労働政策課）に連絡し、労働者の確保を要請する。

(イ) 要請を受けた県商工労働部は、富山労働局を経由のうえ、公共職業安定所に連絡する。

(ウ) 連絡を受けた公共職業安定所は、速やかに要請人員を確保し、労働者を安定所内、又は市町村指定場所に待機させる。

イ 労働者の供給

労働者の確保を要請した部局等は、労働者確保の通報受理後、速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において、公共職業安定所職員立会いのうえ、労働者の供給を受ける。

要請県部局及び市町村は、作業終了後においても、待機場所又は適宜の交通機関までの輸送について協力する。

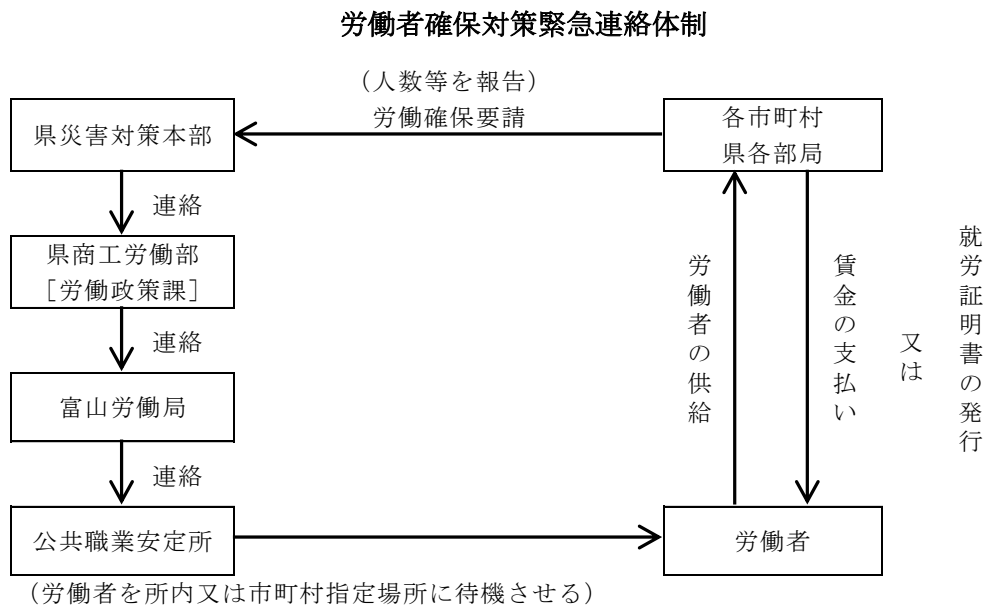
ウ 賃金の支払い

賃金は、労働者確保を要請した県部局及び市町村において予算措置し、就労現場において、作業終了後、直ちに支払うものとする。

なお、現金支給ができない場合は、就労証明書を発行するとともに、現金支給日を就労者本人に通知するものとする。

2 緊急連絡体制（富山労働局、県商工労働部、市町村）

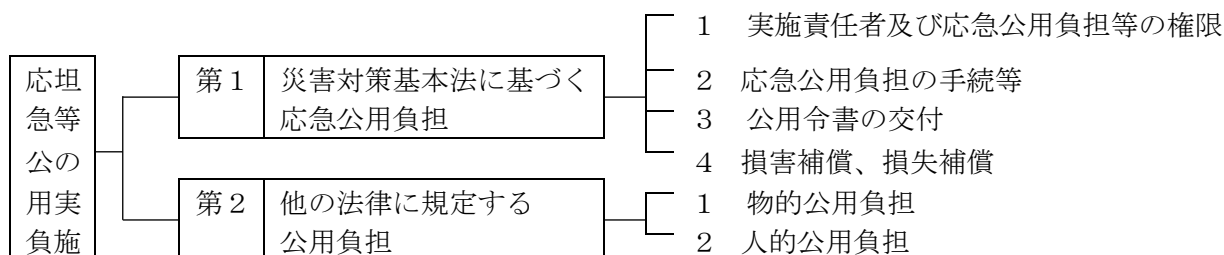
応急復旧活動に必要な労働者の確保対策に係る連絡体制は次のとおりである。



第22節 応急公用負担等の実施

防災関係機関は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとする場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させる等により必要な措置を図るものとする。

対策の体系



第1 災害対策基本法に基づく応急公用負担

1 実施責任者及び応急公用負担等の権限（各関係機関）

(1) 市町村長（災害対策基本法第64条、第65条、第71条）

応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

ア 市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用すること。

イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるものの除去、その他必要な措置

ウ 市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

エ 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された公用負担等の処分を行うことができる。

(2) 警察官、海上保安官又は自衛官（災害対策基本法第64条、第65条）

市町村長又はその職権の委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、前（1）ア、イ及びウの市町村長の職権を行うことができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前者三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに市町村長に通知しなければならない。

(3) 知事（災害対策基本法第71条、第73条）

ア 県の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し若しくは収用することができる。

イ 災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前記（１）に定める市町村長の行う事務を代って実施することができる。

（４）指定地方行政機関の長（災害対策基本法第７８条）

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。

２ 応急公用負担の手續等（各関係機関）

応急公用負担の手續等は、次のとおりである。（災害対策基本法第６４条）

（１）市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、１（１）アによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 土地建物等の所有者等権原を有する者に対し、当該処分等に係る必要事項を通知するものとする。

イ 土地建物等の所有者等が不明な場合は、当該市町村又は警察署、海上保安部若しくは自衛隊の事務所等に上記必要事項を掲示するものとする。

（２）市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、１（１）イによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 工作物等の返還のための公示

除去された工作物等を返還するため、保管を始めた日から14日間、当該市町村又は警察署、海上保安部若しくは自衛隊の事務所等に返還に必要な事項を掲示するものとする。

イ 工作物等の売却

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれのある場合若しくは保管に費用、手数のかかる場合は、その工作物を売却し、その代金を保管することができるものとする。

ウ 保管等の費用

工作物等の保管、売却、公示等に要した経費は、その工作物等の返還を受けるべき占有者等が負担するものとする。

エ 未返還工作物等の帰属

公示の日から6月を経過しても返還することのできない工作物等は、

（ア）市町村長が保管する場合、市町村

（イ）警察署長が保管する場合、県

（ウ）海上保安部長が保管する場合、国

（エ）自衛隊の部隊等の長が保管する場合、国

に、その所有権が帰属する。

3 公用令書の交付（災害対策基本法第81条）（各関係機関）

知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等は、従事命令、協力命令、保管命令及び施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者、又は管理者等に対し、公用令書を交付して行うものとする。（資料「12-4 公用令書様式」）

4 損害補償、損失補償（災害対策基本法第82条、84条）（各関係機関）

(1) 損害補償

知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等の従事命令等により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは県又は市町村は、その者又はその遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(2) 損失補償

知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長等が発する保管命令や施設、土地等管理、使用、物資の取用を行う場合には、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第2 他の法律に規定する公用負担

1 物的公用負担（各関係機関）

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
消防法（他の災害に準用）	消防吏員又は消防団員	消火、延焼防止又は人命救助	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地	使用、処分又は使用制限	なし	なし
消防法（他の災害に準用）	消防長、消防署長又は消防団長	延焼防止	延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのものの在る土地	使用、処分又は使用制限	なし	なし
消防法（他の災害に準用）	同上	消火、延焼防止又は人命救助のため緊急の必要	前2項以外の消防対象物及び土地	使用、処分又は使用制限	要求があるときは、時価により補償（市町村負担）	なし
消防法	同上	給水維持のため緊急の必要		水利使用、制水弁の開閉	なし	なし
土地収用法	起業者（市町村長の許可）	非常災害にさいし緊急施行の必要	他人の土地	使用	時価により損失補償（起業者）	なし
土地収用法	起業者（収用委員会の許可）	裁決遅延により災害防止が困難となる場合	当該土地	使用（6ヶ月間）	時価により損失補償（起業者）	なし

水 防 法	水防管理者 水防団長又は消防機関の長	水防のため緊急の必要	水防の現場において必要な土地、土石、竹木その他の資材、車両その他の運搬用機器又は器具、工作物その他の障害物	一時使用、使用、収用、処分	時価により補償（水防管理団体負担）	なし
災害救助法	都道府県知事	救助又は救助の応援	施設、土地、家屋、物資	管理、使用、収用	通常生ずべき損失を補償（都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担）	なし
水害予防組合法	水害予防組合	非常災害のため必要	土地、土石、竹木その他の現品	使用、収用	損失補償（水害予防組合負担）	なし
河 川 法	河川管理者	洪水の危険切迫なるとき	土地、土石、竹木その他の資材、車両その他の運搬具及び器具、工作物等	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償（河川管理者負担）	なし
道 路 法	道路管理者	非常災害	土地、土石、竹木その他の物件	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償（道路管理者負担）	正当の事由がなく、こぼみ、又は妨げた者、懲役又は罰金
港 湾 法	港湾管理者	非常災害による危険防止	土地、土石、竹木その他の物件	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償（港湾管理者負担）	なし
漁港漁場整備法	漁港管理者	非常災害のため急迫の必要	土地、水面、船舶、工作物、土石、竹木、その他の物件	使用、収用	現に生じた損害を補償（漁港管理者負担）	なし
土地改良法	国、都道府県、市町村、土地改良区	急迫の災害を防ぐため	土地、土石、竹木その他の現品	使用、収用	時価により損失を補償（当該団体負担）	なし
感染症法	都道府県知事	感染症の病原体に汚染された建物で消毒方法の施行を不相当と認めるとき	建物、土地	処分、使用	手当金交付（市町村負担）	なし
水難救護法	市町村長	救護のため	船舶、車馬その他の物件、所有地	徴用、使用	徴用、使用に対して補償（市町村負担）	正当の理由なくこぼんだ者、罰金
電気通信事業法	西日本電信電話(株)	天災が発生した場合、重要な通信を確保するための線路の設置	土地、建物その他の工作物	使 用	損 失 補 償（西日本電信電話(株)負担）	なし

2 人的公用負担（各関係機関）

法令	権利者	目的	負担義務者	負担内容	補償	罰則
消防法（他の災害に準用）	消防吏員又は消防団員	消火、延焼防止又は人命救助	現場付近に在る者	消防作業に従事	1 損害補償なし 2 死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償（市町村負担）	軽犯罪法
水防法	水防管理者 水防団長又は消防機関の長	水防のためやむをえない必要	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防に従事	1 損失補償なし 2 死亡、負傷、疾病、廃疾となった場合損害補償（水防管理団体負担）	軽犯罪法
災害救助法	都道府県知事	救助又は救助の応援	医療、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務従事	1 実費弁償 2 負傷、疾病、死亡の場合扶助金支給（1, 2とも都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担）	1 懲役又は罰金 2 軽犯罪法
災害救助法	運輸局長	救助の応援	輸送関係者	救助に関する業務従事	同上	同上
災害救助法	都道府県知事	救助	救助を要する者及びその近隣の者	救助への協力	なし	軽犯罪法
災害救助法（施設負担）	都道府県知事	救助又は救助の応援	物資の生産等を業とする者	物資の保管命令	通常生ずべき損失を補償（一定額以上国庫）	懲役又は罰金
水害予防組合法	水害予防組 合管理者、警察官又は監督行政庁	出水のための危険が出るときの防御	組合区域内の総居住者	防御従事	なし	軽犯罪法
水害予防組合法	水害予防組合	水害防御従事	組員又は区域内の総居住者	夫役現品	なし	（督促及び滞納処分）
河川法	河川管理者	洪水の危険切迫するとき	現場にある者	使役	なし	
道路法	道路管理者	非常災害	現場にある者又はその付近に居住する者	防御に従事	通常生ずべき損失を補償（道路管理者負担）	軽犯罪法
港湾法	港湾管理者	非常災害による危険の防止	現場にある者又はその付近に居住する者	防御に従事	通常生ずべき損失を補償（港湾管理者負担）	同上
漁港漁場整備法	漁港管理者	非常災害のため急迫の必要	現場にある者	業務に協力	現に生じた損害を補償（漁港管理者負担）	同上
警察官職務執行法	警察官	危害防止	その場に居合せた者、その事務の管理者その他関係者	措置命令	なし	同上
水難救護法	市町村長	救護のため	人	救護従事	労務報酬支給（市町村負担）	1 罰金 2 軽犯罪法

海上保安庁法	海上保安官	非常事変に際し必要あるとき	付近にある人及び船舶	協力	なし	軽犯罪法
水道法 (物品負担)	都道府県知事	災害その他非常の場合	水道事業者又は水道用水供給事業者	水道施設内にとり入れた水の供給	対価補償(都道府県)	懲役又は罰金
有線電気通信法 (施設負担)	総務大臣	非常事態が発生又は発生するおそれがある場合、災害の予防救援、交通通信若しくは電力の供給秩序維持のため	有線電気通信設備を設置したもの	他の設置に接続させること必要な返信を行わせること他の者に使用させること	実費弁償(国庫負担)	懲役又は罰金
電波法 (施設負担)	総務大臣	非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合、人命救助、災害救援、交通通信の確保秩序の維持のため	無線局	通信を行わせる	実費弁償	懲役又は罰金
港湾運送事業法 (施設負担)	国土交通大臣	災害救助その他公共の安全の維持のため	港湾運送業者	貨物の取扱、運送、順位変更	通常生ずべき損失を補償	なし

第 4 章

雪害復旧対策

第4章 雪害復旧対策

被災した地域の復旧・復興においては、民生安定のための各種の緊急対策を講じ、被災者の生活再建を支援するとともに、激甚災害の指定等により、再度の災害発生の防止に配慮した公共施設等を復旧し、より安心して安全な地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

また、被災した場合に、迅速かつ円滑な復旧・復興を図る長期的復興計画を作成するため、復興対策の研究や他県の先進事例を調査するものとする。

計画の体系



第1節 民生安定のための緊急対策

防災関係機関及び各種団体等は協力して、被災者に対する生活必需物資の供給等、人心の安定と社会秩序の維持を図るための災害復旧対策を実施し、民生安定のための緊急措置を行うものとする。

対策の体系



第1 被災者の生活確保

被害を受けた県民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

また、これらによる被災者の自立的な生活再建の支援を早期に実施するため、市町村は被災後早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付するものとする。

1 生活相談（県各部署、市町村）

（1）被災者の要望の把握

県及び市町村は、被災者の要望把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、被災者の要望を集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、要望の把握にあたる。

（2）生活相談の実施

県及び市町村は、住民からの生活相談に適時適切に対応するものとする。

ア 市町村

被災者のための相談所を設置し、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るとともに、その内容を関係機関に連絡するなど、積極的に広聴活動を実施するものとする。

また、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、避難所等の窓口に一本化した被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部局に連絡し早期解決を図る。

イ 県

市町村と連絡を密にし、市町村相互の相談態勢の総合調整を行う。

（3）各種相談窓口の設置

県及び市町村は、被災者の要望に応じて次のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。

また、被災の長期化に対応して、適宜、相談組織の再編等を行う。

ア 生命保険、損害保険（支払い条件等）

イ 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）

ウ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）

エ 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）

オ 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）

カ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）

キ 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）

ク 消費（物価、必需品の入手等）

- ケ 教育（学校）
- コ 福祉（障害者、高齢者、児童等）
- サ 医療・衛生（医療、薬、風呂等）
- シ 廃棄物（ごみ、災害廃棄物、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）
- ス 金融（生活資金の融資等）
- セ 税（徴収猶予及び減免等）
- ソ ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）
- タ ガス消費機器の取扱等（適合ガス種、ガス漏えい対策等）

2 義援金、救援物資の取扱い（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

（1）義援金、救援物資の受入れ

①受付

県（厚生企画課）、市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体は、それぞれ送付された義援金、救援物資の受付先を定めておくものとする。なお、救援物資については、受入れを希望するもの及び希望しないものを報道機関を通して公表するものとする。

②保管

県、市町村及び日本赤十字社富山県支部関係団体は、それぞれ義援金の保管方法や救援物資の集積地を定めておくものとする。

③配分

県は、義援金について、県、市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体で構成する委員会を設置するものとし、災害規模に応じ、この委員会において義援金の配分について定めるものとする。また、救援物資については、被災市町村と連携を図り、希望する物資を輸送するものとする。

（2）救援物資の提供

県民、企業等は、救援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け（市町村）

制度の概要

区 分	概 要	根 拠
①災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市町村が、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに 500 万円以内の災害弔慰金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律 第 3 条
②災害障害見舞金の支給	自然災害により精神又は身体に障害を受けた者に対して、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに 250 万円以内の災害障害見舞金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律 第 8 条
③災害援護資金の貸付け	自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度	災害弔慰金の支給等に関する法律 第 10 条

（1）災害弔慰金

市町村は、条例の定めるところにより「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいて、自然災害で、被害の程度が一定規模に達した場合に、その災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

ア 対象災害

- （ア） 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害
- （イ） 県内において住宅が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害
- （ウ） 県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害及び（イ）と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
- （エ） 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

イ 支給額

- （ア） 生計維持者 500 万円以内
- （イ） その他の者 250 万円以内

ウ 受給遺族

死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

（2）災害障害見舞金

ア 支給対象者

市町村は、条例の定めるところにより災害弔慰金の支給における対象災害と同一の範囲の災害で、その災害により負傷又は疾病にかかり、それが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に次に規定する程度の障害を有する者を対象とし、災害障害見舞金を支給する。

- （ア） 両目が失明した者

- (イ) 咀嚼及び言語の機能を廃した者
- (ウ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- (エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- (オ) 両上肢をひじ関節以上で失った者
- (カ) 両上肢の用を全廃した者
- (キ) 両下肢をひざ関節以上で失った者
- (ク) 両下肢の用を全廃した者
- (ケ) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者

イ 支給額

- (ア) 生計維持者 250万円以内
- (イ) その他の者 125万円以内

(3) 災害援護資金

ア 貸付対象者及び貸付限度額

市町村は、条例の定めるところにより県内において「災害救助法」による救助が行われた市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。

被害の種類及び程度	金額
(1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円
(2) 家財等の損害	
ア 家財の1/3以上の損害	150万円
イ 住居の半壊	170万円
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
エ 住居全体の滅失又は流失	350万円
(3) (1)と(2)が重複した場合	
ア (1)と(2)のアが重複した場合	250万円
イ (1)と(2)のイが重複した場合	270万円
ウ (1)と(2)のウが重複した場合	350万円
(4) 次のいずれかの事由の1つに該当する場合であって、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合	250万円
ア (2)のイの場合	350万円
イ (2)のウの場合	350万円
ウ (3)のイの場合	

イ 貸付条件

(ア) 所得制限

世帯人数	市町村民税における総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住宅が滅失した場合にあっては1,270万円

(イ) 利率

年3%以内で市町村が条例で定める率（据置期間は無利子）

(ウ) 据置期間

3年（特別の事情がある場合は5年）

(エ) 償還期間

10年（据置期間を含む）

(オ) 償還方法

年賦、半年賦又は月賦

（資料 「5-9 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給と災害援護資金の貸付」）

4 災害見舞金の支給（県厚生部、市町村）

(1) 災害見舞金

知事は、自然災害によって、住家が全壊、半壊した世帯に対して、市町村を通じて見舞金を支給する。

ア 対象災害

(ア) 県内に「災害救助法」が適用された市町村が1以上ある場合の災害

(イ) (ア)と同等の被害と知事が認めた災害

イ 支給額

(ア) 全壊世帯 10万円

(イ) 半壊世帯 5万円

(2) 除雪給付金

知事及び市町村長は、雪害の状況に応じ要援護世帯に対し負担の軽減を図るため除雪給付（見舞）金を考慮する。

5 被災者生活再建支援金の支給（県厚生部、市町村）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村の区域に係る自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

エ ア又はイに規定する被害が発生した市町村以外の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

オ 隣接県においてアからウまでに規定する被害のいずれかが発生した場合における当該県に隣接する県内の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

カ ウ又はエに規定する被害が発生した都道府県が2以上ある場合における県内の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、5(人口5万未満の市町村にあつては、2)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

(2) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 災害による被害が発生する危険な状況が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

(3) 支給金額等

ア 県は被災世帯となった世帯の世帯主に対し、申請に基づき被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支給を行う。

イ 被災世帯(その属する者の数が1である世帯(オにおいて「単数世帯」という。))を除く。以下(3)において同じ。)に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあつては、50万円)に、当該被災世帯が次に掲げる世帯の区分であるときは、当該各区分に定める額を加えた額とする。

①その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯200万円

②その居住する住宅を補修する世帯100万円

③その居住する住宅(公営住宅法第2条第2号に規定する 公営住宅を除く。)を賃借する世帯50万円

ウ イの規定にかかわらず、被災世帯が同一の自然災害によりイの①から③までのうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあつては、50万円)にイの①から③までに定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

エ イ及びウの規定にかかわらず、当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯であつて被災者生活再建支援法施行令第3条第1項各号に定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、同条第2項及び第3項に定める額とする。

オ 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、イからエまでの規定を準用する。この

場合において、イ及びウの規定中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5000円」と、イの規定中「200万円」とあるのは「150万円」と、エの規定中「300万円」とあるのは「225万円」と読み替えるものとする。

6 生活福祉資金の貸付け（県社会福祉協議会）

災害により被害を受けた低所得世帯等における速やかな自立更生のために、富山県社会福祉協議会が民生委員、市町村社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金の貸付けを行う。

(1) 災害を受けたことにより臨時に必要な経費

ア 貸付対象者 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯

(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。)

イ 貸付限度額 150万円以内

ウ 償還期間 6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内

エ 利率 無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5%

(2) 災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要な経費

ア 貸付対象者 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯

(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。)

イ 貸付限度額 250万円以内

ウ 償還期間 6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内

エ 利率 無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5%

なお、被害の程度に応じて両資金の重複貸付も可能である。

7 災害復旧資金の貸付け（県商工労働部、北陸労働金庫）

(1) 災害復旧資金（勤労者生活資金）

災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対し、不動産及び生活の復旧に必要な資金の貸付けを行う。

ア 貸付対象者 富山県内に1年以上継続して居住しており、同一事業所に1年以上継続して勤務している勤労者

イ 貸付限度額 150万円

ウ 償還期間 5年以内

エ 利率 年2.2%、保証料別途年0.8%

オ 取扱窓口 北陸労働金庫（富山県内の支店）

8 失業者（休業者）の生活の安定対策等（富山労働局、県厚生部、県商工労働部、富山県社会福祉協議会、北陸労働金庫）

(1) 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

災害によりその雇用される適用事業所（災害救助法が適用された地域に限る）が休業するに至ったため一時的な離職を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給し、失業期間中の生活の安定を図る。

また、失業により基本手当を受給中の者が災害により認定日に出向いていくことができない場合には事後に証明書により、失業の認定を行い基本手当を支給する。

さらに、被災地以外の公共職業安定所においてもこれらの支給を受けることができる等、これらの周知を図るものとする。

（２）労働保険料の納付期限の延長措置

被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納付期限の延長措置を講ずる。

（３）被災者に対する就職あっせん及び職業訓練対策

ア 被災者に対する就職あっせん

公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その再就職について県下各公共職業安定所（６ヶ所）との緊密な連携のもとに、速やかな就職あっせんに努めるものとする。

このため、公共職業安定所に臨時職業相談窓口（公共職業安定所へ出向くことが困難な地域にあっては臨時職業相談所）を開設するとともに、巡回職業相談を実施するものとする。

また、他都道府県への再就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他都道府県と連絡調整を行い雇用の安定を図るものとする。

イ 失業者（休業者）への対策

雇用調整助成金の特例措置等の周知とその活用により失業の予防を図るとともに、公共職業安定所に相談コーナーを設置し、説明会の開催等により、雇用の維持・確保に努める。

ウ 新規学卒者の内定取り消し又は未就職者の大幅増加防止への対策

経営者団体等に対し、内定取り消しの事態が発生しないよう要請を行うとともに、傘下企業に対して、就職未決定者等の採用について、公共職業安定所への求人申し込みを依頼する等、求人の確保に努める。

公共職業安定所では、受理した求人をネットワークを活用して、新規学卒者等に広く情報提供を行い就職の促進を図る。

エ 職業訓練対策

職業能力開発校は、失業者（休業者）の転職を容易にするため、職業訓練（委託訓練を含む。）を実施する。

（４）離職者に対する生活資金の支援

ア 離職者生活安定資金の融資

離職者に対し、離職中における生活の維持や求職活動に必要な資金の融資を行う。

（ア）貸付対象者 次のすべてを満たす者

- ①富山県内に1年以上継続して居住している者
 - ②離職中であり、公共職業安定所で求職の申込みをし、現在求職活動をしている者
 - ③世帯の生計を維持している者
 - ④雇用保険一般被保険者であった者で、求職者給付を現在受給中又は受給終了後6ヶ月以内の者
- (イ) 貸付限度額 100万円
- (ウ) 償還期間 5年以内
- (エ) 利率 年2.2%、保証料別途年0.7%
- (オ) 取扱窓口 北陸労働金庫（富山県内の支店）

イ 総合支援資金の貸付

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対し、生活福祉資金（総合支援資金）貸付けを行う。

(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす世帯の者

- ①低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ②資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること
- ③現に住居を有していること又は生活困窮者住宅確保給付金の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること
- ④実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- ⑤失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

(イ) 貸付期間 原則3月以内

（ただし、就職に向けた活動を誠実に実施している場合などにおいては、最長12月まで延長可能）

- (ウ) 貸付限度額 月額20万円、ただし単身世帯にあっては月額15万円
- (エ) 償還期間 貸付期間の終了後6月以内の据置期間経過後、10年以内
- (オ) 利率 年1.5%。ただし保証人がいれば無利子
- (カ) 取扱窓口 市町村社会福祉協議会

9 被災者に対する住宅復興に向けた支援（県土木部、住宅金融支援機構北陸支店）

災害時において、県と住宅金融支援機構が協力し、住宅の復興に向けた相談所の開設や住宅金融支援機構融資の返済中の被災県民に対し、返済猶予や返済方法の変更等ができるように支援する。

10 罹災証明書発行体制の整備（県厚生部、市町村）

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとし、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

また、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

11 被災者台帳の作成（県危機管理局、市町村）

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

12 国有財産の無償借受等（北陸財務局富山財務事務所）

国有財産を災害復旧や、避難住民受入れのための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、県及び市町村は国に対し無償借受等の申請を行う。

第2 中小企業、農林漁業者に対する支援

1 中小企業への融資等（県商工労働部）

被害を受けた中小企業者に対し、既往の中小企業高度化資金等の債務について、償還の猶予及び償還期間の延長の措置を講じるとともに、県及び政府系金融機関が、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。

(1) 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長

中小企業高度化資金の既往債務の償還猶予及び償還期限の延長（3年以内）

(2) 県信用保証協会の別枠保証による信用補完

ア 激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者の再建資金の保証の特例（激甚法第12条の中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）

イ 災害等突発的な事由により地域の相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域に事業所を有する中小企業者

[災害の影響後1か月間の販売数量又は売上高が前年同月比20%以上減少、かつ、災害の影響後3か月間の販売数量又は売上高が前年同月比20%以上減少すると見込まれるもの]

(中小企業信用保険法第2条5項の経営安定関連保証（別枠保証）)

[上記ア、イによる措置内容]

一般保証限度額 2億8,000万円＋特別保証限度額 2億8,000万円

(3) 政府系金融機関による災害復旧貸付制度

株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫においても中小企業の災害復旧のため貸付制度が講じられている。

(4) 県制度融資による対応

県の制度融資においては、経営安定資金地域産業対策枠により、被災中小企業の経営安定のための融資を行う。

ア 対象者 災害等突発的な事態の発生により経営の安定に支障が生じている中小企業者

イ 資金使途 運転資金

ウ 限度額 5,000万円

エ 期間 7年（うち据置1年）以内

オ 利率 年1.70%以内

カ 信用保証 県信用保証協会の保証に付す

(5) 中小企業高度化資金による対応

災害復旧貸付

既往の高度化資金の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合に、罹災した施設の復旧を図る場合や、施設の復旧にあたって新たに高度化事業を実施するもの

(ア) 貸付割合 90%（無利子）

(イ) 期間 20年（うち据置3年）以内

2 農林漁業関係者への融資（県農林水産部）

被害を受けた農林漁業者又はその組合に対し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に講ずる。

(1) 経営資金等の融通

農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）の適用を受けて、被害農林

漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずるものとする。

(2) 農林漁業団体に対する指導

災害時において、被害農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農業協同組合等関係金融機関に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即した適切な指導を行う。

(3) 日本政策金融公庫による融資

株式会社日本政策金融公庫においても、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被害農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、金融措置が講じられている。

(4) 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長等

被災により農業近代化資金等の既往借入金の償還ができなくなった農業者等に対して、償還猶予、償還期間の延長を行うほか、株式会社日本政策金融公庫の各種農業制度資金の既往借入金についても償還猶予等の手続きが迅速に行われるよう依頼するなど必要な措置を講ずる。

第3 税の徴収猶予及び減免等

1 県の措置（県経営管理部）

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し、地方税法又は富山県税条例により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を講ずる。

(1) 期限の延長

災害により納税者等が期限内に申告、申請、請求その他書類の提出又は県税を納付し、若しくは納入することができないと認める場合は、次の方法により当該期限を延長する。

ア 災害が県内の全部又は一部の地域にわたる場合

地域、期日その他必要な事項を指定する。

イ ア以外の場合、納税者等の申請により災害がやんだ日から、納税者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内において期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認めるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認めるときは、更に1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等を行う。

(4) 減免等

被災した納税者等に対し、各税目（個人の県民税、地方消費税、県たばこ税及びゴルフ場利用税を除く。）ごとに法令等の規定に基づき、減免及び納入義務の免除等を行うほか、災害復旧資金借入又は県営住宅入居等に必要な納税証明書の交付申請手数料についても減免を行う。

2 市町村の措置（市町村）

市町村は、災害により被災者の納付すべき市町村税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、市町村税（延

滞金等を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等（日本郵便株式会社）

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

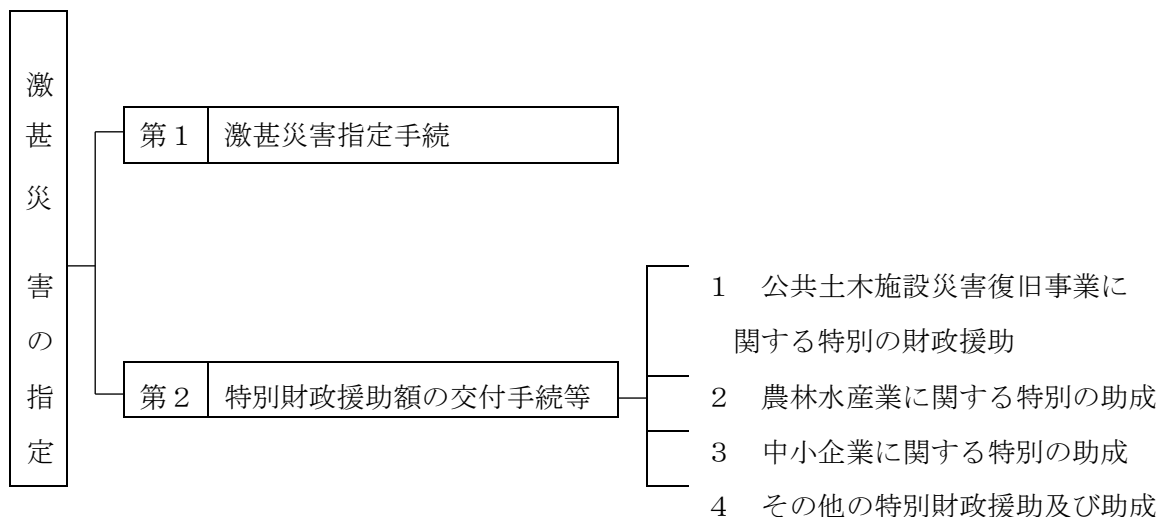
第2節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努めるものとする。

《関係法令》

- ・災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97条～第98条
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

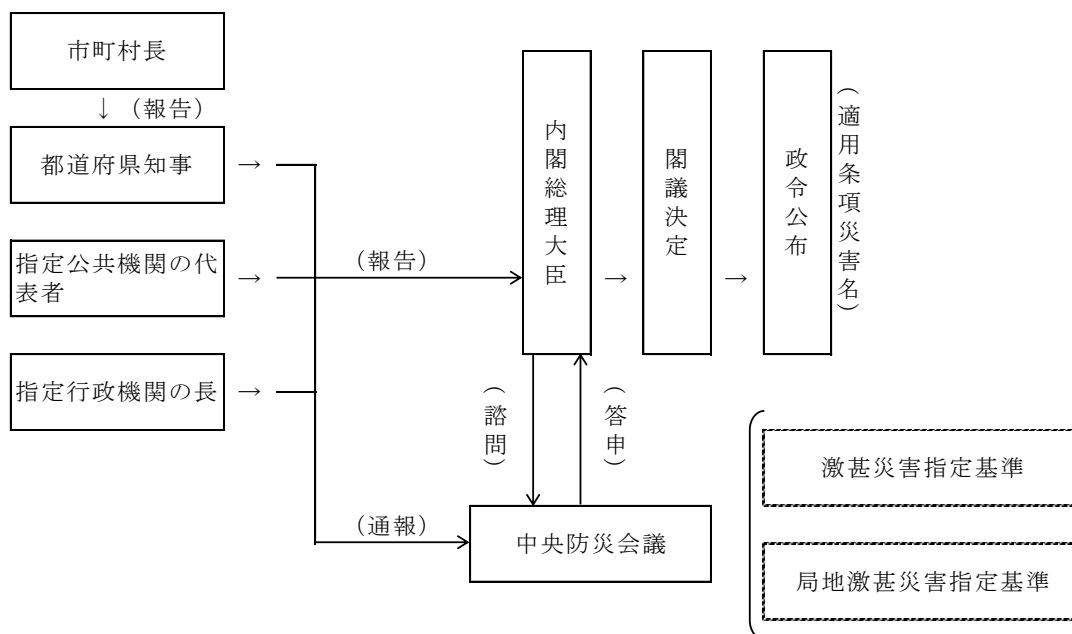
対策の体系



第1 激甚災害指定手続（県各部署）

- 1 知事は、市町村の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる災害について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 県関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。
- 3 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することとなっている。

指定手続フロー



(1) 激甚災害指定基準（本激）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準は次表のとおりとする。（昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準）

適用条項（適用措置）	指定基準
激甚法第2章 <u>(3、4条)</u> （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.5% (B基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額の25% 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%
激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.5% (B基準) 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4% 2 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	<p>次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設の被害見込額が5,000万円以下の場合には除外。</p> <p>1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>2 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</p> <p>ただし、上記に該当しない場合でも、水産業共同利用施設に係るものについては、当該災害による漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次の3又は4の要件に該当する災害。ただし、水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下の場合には除外。</p> <p>3 漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設)の被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の0.5%</p> <p>4 漁業被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</p>
激甚法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものは除外。</p> <p>(A基準)</p> <p>農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.5%</p> <p>(B基準)</p> <p>農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数の3%</p>
激甚法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準)</p> <p>林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の5%</p> <p>(B基準)</p> <p>林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>1 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の60%</p> <p>2 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の1%</p>

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第 12 条、13 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A 基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第 2 次産業及び第 3 次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。）の 0.2%（B 基準）</p> <p>中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額の 0.06%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の 2% 2 一の都道府県内の中小企業関係被害額＞1,400 億円 <p>ただし、火災の場合又は激甚法第 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。</p>
激甚法第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、17 条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）、19 条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	<p>激甚法第 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>
激甚法第 22 条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A 基準） 滅失住宅戸数≥被災地全域で 4,000 戸</p> <p>（B 基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）滅失住宅戸数≥被災地全域で 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> 1 一市町村の区域内で 200 戸以上 2 その区域内の住宅戸数の 1 割以上 （2）滅失住宅戸数≥被災地全域で 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> 1 一市町村の区域内で 400 戸以上 2 その区域内の住宅戸数の 2 割以上 <p>ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p>
激甚法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のおとど被害の実情に応じ個別に考慮

（2）局地激甚災害指定基準（局激）

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものについて、激甚災害として指定することができるが、その指定基準は次表のとおりとする。

(昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準)

適用条項 (適用措置)	指 定 基 準
<p>激甚法第2章(3、4条) (公共土木施設災害復旧事業等に関する財政援助)</p>	<p>1 当該市町村が負担する公共土木施設災害復旧事業等の査定事業費額が次のいずれかに該当する災害。ただし、該当市町村ごとの当該査定事業費額の合計が1億円未満のものは除外。</p> <p>(1) 当該査定事業費額>当該市町村の当該年度の標準税収入の50%(当該査定事業費額が1,000万円未満のものは除外)</p> <p>(2) 当該査定事業費額>当該市町村の当該年度の標準税収入の20%(当該標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費額が2億5,000万円を超えるもの)</p> <p>(3) 当該査定事業費額>当該市町村の当該年度の標準税収入の20%+{(当該標準税収入-50億円)の60%}(当該標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下のもの)</p> <p>2 1の当該査定事業費の見込額からみて、1の災害に明らかに該当すると見込まれる災害。ただし、被害箇所数が10未満のものは除外。</p>
<p>激甚法第5条、6条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等)</p>	<p>1 (1) 当該市町村の農地等の災害復旧事業に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額の10%(経費の額が1,000万円未満のものは除外)</p> <p>ただし、該当市町村ごとの当該経費の額の合計が5,000万円未満の場合は除外。</p> <p>(2) 上記に該当しない場合でも、当該市町村の漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、次に該当する災害。</p> <p>当該市町村の漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設)の被害額>当該市町村の当該年度の漁業所得推定額の10%</p> <p>(漁船等の被害額が1,000万円未満のものは除外)</p> <p>ただし、該当市町村ごとの当該漁船等の被害額の合計が5,000万円未満の場合は除外。</p> <p>2 1の当該経費の見込額からみて、1の災害に明らかに該当すると見込まれる災害。ただし、被害箇所数が10未満のものは除外。</p>
<p>激甚法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>当該市町村の林業被害見込額(樹木に限る)>当該市町村の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍(被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の0.05%未満のものは除外)</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの</p> <p>1 大火による災害の場合の要復旧見込面積>300ha</p> <p>2 その他の災害の場合の要復旧見込面積>当該市町村の民有林(人工林に限る)面積の25%</p>
<p>激甚法第12、13条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)</p>	<p>当該市町村の中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の10%(被害額が1,000万円未満のものは除外)</p> <p>ただし、該当市町村ごとの当該経費の額の合計が5,000万円未満の場合は除外。</p>
<p>激甚法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>激甚災害指定基準(本激)の激甚法第24条の欄に同じ。</p>

第2 特別財政援助額の交付手続等

激甚災害の指定を受けたときは、県関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金等を受けるための手続を実施する。

なお、激甚災害に定められている措置のうち、主要なものの概要は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(県厚生部、県農林水産部、県土木部、県教育委員会) (激甚法第3条、第4条)

河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設や公立学校などが災害により被害を受けた場合には、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、生活保護法、児童福祉法、公立学校施設災害復旧費国庫負担法等の根拠法令に基づき災害復旧事業が行われるが、激甚法第3条及び第4条が適用されると、これらの災害復旧事業にかかる国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

過去の例からみると、例えば、公共土木施設の災害復旧事業の場合、国庫負担率は、一般災害であれば6～8割程度であるが、激甚災害の場合には、7～9割程度まで引き上げられることとなる。

2 農林水産業に関する特別の助成(県農林水産部)

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(激甚法第5条)

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業は、通常、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定措置法」という。)に基づき行われるが、激甚法第5条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

過去の例からみると、例えば、農地の災害復旧事業の場合、国庫負担率は、一般災害であれば概ね8割程度であるが、激甚災害の場合には、概ね9割程度まで引き上げられることとなる。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(激甚法第6条)

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業は、通常、暫定措置法に基づき行われるが、激甚法第6条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助額がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

過去の例からみると、国庫負担率は、一般災害であれば2割程度であるが、激甚災害の場合には、概ね9割又は5割程度まで引き上げられることとなる。

(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚法第8条)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)が発動された災害が激甚災害に指定された場合には、天災融資法に定める経営資金等について、貸付け限度額の引き上げ(一般被災農業者200万円→250万円、果樹栽培者等500万円→600万円)及び償還期限の延長(6年→7年)が行われ、貸付条件の緩和が図られる。

〔 なお、利率については、天災融資法の発動により、特別被災者に対し3%以内の低利で貸すなどの措置がとられている。 〕

(4) 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）

激甚災害を受けた一定の都道府県が、漁業協同組合が必要とする共同利用小型漁船建造費について補助を行った場合に、国が都道府県に対し、その2分の1を特別に補助するものである。

(5) 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）

激甚災害を受けた一定地域における森林災害復旧事業について、国が都道府県に対し、当該事業費の2分の1を特別に補助するものである。

3 中小企業に関する特別の助成（県商工労働部）

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

激甚法第12条の中小企業信用保険法による災害関係保証の特例により、付保限度額の別枠設定（2億8,000万円）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険70%→80%）の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。

4 その他の特別財政援助及び助成（県経営管理部、県農林水産部、県土木部、県教育委員会、市町村）

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧事業について、国が当該事業費の3分の2を特例的に補助するもの。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）

激甚災害を受けた私立の学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の2分の1を特例的に補助するもの。

(3) 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の3分の2を特例的に補助するもの。（一般災害の場合、費用の3分の1を補助する予算補助制度がある。）

(4) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）

激甚災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合に、国がその工事費の4分の3を特例的に補助するものである。（一般災害の場合、国庫補助率3分の2）

(5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

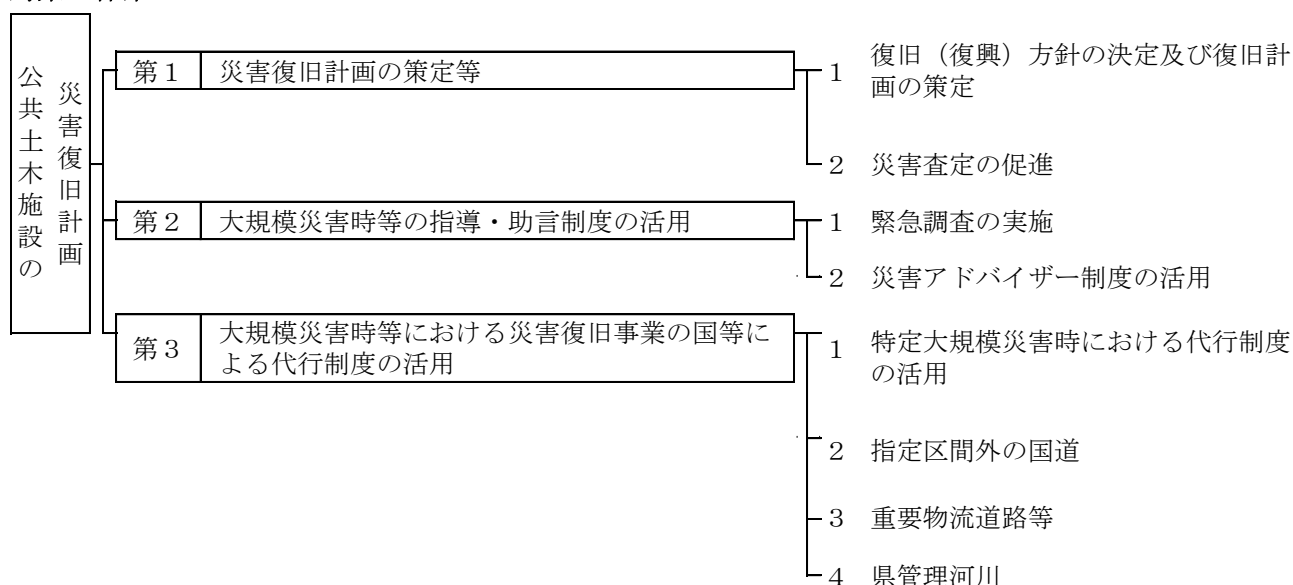
激甚災害によって必要を生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあ

てるため発行の同意等を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている。（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100%）

第3節 公共土木施設の災害復旧計画

公共土木施設の災害を早期に復旧するため、的確に被害状況を把握するとともに、災害復旧関係法令等に定められた一連の業務に基づき、速やかに復旧計画を策定し、災害査定を受け、早期に業務実施できるよう努める。

対策の体系



第1 災害復旧計画の策定等

1 復旧（復興）方針の決定及び復旧計画の策定（県農林水産部、県土木部、市町村）

公共土木施設管理者は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに災害復旧計画を策定する。

また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて、関係機関が連携して復興計画を策定する。

2 災害査定を促進（県農林水産部、県土木部、市町村）

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、国と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。

なお、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

第2 大規模災害時等の指導・助言制度の活用

1 緊急調査の実施（県農林水産部、県土木部、市町村）

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じて国に対して緊急調査を要請し、国の指導・助言を得る。

2 災害アドバイザー制度の活用（県農林水産部、県土木部、市町村）

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じてアドバイザー制度（災害復旧技術専門家派遣制度）を活用し、災害に対して知見を有する専門家より指導・助言を得る。（資料「12-14 災害復旧技術専門家派遣制度」）

第3 大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

1 特定大規模災害時における代行制度の活用

著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合は、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。

2 指定区間外国道、県道及び市町村道

(1) 国による代行制度

指定区間外の国道、県道及び市町村道において、工事が高度の技術を要する場合又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。

(2) 県による代行制度

市町村が管理する道路のうち、指定区間外国道及び県道と交通上密接な関連を有する道路において、市町村から災害復旧事業の代行の要請があり、かつ、市町村が自ら実施することが困難であると認められる場合においては、必要に応じて県が災害復旧に関する工事を行う。

3 県管理河川

県管理河川において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事については、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。

富山県地域防災計画の沿革

昭和37年12月 1日	作成
38年11月26日	一部修正
39年12月10日	〃
41年 7月29日	〃
43年 6月28日	〃
46年 4月15日	〃
48年10月31日	全面修正
49年 7月 5日	別冊「富山県石油コンビナート地帯防災計画」作成
50年12月 9日	一部修正
52年 4月28日	〃
52年12月23日	石油コンビナート等災害防止法（昭和50年12月17日 法律第84号）制定に伴い、 別冊「富山県石油コンビナート地帯防災計画」廃止
53年 3月31日	一部修正
54年 2月 9日	別冊「地震編」作成
54年10月28日	一部修正
55年 8月 8日	〃
56年 7月14日	〃
57年 7月 2日	〃
57年12月 9日	別冊「雪害編」作成
58年12月 9日	「風水害編・火災等編」作成、「雪害編」、「地震編」一部修正
59年12月21日	一部修正
61年 3月20日	〃
62年 3月 3日	〃
63年 1月21日	〃
63年12月19日	〃
平成 2年 2月 6日	〃
3年 2月20日	〃
4年 2月13日	〃
5年 3月18日	〃
6年 2月28日	〃
7年 3月31日	〃
8年 6月11日	「地震編」を「震災編」に改め全面修正
10年 7月 6日	「風水害編・火災等編」を「風水害編・火災編・事故災害編」に改め全面修正
12年 3月 3日	「雪害編」全面修正
15年 3月30日	「震災編」全面修正
18年 8月 1日	「風水害編・火災編・事故災害編」、「震災編」、「雪害編」全面修正
21年 1月21日	「事故災害編」に原子力災害対策を追加
24年 5月29日	「震災編」を「地震・津波災害編」に改め全面修正
25年 4月17日	「事故災害編」原子力災害対策を「原子力災害編」に改め全面修正
26年 5月20日	一部修正
27年 6月10日	一部修正
29年 3月30日	一部修正
30年 2月16日	一部修正
30年11月30日	一部修正
令和元年 6月18日	一部修正
<u>3年 月 日</u>	<u>一部修正</u>

富山県地域防災計画（雪害編）

発行人 富山県防災会議
住所 富山市新総曲輪 1 番 7 号 〒930-8501
(事務局 富山県危機管理局 防災・危機管理課)